

水俣市議会会議録

平成24年6月第2回定例会（6月1日招集）

水俣市議会事務局

平成24年6月第2回定例会（6月1日招集）会期日程表

（会期 6月1日から6月20日まで20日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	6月1日	金	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明
2	2日	土		休 会	市の休日（土曜日）
3	3日	日			市の休日（日曜日）
4	4日	月			議案調査
5	5日	火			議案調査（一般質問通告正午まで）
6	6日	水			議案調査
7	7日	木			議案調査
8	8日	金			議案調査
9	9日	土			市の休日（土曜日）
10	10日	日			市の休日（日曜日）
11	11日	月			議案調査
12	12日	火	午前9時30分	本会議	一般質問（高岡利治君、塩崎信介君、谷口眞次君） （質疑通告正午まで）
13	13日	水	午前9時30分	本会議	一般質問（中村幸治君、野中重男君、大川末長君）
14	14日	木	午前9時30分	本会議	一般質問（川上紗智子君、谷口明弘君、牧下恭之君） 議案質疑 委員会付託
15	15日	金	———	委員会	委員会
16	16日	土		休 会	市の休日（土曜日）
17	17日	日			市の休日（日曜日）
18	18日	月	———	委員会	委員会
19	19日	火		休 会	議事整理日
20	20日	水	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

平成24年6月第2回水俣市議会定例会会議録目次

平成24年6月1日（金） ——— 1日目 ———

出欠席議員	1 ～ 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第1号	2
陳情文書表(1)	3
開 会	3
全国市議会議長会表彰状の伝達	3
○谷口眞次君のあいさつ	3
開 議	4
諸般の報告	4
日程第1 会議録署名議員の指名について	4
日程第2 会期の決定について	5
議案上程	6
日程第3 議第48号 専決処分の報告及び承認について	
専第3号 平成23年度水俣市病院事業会計補正予算（第5号）	7
日程第4 議第49号 専決処分の報告及び承認について	
専第4号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について	8
日程第5 議第50号 専決処分の報告及び承認について	
専第5号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定 について	11
日程第6 議第51号 専決処分の報告及び承認について	
専第6号 平成23年度水俣市一般会計補正予算（第9号）	11
日程第7 議第52号 専決処分の報告及び承認について	
専第7号 平成23年度水俣市病院事業会計補正予算（第6号）	13
日程第8 議第53号 専決処分の報告及び承認について	
専第8号 平成24年度水俣市一般会計補正予算（第1号）	15
日程第9 議第54号 水俣市印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例の制 定について	16
日程第10 議第55号 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を	

	改正する条例の制定について……………	1～17
日程第11	議第56号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について……………	18
日程第12	議第57号 水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について……………	18
日程第13	議第58号 平成24年度水俣市一般会計補正予算（第2号）……………	20
日程第14	議第59号 平成24年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）……………	22
日程第15	議第60号 平成24年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）……………	22
日程第16	議第61号 平成24年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）……………	23
日程第17	議第62号 平成24年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）……………	24
日程第18	議第63号 平成24年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）……………	24
日程第19	議第64号 指定管理者の指定について……………	25
日程第20	議第65号 水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等の変更について…	25
日程第21	議第66号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について……………	25
	市長の提案理由説明……………	26
日程第22	陳情の取り下げについて（陳第7号 熊本県へ子ども医療完全無料化を中学3年生まで拡充することを求める意見書提出に関する陳情について）……………	30
散 会	……………	31

平成24年6月12日（火） ——— 2日目 ———

出欠席議員……………	2～1
事務局職員出席者……………	1
説明のため出席した者……………	1
議事日程第2号……………	2
開 議……………	2
日程第1 議案の撤回について（議第64号 指定管理者の指定について）……………	2
市長の発言……………	3
日程第2 一般質問……………	3
○高岡利治君の質問……………	3
1 水俣市地域防災計画及び国民保護計画について……………	4
2 水俣県体について……………	5
3 指定管理者について……………	5
4 水俣病検診案内のチラシについて……………	5

市長の答弁	2 ～ 5
総務企画部長の答弁	5
○高岡利治君の再質問	7
総務企画部長の答弁	9
○高岡利治君の再々質問	10
総務企画部長の答弁	11
教育長の答弁	12
○高岡利治君の再質問	13
教育長の答弁	14
○高岡利治君の再々質問	14
教育長の答弁	15
教育長の答弁	15
○高岡利治君の再質問	16
教育長の答弁	17
○高岡利治君の再々質問	18
教育長の答弁	19
市長の答弁	20
○高岡利治君の再質問	20
市長の答弁	21
○高岡利治君の再々質問	22
市長の答弁	23
休憩・開議	23
○塩崎信介君の質問	23
1 地域経済の元気づくりについて	24
2 水俣病問題の解決と環境モデル都市の推進について	25
3 行財政改革について	25
市長の答弁	26
副市長の答弁	26
○塩崎信介君の再質問	28
副市長の答弁	32
○塩崎信介君の再々質問	35
副市長の答弁	37

市長の答弁	2～38
総務企画部長の答弁	40
○塩崎信介君の再質問	40
市長の答弁	41
休憩・開議	42
○谷口眞次君の質問	42
1 東日本大震災の支援と対策について	43
2 湯の鶴・湯の児の観光振興について	43
3 エコパーク野球場について	43
4 みなまた未来コンサート海恋物語第5章について	43
市長の答弁	44
○谷口眞次君の再質問	45
市長の答弁	47
○谷口眞次君の発言	48
産業建設部長の答弁	49
○谷口眞次君の再質問	51
産業建設部長の答弁	53
○谷口眞次君の発言	54
教育長の答弁	55
○谷口眞次君の再質問	55
教育長の答弁	56
○谷口眞次君の発言	57
産業建設部長の答弁	58
○谷口眞次君の再質問	59
産業建設部長の答弁	60
散 会	60

平成24年6月13日（水） ——— 3日目 ———

出欠席議員	3～1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1

議事日程第3号	3～2
開　　議	2
日程第1　一般質問	2
○中村幸治君の質問	3
1　水俣の文化振興について	3
(1) 地名について	
(2) 清音橋について	
(3) 文化振興の体制について	
2　湯の鶴観光振興計画について	3
3　自治会について	4
市長の答弁	4
教育長の答弁	5
○中村幸治君の再質問	6
教育長の答弁	7
○中村幸治君の再々質問	8
教育長の答弁	9
産業建設部長の答弁	9
○中村幸治君の再質問	10
産業建設部長の答弁	12
○中村幸治君の再々質問	13
産業建設部長の答弁	14
市長の答弁	15
○中村幸治君の再質問	16
市長の答弁	18
○中村幸治君の再々質問	19
市長の答弁	19
休憩・開議	19
○中村幸治君の再々質問	19
市長の答弁	21
休憩・開議	22
○野中重男君の質問	22
1　水俣病について	22

2 市長の脱原発をめざす首長会議への参加について……………	3 ～23
3 再生可能エネルギーの導入推進について……………	23
4 下水道浄化センターへの太陽光発電の設置について……………	23
5 西南戦争関連資料の収集と保存について……………	23
市長の答弁……………	23
○野中重男君の再質問……………	24
市長の答弁……………	26
○野中重男君の再々質問……………	26
市長の答弁……………	28
市長の答弁……………	28
○野中重男君の再質問……………	29
市長の答弁……………	30
○野中重男君の発言……………	30
副市長の答弁……………	31
○野中重男君の再質問……………	32
副市長の答弁……………	33
○野中重男君の再々質問……………	33
副市長の答弁……………	34
産業建設部長の答弁……………	34
○野中重男君の再質問……………	35
産業建設部長の答弁……………	36
○野中重男君の発言……………	36
教育長の答弁……………	37
○野中重男君の再質問……………	38
教育長の答弁……………	40
休憩・開議……………	40
○大川末長君の質問……………	40
1 行財政改革について……………	40
2 環境首都水俣創造事業について……………	41
3 湯の鶴観光物産館について……………	41
4 外郭団体について……………	41
5 東部地域特別養護老人ホーム建設について……………	42

市長の答弁	3～42
総務企画部長の答弁	43
○大川末長君の再質問	45
市長の答弁	46
副市長の答弁	46
○大川末長君の再質問	48
副市長の答弁	48
産業建設部長の答弁	49
○大川末長君の再質問	50
産業建設部長の答弁	51
○大川末長君の再々質問	52
市長の答弁	53
総務企画部長の答弁	53
○大川末長君の再質問	54
総務企画部長の答弁	55
市長の答弁	55
○大川末長君の再質問	56
市長の答弁	57
福祉環境部長の答弁	58
○大川末長君の再々質問	58
福祉環境部長の答弁	58
散 会	58

平成24年6月14日（木） ——— 4 日 目 ———

出欠席議員	4～1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第4号	2
陳情文書表(2)	3
開 議	3
諸般の報告	3

日程第1 一般質問	4～4
○川上紗智子君の質問	4
1 地域経済活性化策と住宅リフォーム助成事業について	4
2 教職員の多忙化問題について	5
3 文部科学省発行の「放射線等に関する副読本」について	5
市長の答弁	5
○川上紗智子君の再質問	6
市長の答弁	7
○川上紗智子君の再々質問	8
市長の答弁	9
教育長の答弁	10
○川上紗智子君の再質問	10
教育長の答弁	11
休憩・開議	12
○川上紗智子君の再々質問	12
教育長の答弁	13
教育長の答弁	14
○川上紗智子君の再質問	15
教育長の答弁	16
休憩・開議	17
○谷口明弘君の質問	17
1 東日本大震災への支援について	17
2 本市の防災対策について	18
3 本市の情報発信力強化と市民サービス向上について	18
4 熊本市の政令指定都市移行と本市の教育について	19
5 観光振興について	19
市長の答弁	19
○谷口明弘君の再質問	20
市長の答弁	21
○谷口明弘君の発言	22
総務企画部長の答弁	23
○谷口明弘君の再質問	24

教育長の答弁	4～25
総務企画部長の答弁	25
○谷口明弘君の発言	26
総務企画部長の答弁	26
○谷口明弘君の再質問	26
総務企画部長の答弁	27
市長の答弁	28
○谷口明弘君の発言	28
教育長の答弁	29
○谷口明弘君の再質問	29
教育長の答弁	30
○谷口明弘君の再々質問	31
教育次長の答弁	32
産業建設部長の答弁	32
○谷口明弘君の再質問	33
産業建設部長の答弁	34
副市長の答弁	35
市長の答弁	36
○谷口明弘君の発言	36
休憩・開議	37
○牧下恭之君の質問	37
1 防災対策について	37
2 空き家・廃屋対策について	38
3 通学路の安全対策について	38
4 教育問題について	39
(1) 特別支援高等部分教室について	
(2) 図書館について	
(3) 学校図書館について	
市長の答弁	41
○牧下恭之君の再質問	43
市長の答弁	44
教育長の答弁	45

○牧下恭之君の再々質問	4～45
市長の答弁	46
福祉環境部長の答弁	46
○牧下恭之君の再質問	47
市長の答弁	48
○牧下恭之君の発言	48
教育長の答弁	48
○牧下恭之君の再質問	49
教育長の答弁	49
教育長の答弁	50
○牧下恭之君の再質問	52
教育長の答弁	53
休憩・開議	54
質　　疑	54
日程第 2　議第48号　専決処分の報告及び承認について	
専第 3 号　平成23年度水俣市病院事業会計補正予算（第 5 号）	54
日程第 3　議第49号　専決処分の報告及び承認について	
専第 4 号　水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について	54
日程第 4　議第50号　専決処分の報告及び承認について	
専第 5 号　水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定 について	54
日程第 5　議第51号　専決処分の報告及び承認について	
専第 6 号　平成23年度水俣市一般会計補正予算（第 9 号）	54
日程第 6　議第52号　専決処分の報告及び承認について	
専第 7 号　平成23年度水俣市病院事業会計補正予算（第 6 号）	55
日程第 7　議第53号　専決処分の報告及び承認について	
専第 8 号　平成24年度水俣市一般会計補正予算（第 1 号）	55
日程第 8　議第54号　水俣市印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例の制 定について	55
日程第 9　議第55号　水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を 改正する条例の制定について	55
日程第10　議第56号　水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	56

日程第11	議第57号	水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について……………	4～56
日程第12	議第58号	平成24年度水俣市一般会計補正予算（第2号）……………	56
日程第13	議第59号	平成24年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）………	56
日程第14	議第60号	平成24年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）……………	56
日程第15	議第61号	平成24年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）……………	57
日程第16	議第62号	平成24年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）……………	57
日程第17	議第63号	平成24年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）……………	57
日程第18	議第65号	水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等の変更について…	57
日程第19	議第66号	熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について……………	58
議案上程……………			58
日程第20	議第67号	工事請負契約の締結について……………	58
市長の提案理由説明……………			58
休憩・開議……………			59
質 疑……………			59
委員会付託……………			59
散 会……………			59

平成24年6月20日（水） ——— 5 日目 ———

出欠席議員……………	5～1
事務局職員出席者……………	1
説明のため出席した者……………	1
議事日程第5号……………	2
開 議……………	4
諸般の報告……………	4
日程第1 議第48号 専決処分の報告及び承認についてから日程第27 陳第6号 消費税増 税に反対する意見書提出を求める陳情についてまで27件に関する委員 会の審査報告……………	4
○総務産業委員長の報告……………	6
○厚生文教委員長の報告……………	9
委員会審査報告書……………	13
委員長報告に対する質疑……………	15

討 論	5 ～15
○牧下恭之君の反対討論（陳第7号・陳第6号）	15
○西田弘志君の賛成討論（陳第7号・陳第6号）	16
○川上紗智子君の賛成討論（陳第7号・請第1号・陳第11号・陳第6号）	17
○田口憲雄君の反対討論（請第1号）	19
○福田斉君の反対討論（陳第11号）	19
○大川末長君の反対討論（陳第1号・陳第4号）	20
○野中重男君の賛成討論（陳第1号・陳第4号）	20
○中村幸治君の反対討論（陳第4号）	21
採 決	22
日程第28 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について	25
採 決	26
閉会中継続審査・調査申出書	26
議案上程	27
日程第29 議第68号 人権擁護委員候補者の推薦について	27
日程第30 議第69号 固定資産評価員の選任について	28
日程第31 意見第3号 乳幼児医療費助成拡充を求める意見書について	28
市長の提案理由説明（議第68号及び議第69号）	29
○厚生文教委員長の提案理由説明（意見第3号）	29
質 疑	30
○福田斉君の質疑（議第68号）	30
総務企画部長の答弁	30
討 論	31
採 決	31
日程第32 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について	32
閉 会	33

平成24年6月1日

平成24年6月第2回水俣市議会定例会会議録
(第1号)

提案理由説明

平成24年6月第2回水俣市議会定例会会議録（第1号）

1、平成24年6月1日水俣市長第2回水俣市議会定例会を招集する。

1、平成24年6月1日午前10時0分水俣市議会議長第2回水俣市議会定例会の開会を宣告する。

1、平成24年6月20日午前11時21分水俣市議会議長第2回水俣市議会定例会の閉会を宣告する。

平成24年6月1日（金曜日）

午前10時0分 開会

午前10時25分 散会

（出席議員） 16人

真 野 頼 隆 君	谷 口 明 弘 君	江 口 隆 一 君
田 口 憲 雄 君	高 岡 利 治 君	塩 崎 信 介 君
西 田 弘 志 君	中 村 幸 治 君	川 上 紗 智 子 君
福 田 齊 君	大 川 末 長 君	牧 下 恭 之 君
瀧 上 道 昭 君	谷 口 眞 次 君	緒 方 誠 也 君
野 中 重 男 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（伊 藤 亮 三 君）	次 長（田 畑 純 一 君）
総 務 係 長（岡 本 広 志 君）	議 事 係 長（深 水 初 代 君）
書 記（赤 司 和 弘 君）	

（説明のため出席した者） 14人

市 長（宮 本 勝 彬 君）	副 市 長（田 上 和 俊 君）
総務企画部長（本 山 祐 二 君）	福祉環境部長（中 田 和 哉 君）
産業建設部長（厚 地 昭 仁 君）	総合医療センター事務部長（瀧 上 茂 樹 君）
総務企画部次長（宮 森 守 男 君）	福祉環境部次長（松 本 幹 雄 君）
産業建設部次長（遠 山 俊 寛 君）	水道局長（古 里 雄 三 君）
教 育 長（葦 浦 博 行 君）	教 育 次 長（浦 下 治 君）
総務企画部総務課長（本 田 真 一 君）	総務企画部企画課長（川 野 恵 治 君）

○議事日程 第1号

平成24年6月1日 午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名について

第2 会期の決定について

第3 議第48号 専決処分の報告及び承認について

専第3号 平成23年度水俣市病院事業会計補正予算（第5号）

第4 議第49号 専決処分の報告及び承認について

専第4号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について

第5 議第50号 専決処分の報告及び承認について

専第5号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

第6 議第51号 専決処分の報告及び承認について

専第6号 平成23年度水俣市一般会計補正予算（第9号）

第7 議第52号 専決処分の報告及び承認について

専第7号 平成23年度水俣市病院事業会計補正予算（第6号）

第8 議第53号 専決処分の報告及び承認について

専第8号 平成24年度水俣市一般会計補正予算（第1号）

第9 議第54号 水俣市印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

第10 議第55号 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

第11 議第56号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

第12 議第57号 水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

第13 議第58号 平成24年度水俣市一般会計補正予算（第2号）

第14 議第59号 平成24年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

第15 議第60号 平成24年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

第16 議第61号 平成24年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）

第17 議第62号 平成24年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

第18 議第63号 平成24年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）

第19 議第64号 指定管理者の指定について

第20 議第65号 水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等の変更について

第21 議第66号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

第22 陳情の取り下げについて（陳第7号 熊本県へ子どもの医療費完全無料化を中学3年生まで拡充することを求める意見書提出に関する陳情について）

平成24年 6 月第 2 回水俣市議会定例会陳情文書表(1)

受理番号	件 名	代表者の住所 及 び 氏 名	紹介議員	付託委員会
陳第 7 号	消費税引き上げに反対する意見書提出を求める陳情について	葦北郡津奈木町岩城 2123-40 坂口 正人		総務産業
陳第 8 号	学校図書館の蔵書整備・充実に関する陳情について	水俣市大園町 1-3-1 宮崎 容一		厚生文教

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

開会

午前10時 0 分 開会

○議長（真野頼隆君） ただいまから平成 2 4 年第 2 回水俣市議会定例会を開会します。

全国市議会議長会表彰状の伝達

○議長（真野頼隆君） 会議に入ります前に、去る 5 月23日、東京都で開催された全国市議会議長会第88回定期総会において、谷口眞次議員が議員10年の勤続表彰を受けられました。

これより表彰状を伝達します。

被表彰者の谷口眞次議員は、演壇の前までおいで願います。

（議長表彰状を朗読し、議員に表彰状を伝達する。）

○議長（真野頼隆君） 谷口眞次議員から発言を求められております。

この際、発言を許します。

（谷口眞次君登壇）

○谷口眞次君 皆さん、おはようございます。

ただいま、全国市議会議長会より10年の永年勤続の賞をいただきました。まことにありがとうございます。

平成14年 2 月に補欠選挙で初当選をさせていただきまして、 4 期11年目を迎えることができました。これもひとえに市民の皆さん、そして市長をはじめ市職員の皆さん、議員各位の皆様方の温かい御指導と御協力のたまものと改めて感謝を申し上げます。本当にありがとうございます。

11年目を迎えましたけれども、まだまだ志半ばでもございます。水俣市におきましても、様々な問題が山積をいたしております。皆様方と一緒に、切磋琢磨しながら、市政発展のために、一つ一つ問題解決をしていきたいとそうように覚悟いたしております。

どうか今後とも皆様方の温かい御指導と御鞭撻を賜りますように、心からお願いを申し上げます。

して、甚だ簡単ではございますが、お礼と感謝の気持ちにかえさせていただきます。ありがとうございます。
ございました。(拍手)

○議長（真野頼隆君） 以上で全国市議会議長会の表彰状の伝達を終わります。

○議長（真野頼隆君） これから本日の会議を開きます。

○議長（真野頼隆君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

本日まで受理した陳情2件は、議席に配付の陳情文書表記載のとおり、それぞれの常任委員会に付託します。

次に、平成23年9月6日付で受理し、現在、厚生文教委員会で審査中であります陳第7号熊本県へ子ども医療費完全無料化を中学3年生まで拡充することを求める意見書提出に関する陳情については、陳情者から5月28日付で陳情の取り下げ願いが提出されましたので、議席に配付しておきました。

次に、去る3月定例会で可決された父子家庭支援策の拡充を求める意見書外1件については、関係大臣等へ提出しておきましたから御了承願います。

次に、市長から、地方自治法施行令第146条第2項の規定による繰越明許費の報告2件、地方公営企業法第26条第3項の規定による予算の繰越しの報告1件及び、地方自治法第243条の3第2項の規定による水俣市土地開発公社、財団法人水俣市振興公社、株式会社みなまたの経営状況報告3件、以上6件の報告が提出されましたので、議席に配付しておきました。

次に、監査委員から、平成23年度後期の定期監査の結果報告、平成24年2月、3月分の一般会計、特別会計及び公営企業会計例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えつけてありますから御閲覧願います。

次に、今期定例会に地方自治法第121条の規定により、宮本市長、田上副市長、本山総務企画部長、中田福祉環境部長、厚地産業建設部長、湊上総合医療センター事務部長、宮森総務企画部次長、松本福祉環境部次長、遠山産業建設部次長、古里水道局長、本田総務課長、川野企画課長、葦浦教育長、浦下教育次長、以上の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第1号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（真野頼隆君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において中村幸治議員、福田斉議員を

指名します。

日程第２ 会期の決定について

○議長（真野頼隆君） 日程第２、会期の決定を議題とします。

平成24年６月第２回定例会（６月１日招集）会期日程表

（会期 ６月１日から６月20日まで20日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	6月1日	金	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明
2	2日	土		休 会	市の休日（土曜日）
3	3日	日			市の休日（日曜日）
4	4日	月			議案調査
5	5日	火			議案調査（一般質問通告正午まで）
6	6日	水			議案調査
7	7日	木			議案調査
8	8日	金			議案調査
9	9日	土			市の休日（土曜日）
10	10日	日			市の休日（日曜日）
11	11日	月			議案調査
12	12日	火	午前9時30分	本会議	一般質問（質疑通告正午まで）
13	13日	水	午前9時30分	本会議	一般質問
14	14日	木	午前9時30分	本会議	一般質問 議案質疑 委員会付託
15	15日	金	——	委員会	委員会
16	16日	土		休 会	市の休日（土曜日）
17	17日	日			市の休日（日曜日）
18	18日	月	——	委員会	委員会
19	19日	火		休 会	議事整理日
20	20日	水	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

○議長（真野頼隆君） お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から6月20日までの20日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真野頼隆君) 異議なしと認めます。

したがって会期は、20日間と決定しました。

日程第3 議第48号 専決処分の報告及び承認について

専第3号 平成23年度水俣市病院事業会計補正予算(第5号)

日程第4 議第49号 専決処分の報告及び承認について

専第4号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議第50号 専決処分の報告及び承認について

専第5号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議第51号 専決処分の報告及び承認について

専第6号 平成23年度水俣市一般会計補正予算(第9号)

日程第7 議第52号 専決処分の報告及び承認について

専第7号 平成23年度水俣市病院事業会計補正予算(第6号)

日程第8 議第53号 専決処分の報告及び承認について

専第8号 平成24年度水俣市一般会計補正会計(第1号)

日程第9 議第54号 水俣市印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議第55号 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 議第56号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12 議第57号 水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

日程第13 議第58号 平成24年度水俣市一般会計補正予算(第2号)

日程第14 議第59号 平成24年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

日程第15 議第60号 平成24年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

日程第16 議第61号 平成24年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第1号)

日程第17 議第62号 平成24年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

日程第18 議第63号 平成24年度水俣市水道事業会計補正予算(第1号)

日程第19 議第64号 指定管理者の指定について

日程第20 議第65号 水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等の変更について

日程第21 議第66号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

○議長（真野頼隆君） 日程第3、議第48号専決処分の報告及び承認についてから、日程第21、議第66号熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてまで、19件を一括して議題とします。

議第48号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成24年6月1日提出

水俣市長 宮本勝彬

専第3号 平成23年度水俣市病院事業会計補正予算（第5号）

専第3号

専決処分書

平成23年度水俣市病院事業会計補正予算（第5号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

平成24年3月26日

水俣市長 宮本勝彬

（専決処分を必要とする理由）

退職者の増加等に伴う退職給与金の予算措置に急施を要し、専決処分するものである。

（別紙）

平成23年度水俣市病院事業会計補正予算（第5号）

（総則）

第1条 平成23年度水俣市病院事業会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成23年度水俣市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支 出		
第1款 総合医療センター事業費	6,487,663千円	18,219千円	6,505,882千円
第1項 医 業 費 用	6,279,584千円	18,219千円	6,297,803千円
収 益 的 支 出 合 計	6,512,617千円	18,219千円	6,530,836千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり改める。

病院別	区 分	科 目	既決予定額	補正予定額	合 計
1	総合医療センター	(1) 職 員 給 与 費	3,591,677千円 (3,172,260)	18,219千円 (18,219)	3,609,896千円 (3,190,479)
	合 計		3,598,394 (3,177,568)	18,219 (18,219)	3,616,613 (3,195,787)

議第49号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成24年6月1日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

専第4号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について
専第4号

専 決 処 分 書

水俣市税条例の一部を改定する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

平成24年3月31日専決

水俣市長 宮 本 勝 彬

水俣市税条例の一部を改正する条例

水俣市税条例（平成8年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第36条の2第1項ただし書中「、寡婦（寡夫）控除額」を削る。

附則第10条の2第7項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第8項各号」に改め、同条第8項中「附則第7条第10項各号」を「附則第7条第9項各号」に改める。

附則第10条の2を附則第10条の3とし、附則第10条の次に次の1条を加える。

（法附則第15条第2項第6号及び第10項の条例で定める割合）

第10条の2 法附則第15条第2項第6号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

附則第11条の見出し中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第6号中「附則第18条第7項」を「附則第18条第6項」に改める。

附則第11条の2の見出しを「（平成25年度又は平成26年度における土地の価格の特例）」に改め、同条第1項中「平成22年度分」を「平成25年度分」に、「平成23年度分」を「平成26年度分」に改め、同条第2項中「平成22年度適用土地」を「平成25年度適用土地」に、「平成22年度類似適用土地」を「平成25年度類似適用土地」に、「平成23年度分」を「平成26年度分」に改める。

附則第12条の見出し及び同条第1項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第2項中「住宅用地又は商業地等」を「商業地等」に、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、「、住宅用地にあっては10分の8、商業地等にあっては」を削り、同条第3項中「平成21年度から平成23年度で」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第4項を削り、同条第5項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項を同条第5項とする。

附則第13条（見出しを含む。）中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改める。

附則第15条第1項中「から第6項まで」を「から第5項まで」に、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第2項中「平成24年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

附則第21条の次に次の1条を加える。

第21条の2 法附則第41条第15項各号に掲げる固定資産について同項の規定の適用を受けようとする者は、次の

各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 当該固定資産を事業の用に供する者が法附則第41条第15項に規定する特定移行一般社団法人等（以下この条において「特定移行一般社団法人等」という。）に該当することを明らかにする書類
- (2) 次に掲げる事項を記載した書類
 - ア 法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
 - イ 法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
 - ウ 法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途
- (3) 特定移行一般社団法人等が幼稚園、図書館又は博物館法第2条第1項の博物館（次号及び第5号において「博物館」という。）を設置した年月日を記載した書類
- (4) 特定移行一般社団法人等が当該固定資産を直接保育、図書館又は博物館の用に供し始めた時期を記載した書類
- (5) 当該固定資産が特定移行一般社団法人等で幼稚園、図書館又は博物館を設置するものの所有に属しないものである場合にあっては、第1号から前号までに掲げるもののほか、当該固定資産を当該特定移行一般社団法人等に無料で使用させていることを証する書類

附則第22条の次に次の1条を加える。

（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例）

第22条の2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）により滅失（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下この項及び次条において「震災特例法」という。）第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項において同じ。）をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地又は当該土地の上に存する権利の譲渡（震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。）をした場合には、附則第17条第1項中「第36条」とあるのは「第36条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法第31条第1項」とあるのは「租税特別措置法第31条第1項」と、附則第17条の2第3項中「第37条の9の5まで」とあるのは「第37条の9の5まで（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、附則第17条の3第1項中「租税特別措置法第31条の3第1項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項」と、附則第18条第1項中「第36条」とあるのは「第36条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法第32条第1項」とあるのは「租税特別措置法第32条第1項」として、附則第17条、附則第17条の2、附則第17条の3又は附則第18条の規定を適用する。

- 2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に、前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

附則第23条の見出し中「適用期限」を「適用期間等」に改め、同条中「につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）」を「につき震災特例法」に、「附則第45条第2項」を「附則第45条第3項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第5項までの規定の適用を受けた場合における附則第7条の3及び第7条の3の2の規定の適用については、附則第7条の3第1項中「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第7条の3の2第1項中「法附則第5条の4の2第5項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第36条の2第1項ただし書の改正規定及び次条第1項の規定は、平成26年1月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 改正後の水俣市税条例（以下「新条例」という。）第36条の2第1項の規定は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第23条の規定は、平成24年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成23年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成24年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成23年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第10条の2第1項の規定は、平成24年4月1日以後に取得された地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号。第4項及び第5項において「平成24年改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（次項において「新法」という。）附則第15条第2項第6号に規定する除外施設に対して課すべき平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 この条例による改正前の水俣市税条例（以下この項において「旧条例」という。）附則第12条第2項（住宅用地に係る部分に限る。）及び第4項の規定は、平成24年改正法附則第9条第1項の規定の適用を受ける土地に対して課する平成24年度分及び平成25年度分の固定資産税については、なおその効力を有する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

旧条例附則 第12条第2項	前項	附則第12条第1項
	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25年度分
	10分の8	10分の9
旧条例附則 第12条第4項	0.8	0.9
	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25年度分
	第1項	附則第12条第1項

4 平成24年改正法附則第9条第1項及び前項の場合に置ける新条例の規定（固定資産税に関する部分に限る。）の適用については、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第14条	又は第13条の2	若しくは第13条の2又は水俣市税条例の一部を改正する条例（平成24年条例第 号。以下「平成24年改正条例」という。）附則第3条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正条例による改正前の水俣市税条例（以下「平成24年改正前の条例」という。）附則第12条第2項若しくは第4項
	又は第13条の規定	若しくは第13条又は平成24年改正条例附則第3条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正前の条例附則第12条第2項若しくは第4項の規定
附則第15条 第1項	から第5項まで	から第5項まで又は平成24年改正条例附則第3条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正前の条例附則第12条第2項若しくは第4項

(専決処分を必要とする理由)

本案は、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が平成24年3月31日に公布されたことに伴い、市税賦課に急施を要することから、専決処分するものである。

議第50号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成24年6月1日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

専第5号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
専第5号

専 決 処 分 書

水俣市国民健康保険税条例の一部を改定する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

平成24年3月31日専決

水俣市長 宮 本 勝 彬

水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

水俣市国民健康保険税条例（平成12年条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例）

16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第44条の2第3項の規定の適用を受ける場合における附則第5項（附則第6項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、附則第5項中「第36条」とあるのは「第36条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」とする。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（専決処分を必要とする理由）

本案は、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が平成24年3月31日に公布されたことに伴い、国民健康保険税賦課に急施を要することから、専決処分するものである。

議第51号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成24年6月1日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

専第6号 平成23年度水俣市一般会計補正予算（第9号）
専第6号

専 決 処 分 書

平成23年度水俣市の一般会計補正予算（第9号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

平成24年3月31日専決

水俣市長 宮 本 勝 彬

（専決処分を必要とする理由）

年度末における地方債発行額の確定に伴う起債限度額の変更及び公共施設整備基金への積立等のため、予算措置に急施を要し、専決処分するものである。

（別紙）

平成23年度水俣市一般会計補正予算（第9号）

平成23年度水俣市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算総額から歳入歳出それぞれ64,926千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,956,844千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正（第9号）

歳 入

（単位：千円）

款	項	既 定 額	補 正 額	計
12 分担金及び負担金		162,985	△240	162,745
	1 分 担 金	12,630	△240	12,390
14 国庫支出金		2,161,946	85	2,162,031
	2 国庫補助金	581,923	85	582,008
15 県支出金		1,432,823	△1,867	1,430,956
	2 県補助金	854,174	△1,867	852,307
16 財産収入		14,687	40,656	55,343
	2 財産売却収入	6,395	40,656	47,051
18 繰入金		537,834	5,940	543,774
	1 基金繰入金	537,808	5,940	543,748
21 市 債		1,828,738	△109,500	1,719,238
	1 市 債	1,828,738	△109,500	1,719,238
補正されなかった款に係る額		8,882,757		8,882,757
歳 入 合 計		15,021,770	△64,926	14,956,844

歳 出

（単位：千円）

款	項	既 定 額	補 正 額	計
2 総 務 費		1,748,429	39,594	1,788,023
	1 総 務 管 理 費	1,200,475	39,594	1,240,069
3 民 生 費		5,030,889	△308	5,030,581
	2 児 童 福 祉 費	1,658,484	△308	1,658,176

4 衛 生 費		2,592,347	△75,840	2,516,507
	4 環 境 対 策 費	369,801	△12,640	357,161
	5 病 院 費	1,100,100	△63,200	1,036,900
5 農 林 水 産 業 費		428,411	△500	427,911
	1 農 業 費	329,847	△500	329,347
7 土 木 費		1,286,828	△17,576	1,269,252
	2 道 路 橋 り ょ う 費	248,157	△769	247,388
	3 河 川 費	15,666	△5,808	9,858
	5 都 市 計 画 費	914,596	△6,160	908,436
	6 住 宅 費	99,956	△4,839	95,117
8 消 防 費		414,364	△962	413,402
	1 消 防 費	414,364	△962	413,402
9 教 育 費		1,415,367	△5,333	1,410,034
	1 教 育 総 務 費	750,005	△5,333	744,672
	4 社 会 教 育 費	218,807	0	218,807
10 災 害 復 旧 費		153,853	△4,001	149,852
	1 農林水産施設災害復旧費	51,155	△992	50,163
	2 公共土木施設災害復旧費	102,698	△3,009	99,689
補正されなかった款に係る額		1,951,282		1,951,282
歳 出 合 計		15,021,770	△64,926	14,956,844

第2表 地 方 債 補 正

変 更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法
公 共 事 業 等 (災 害 関 連 事 業)	千円 1,700				千円 0			
公 共 事 業 等 (公 営 住 宅 関 連 事 業)	2,800				2,300			
公 営 住 宅 建 設 事 業	19,100				10,600			
自 然 災 害 防 止 事 業	8,100				4,300			
地 方 道 路 等 整 備 事 業	45,500				44,800			
災 害 復 旧 事 業	31,500				26,300			
過 疎 対 策 事 業	1,255,500				1,166,400			
補 正 さ れ な か っ た 事 業 に 係 る 額	464,538				464,538			
計	1,828,738				1,719,238			

議第52号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成24年6月1日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

専第7号 平成23年度水俣市病院事業会計補正予算（第6号）

専第7号

専 決 処 分 書

平成23年度水俣市病院事業会計補正予算（第6号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

平成24年3月31日

水俣市長 宮 本 勝 彬

（専決処分を必要とする理由）

退職給与引当金等の予算措置に急施を要し、専決処分するものである。

（別紙）

平成23年度水俣市病院事業会計補正予算（第6号）

（総 則）

第1条 平成23年度水俣市病院事業会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成23年度水俣市病院事業会計予算（以下「予算」という。）に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（2）年間患者数

		（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
ア 入 院	総合医療センター	114,192人	△2,234人	111,958人
イ 外 来	総合医療センター	212,905人	14,830人	227,735人
	外 来 合 計	214,409人	14,830人	229,239人

（3）一日平均患者数

		（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
ア 入 院	総合医療センター	312人	△6人	306人
イ 外 来	総合医療センター	869人	64人	933人
	外 来 合 計	885人	64人	949人

（収益的収入及び支出）

第3条 予算に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収 入		
第1款 総合医療センター事業収益	6,521,521千円	247,977千円	6,769,498千円
第1項 医 業 収 益	6,260,278千円	246,023千円	6,506,301千円
第2項 医 業 外 収 益	249,942千円	1,954千円	251,896千円
収 益 的 収 入 合 計	6,537,210千円	247,977千円	6,785,187千円
	支 出		
第1款 総合医療センター事業費	6,505,882千円	31,159千円	6,537,041千円
第1項 医 業 費 用	6,297,803千円	31,159千円	6,328,962千円
収 益 的 支 出 合 計	6,530,836千円	31,159千円	6,561,995千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり改める。

病院別	区 分	科 目	既決予定額	補正予定額	合 計
1	総合医療センター	(1) 職員給与費	3,609,896千円 (3,190,479)	150,000千円 (150,000)	3,759,896千円 (3,340,479)
合 計			3,616,613 (3,195,787)	150,000 (150,000)	3,766,613 (3,345,787)

※上記の()書きは、一般職員分内書。

議第53号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成24年6月1日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

専第8号平成24年度水俣市一般会計補正予算（第1号）

専第8号

専 決 処 分 書

平成24年度水俣市の一般会計補正予算（第1号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

平成24年5月7日専決

水俣市長 宮 本 勝 彬

(専決処分を必要とする理由)

4月21日の強風により破損した総合体育館の屋根の改修のため、予算措置に急施を要し、専決処分するものである。

(別紙)

平成24年度水俣市一般会計補正予算（第1号）

平成24年度水俣市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ7,177千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,119,535千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正（第1号）

歳 入

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
18 繰 入 金		580,281	7,177	587,458
	1 基 金 繰 入 金	580,281	7,177	587,458
補正されなかった款に係る額		13,532,077		13,532,077
歳 入 合 計		14,112,358	7,177	14,119,535

歳 出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
9 教 育 費		934,967	7,177	942,144
	5 保 健 体 育 費	207,354	7,177	214,531
補正されなかった款に係る額		13,177,391		13,177,391
歳 出 合 計		14,112,358	7,177	14,119,535

議第54号

水俣市印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

水俣市印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成24年6月1日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

水俣市印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例

(水俣市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正)

第1条 水俣市印鑑の登録及び証明に関する条例（平成5年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、次の各号の一に該当する者」を「、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者」に改め、同項各号を削る。

第4条第3項第1号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は外国人登録証明書」を削る。

第5条第2項第1号を次のように改める。

(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名若しくは通称（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名若しくは通称の一部を組合わせたもので表していないもの

第5条第2項第2号中「氏名以外の事項を表わしているもの」を「氏名又は通称以外の事項を表しているもの」に改め、同項第5号中「表わし」を「表し」に改め、同条に次の1項を加える。

3 市長は、前項第1号及び第2号にかかわらず、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。

第6条第3号を次のように改める。

(3) 氏名（外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあっては、氏名及び通称）

第6条に次の1号を加える。

(7) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名のカタカナ表記

第11条第1項第1号を次のように改める。

(1) 氏名（外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあっては、氏名及び通称）

第11条第1項に次の1号を加える。

(5) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名のカタカナ表記

第14条第1項第3号中「又は名」を「、氏若しくは名（外国人住民にあっては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。）」に改め、同項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 外国人住民にあっては法第30条の45の表の上欄に掲げる者でなくなったとき（日本の国籍を取得した場

合を除く。).

第14条第3項中「第4号」を「第5号」に改める。

(水俣市部課設置条例の一部改正)

第2条 水俣市部課設置条例(昭和34年告示第11号)の一部を次のように改正する。

第3条福祉環境部市民課の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第9号までを1号ずつ繰り上げる。

(水俣市手数料条例の一部改正)

第3条 水俣市手数料条例(平成12年条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表外国人登録に関する証明の項を削る。

(水俣市敬老祝金条例の一部改正)

第4条 水俣市敬老祝金条例(昭和46年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条中「本市に引き続き1年以上住所を有する者(住民基本台帳に登録された者又は外国人登録済の者)」を「引き続き1年以上本市の住民基本台帳に登録されている者」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日において印鑑の登録を受けている外国人であって、施行の日において印鑑の登録を受けることができない者に係る印鑑の登録については施行の日において職権で抹消するものとする。この場合において、登録の抹消については、印鑑の登録を受けている者にこのことを通知するものとする。

3 この条例の施行の日の前日において印鑑の登録を受けている外国人であって、施行の日においてもなお印鑑の登録を認めることができる者に係る氏名等の登録事項について住民票への移行に伴う変更が生じた場合は、施行の日において、職権で、当該事項について印鑑登録原票を修正するものとする。

(提案理由)

住民基本台帳法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第55号

水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成24年6月1日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例(昭和35年告示第9号)の一部を次のように改正する。

別表中

「
| 観光開発審議会委員 | " | 4,500円 | を
|
|

観光開発審議会委員	〃	4,500円	に
人・農地プラン検討会委員	〃	4,500円	

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

人・農地プラン検討会の設置に伴い、人・農地プラン検討会委員の報酬額を規定する必要があるため、本案のように制定しようとするものである。

議第56号

水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成24年6月1日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

水俣市営住宅条例の一部を改正する条例

水俣市営住宅条例（平成9年条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表牧ノ内団地の項を次のように改める。

牧ノ内団地	昭和24年度～36年度	水俣市牧ノ内95番地	木造平屋 簡易耐火平屋	71
-------	-------------	------------	----------------	----

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

牧ノ内団地建てかえによる一部住宅の除去に伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第57号

水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市体育施設条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成24年6月1日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

水俣市体育施設条例の一部を改正する条例

水俣市体育施設条例（平成17年条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

ひばりヶ丘運動場 城山公園庭球場 エコパーク野球場	水俣市ひばりヶ丘46番1 水俣市古城一丁目353番地 水俣市明神地先	を
---------------------------------	--	---

城山公園庭球場	水俣市古城一丁目353番地	に、
「		」
深川簡易夜間照明施設 石坂川簡易夜間照明施設	水俣市中鶴539番地 水俣市石坂川113番地	を
「		」
深川簡易夜間照明施設	水俣市中鶴539番地	に
		」

改める。

第5条第1項第1号中「、浜公園運動場、ひばりヶ丘運動場」を「、浜公園運動場」に改め、同項第4号を削る。

別表中

「					
浜公園運動場	グラウンド使用（ソフトボールコート1面1時間当たり）	一般	200円	を	」
		高校生以下	100円		
	照明施設使用	ソフトボールコート1面1時間当たり	250円		
ひばりヶ丘運動場	グラウンド使用（ソフトボールコート1面1時間当たり）	一般	200円		
		高校生以下	100円		
	照明施設使用	ソフトボールコート1面1時間当たり	250円		

「					
浜公園運動場	グラウンド使用（ソフトボールコート1面1時間当たり）	一般	200円	に、	」
		高校生以下	100円		
	照明施設使用	ソフトボールコート1面1時間当たり	250円		

「					
	9 城山公園庭球場、エコパーク野球場及び簡易夜間照明施設の利用については、無料とする。			を	」

「					
	9 城山公園庭球場及び簡易夜間照明施設の利用については、無料とする。			に	」

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

水俣市体育施設の「エコパーク野球場」、「ひばりヶ丘運動場」及び「石坂川簡易夜間照明施設」を廃止することに伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第58号

平成24年度水俣市一般会計補正予算（第2号）

平成24年度水俣市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ143,211千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,262,746千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

平成24年6月1日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算補正（第2号）

歳 入

（単位：千円）

款	項	既 定 額	補 正 額	計
12 分担金及び負担金		151,415	676	152,091
	1 分 担 金	845	676	1,521
14 国庫支出金		2,096,970	18,369	2,115,339
	1 国 庫 負 担 金	1,550,419	△10,831	1,539,588
	2 国 庫 補 助 金	539,643	29,200	568,843
15 県 支 出 金		1,081,065	26,521	1,107,586
	1 県 負 担 金	517,416	15,856	533,272
	2 県 補 助 金	494,493	10,565	505,058
	3 委 託 金	69,156	100	69,256
18 繰 入 金		587,458	64,331	651,789
	1 基 金 繰 入 金	587,458	64,331	651,789
20 諸 収 入		328,491	2,514	331,005
	4 雑 入	197,598	2,514	200,112
21 市 債		1,554,500	30,800	1,585,300
	1 市 債	1,554,500	30,800	1,585,300
補正されなかった款に係る額		8,319,636		8,319,636
歳 入 合 計		14,119,535	143,211	14,262,746

歳 出

（単位：千円）

款	項	既 定 額	補 正 額	計
1 議 会 費		166,049	463	166,512
	1 議 会 費	166,049	463	166,512
2 総 務 費		1,532,345	88,233	1,620,578
	1 総 務 管 理 費	1,162,568	89,993	1,252,561
	2 徴 税 費	194,613	△570	194,043
	3 戸籍住民基本台帳費	81,189	△743	80,446

	4 選挙費	18,614	△425	18,189
	5 統計調査費	41,149	631	41,780
	6 監査委員費	34,212	△653	33,559
3 民生費		4,728,042	16,791	4,744,833
	1 社会福祉費	2,494,227	15,826	2,510,053
	2 児童福祉費	1,436,559	4,136	1,440,695
	3 生活保護費	797,256	△3,171	794,085
4 衛生費		2,090,814	△2,953	2,087,861
	1 保健衛生費	321,909	△1,358	320,551
	2 清掃費	873,871	△2,153	871,718
	4 環境対策費	248,699	558	249,257
5 農林水産業費		372,319	△2,700	369,619
	1 農業費	277,292	△9,397	267,895
	2 林業費	68,936	△2,070	66,866
	3 水産業費	26,091	8,767	34,858
6 商工費		413,477	△5,409	408,068
	1 商工費	185,768	△4,892	180,876
	2 総合経済対策費	227,709	△517	227,192
7 土木費		2,102,413	△10,103	2,092,310
	1 土木管理費	5,070	324	5,394
	2 道路橋りょう費	417,119	△4,642	412,477
	5 都市計画費	1,221,238	△3,040	1,218,198
	6 住宅費	447,466	△2,745	444,721
9 教育費		942,144	57,589	999,733
	1 教育総務費	254,079	64,220	318,299
	2 小学校教育費	132,948	200	133,148
	4 社会教育費	229,181	△15,055	214,126
	5 保健体育費	214,531	8,224	222,755
10 災害復旧費		23	1,300	1,323
	1 農林水産施設災害復旧費	1	1,300	1,301
補正されなかった款に係る額		1,771,909		1,771,909
歳出合計		14,119,535	143,211	14,262,746

第2表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
パソコンリース料（小学校） （教育総務課）	自 平成25年度 至 平成29年度	千円 20,297

第3表 地方債補正

変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法
過疎対策事業	千円 811,500				千円 842,300			

補正されなかった事業に係る額	743,000				743,000			
計	1,554,500				1,585,300			

議第59号

平成24年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

平成24年度水俣市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29,305千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,596,880千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成24年6月1日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算補正（第1号）

歳入

（単位：千円）

款	項	既 定 額	補 正 額	計
6 前期高齢者交付金		1,169,807	59,009	1,228,816
	1 前期高齢者交付金	1,169,807	59,009	1,228,816
9 繰入金		506,716	△29,704	477,012
	1 他会計繰入金	241,632	△3,264	238,368
	2 基金繰入金	265,084	△26,440	238,644
補正されなかった款に係る額		2,891,052		2,891,052
歳入合計		4,567,575	29,305	4,596,880

歳出

（単位：千円）

款	項	既 定 額	補 正 額	計
1 総務費		77,798	△3,264	74,534
	1 総務管理費	40,689	△812	39,877
	2 徴税費	32,116	△2,452	29,664
3 後期高齢者支援金等		339,786	33,393	373,179
	1 後期高齢者支援金等	339,786	33,393	373,179
4 前期高齢者納付金等		1,010	△626	384
	1 前期高齢者納付金等	1,010	△626	384
6 介護納付金		166,534	△198	166,336
	1 介護納付金	166,534	△198	166,336
補正されなかった款に係る額		3,982,447		3,982,447
歳出合計		4,567,575	29,305	4,596,880

議第60号

平成24年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

平成24年度水俣市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,166千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ392,202千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成24年6月1日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算補正（第1号）

歳入 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
3 繰入金		136,810	△1,166	135,644
	1 一般会計繰入金	136,810	△1,166	135,644
補正されなかった款に係る額		256,558		256,558
歳入合計		393,368	△1,166	392,202

歳出 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 総務費		393,145	△1,166	391,979
	1 総務管理費	25,160	△344	24,816
	2 徴収費	11,310	△822	10,488
補正されなかった款に係る額		223		223
歳出合計		393,368	△1,166	392,202

議第61号

平成24年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）

平成24年度水俣市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,159千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,162,583千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成24年6月1日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算補正（第1号）

歳入 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
7 繰入金		474,864	△4,159	470,705
	1 一般会計繰入金	474,864	△4,159	470,705
補正されなかった款に係る額		2,691,878		2,691,878
歳入合計		3,166,742	△4,159	3,162,583

歳出 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
---	---	-----	-----	---

1 総務費		86,138	△4,159	81,979
	1 総務管理費	37,931	△3,278	34,653
	2 徴収費	7,920	△881	7,039
補正されなかった款に係る額		3,080,604		3,080,604
歳出合計		3,166,742	△4,159	3,162,583

議第62号

平成24年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成24年度水俣市の公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,988千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,355,049千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成24年6月1日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算補正（第1号）

歳入 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
4 繰入金		683,887	△8,988	674,899
	1 繰入金	683,887	△8,988	674,899
補正されなかった款に係る額		680,150		680,150
歳入合計		1,364,037	△8,988	1,355,049

歳出 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 公共下水道事業費		483,759	△8,988	474,771
	1 公共下水道事業費	483,759	△8,988	474,771
補正されなかった款に係る額		880,278		880,278
歳出合計		1,364,037	△8,988	1,355,049

議第63号

平成24年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成24年度水俣市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収支の補正）

第2条 平成24年度水俣市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 水道事業収益	462,303千円	25,000千円	487,303千円
第1項 営業収益	455,013千円	24,581千円	479,594千円
第2項 営業外収益	7,288千円	419千円	7,707千円

第3項 特別利益	2千円	0千円	2千円
	支	出	
第1款 水道事業費	346,248千円	25,664千円	371,912千円
第1項 営業費用	310,351千円	25,664千円	336,015千円
第2項 営業外費用	34,798千円	0千円	34,798千円
第3項 特別損失	99千円	0千円	99千円
第4項 予備費	1,000千円	0千円	1,000千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第3条 予算第6条第1号中「105,640千円」を「130,789千円」に改める。

平成24年6月1日提出

水俣市長 宮本勝彬

議第64号

指定管理者の指定について

湯の鶴観光物産館の指定管理者を次のように指定することとする。

平成24年6月1日提出

水俣市長 宮本勝彬

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
湯の鶴観光物産館
- 2 指定管理候補者の名称
NPO法人ななうらステーション
- 3 指定期間
平成24年7月1日から平成28年3月31日まで

(提案理由)

湯の鶴観光物産館の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

議第65号

水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等の変更について

平成24年3月定例市議会において議決された水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等のうち、事務の範囲「外国人登録原票記載事項証明書の交付の請求の受付及び引渡し」を削除し、平成24年7月9日から施行することとする。

平成24年6月1日提出

水俣市長 宮本勝彬

(提案理由)

住民基本台帳法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、本案のように提案するものである。

議第66号

熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第3項の規定により、熊本県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年1月12日熊本県指令市町村第23号）の一部を次のとおり変更する。

平成24年6月1日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

熊本県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年1月12日熊本県指令市町村第23号）の一部を次のように変更する。

第6条中「熊本市」の次に「東区」を加える。

附 則

この規約は、広域連合を組織する市町村の協議が整った日から施行し、変更後の熊本県後期高齢者医療広域連合規約の規定は、平成24年4月1日から適用する。

（提案理由）

熊本県後期高齢者医療広域連合規約を変更しようとするときは、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を経る必要があるため、本案のように提案するものである。

○議長（真野頼隆君） 提案理由の説明を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 本定例市議会に提案いたしました議案につきまして、順次提案理由の御説明をさせていただきます。

まず、議第48号専決処分の報告及び承認について、専第3号平成23年度水俣市病院事業会計補正予算第5号について申し上げます。

本案は、病院事業会計における普通退職者の増加等に伴い、退職給与金の予算措置に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

今回の補正は、収益的支出の額を1,821万9,000円増額し、補正後の収益的支出の額を65億3,083万6,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、退職給与金の予算措置不足額を増額するものであります。

次に、議第49号専決処分の報告及び承認について、専第4号水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が平成24年3月31日に公布されたことに伴い、市税賦課に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

改正の内容といたしましては、固定資産税において、住宅用地の負担調整措置に係る据置特例を段階的に廃止することや、宅地の下落修正措置を継続すること等、また、市民税において、東日本大震災で被災した家屋等にかかる居住用財産の譲渡の特例の適用期間を延長すること等の改正を行うものであります。

次に、議第50号専決処分の報告及び承認について、専第5号水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が平成24年3月31日に公布されたことに伴い、国民健康保険税賦課に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

改正の内容といたしましては、東日本大震災で被災した家屋等にかかる居住用財産の譲渡の特例の適用期間を延長すること等の改正を行うものであります。

次に、議第51号専決処分の報告及び承認について、専第6号平成23年度水俣市一般会計補正予算第9号について申し上げます。

本案は、年度末における地方債発行額の確定に伴う限度額の変更及び公共施設整備基金への積み立て等のため、予算措置に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ6,492万6,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ149億5,684万4,000円とするものであります。

補正の内容としましては、事業費の確定に伴い歳出予算の調整を行ったほか、第2款総務費に、公共施設整備基金積立金を計上いたしております。

その財源といたしましては、第12款分担金及び負担金、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第16款財産収入、第18款繰入金、第21款市債をもって調整いたしております。

また、地方債の補正といたしましては、過疎対策事業外6件の限度額を変更いたしております。

次に、議第52号専決処分の報告及び承認について、専第7号平成23年度水俣市病院事業会計補正予算第6号について申し上げます。

本案は、病院事業会計における退職給与引当金等の予算措置に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

なお、退職給与引当金につきましては、地方公営企業法施行令及び同施行規則の一部改正の通知がなされ、平成26年度より退職給付引当金として義務化されることが決定しており、また平成23年度末で累積欠損金の解消が見込まれることから、今回予算措置を行うものであります。

今回の補正は、収益的収入の額を2億4,797万7,000円増額し、補正後の収益的収入の額を67億8,518万7,000円とし、収益的支出の額を3,115万9,000円増額し、補正後の収益的支出の額を65億6,199万5,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、入院単価の増により入院収益を増額、外来患者数の増により外来収益を増額し、天草芦北圏域がん診療機能強化事業補助金及び救急勤務医支援事業補助金等が交付決定されたことにより県補助金を増額しております。

また、退職給与引当金の引き当てを実施するため退職給与金を増額し、入札や価格交渉等の結

果発生した予算執行残に合わせ修繕費及び委託料を減額するものであります。

次に、議第53号専決処分の報告及び承認について、専第8号平成24年度水俣市一般会計補正予算第1号について申し上げます。

本案は、4月21日の強風により破損した総合体育館の屋根の改修のため、予算措置に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ717万7,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ141億1,953万5,000円とするものであります。

補正の内容としましては、第9款教育費に総合体育館屋根改修工事を計上いたしております。

その財源といたしましては、第18款繰入金をもって調整いたしております。

次に、議第54号水俣市印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

住民基本台帳法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第55号水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

人・農地プラン検討会の設置に伴い、人・農地プラン検討会委員の報酬額を規定する必要があるため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第56号水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

牧ノ内団地建てかえ事業による既存住宅の一部除却に伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第57号水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

水俣市体育施設のエコパーク野球場、ひばりヶ丘運動場及び石坂川簡易夜間照明施設を廃止することに伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第58号平成24年度水俣市一般会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億4,321万1,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ142億6,274万6,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、人事異動等に伴う人件費の調整のほか、第3款民生費に自立支援給付費、第4款衛生費に環境モデル都市円卓会議事業、第5款農林水産業費に全国豊かな海づくり大会推進事業、第6款商工費に消費者行政対策事業、第7款土木費にコミュニティ助成事業、第9款教育費に太陽光発電設備設置事業、第10款災害復旧費に過年発生補助災害復旧事業等を計上いたしております。

なお、財源といたしましては、第12款分担金及び負担金、第14款国庫支出金、第15款県支出

金、第18款繰入金、第20款諸収入及び第21款市債をもって調整いたしております。

このほか、債務負担行為補正としてパソコンリース料を追加いたしております。

地方債の補正として、過疎対策事業の限度額の変更を計上いたしております。

次に、議第59号平成24年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,930万5,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ45億9,688万円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第1款総務費で、人事異動に伴い人件費を減額し、納付金等の決定に伴い、第3款後期高齢者支援金を増額し、第4款前期高齢者納付金及び第6款介護納付金を減額いたしております。

これらの財源といたしましては、第6款前期高齢者交付金を増額し、第9款繰入金を減額いたしております。

次に、議第60号平成24年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ116万6,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ3億9,220万2,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、人事異動等に伴い、第1款総務費で人件費を減額いたしております。

この財源といたしましては、第3款繰入金を減額いたしております。

次に、議第61号平成24年度水俣市介護保険特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ415万9,000円を減額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ31億6,258万3,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第1款総務費において職員の異動等に伴う人件費の調整を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第7款繰入金を減額いたしております。

次に、議第62号平成24年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ898万8,000円を減額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ13億5,504万9,000円とするものであります。

補正の主な内容としましては、第1款公共下水道事業費において、職員の異動に伴う人件費を減額しております。

これらの財源としましては、第4款繰入金をもって調整いたしております。

次に、議第63号平成24年度水俣市水道事業会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、平成24年度水俣市水道事業会計予算第3条に定める収益的収入の額を2,500万円増額して、補正後の収益的収入の額を4億8,730万3,000円とし、収益的支出の額を2,566万4,000円増額して、補正後の収益的支出の額を3億7,191万2,000円とするものであります。

補正の内容としましては、4月1日付人事異動に伴う人件費の補正であります。

次に、議第64号指定管理者の指定について申し上げます。

湯の鶴観光物産館の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものであります。

次に、議第65号水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等の変更について申し上げます。

住民基本台帳法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、本案のように提案するものであります。

次に、議第66号熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について申し上げます。

熊本県後期高齢者医療広域連合規約を変更しようとするときは、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を経る必要があるため、本案のように提案するものであります。

以上、本定例市議会に提案いたしました議第48号から議第66号までについて、順次提案理由の御説明を申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（真野頼隆君） 提案理由の説明は終わりました。

日程第22 陳情の取り下げについて（陳第7号 熊本県へ子どもの医療費完全無料化を中学3年生まで拡充することを求める意見書提出に関する陳情について）

○議長（真野頼隆君） 日程第22、陳情の取り下げについてを議題とします。

陳情の取り下げについて

平成23年9月6日提出しました陳第7号「熊本県へ子ども医療費完全無料化を中学3年生まで拡充することを求める意見書提出に関する陳情について」を取り下げます。

平成24年5月28日

陳情者 住所 水俣市汐見町2丁目3-3
氏名 野中 真理

水俣市議会議長 真 野 頼 隆 様

○議長（真野頼隆君） お諮りします。

ただいま議題となっております陳第7号熊本県へ子ども医療費完全無料化を中学3年生まで拡

充することを求める意見書提出に関する陳情の取り下げについては、これを承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 異議なしと認めます。

したがって陳第7号の取り下げについては承認することに決定しました。

○議長（真野頼隆君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

明2日から11日までは議案調査のため休会であります。

次の本会議は、12日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により12日の会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

一般質問の通告は5日正午まで、議案質疑の通告は12日正午まで、それぞれ御通告願います。

本日はこれで散会します。

午前10時25分 散会

平成24年6月12日

平成24年6月第2回水俣市議会定例会会議録
(第2号)

一 般 質 問

平成24年6月第2回水俣市議会定例会会議録（第2号）

平成24年6月12日（火曜日）

午前9時30分 開議

午後2時39分 散会

（出席議員） 16人

真 野 頼 隆 君	谷 口 明 弘 君	江 口 隆 一 君
田 口 憲 雄 君	高 岡 利 治 君	塩 崎 信 介 君
西 田 弘 志 君	中 村 幸 治 君	川 上 紗 智 子 君
福 田 齊 君	大 川 末 長 君	牧 下 恭 之 君
瀧 上 道 昭 君	谷 口 眞 次 君	緒 方 誠 也 君
野 中 重 男 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（伊 藤 亮 三 君）	次 長（田 畑 純 一 君）
総 務 係 長（岡 本 広 志 君）	議 事 係 長（深 水 初 代 君）
書 記（赤 司 和 弘 君）	

（説明のため出席した者） 14人

市 長（宮 本 勝 彬 君）	副 市 長（田 上 和 俊 君）
総務企画部長（本 山 祐 二 君）	福祉環境部長（中 田 和 哉 君）
産業建設部長（厚 地 昭 仁 君）	総合医療センター事務部長（瀧 上 茂 樹 君）
総務企画部次長（宮 森 守 男 君）	福祉環境部次長（松 本 幹 雄 君）
産業建設部次長（遠 山 俊 寛 君）	水道局長（古 里 雄 三 君）
教 育 長（葦 浦 博 行 君）	教 育 次 長（浦 下 治 君）
総務企画部総務課長（本 田 真 一 君）	総務企画部企画課長（川 野 恵 治 君）

○議事日程 第2号

平成24年6月12日 午前9時30分開議

第1 議案の撤回について（議第64号 指定管理者の指定について）

第2 一般質問

- | | |
|---------|---------------------------|
| 1 高岡利治君 | 1 水俣市地域防災計画及び国民保護計画について |
| | 2 水芦県体について |
| | 3 指定管理者について |
| | 4 水俣病検診案内のチラシについて |
| 2 塩崎信介君 | 1 地域経済の元気づくりについて |
| | 2 水俣病問題の解決と環境モデル都市の推進について |
| | 3 行財政改革について |
| 3 谷口眞次君 | 1 東日本大震災の支援と対策について |
| | 2 湯の鶴・湯の児の観光振興について |
| | 3 エコパーク野球場について |
| | 4 みなまた未来コンサート海恋物語第5章について |

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開議

○議長（真野頼隆君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（真野頼隆君） 本日の議事は、議席に配付の議事日程第2号をもって進めます。

日程第1 議案の撤回について（議第64号 指定管理者の指定について）

○議長（真野頼隆君） 日程第1、議案の撤回についてを議題といたします。

水総第322号

平成24年6月5日

水俣市議会議長 真野 頼 隆 様

水俣市長 宮 本 勝 彬

議案の撤回について

平成24年6月1日に提出した議案のうち、「議第64号 指定管理者の指定について」を次の理由により撤回した

いので、水俣市議会会議規則第19条第1項の規定により提出します。

(提案理由)

湯の鶴観光物産館の指定管理候補者 NPO法人ななうらステーションから平成24年6月4日付で辞退届が提出されたことによる。

○議長（真野頼隆君） 市長から議第64号指定管理者の指定について撤回請求がありますので、撤回理由の説明を求めます。

宮本市長。

(市長 宮本勝彬君登壇)

○市長（宮本勝彬君） 議案の撤回について御説明を申し上げます。

平成24年6月1日に提出させていただきました議案のうち、議第64号指定管理者の指定について、湯の鶴観光物産館の指定管理候補者NPO法人ななうらステーションから平成24年6月4日付で辞退届が提出されたことにより、議案の撤回につきまして議会の承認をお願いするものでございます。

このたびの議案の撤回により議会運営に多大な御迷惑をおかけしただけでなく、議員の皆様方には大変申し訳なく、心からおわびを申し上げます。

以上、議案の撤回につきまして御説明申し上げます。何とぞ、よろしくお願い申し上げます。

○議長（真野頼隆君） お諮りします。

ただいま議題となっております議第64号の撤回については、これを承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（真野頼隆君） 異議なしと認めます。

したがって議第64号の撤回については、これを承認することに決定いたしました。

日程第2 一般質問

○議長（真野頼隆君） 日程第2、一般質問を行います。

順次質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御了承願います。

初めに、高岡利治議員に許します。

(高岡利治君登壇)

○高岡利治君 おはようございます。

自民党創水会の高岡です。

昨日、6月11日は東日本大震災発生から1年3カ月が経過した日でありました。私たち創水会議員団と保守系議員10名は、去る5月14日から岩手県陸前高田市を基点に大船渡市、釜石市、鵜住居地区、大槌町、山田町、宮古市、そして田老地区と岩手県の沿岸部の被災地を視察してきました。

その視察の中に少し触れさせてもらいますと、行程は岩手県の三陸鉄道が主催をするフロントライン研修というルートに沿ってバスで移動をしながらの視察でした。ガイドを務めていただいたのは、三陸鉄道職員の二橋さんという男性の方で、当然彼も被災を受けた方の1人でした。彼の勤める三陸鉄道も津波の被害で線路や駅が被害を受け運行ができない状況に陥っていました。現在は一部部分開業ながら運行をしているとのことで、彼いわく、2年後の全線開業を目指し頑張っていますとのことでした。二橋さんの本業は三陸鉄道の列車を運転する運転士で、ガイドのようなしゃべりを生業とする仕事ではないのですが、とつとつとした話し方が被災地や被災者の現状をあらわすには十分な内容でした。

中身についてもいろいろと皆さんにお話をしたいのですが、一般質問の時間なのでガイドの二橋さんが話された中の2つだけを紹介させていただきます。

1つ目は、被災後、彼は車で通勤するときや移動のときになるべく瓦れきの山を見ないようにしていると言っていました。その理由は、瓦れきの山を見ると、自分にはそれがごみの山には見えないんです。一つ一つの瓦れきには、それまで生活をしてきた家族や、人々の思い出の品がたくさん詰まっているのです。衣類やアルバム、電化製品といった品々、それを見ると涙があふれてくるので、なるべく見ないようにしていますと言われました。

2つ目は、たくさんの方が被災地を訪れてくれました。これからもたくさんの人に来てほしいのです。なぜなら、復興はまだまだこれからです。たくさんの人に見てもらい、この現状をたくさんの人に話をしてもらいたい。多くの人に被災地の現状を知ってもらいたい。そして被災地のことを忘れないでもらいたい。自分たち被災者は忘れられていないんだという思いが、私たちの生きる力となり、復興へ向けての一步を踏み出す力となるからですと言われました。大変、重い言葉だと思いました。私たちもいつ大きな災害に見舞われないとも限りません。既に九州も梅雨に入り、これから台風シーズンを迎えます。私たちの防災に対する認識を高める意味も込めて、以下質問をいたします。

1、水俣市地域防災計画及び国民保護計画について。

- ①、東日本震災発生以降の本市の防災に対する認識がそれまでとどのような違いがあるのか。
- ②、東日本大震災後、津波や原発に対する対応や計画は盛り込まれているのか。
- ③、自主防災組織の活動状況について。
- ④、国民保護計画とはどのようなものか。

⑤、国民保護計画の本市における対応について。

2、水芦県体について。

①、昨年9月に実施された水芦県体の検証はされたのか。

②、地元開催の結果、どのようなメリット・デメリットがあったのか。

③、ことしの県体へ向けての強化を含めた対応策は。

3、指定管理者について。

①、指定管理者制度の目的は何か。

②、市総合体育館の指定管理者は、何年から始まり次の満了はいつか。

③、現在の指定管理者で市民サービスの向上につながっているのか。

4、水俣病検診案内のチラシについて。

①、5月の市の広報紙と一緒にチラシが配布されたが、その経緯は。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 高岡議員の御質問に順次お答えします。

まず、水俣市地域防災計画及び国民保護計画については総務企画部長から、水芦県体について及び指定管理者については教育長から、水俣病検診案内のチラシについては私から、それぞれお答えいたします。

○議長（真野頼隆君） 水俣市地域防災計画及び国民保護計画について答弁を求めます。

本山総務企画部長。

（総務企画部長 本山祐二君登壇）

○総務企画部長（本山祐二君） 水俣市地域防災計画及び国民保護計画について順次お答えします。

まず、東日本大震災発生以降の本市の防災に対する認識が、それまでとどのような違いがあるかについてお答えいたします。

東日本大震災は、これまでの災害と比較し、地震の揺れ、大津波、火災、地盤沈下による被害、さらに原子力発電所事故による放射能汚染も重なるなど、複合かつ広域で、甚大な災害となりました。東日本大震災では、情報の伝達、避難方法、避難場所の安全性、消防団、自主防災組織の重要性、災害対策の拠点となる災害対策本部の機能の喪失、防災事務等に従事する人の安全確保、原子力発電所の被災による放射能の問題などさまざまな問題が浮き彫りとなっています。

これまで、本市においては各種災害に対応するため、毎年、水俣市地域防災計画や水俣市国民保護計画を見直し、特に平成15年の土石流災害を教訓とした各種対応マニュアルの整備・点検、

消防団の充実、自主防災組織の活性化などに努めてまいりました。しかしながら、東日本大震災発生以降、東日本大震災のような複合かつ広域的な災害への対応、地震・津波対策の強化、原子力災害対策の必要性を認識させられました。また、消防団自主防災組織の重要性も認識いたしましたところ です。

次に、東日本大震災後、津波や原発に対する対応や計画は盛り込まれているのかについてお答えします。

去る6月4日に開催しました水俣市防災会議において、水俣市地域防災計画に津波対応計画や原子力災害対策計画を盛り込んだ修正案について御承認いただきました。津波対策に関しましては、これまでの震災対策計画を地震津波対策計画とし、高潮災害対策と併記していた津波対策を新たに津波対応計画として、警戒に係る組織体制、情報の収集及び伝達、監視体制などを組み込みました。また、原子力災害対策に関しましても、県の原子力災害対策計画を参考に、本市における原子力災害対策計画を新たに追加し、原子力災害に係る予防、応急対策、復旧について計画に組み込んでおります。

次に、自主防災組織の活動の現状についてお答えします。

水俣市内の自主防災組織については、そのほとんどが自治会組織を母体とし、複数の自治会、1つの自治会、組などを単位として組織されております。水俣市における自主防災組織の組織率については、新たに組がつけられた地域や組織が結成されていなかった地域がありましたので、平成24年4月1日時点では97.2%となっております。

自主防災組織の活動については、それぞれの自主防災組織で違いがあり、平成23年度においては、大雨時の災害警戒をはじめ、防災講習会、消火訓練、防火訓練、防災設備点検、伝達訓練、避難訓練、危険箇所の調査、避難場所や避難路の確認、救急救命訓練などを実施されている組織がある一方で、全く活動を行っていない組織もあるようです。

次に、国民保護計画とはどのようなものかについてお答えします。

水俣市国民保護計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づき、着上陸侵攻、ゲリラ・特殊部隊からの攻撃、弾道ミサイル攻撃や航空攻撃の武力攻撃事態から住民を保護することを目的に、日ごろからの備えや予防、武力攻撃事態が起こった場合の住民への情報伝達、避難、救援、安否の確認、市及び関係機関の対処などについて定めた計画です。

次に、国民保護計画の本市における対応についてお答えします。

水俣市国民保護計画においては、武力攻撃事態と言われる着上陸侵攻、ゲリラ・特殊部隊からの攻撃、弾道ミサイル攻撃や航空攻撃の情報が入る。また、そのような事態が起こった場合に当該計画に基づきその対処を行います。

武力攻撃事態に関しては、武力攻撃の手段やその規模の大小などによって想定されるパターン

が数多く存在することから、あらかじめ武力攻撃事態に備えた避難実施要領を定めるとともに、国民保護対処マニュアルを作成し対応に当たることとしています。

国内外の国民保護に関する事件などとしましては、1995年の地下鉄サリン事件、1998年の北朝鮮テポドン発射事件、2001年アメリカの同時多発テロ事件などがあり、本年5月の北朝鮮による人工衛星と称するミサイルの発射では、情報収集及び警戒のため職員が市役所で待機を行ったところでした。

災害と同じように、いつ、何どき対処が必要となるかわからないため、水俣市国民保護計画や対処マニュアル、避難実施要領などの見直しを行いながら、住民への武力攻撃事態からの保護に関して万全を期していきたいと考えております。

○議長（真野頼隆君） 高岡利治議員。

○高岡利治君 それでは、2回目の質問に入らせていただきます。

先ほども言いましたように、私たちは岩手県の被災地を視察してまいりました。ここにそのときの写真もずっと撮ってあるのですが、本当に言葉では言いあらわせないほどのすさまじい自然の力というものを目の当たりにして、ここに町並みがあり、人が生活していたのかと思うくらい何もない光景が広がっています。人間の無力さを感じるとともに、あのような災害が水俣に起こらないという保証はないと感じて帰ってまいりました。

また、陸前高田市の戸羽市長が書いた本がここにあります。「被災地の本当の話をしよう」という本です。お読みになられた方もいらっしゃるかもしれませんが、被災地の市長だからわかる本当のことや感じたことが書いてあります。少し紹介させていただきますと、被災直後、復興のために多忙な中、この本の出版の話が来たとき、そんな時間は自分にはないと断ろうと思った。しかし、ニュースはどんなにショッキングな出来事も時間がたてばどんどん流れなくなる。しかし、現実はまだまだ手つかずの状況が至るところにある。その被災地の現状を知っていただきたいとの思いから出版を決意したとのことでした。

また、市民の誘導を最優先し、家族のことは後回しにし、職務を遂行する市職員のこと。震災当日家族4人で食事に行く約束をし、震災発生6分前に奥さんと携帯電話で会話をしたのが最後となり、4週間後に奥さんの遺体が発見されたが、確認をすることもままならず、職務遂行に当たった戸羽市長自身のこと。御遺体を安置するのに棺おけが足りず、ベニヤ板の上に御遺体を載せ、その周りをダンボールで囲っただけの棺おけでの対応しかできなかったこと。多くの政治家が視察に来たが、視察状況を聞くこともなく、市長を呼び出し、市役所の看板の前で写真だけ撮ってそのまま帰ってしまう者や、廃墟状態の旧市役所の前でブイサインをしながら写真におさまる政治家がいたこと。念願のマイホームを建てて、引っ越した翌日に家を流されて、1泊3,000万円の高い部屋だったよと明るく振る舞った知人のこと。そして、戸羽市長は視察に来る政治家

に言われたそうです。被災者は24時間被災者なんですという一言。

まだまだたくさんありますが、水俣でも平成15年に19名のとうとい命を奪った土石流災害が起こったことを皆さんも今しっかり覚えていらっしゃると思います。さまざまな被害を想定してその対策を講じることの難しさと重大さを私たちは身にしみて感じ、また改めて認識する必要があると思います。

そこで以下、2回目の質問を行います。

東日本大震災以降の認識については、これまでの被害と比較して複合かつ広域で甚大な被害との認識で、災害対策本部の喪失をはじめ、安全の確保や原発の問題等が浮き彫りとなって、消防団や自主防災組織の重要性を再認識したとの答弁がありました。これは、さまざまな災害が想定される中で、この水俣においてどのような災害が想定をされているのか、また検討をされているのかというのが1番目の質問であります。

それから、津波や原発に対する対策も盛り込んであるという答弁でありましたが、もう少し具体的に、原発や津波に対するどのような計画が盛り込まれているのか、これを2番目の質問といたします。

3番目として、先ほど消防団や自主防災組織の重要性を再認識したという答弁がありました。しかし、それぞれの地域によってさまざまな訓練や点検をしている地域もあれば、全く活動を行っていない組織もあるというのが現状だという答弁で、地域や組織によって非常に温度差があるというふうに私は感じるんです。行政として、この現状を解消するためにどうすればいいと考えておられるのか、またどういう指導や協力というものを考えておられるのか、これを3つ目の質問といたします。

4番目として国民保護計画に関してですが、今までは余りなじみのない言葉であったというふうに思いますけれども、せんだっての北朝鮮のミサイル発射問題でこの言葉が頻繁に出てくるようになったかと思います。水俣市でもこの国民保護計画が作成をされていますが、簡潔に言えば、万一のテロや武力攻撃があった場合、水俣市にいるすべての人々を保護するために作成したものが国民保護計画だと思います。そこで1回目の答弁の中で、国民保護対処マニュアルを作成というふうにありますが、その具体的な中身と、それをいつごろまでに作成するのか、もし作成されてあるのであれば、その中身を簡潔にお答えください。

5番目として国民保護計画について、この認識が余り市民にないように私は感じますが、これは非常に重要な問題だと思います。市民への周知は十分になされているのかどうか、これを5番目の質問とします。

以上、5点を2回目の質問といたします。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

本山総務企画部長。

○総務企画部長（本山祐二君） それでは、2回目の質問に答えさせていただきます。

まず最初、水俣市がどのような災害を想定しているのかということでございますけれども、地域防災計画に掲載しております災害につきましては、昭和30年ごろからの災害状況について記載しております。その中で言いますと、やはり平成15年の土石流災害、これが一番大きいものですが、やはりそのほとんどが、大雨や台風による災害となっております。今回の東日本大震災で、地震とか津波関係もございまして、やはり水俣市としましては、今、梅雨に入っておりますので、これから10月ごろまでの大雨による浸水被害や土砂災害、台風による災害等について特にやはり警戒すべきものじゃないかなと考えています。

次に、津波対応計画についてでございます。これにつきましては、津波警戒に係る市の配備体制を定め、津波情報の収集及び伝達や各機関における津波警戒監視体制、住民への避難の呼びかけ、避難体制の整備等について、市の地域防災計画の中に準用して実施することといたしております。

また、昨年度から本年度にかけて、県のほうで地震津波被害想定調査というのを実施しております。これが、今の予定ですと一応夏ごろにでき上がるということでございますので、それを受けまして、市での災害対応計画、住民の避難体制、避難場所の再検討など、随時改定を行っていきたいと思っております。

次に、自主防災組織の活動についてでございます。市が行っている自主防災組織に対する活動事項を述べさせていただきますと、自主防災組織リーダー向けのハンドブックの配布、それから、このハンドブックを利用して市の防災担当職員による出前講座、梅雨前の自主防災組織の伝達訓練等を実施しております。このほか、市主体の自主防災組織を集めたリーダー研修会、それから熊本県が実施する火の国ぼうさい塾への参加によるリーダーの育成、地域内での危険箇所の把握及び地域防災マップ看板設置等を実施いたしております。さらに今年度ですけれども、防災資機材の購入、防災活動の実施、防災士の育成など、自主防災組織への補助制度を創設いたしております。

あと、これはちょっと課題ではございますけれども、3区のほうで、一番自主防災活動進んでおります。3区からも1回話があっているんですけども、連絡協議会というのをつくれないかと。自主防災組織のですけども、これについても今後できるだけつくる方向で協力をしていきたいと思っております。

次に、国民保護対処マニュアルの中身ということでございます。これにつきましては、まず事前の予防、準備という形で日ごろの連絡体制、それから国民保護担当課体制では、そのような情報を入手した場合の職員の配置や情報の収集、住民への伝達手段などを記載いたしております。

また、緊急事態連絡本部体制では、その事態が進むことによりまして、連絡本部の設置、その体制もしくは現地における対策本部、それから現地調整所、また住民への警報の伝達、避難等について記載しておりまして、さらに国民保護対策本部体制では、さらに悪化された場合には、連絡本部体制をより強化するという内容になっております。

この国民保護対処マニュアルについては、現在今なお検討中で、まだ市単独では対応できるものではないので、国・県と打ち合わせしながらやらせていただきたいと思います。と考えております。

次に、国民保護に関する住民の認識が薄いということでございますけれども、これにつきましては、今まで市のほうではポスターやパンフレットの掲示、または市のホームページ等に国民保護計画を掲載し、啓発に努めてきたところでございます。ただ、議員もおっしゃいますようになかなかなじみがない言葉でございますので、今後も住民の方にわかりやすく周知ができるよう工夫していきたいと考えております。以上です。

○議長（真野頼隆君） 高岡利治議員。

○高岡利治君 それでは、3回目の質問をさせていただきます。

今、本山総務企画部長から答弁がありましたように、水俣市は先ほども言いました平成15年に大変な土石流災害という被害を受けております。当然、台風災害や大雨、そういう豪雨、そういうものに対しての対策というのが一番のメインになるのかなというふうに思っております。

この防災対策や防災計画というのは割と市民にもなじみのある言葉なんです。ただ、やはり先ほども言いました国民保護計画とか国民保護法というものはなじみがないというか、やはりこれは基本的に外部からのテロですとか武力攻撃に対しての備え、そういったものでありますので、よもやそういうことはないだろうという日本人のだれもが今考えているような問題なのかなと。ただ、先ほどもあったように、4月の北朝鮮によるミサイル発射問題とか、いろいろやはりそれは日本では考えられないようなことが世界各国で今起こっております。内紛があったり、いろんな民族戦争があったり、やっております。

やはりそういう中で、この国民保護計画というものも非常に重要な問題ではないかなというふうに思っております。ただ、この北朝鮮のミサイル発射問題に関して、今回の政府のお粗末さというのが非常に露呈した一件でもあったのかなというふうに私は思って、あのような危機感のない政府に国民の生命や財産を任せているかと思うと、私自身、背筋が寒くなるような思いがします。本当に政治家というのは平和ぼけしているんじゃないかなというぐらい認識が薄いのかなというふうに今回は感じました。

それに、よく出てきますジェイアラート、全国瞬時警報システムですね。ミサイルが発射されたり、何かあった場合には一斉にそういうシステムが作動するということは、結局何も作動せずに右往左往して、宮古島あたりでも大変な問題だったというふうになっております。

こういう中で、今回のそういう北朝鮮のミサイル発射問題、当然市としても待機をされていたというふうに思うんですが、そのときの状況、それからまたどういった検証が行われたのか。これに対してまず1つ答弁をいただきたいと思います。

それから、先ほどあった防災関係、自主防災の組織の確立等も、これはあくまでもやはり自主防災というぐらいですから、各自治会や組織を中心に当然やっていくべきものなんですね。ただ、先ほど2回目の質問の中でも言いましたように、それぞれの自治会や組織によってやはりかなり温度差がある。一生懸命取り組んでおられるところもあれば、取り組んでいないというよりも取り組み方がわからない、どうすればいいのかわからないというようなところも恐らくあると思うんです。でもやはり、そこはすべて水俣市民ですので、できれば行政のアドバイスなりなんなりをきっかけづくりをしていただいて、すべての市民が安心・安全に暮らせるような自主防災組織の確立というのををしていただくように今後もしていただきたいというふうに思います。

それから、この災害情報の発信や有事の際の警報なんかは防災無線を利用して市民に情報発信をするというふうに思うんですけれども、この防災無線の音声が非常に聞き取りづらいという声があるのを皆さんは把握しておられますでしょうか。特に台風とか大雨のときに避難等を促す情報が聞こえにくいという声が私のほうの耳に入ってきております。先ほどの水俣の防災に関して、大雨とか台風、こういったものがやはり想定されるという中で、その一番想定される災害に対して、この防災無線が一番ネックになっているというか、弱い部分、アキレス腱になっているのかなというふうに思います。

大雨が降ったり、風が強いときにわざわざ窓をあけて情報を聞くというのはなかなか難しいことで、音は聞こえるんだけど、何をしゃべっているのかわからないというようなことがよく耳にされます。この辺も特に高齢者の方お一人で、お年寄りのひとり住まいというような方は、若い人たちはメールを使ったりいろんな情報で、そういう情報を取ることはできるんですけど、やはり弱者と言われるひとり暮らし。それから高齢者、お年寄りの方々のことを最優先して考えることも必要なのかなというふうに思いますので、これに関しては各家庭への戸別受信機などの設置なんかは考えていないのかということも2番目の質問とさせていただきます。

以上、2つ答弁をお願いします。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

本山総務企画部長。

○総務企画部長（本山祐二君） 3回目の御質問にお答えさせていただきます。

まず、今回の北朝鮮のミサイル問題につきましてですが、先ほども申し上げましたように、市の防災担当職員が当日、時間外でございますけれども、早朝から警戒いたしたところでございます。ただ、国からの情報というのがなかなか瞬時に出なかったということもございまして、結局

もうそれだけで終わったわけですがけれども、あとはこれをもしあったときに住民にどういうふう
に迅速に伝えられるかというのがやはり一番の大きな問題ではなかろうかなと思っております。
これにつきましては、先ほどジェイアラートのお話もございましたけれども、それと防災無線の
件もございます。ジェイアラートは確かに22年度から設置しておりますけれども、これを防災無
線に直接つなげられない状況です。非常に防災無線のほうがもう老朽化しておりますので、その
辺がやはり一番大きな問題じゃないかなというふうには感じております。

それから、防災行政無線が聞こえにくいということもございますけれども、今回の地域懇談会
等でもちょっと出たことでもございます。この補完的な情報手段といたしましては、まずやはり
は自主防災組織の連絡網による住民の情報伝達というのはぜひお願いしたいところではございま
す。またこれにつきましては、災害時の要援護者の避難システムというのを昨年度つくりまし
て、本年度そのデータというのを整備して、より共助という形で地域の方のお力をおかりしたい
と思っておりますので、そういうようなことができれば一番いいのかなと思っております。

また、防災行政無線が聞こえない場合は電話で確認できる自動応答装置、これをやっております
ので、ぜひこれは御活用いただければと思っておりますし、また昨年度からですが、熊
本県防災情報メールサービス等を導入いたしております。ぜひこれも多くの方がつないでいただ
ければというふうに感じております。

戸別受信機につきましては、戸別受信機とは違いますけれども、防災ラジオというのを戸別受
信機にかわる形で販売しました。これも含めましてですが、防災行政無線というのは、先
ほど申し上げましたように非常に老朽化しておりますので、実はデジタル化の問題でございま
す。これとのセットじゃないとやはり難しいのかなと、それを戸別受信機等を大幅に入れた場
合、また今度新たにやり直す必要がございますので、ある程度デジタル化というのを見据えた上
で、対応せざるを得ないんじゃないかなというふうに考えております。以上です。

○議長（真野頼隆君） 次に、水芦県体について答弁を求めます。

葦浦教育長。

（教育長 葦浦博行君登壇）

○教育長（葦浦博行君） 次に、水芦県体について順次お答えいたします。

初めに、昨年9月に実施された水芦県体の検証はされたのかとの御質問についてお答えいたし
ます。

具体的な検証はしていませんが、県体終了後に事務局で話し合いを持っております。その中
で、今後の県体のあり方についてさまざまな意見がありました。まず、現在の郡市持ち回りによ
る開催方法では、開催地への財政的負担が大きいこと。次に、競技運営面では、競技用備品の調
達や準備など、地元競技団体への負担が大き過ぎるのではないかとの意見が出ております。

次に、地元開催の結果、どのようなメリット・デメリットがあったのかとの御質問についてお答えいたします。

メリットといたしましては、補助員等で協力いただいた地元中高生をはじめ、多くの市民が県内トップレベルの競技を間近で見ることで、各種目の競技普及につながりました。また、地元競技団体においては、実際に競技運営に当たられたことで組織力が高まり、あわせて競技力の向上が図られました。そのほか、県内各地域から約7,000人の選手、役員の方々をお迎えし、宿泊をはじめ観光振興につながったのではないかと考えております。

デメリットといたしましては、先ほど検証に関する答弁でも申し述べましたように、開催自治体や競技団体の負担が大き過ぎることではないかと考えております。

次に、ことしの県体へ向けての強化を含めた対応策についてお答えいたします。

昨年の水俣・芦北県体では、男女総合4位、女子総合3位、総合躍進3位と、各種目団体の御努力により大変すばらしい結果を残していただきました。ことしの強化対応策につきましては、これまで同様、水俣市体育協会を中心として強化費を支給するなど強化対策を進めていただく予定としております。また、市といたしましても、例年の7月からの強化練習期間につきまして、会場確保への配慮や使用料の減免等で対応してまいりたいと考えております。

○議長（真野頼隆君） 高岡利治議員。

○高岡利治君 それでは、2回目の質問をします。

今、葦浦教育長のほうから県体の検証はされたのかということで、具体的な検証は行っていないということでしたが、そこにいろいろ事務局で話をした中で、いろんな幾つか問題も出てきたと。ただ、私はここが一番大事じゃないのかなというふうに思うんですね。やはり、今回のことだけに限らず、いろんな行政がやる事業にしてもイベントというものにしても、中には予算の消化だけに終わってしまっているようなところもあるんじゃないかと。やはり予算を使ってやるからには、きちんとした検証を行って、じゃあ例年、毎年やることであれば、次にどういうふうにしてつなげるのか、そういうことをしっかり見きわめながらやっていくということが大事じゃないかというふうに思います。1つ目としては、だから、今後その検証をきちっとやる予定があるのかどうかということをまず1番目の質問させていただきます。

次に、メリット・デメリットの面については先ほど教育長のほうから答弁にありましたように、メリットとしては市民が県内トップレベルの競技を間近で見るのができた。それから、各種目団体、競技団体においては受け入れをしなきゃいけない、そのことによって競技運営すとか、組織力の強化にもなったということが挙げられるというふうにおっしゃってございました。

また、デメリットに関しては、持ち回り開催というのは以前からいろいろ声は出てきておりまして、自治体の規模なんかによっては非常に負担が大き過ぎるという意見とか、やっぱり運営能

力の差があったりするというこの問題も出てきているのは私自身も理解しております。

そこで、2つ目の質問としては、3番目の強化対策の件ですね。県体に向けての強化費の支給や強化練習の期間というのが、練習場の配慮ですとか使用料の減免等をやっていたいておるといのが今の現状だと思うんです。これに関して、ことしの県体へ向けて、例年と何か変わりがあるのかどうか、例年どおりなのかどうかというところを2つ目の質問として答弁をいただきたいと思います。以上です。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

葦浦教育長。

○教育長（葦浦博行君） 県民体育祭のちゃんとした総括をやって検証をやるべきじゃないかということでございましたけれども、当初も申し上げましたとおり、県民体育祭につきましてはもう既に66回を数えておりまして、非常に古い歴史を誇っているわけです。その中で、やっぱり課題も先ほどから申していますようにいろいろ出てきたということで、一番大きな負担は、当然地元開催についての財政的・人的負担が大きい。それから競技団体に関する負担もまた大きくなってきたということだろうというふうに思っておりますけれども、そのほかに先ほどありましたようにメリットもございます。やはりスポーツ振興をきちんとやっていく、あるいは地元に来ていただくことで観光振興につながっていくんだというそういうさまざまな検証があらうかというふうに思います。ですから、そういうものをしっかりと、改めて組織をつくるということできずに、我々教育委員会内部で、ちゃんと報告としてまとめていきたいというふうに思っております。

それから、県体の強化練習に関しては、実は例年と今年度につきましては、例年と同じような方法で考えております。昨年は6月から9月まで会場の確保というのをやろうということで取り組みましたが、実際は7月からということでしたんですけれども、今年度も7月から9月まで会場をしっかりと確保して応援をしていきたいなというふうに思っておりますし、それから使用料の減免も当然やらせていただきたいと、そういう方向で今進めております。ただ、一般の利用者の方々の声も多少なりとも入ってまいりますので、その辺はうまく調整をしながらやっていければなというふうに思っております。

○議長（真野頼隆君） 高岡利治議員。

○高岡利治君 それでは、3回目の質問をいたします。

検証に関しては、教育委員会内でも今後やっていただけるということで、事務局の中でもいろいろ今言われたような問題が出てきているんで、最低限、その辺は次につながるような方向性を持って、対処・対応をしていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、2つ目の強化費の問題ですけれども、競技種目団体に関しては、当然予算というのは体育協会、こちらのほうから年間の運営費というのは均等に振り分けられて、一律に振り分け

られているというふうに思います。それから、強化費の振り分けは、たしか聞いた話では、県体の成績によって若干差があるということは聞いておるんですけども、大会の成績等をもう少し考慮した強化費の配分はできないものなのか。その算定・算出する、それが私もはっきりは知らないんですけども、余り差がないような感じを受けるものですから、皆さん、水俣の代表としてそれぞれは皆さん頑張っているのはわかるのですね。ただ、頑張った中で、常に上位に入っている種目団体もあれば、なかなかそういうところまでいかないという種目団体も当然あると思います。これはやはりあくまでも競技ですから、そういうものを少し加味していただいて、強化費の配分というのをもう少し何ら検討して考えることができないのかというのは、やはり頑張る人たちへの御褒美じゃないですけど、そういうものがしていただけるかどうかということを3回目の質問とさせていただきます。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

葦浦教育長。

○教育長（葦浦博行君） ただいまの県体の強化費について、成績等を考慮して配分を考えられないかということでございましたけれども、県体の強化費につきましては、体育協会への加盟団体に支給をする形になっておりますが、強化費の中には大まか3つございまして、運営補助等指導者育成補助、それとスポーツ強化費ということでございます。スポーツ強化費の中で、今年度は県体の強化費ということで、22種目の団体に交付をする予定なんですけれども、積算基礎は、まず基本額というのがございまして、これが57%ございまして、それから、実績割というのがありまして、これが43%というのが、これまでずっとやられてきた体育協会からの配分額というふうになっております。

今、議員おっしゃいましたように、いろんな競技の中で成績がよかったり悪かったりするわけなんですけれども、そういう成績を配慮したような配分というのができないかどうかということなんです。これにつきましては競技人口の多少があったり、あるいはそういうモチベーションの関係も多分出てくるんだろうというふうに思います。微妙なそういう気持ちの問題とかも出てまいったりするものですから、この件につきましては、やはりもう一度やり方多分変わっていないというふうに思いますので、体育協会等々で少し協議をさせていただきたいなというふうに思っております。

○議長（真野頼隆君） 次に、指定管理者について答弁を求めます。

葦浦教育長。

（教育長 葦浦博行君登壇）

○教育長（葦浦博行君） 次に、指定管理者について順次お答えいたします。

まず、指定管理者制度の目的についてお答えいたします。

指定管理者制度の目的につきましては、水俣市公の施設の指定管理者制度に係る運用指針で、公の施設に対する多用な住民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることとなっております。

次に、市総合体育館の指定管理者は何年から始まり、次の満了はいつかとの御質問にお答えいたします。

市総合体育館における指定管理者制度は、平成18年度から導入をしておりますが、初年度は初めての制度導入でしたので1年間の指定といたしました。平成19年度から21年度まで3年間の指定としましたが、平成22年度には指定管理者の導入等について再検討を行うため、1年間の指定としたところです。現在の指定管理者は、平成23年度から3年間の指定としておりますので、指定期間は平成25年度末までとなっております。

次に、現在の指定管理者で市民サービスの向上につながっているのかとの御質問にお答えいたします。

現在、水俣市振興公社を指定管理者として指定をしております。総合体育館内への意見箱の常設とあわせ、定期的なアンケートの実施により、利用者の要望や意見等を収集し、サービス向上のための参考にしているとお聞きしております。

ことし4月からは健康運動指導士の資格を有するインストラクターを常勤させ、マットサイエンス、水中アクアビクス教室等を開催し、好評を得ている状況で、徐々にではありますが、市民サービスの向上につながってきているのではないかと考えております。

市といたしましても、市民からの要望等があれば、指定管理者と協議を行い、サービス向上につながるよう指導等を行ってまいりたいと考えております。

○議長（真野頼隆君） 高岡利治議員。

○高岡利治君 それでは、2回目の質問をします。

まず1番目の指定管理者制度の目的ということで、今、葦浦教育長のほうから答弁がありました。私はこの件に関して、平成20年の3月議会においても質問しております。そのときは葦浦教育長が総務企画部長時代に答弁をされた文章をここに持っておるんですけども、ここにも指定管理者の目的というのは、多様化する住民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするという答弁でした。全く一緒ですね、そのとおりだと思います。

そういう中で、やはり民間の能力を活用しながら住民サービスの向上を図るのが目的だと。ということは、振興公社というのは準民間というか、完全な民間の企業ではないですね、振興公社は当然、副市長が理事長をされている団体ですね。じゃあ、そこが今回最初の指定管理者になっ

た経緯を、どういう経緯で振興公社が指定管理者になったのかというのをまず1つ目の質問とさせていただきます。

それから、先ほどの答弁にありましたように、サービス向上のために、意見箱の設置ですか、アンケートの実施をしているというような答弁があったと思いますが、そのアンケートの中身、どのような内容の意見があったのか。また上がってきた意見に対して、それをどの程度現場に反映をできているのかというのを2つ目の質問とさせていただきます。

以上2点、答弁をお願いします。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

葦浦教育長。

○教育長（葦浦博行君） 振興公社が指定管理者になった経緯という質問がございましたが、水俣市の振興公社につきましては、先ほども答弁いたしましたように、平成18年度から現在まで、6年間にわたりまして指定管理者として体育館の運営を行ってきております。現在23年度から25年度までの期間で指定管理者となっております。その経過につきまして、時系列でちょっと申し上げます。

現在の指定管理者になる前の順序なんですけれども、平成23年4月1日から指定管理になっておるんですが、平成22年12月に募集の広告をまず行います。それから平成23年1月14日に募集要項の配付等を行っております。それから、引き続き1月20日には現地の説明会ということで行っておりますし、それから1月28日に申請書類の提出の締め切りをしております。それから、同じく2月8日に選定委員会による審査を行っております。中身については、資格審査とか書類審査等を行うわけなんですけれども、そして候補者の選定をそこで行うということでございます。そして、2日後の2月10日には審査結果を通知したということで、平成23年の3月議会で指定管理者の議決をいただいたというそういうスケジュールで行ってきておるところでございます。

ちなみに、このときの実はライバルがおりませんで、1社のみの申し込みであったということでございます。

それから、アンケートでございますけれども、毎年アンケートをとっておるんですが、ちなみに平成23年11月にアンケートをとっております。その内容等について若干申し上げますと、例えば利用時間でございます。プールの開館を例えばもう少し早めてくれないか、9時ごろにできないだろうか。それから手続や予約の問題についてインターネット予約とかできないのか、あるいはもう少しかぎを早くして受付を外に並ばせないでほしいという、寒いのでそういうふうにしてほしい。あるいは職員の対応等につきましても、言葉遣いが悪いとか、あいさつを返さない、無愛想だ。プールで子どもが騒いでいるけど、注意をしないとかなですね。ただ逆に、すごいプール等については親しみやすく、職員の感じがいいという意見もかなりございました。

それから、清掃等についてはロッカールームが水浸しになっているのが結構多いとか、温水プールでちょっとトイレのにおいがまざっているんじゃないかみたいな話も書いてありました。そのほかに、土・日の駐車場がいつもいっぱいだと、それから、イベントのときにプール専用の駐車場が確保してあって、非常にそれはよかったという意見もございました。それから、障がい者のところにとめてある車があって、やはりそこは立て札を立ててほしいとか、あるいは定期券については休んだときは延ばしてほしいとか、そういうこともありました。あるいは夏場のプールとかは清掃を、期間じゃなくてももう少し暇な時期に移してほしいとか、そういうもろもろ実はあっておる状況でございます。

○議長（真野頼隆君） 高岡利治議員。

○高岡利治君 1つ目の質問の振興公社が指定管理者となった経緯ということで、今、教育長のほうから答弁がありましたけれども、これは22年から23年の経緯ということで、ただ当初の18年に導入したときには、恐らく3社程度上がってきたんじゃないかなというふうに思っております。その辺のところもちょうと聞かせていただければなと思ったんですが、その中から何で振興公社が選ばれたのかという、それを本当は聞きたかったんですけども、もしよければ3回目のときに答えていただければ。

それと、先ほどの答弁でインストラクター等を常設させて内容の充実を図っているというふうなことで、利用者にとってもプログラムの充実も大切だとは思いますが、そういうスクールが目的で来ている人ばかりではないんじゃないかな。済みません。これはちょっとプールに限ったことなんですけれども、やはり自分のあいた時間に自由に来て施設を利用したいという人も相当数いらっしゃると思うんですね。だからそういう人たちにとっては、先ほど言われてないんですけども、利用時間の問題ですとか、施設を利用する期間、こういったものもアンケートの中に非常に出てきているんじゃないかなというふうに思います。

体育館も小・中学生、それから一般のいろんな大会、それからビーチボールの練習ですとか大会、非常に利用頻度が高いということで、市民の皆さんに喜んで使っていただくということは非常に大事なことで、大いに利用していただきたいと。特にプールに関しても、私はその協会のほうの関係もしているもので、それはプールの回し者じゃないんですけども、プールを例にとって言わせていただければ、先ほどあったように、非常にプールの水を入れかえる時間、それから年末年始の休館が長いんですよね。これはもうずっと6年間振興公社が指定管理者となつてから、市がそれまでの間、市が管理をしていたときと何ら変わらないんですよ。要するに先ほどあったように、住民サービスの向上を目指すために指定管理者になったというのであれば、住民・市民が使いやすいような施設じゃなきゃいけないんじゃないかな、そのためには安価な料金で、いつでも使えるということが必要じゃないのかなと。

ただ、この6年間ずっと見てみると、今言われたように、夏場の時期にプールの水を入れかえます。そうすると、月曜から月曜までプールを閉めるから、8日間プールを使えないんですね。年末年始も28日、役所の御用納めから1月4日の仕事始めまで、やはり8日間。全くお役所と変わらない運営なんですよ。じゃあ、どこが指定管理者になって何がメリットがあったのかなというところ、非常に市民の皆さんからも声が上がってきます。

前回も言ったかもしれないんですけども、水質管理等は非常に徹底してよくされておるんですよ。どこに行っても、一番この水俣のプールがいいというふうに私も感じるんですが、熊本市内あたりの状況を聞きますと、今、浄化装置やろ過装置が非常に性能のいいものがありますので、水を全部入れかえなくても、ろ過をしながら不足した分だけを足していくということでどこも対応していますね。そうすれば当然水道料も安くて済みますし、熊本市内あたりですと、大規模な工事をする。例えばプールの壁を塗りかえるとか、何かをする、補修をするときには抜いて入れかえをするけれども、それ以外はもうろ過機を回してやっているから。普通3年ぐらいはかえないよというところが結構あるんですよ。ですから、そういうところも加味しながら、じゃあ今まで8日間使っていたものをもうちょっと短縮するとか、そういったものもそのアンケートの声の中で今後反映をさせていただきたいと思うんですけども、その反映をさせていただく気があるのかどうかというのを3回目の質問とさせていただきます。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

葦浦教育長。

○教育長（葦浦博行君） 指定管理者制度の実は欠点というか弱点というのがありまして、先ほどありましたように、民間活力の導入というのは、大きなテーマとして小泉改革のときにあったわけですね。行政側から見れば、経費の削減と住民サービスの向上ということで、非常にそこが都合がよろしいんですけども、ただ、実際やってみたら、住民サービスの向上になかなかつながらないということが実は多かったわけです。今までずっとそうなんですけれども。ですから、私が平成22年は1年にしたというのは、実は全部の指定管理者を1年に多分していると思いますけれども、もう一度しっかり見直しをしてください。本当に指定管理者でいいのかどうかということをもう一回考えてくださいと。そこは住民サービスの部分ですね。経費節減は確かになっているけれども、住民のためになったかどうかということを考えてくださいということで、実は1年間にしたという経緯がありましたけれども、結果的にはみんな指定管理者を選んだということで、この継続というふうになっているわけです。

今申し上げましたように、経費削減の面からいけば、実は住民サービスをするとう当然あけておかなくちゃいけないので、人件費がかかる、あるいは施設費がかかるということの矛盾が出てくると。ですから、その辺のやりとり、あるいは住民ニーズをどう把握して、どこまでやるかとい

うのをきちんと決めていく、議論していくということだと思います。

ですから、住民がいつでも安価に安く使えると、スポーツの効用は実はそういうことです。1日、自分の体を鍛えて健康で過ごすということは非常にいいわけですから、その辺の価値判断をどう求めていくかということを質問いただきましたので、ぜひ考えていきたいなと思っております。

具体的には今、1週間程度、水交換の話ございましたけれども、これにつきましては、水俣の水は非常にきれいだと言われて非常にうれしいんですが、ただ、利用者にとっては1週間も休まれると困るということでございます。できれば2日ぐらいの短縮はできるんじゃないかということとで検討いたしましたので、ぜひその辺は進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（真野頼隆君） 次に、水俣病検診案内のチラシについて答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 次に、水俣病検診案内のチラシについてお答えします。

5月15日号の市報と一緒にこのチラシが配布された経緯について申し上げます。

4月の終わりごろ、今回の主催団体である不知火海沿岸住民健康調査実行委員会の事務局長が市役所に来られ、自治会のネットワークで検診案内のチラシを市報とともに配布していただきたいという依頼をされました。水俣市としても、水俣病被害者救済に係る救済措置の申請期限が7月末に迫る中、あらゆる機会を通じて市民の皆様に救済措置の周知と申請を促しており、当団体のチラシ配布についても、内容的に問題ないと判断しましたし、むしろ市民への周知や申請を促す一助になるのではないかと感じたところです。

ただ、このような民間団体のチラシを自治会組織を通じて配布することは、市からの文書配布や事務委託ではないため、市で判断する事柄ではなく、通常、自治会長会で協議・判断して対応を決めていただいております。

そこで、担当課が自治会長会の会長に相談し、5月の定例自治会長会では時間的に間に合わないため、5月8日に代表委員会が開かれたそうです。その会議の席に、団体からも来てもらい、直接趣旨説明を受け、質疑応答の後、配布するとの結論に至ったとお聞きしております。

○議長（真野頼隆君） 高岡利治議員。

○高岡利治君 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず、今回のチラシというのは、広報みなまたの広告記載要綱に準ずるのか準じないのかということをまず1番目。

それから、2番目の質問として、これまでも今回のような特定の団体や個人のチラシ等を自治会を通じて配布したことがあるのか。あるのであれば、どのようなものがあったのか、これが2

点目ですね。それから、市長は3月議会の野中議員の質問の中の答弁で、水俣病被害者救済の申請受け付けが7月31日と決定したので、自覚症状も記載したさらに細かな広報・周知が必要であるというふうに答弁されています。その後、広報みなまたにおいて4月15日号、5月1日号、5月15日号と3回にわたり呼びかけを行っています。

特に5月15日号の広報では、国の環境省からのチラシも入っているんですね。ここにもちよつと持ってきておりますけれども、水俣病被害者救済にかかわる救済措置申請のための医療機関受診支援についてのお知らせということで、裏に申し込みもちゃんと入っております。これも市報と一緒に配られておりました。それとあわせて、今言われた不知火沿岸住民健康調査実行委員会、これは市の団体じゃないですね。先ほど言われたように特定の個人のというか、民間の。答弁にあったように、そういうものに関して市が判断するわけにはいかないから、自治会組織で話し合ってもらってという話なんですけれども、私には自分たちの責任逃れのようにも聞こえてならないんです。自治会が決めたんだから行政はタッチしないんだよというような言い方にも聞こえてならないんですけど、この5月8日に、その自治会会長会の臨時代表委員会というのが開催されて、その場で決定されたと。臨時と名のつく会議ですから、急遽招集をされた委員会なんでしょうけれども、ここには当然市の職員の方も同席をしていたと思うんですけど、だれがとまでは今回聞きませんが、その中でどういう話し合いがなされたのか。先ほどちょっと答弁にもありましたけど、自治会がいいと判断したからということなんだろうが、じゃあ市としては全くこれに関して意見を言わなかったのか、あくまでも自治会が判断をして決めたのかどうか、それを3番目の質問とします。

以上こ3点、お願いいたします。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず第1点の、自治会を通して民間団体チラシを配布するのを決める判断基準というのはどういうことかということだと思いますけれども、市としての明確な判断の規定はございません。市報に載せる場合の規定がございますので、その規定にのっとって判断をしているということでございます。

それから、自治会を通して配布したこういった書類のものの、これまでにそういう配布した書類があるかということでございますけれども、これは済みませんけど、ちょっと私まだ確かにしておりませんので、調査させていただきながら、またお答えさせていただければと思います。

それから、市としてこの自治会の会に参加して意見を述べたのかということでございますけれども、私は参加しておりませんので、この中身の状況につきましては、詳細については正直申し上げて、申しわけありませんがわかりません。ただ、私といたしましては、7月31日に迫ってい

るということで、あらゆる手段を投じながら、健康に不安のある方は手を挙げていただいて、7月31日現在で一人も漏れがないようにという思いで、地区懇談会等も開きながら、そういったお願いもしてまいりましたし、前回の東京に参りました水高会の折にでも、そのようなことでぜひ手を挙げていただきたいというようなお願いをしております。

そういう意味からいたしましても、先ほど答弁でお答えしましたとおり、ぜひ手を挙げていただきたいというのが私のお願いでございますので、十分私の意思是反映しているとそのように受けとめております。

○議長（真野頼隆君） 高岡利治議員。

○高岡利治君 それでは、時間も5分を切りましたので、3回目の質問をさせていただきます。

今、市長の答弁の中に、これは市報の広報要項に順ずるというようなお答えがあったんですが、ちょっとそこは確認したい、ちょっと私聞き漏らしたかもしれません。1番目の質問の。（発言する者あり）

そうしますと、これが載ったのが5月15日号ということで、会議が開かれたのが5月8日ということで、先に申し上げておきますけど、私はこのチラシの内容、こういったものに関して、やっちゃいけないと言っているんじゃないんですよ。7月31日にもう締め切るんだと、今言われたようにいつも市長が答弁されている、あとう限りの救済をしなきゃいけないとおっしゃっています。当然だと思います。ただ、やり方として、市は4月15日から1日号、15日号と3回に分けて市報にも載っているんですよ。いろんなところに行かれて話をされたと言いました。行政のトップが公の立場で話をされるのと、こういう1つの団体がこういうものを出すのとでは、この市報と一緒に来るということは、市民は市が出したんじゃないかというふうに当然勘違いすることもあるんです。ましてや、環境省のチラシも入っている。自治会の中には、こんな同じもの何枚も一緒に出したってわからないんじゃないかという意見もあったというのも聞きます。

だから、その辺の判断をもう少しきちっと明確にしていただかないと、今言われたように、じゃあ今まであったのかどうかというのもまだわからないということですが、それは調べてまた後で報告をいただきたいと思います。広報記載要綱の中の第4条に、広報を広告に記載しようとするものというのは、記載しようとするものを原稿を添えて、広告記載を希望する広報の日の1カ月前までに市長に提出をしなければいけないとなっています。今回は、緊急を要するというんですけど、5月8日に臨時会が開かれたものが5月15日号に載っているということは、わずかそこ何日ですよ。そこまでしてそれを載せないといけなかったのかどうかということが私は非常に疑問なんですよ。

当然、チラシと一緒に配っているのであれば、これは有料なはずですね。この水俣の広報の後ろのほうに、下のほうに載せてある有料広告というのがありますよね。こういうものに関して

も、水俣に地元営業所を置く者は広告料1万円、それ以外の市外、ほかのところは3万円を有料で取っているんですね。じゃあこれに関しても、チラシを配布したときに有料でこれをされたのかどうかというのを答弁をお願いします。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 再度繰り返しになると思いますが、先ほど、今議員がおっしゃったように、なぜそんなに急ぐのかということでございますが、7月31日に締め切りも迫っているということで、ぜひ徹底をしたいというのが1つあったと思います。そういう意味で、いろいろそういう形もあり、1カ月前までには、市報の場合は載せなければならないというようなこともございまして、そういう意味と徹底するという意味で急がれたんではないかなと思います。

私といたしましては、私も十分内容も見せていただきましたし、内容的に問題はないと思いましたが、また団体の責任の所在というものが明確になっておりました。それから、ほかの団体の方々も一緒になってこれのお願いもありましたし、また医師会あたりの協力も得ていると。そういう気持ちも受けとめているというようなこともございまして、問題ないと判断をして、私もそのような方向で進めさせていただいたところでございます。

また、広告とチラシでございますが、広告のほうはそういう状況でございますけど、チラシのほうには問題ないということでございます。広告はお金を取っておりますけれども、チラシは要らないということです。

○議長（真野頼隆君） 以上で高岡利治議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時45分 休憩

午前10時54分 開議

○議長（真野頼隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、塩崎信介議員に許します。

（塩崎信介君登壇）

○塩崎信介君 皆さん、おはようございます。

新政同友クラブ塩崎です。

今、国会では消費税率の引き上げを柱とする社会保障・税一体改革関連法案が審議されています。少子高齢化が進み、社会保障費が増大する中で、国の借金は1,000兆円を超えてしまい、これから先も支える人より支えられる人が多くなっていきます。

国民の願いは平凡でもいいから健康が一番と思いますが、その願いさえもかなわない状況に

なっています。経済状況の悪化による雇用の減少、将来の保証がない派遣やパート社員の増加、年金額の減額や受給年齢の引き上げ等の生活する上で影響することが多くなり、社会的なストレスも重なって、精神的なダメージによるうつ病や自殺者が増加しております。

古い話ですが、向こう三軒両隣とか、遠くの親戚より近くの他人ということわざがあり、年配の方々は御存じと思いますが、その当時はみんなが食べるのに精いっぱい、近所の家から米やしょうゆなどの生活必需品を借りたり貸したりして、あるとき払いの催促なしなど、隣近所が明るく助け合っていた時代を思い出します。

消費税率25%を課税しているスウェーデンでは、揺りかごから墓場までと社会保障が充実している国であり、税金が生きたお金として使われて、納税する国民が幸福感を実感している国です。日本も消費税率を上げなければ、5年先、10年先の財政が非常事態に陥る可能性が高いことは理解していますが、低所得者等の生活に困窮している人たちのことを理解した上で、十分なる審議をしていただき、国民の納得できる法案成立に努力されることを心より願っています。

では、通告に従い、登壇より質問します。市長及び執行部の明確な答弁を期待します。

1、地域経済の元気づくりについて。

平成22年7月、新たな組織として総合経済対策課を設置、水俣市の経済対策、企業誘致、雇用対策などの推進を図るとの目的でスタートしました。この件に関しては議会の中でも議論があり、私も一般質問で、リーダーは行政の中からではなく、実務経験のある人を熊本県庁から登用することはできないのかと質問したことがありましたが、結果として行政内での人事異動で決まった経緯がありました。その後、1年未満交代でリーダーはかわり、現在は3人目になっております。石の上にも3年、ことわざが続きますが、1年間で成果を期待するのは非常に酷だと思っています。執行部はそれを実行されたということは、1年間で成果を出せると判断されたのか、それとも成果を期待せず、とりあえず形だけをつくられたのか私には大変疑問に思った記憶があります。

そこで、下記のことについて質問します。

①、新たに企業等からの各種相談や事業連携等を支援する企業支援センターを開設したが、具体的に何をするのか。

②、環境首都水俣創造事業の一環として、水俣産業団地内で使用する電気や熱供給を再生可能エネルギーを活用したゼロカーボン化を図るとあるが、具体的に何をするのか。

③、湯の鶴地区の観光開発として、本年7月にオープン予定の湯の鶴観光物産館のPRを積極的に行い、湯の鶴の湯の鶴観光振興を進めたいとあるが、突然の指定管理者辞退ということが発生したことも含めて、今までの経緯はどうだったのか、辞退に至った理由は何なのか、今後の対策は具体的にどうするのか。

2、水俣病問題の解決と環境モデル都市の推進について。

先ほど高岡議員からの登壇でのお話にもありましたが、去る5月14日から17日の予定で、東北大震災の被災地である岩手県の陸前高田市から宮古市までの被災地区の復興状況を視察してきました。百間は一見にしかず、テレビの画面を見てある程度は想像していましたが、大自然の力の恐ろしさを目の当たりにした私は大変な衝撃を受けました。大きな地震の後、想定外の津波とはいえ、防波堤、防潮堤が無残にも破壊され、平地に立つ住宅や建物は跡形もないほど根こそぎ流されていました。一方では、高台に建つ住宅等は何もなかったかのような町並みがそのまま残っており、天国と地獄ほどの差がありました。

現在、道路だけは整備され通行できる状態ではありますが、瓦れきの山があちこち点在し、業者による分別作業が重機を使って行われていました。終わりの見えない、とてつもない瓦れきの量に見えたのが印象的でした。

そこで、下記のことについて質問します。

①、環境モデル都市である北九州市が瓦れきを受け入れ、焼却実験を行い、異常がなかったことがマスコミで報道されていたが、同じ環境モデル都市である水俣市として何か考えているのか。

②、5月1日に水俣病犠牲者慰霊式が実施されましたが、聞くところによると、慰霊式後、引き続き放流事業の計画があったらしいが、平成25年秋に天皇陛下の御出席のもと、放流事業が決定されている中で本当なのか、理由は何か。

3、行財政改革について。

第4次行財政改革大綱が平成21年度から実施され、平成24年度は4年目となりました。大きな3つの改革として、意識改革、行政改革、財政改革を挙げ、その下に8つの推進項目である職員の意識改革、人材育成の推進、市民参画と地域協働の推進、市民サービスの向上、事務事業の見直し、定員管理と組織機構の適正化、健全な財政運営の推進、民間活用の推進等を掲げ、行財政改革に前向きに取り組んでこられたと思います。

その中で、まず1番目に職員の意識改革を挙げ、取り組みとして市職員みずから身を粉にして業務を遂行し、常に企業感覚や危機感を持ち、費用対効果を考えて業務に当たる経営意識を持ち、市民から注目されていることを意識しながら、市民の負託にこたえるよう誠心誠意業務に励むことが何よりも大切なことであると明記してあります。

そこで、下記のことについて質問します。

①、市長は年頭のあいさつの中で、即対応、即実行を発言されていたが、全職員への周知徹底はされているのか、職員の人事考課に反映するシステムになっているのか。

②、接遇マニュアルところを運用して2年以上経過しているが、職員の意識は変わっていないと感じる市民が今でもおられるが、定期的なチェックによる個別指導や配置転換は実施されてい

るのか。

これで登壇からの質問を終わります。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 塩崎議員の御質問に順次お答えします。

まず、地域経済の元気づくりについては副市長から、水俣病問題の解決と環境モデル都市の推進については私から、行財政改革については総務企画部長から、それぞれお答えいたします。

○議長（真野頼隆君） 地域経済の元気づくりについて、答弁を求めます。

田上副市長。

（副市長 田上和俊君登壇）

○副市長（田上和俊君） 塩崎議員の御質問に順次お答えします。

最初に、地域経済の元気づくりについての御質問のうち、企業支援センターは具体的に何をするのかについてお答えします。

去る6月1日に開設しました水俣市企業支援センターでございますが、その設置目的としましては、地元企業を元気にすることで働く場の拡大や新たな事業展開を促進することで、雇用の創出及び安定を図ることあります。

具体的に申し上げますと、新規事業や事業拡大などに関する企業からの相談業務、市内企業間や市外企業、または県外企業との事業連絡に関する業務、企業連携及び情報交換、雇用拡大に関する事業支援を行うため、関係機関で構成する企業支援会議の開催、その他企業支援に関することとしております。

水俣市企業支援センターは、みなまた環境テクノセンター内に設置しており、総合経済対策課長がセンター長を兼務し、企業支援員1名を配置しております。この企業支援員を中心に、みなまた環境テクノセンターや国・県、商工会議所等の関係機関との連携を図ることで、より効果的な支援業務が行えるものと期待しているところです。

今後、よりよい環境で相談ができるよう努めてまいりますとともに、積極的に企業訪問を行いながら、企業との信頼関係を築き、多くの企業に活用していただけていけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、環境首都水俣創造事業の一環として、水俣産業団地内で使用する電気や熱供給を再生可能エネルギーを活用したゼロカーボン化を図るとあるが、具体的に何をするのかについてお答えします。

まず、ゼロカーボンという言葉でございますが、これは二酸化炭素を出さない、あるいはゼロ

にするということでございます。この二酸化炭素の削減による地球温暖化防止は、世界規模で取り組まなくてはならない大きな課題であり、本市も環境首都として、他の自治体の模範になるよう施策を実施していかなくてはなりません。

この環境再生可能エネルギーを活用したゼロカーボン化も地球温暖化防止にかかわる取り組みであり、現在、水俣産業団地に供給されている商用電気などのエネルギーを再生可能エネルギーに置きかえることで、CO₂の発生を削減するというものであります。

具体的には、バイオマスボイラーによる発電施設を産業団地内、または隣接して設置し、発電したクリーン電力を産業団地に供給します。また、このボイラーから発生する蒸気や温水の熱についても有効に活用してまいります。将来的には、重油や灯油など化石燃料を使わない、すべてを再生可能エネルギーで賄うといった他地域に先駆けたモデルとなる産業団地を創造するものでございます。また、この事業は単に地球温暖化防止のみならず、企業をはじめ本市においても多くのメリットが期待されます。企業においては経費の節減はもとより、節減した費用を新たな事業展開の資金として活用し、環境配慮への取り組みは、これからの社会において高い評価を得る企業価値につながっていきます。

水俣市においては、環境で飯が食えること、すなわち、環境と経済が両立することを具現化するものであり、環境意識の高い企業の水俣市への誘致など、雇用創出につなげていければと思っております。

次に、湯の鶴地区の観光開発として、本年7月にオープン予定の湯の鶴観光物産館のPRを積極的に行い、湯の鶴観光振興を進めたいとあるが、突然の指定管理者辞退ということが発生したことも含め、今までの経緯はどうだったか、辞退に至った理由は何か、今後の対策は具体的にどうするのかとの御質問について答えします。

まず、湯の鶴地区の観光開発として、平成22年3月に地元住民と何度も意見を交わしながら、湯の鶴観光振興計画を策定いたしました。その後、計画に基づき湯の鶴観光振興計画実行委員会と旧湯の鶴旅館の活用策や、計画に記載されている各事業の進め方などについて検討いたしました。このような中、蒲島知事の肝いりで、今回の観光物産館建設事業をはじめ、温泉街景観整備事業、観光案内板整備事業等から成る湯の鶴魅力アップ事業が、県から補助を受けられることとなり、昨年3月以降、急ピッチで作業を進めてきたところです。

その後、湯の鶴温泉観光計画推進業務の設計業者を決定するためプロポーザルを実施しましたが、事業実施に当たっては、平成22年度に実施した、みなまた環境まちづくり研究会で委員を務めていただいた水戸岡鋭治氏にアドバイスしていただくことが必要だと考えましたので、業者に示した説明書の中に、アドバイザーを入れることを明記しておりました。

また、業者からアドバイザーに関連して、水俣市が考えているアドバイザー候補はいるのかと

の質問に対しまして、4月8日付の文書で、招致したい候補はいますと全業者に回答した上で、4月20日の開催の審査会で水戸岡氏がアドバイザーになることについて各業者に可否を確認しております。その上で、株式会社モードフロンティアを受託者として決定し、事業を開始したところです。

具体的には、月1回程度の割合で実行委員会と役員会を順次開催しながら、温泉街の雰囲気づくりや案内板等のサイン、空き旅館跡地を活用した観光物産館の整備事業を行ったところであり、協議の過程は実行委員会で会報をつくり、湯出地区で回覧等を行い、地域住民の皆様にも周知が図られたところでございます。

指定管理者の選定につきましては、1月13日から3月30日の現地説明会を経て、4月13日まで募集したところ、7社の参加意思表示がありましたが、最終的には1社の申請となりました。その1社について5月11日に6名の審査員から成る選定委員会を開催いたしました。審査の結果、選定委員会では料理、接客、運営体制などの注文がありましたが、総合的に判断して、選定委員会において指定管理候補者に認められ、市としても指定管理者として議案を上程させていただいたところです。

その後、指定管理候補者から突然の辞退届が提出され、市としても非常に残念に思うとともに大変困惑しているところです。辞退した理由ですが、特に観光物産館の他にない洗練されたすばらしい建物や家具に合うサービスや料理ができるか自信がなくなったことなどが辞退の理由であるとお聞きしております。

今後の計画につきましては、地元の活性化のために、また市民の負託にこたえるためにも、空白期間をできるだけ短く抑え、早期のオープンを目指し、再公募を進めてまいりたいと考えております。

○議長（真野頼隆君） 塩崎信介議員。

○塩崎信介君 答弁ありがとうございました。

じゃあ、まず2回目の質問ということで、企業支援員ということで一応お話をさせていただきましても、先ほども登壇して発言しましたように、もともと総合経済対策課という課がありまして、平成22年の4月に対策室をつくられて、3カ月後に課に昇格ということで今現在に至っております。そして企業支援員という、内容的には先ほど今言われましたように、疲弊した地域経済の振興と雇用の創出を図り、産業界の元気づくりを推進するため、事業所の各種相談や新規事業などを積極的に進めるため、支援機関及び支援員を設置するという事で、目的ということで書いてあるんですけれども、もともとこういう仕事は経済対策課でやってこられたと思うんですね。それが、ここに2012年2月22日の総合経済対策課から出された水俣市産業建設部総合経済対策課の業務実績ということで資料をいただいたんですけど、その中で平成23年度の主な成

果として、水俣環境まちづくり推進事業、エネルギー等産業の円卓会議7回、環境金融部会5回、合同会議3回で報告書作成とか、地場企業支援事業とか、いろいろ仕事をやったということで書いてあるわけです。なぜ今回は平成22年4月から課にまで昇格させて総合経済対策課をつくったにもかかわらず、新たにこういう企業支援センターをつくり、企業支援員をつくらなきゃいけなくなったかというのは、明確なちょっと今の答弁なかったもんですから、質問の1つとして、それを1つ教えていただきたいと。

それと、この企業支援員の仕事というのはいろいろあります。今の説明にも若干ありましたが、企業等からの各種相談に関すること、新商品開発、専門家派遣、販路拡大、開拓、マーケティング、いろいろ書いてあります。企業間の事業連携に関すること、これも新商品開発、それと、その他の企業の支援に関すること、これは地場企業、誘致企業懇談会の開催支援、セミナーの開催支援と、このセミナーあたりは水俣環境テクノセンターでもやっているはずなんですけれども、その辺の業務内容は水俣環境テクノセンターと総合経済対策課と今回の産業支援センターというのが非常にダブったような業務内容になっているということで、その辺が明確になっていないんです。2つ目の質問としては、企業支援員の選定をされた、要するに業務内容としては、非常にレベルの高い、市内及び県内、県外、そういう形での企業とのつながり、それと人脈、そういうのをもって、知識・経験、それと行動力、説得力、こういうのがないと、今まで総合経済対策課がやってきたそれ以上の仕事をさせていただくというふうに私はとらえております。経済対策課も今職員が課長以下5名ということで、平均年収500万円としても2,500万円以上の成果があると、そういうことでされておると思うんですが、この報告、業務実績を見ると、その辺の数値的な成果が余り見えておらんということで、産業支援センターに行政として期待するのはわかるんですけども、企業支援員の選定の要するに明確な理由を教えていただきたいと。

それとあと、今後1年間で18万3,000円の月給をもらって業務をさせていただくということで、その辺の進捗状況の管理といいますか、例えば月報なり、そういうのは毎月出るのか、それに対して役所としてどういう指導をされるのか、そういう体制ができているのかを質問したいと思います。

次に、環境首都水俣創造事業の質問なんですけど、これは資料をいただきました。基本的にはスケジュールとしては24年度中に事業計画及び実施設計をします。その中で再エネ供給力の評価、供給対象先の評価ということで、この場合は木質系のバイオマスという計画があるということで、例えば干ばつ材とか木くずとか、そういう流れのやつを燃料にしますという計画で進めるということです。この一番コストがかかるというのが原料の供給と、今並行して竹バイオの事業もやられていますけれども、竹の供給にしても一番ネックが竹のコストが高いということがあって、そういうふうな原料系の担当は行政がやっているということで、竹の供給体制がきちっとで

きているのかどうかかわからんとですけど、質問としましては、平成25年度が設備設計とあるが、再生可能エネルギーである木質等のコストを含めて、供給力の評価や供給対象先の評価はきちんとできているのか。

それともう一つ、このバイオマス熱電併給発電事業というのは、電気だけでは事業にならないと。熱を供給して、その熱を供給することで事業化は何とかなるというふうな、これはまだあくまでも仮定ということなんですけれども、熱源を供給できるか、これが事業化が決まるかということになるんですけど、この辺を含めたところで、事業化はできる可能性はあるのか、この2点を教えていただきたいというふうに思います。

あと最後、観光物産館の話ですけど、これは今いろいろ今までの経緯ということで御説明ありましたけど、もともと資料によりますと、平成22年11月11日の日に第1回の湯の鶴観光振興計画実行委員会が実施されております。このときは今説明されました副市長がまだ総務企画部長のときの参加者ということで、役所の方とそれとあと湯の鶴の実行委員会のメンバーが来られたと。それで、今言われたように蒲島知事が湯の鶴に来られて本腰を入れるという話があったということで進めたというきっかけがあって、それからいろいろ会議等は実行委員会は10回、あと打ち合わせということで、実行委員の方を除いたところで6回、計16回ですね。これは9月7日までの資料なんですけど、その中で、今言われましたように平成23年4月28日に、これは市商工観光振興課が来て、あとはモードフロンティアと話をされたみたいですが、この中でもアドバイザーとして、水俣市としては水戸岡鋭治氏を本事業のプロデュースをお願いしたいということで、急遽入ってきたということなんですけど、この時点では実行委員会のほうは全然知らんやったというお話でした。

あと、打ち合わせ記録の中で、水戸岡さんが会議に5回ほど参加されています。一番最初は5月17日、これは湯の鶴に来られて、現地を見ながら話をされたと。あと6月8日が、これは東京まで行って会議をしたということで、あと8月4日と22日、これは博多で一応会議があったと。9月4日は市の公民館で会議があったということで記録に書いてあるんですけど、湯の鶴につくるということで、やっぱり地元の意見というか、そういうふうな御希望がいろいろあったと聞くんですけど、この実行委員会のメンバーと水戸岡さんの接点がどこにもないわけですよ。だから、これは私の間違いならいいんですけど、やっぱり地元の意見を水戸岡さんに話をして、水戸岡さんはそういうふうなデザイナーということではいろいろ名の通った方であるし、まじめな方であると。非常に仕事にこだわりがあって、コンセプトも高いということなんですけど、この物産館をつくるに当たって、非常に水戸岡さんの意見集の中に思いを書いておられるんですね。ちょっと一部、これは湯の鶴の建てかえについてということなんですけど、建てかえするならばこれまでのデザインを抜粋する必要があるし、新たにその場に合った美しいものをつくるべきと。

宴会場は不用、宴会は外の川沿いでやると。壁を飾る絵なども欲しいということで、非常にレベルの高い建物をつくりたいという意見も言われて、その後、平成23年6月8日の議事録を見ますと、業務形態について、水戸岡氏の発言が基本的には主従の形で進めていくと、これは私の言うとおりにしてくださいというふうな書き方じゃないかなというふうに思っておるんですね。

こういうふうな状況で、できたものは私も見てみましたが、1階と2階があって、2階は食事ができると、厨房もある。1階も厨房があるということで立派なものができたわけですが、そういう中で、質問に入りますけど、湯の鶴の観光振興計画実行委員会スタート当初は、これは実行委員の方の意見ですけど、意見の食い違いが多かったと聞かれますが、具体的にどんな内容だったのか。

もう一つは、いきなり水戸岡氏の名前が上がったという感があるということですけど、デザイナーとしての公募はしなかったのかと。

あと、選考委員会が要するに5月11日ですか、これがありまして、7社のうち1社で、NPOのななうらステーションさんがプレゼンをしたということで、委員会としては水戸岡氏をはじめ、先ほど言われたように6人の方がメンバーで選定を決めましたということですけど、そのときに食事が出たらしいんですよ。副市長も食事を食べられたということですけど、その結果を聞くと、非常に酷評であったと、手厳しい批評であったということなんですよ。

例えば、観光地になると、以前これはちょっと古い話ですけど、去年の1月25日に湯の児山海館で観光セミナーがあったんですよ。その途中で三笠屋に倒産という張り紙がしてあったという、非常に記念すべきといいますか、偶然といいますか、そういうのがありまして、そのときのセミナーの中で、観光に一番必要なやつというのは、まず温泉、自然、それと食事なんですよ。水戸岡氏も食事についてはそういう意見を言われたわけですよ。水戸岡氏は食事の話で、きちんとした料理とサービスが提供されることが重要と、ここまで言われとるわけですね、その選定委員会のときに。それで、料理はまずかったと。何で、要するにななうらステーションに決まったのかというのが私としては非常に納得いかないものですから、選考委員会が指定管理者を決定した最大の理由は何か、それを教えていただきたいと思います。

あと、行政の立場でということで、水戸岡氏はそういう方で、行政として非常に言いにくいところがあったというふうな感じはするんですけども、だけでも一応行政として、施主は行政がするわけですから、それに対して水戸岡氏の意見だけが、極端な話、暴走して今の建物ができたというふうな結果が私は見えておるんです。なぜその間に入って、トロイカ体制じゃないんですけど、要するに水戸岡氏の意見を行政が受け取って、行政としてその内容を判断して、業者とか、そういう建築するに当たってもそういうアドバイスができなかったのか。直接水戸岡氏が業者さんにいろいろ話をしたと、そういうのは聞いていますけど、それで3月にオープンする予定

がいろいろレベルの高いものがあって、とりあえず7月にオープンという予定になったというふうに聞くんですけど、それで質問として湯の鶴の物産館の開設、4つ目としまして、行政の立場で役割を果たしているようには受け取れないが、役割は果たしていたと思うかということで質問をお願いしたいと思います。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

田上副市長。

○副市長（田上和俊君） それでは、第2回目の質問にお答えいたしたいと思います。

今、企業支援センターにつきましては、市のほうで直轄してやるべきじゃないか、またテクノセンターで業務は行えるんじゃないかということでございますけれども、実際は市の本来業務と考えておりまして、市の直轄で雇っている、という形になっております。ただ、市の中で、事業をしていますと、それぞれ相談者がいらっしゃいますけれども、なかなか我々が今まで企業訪問したときには市には行きにくいという業者の方もいらっしゃいます。ですから、そちらのほうのテクノセンターが少しスペースもあり、相談室もありますので、場所はそういうところにしたということが1つの一番大きな理由だと思います。

それと、雇用対策と景気対策というのは近々の課題でございまして、アメリカのリーマンショック以来、一般質問で地場企業支援、それと雇用の創出というのをずっと質問でも要望されておりました。その中で、我々がどういう形が一番いいかということでございますけれども、できるだけ企業の方たちに近くなって、企業の支援というのをしていくことが水俣市の企業の反映につながるということで、そのいろんな取り組みの中に企業支援センターという発想をしたわけでございます。今後はその企業支援センターに企業支援員を1人置いて、これから市の職員と一緒に企業訪問とか、あと相談とか、それと今県のほうでも水俣市雇用創造協議会というのがございますし、また商工会議所もございますので、そういうところと一体となってやるということで設置したことでございます。

ただ、これはもう市役所内でできるんじゃないかということで、それはもうそういう考えもあるかもしれませんが、より明確に、ここにそういう支援センターがあるということで、企業の皆さんも御相談しやすいんじゃないかと、少し特化した形でそこに置かせていただきました。

支援員を募集したんですけれども、実際は2名応募があったんです。その中で、2者を比較検討した上で、今回採用した方については去年の段階なんですけれども、いろいろな某高校の中で職業アドバイザーというか、生徒さんを企業に、どちらかという就職をあっせんするようなアドバイザーを1年間続けられてきたということ。もともと本人が事業をされたということもありまして、適任じゃないかということで、我々行政マンとしてないものを持っていらっしゃるとい

うことで採用した次第でございます。

それと、日報など出すような形にするのかとか、進捗状況の把握はどうするのかということでございますけれども、当然センター長というのがうちの総合経済対策課長が兼務しておりますので、随時その報告をいただくことでございます。どういう業務内容をしたかということは、日報がいいのか、週報がいいのか、月報がいいのかわかりませんが、そういう形で整備して進捗をできるだけ確認しながら、市と一体となってこの事業を進めてまいりたいと思っております。

それと、先ほどのバイオマスボイラーについて、その木質系の干ばつ材を使うということで、そういうコストが非常にかかる、それと今、竹バイオもやっているけれども、これはコストが問題と。平成25年度のコスト把握とか供給先ですね、実際収集必要ですので、そういう手配ができていくかどうかということで御質問ですけれども、実はこれは水俣市だけではなくて、JNCさんと一緒に進めている事業でございます、非常にJNCさんもこれから検討に入りたいということで、去る6月8日に合同会議を開いております。そこで、方向づけとしましては、前向きに頑張っていこうと、地域の活性化のために、また雇用創出のために一緒に頑張っていこうということで協議は合意しております。

その中で、ただ、言われたようにコストの問題がございますので、あと一番大きいのは材料をどうやって持ってくるか、収集するかというのが最大の課題でございますので、これについては本当に真摯にというか、真剣に取り組みたいです。ただ、竹のバイオエタノールの環境省からの委託事業をことしまで3年間かけてやっておりますけど、その中で、収集方法としても、大体竹についてはわかってきましたので、それと連動した形で今回できないかどうかということで、今調査に入ろうとしております。ただ、これは是非については上半期ぐらいまでこういった方向をとっていこうかということで、JNCさんと一緒に結論を出そうと、進むか終わるかということでございます。

何で今やるのかということでつけ加えさせていただきますと、ことしの7月1日から固定価格買取制度というのがスタートするわけでございますけれども、これはそれぞれ自然エネルギーについては価格が設定してあります。これは実際、おおむね20年はこの価格で買い取りますよということでございます。これは国が定めた特措法に基づくものでございますので、基本的には3年間でございます。もともと自然エネルギーを使って事業化した場合は、そこに国と電力会社で契約結ぶわけですので、今結んだほうが一番効率がいいと考えております。方向としては、だんだん安くなっていくだろうということでございますけれども、皆さん御存じのように、太陽光発電は42円ですよね。これは規模によって20年、10年とありますけど、このバイオマス発電については33.6円ということになっております。これは、木質系で干ばつ材を利用したときがそういう金額です。

ただ、リサイクル木材、例えば家を壊したときの木材を利用して燃料にするとか、それは13.65円になっていますので、そのコスト意識として、どちらのほうにより利収益につながるかということはこれから考えていかなきゃいけないと思います。ただ、先ほど申しましたコストが一番高いのは、やはり収集事業でございますので、コストと実際そういう燃料が持つてこれるかということをこれから検討してまいりたいと思っております。

それと、事業化の可能性でございますけど、今申し上げましたとおり、事業化の可能性については、非常に固定価格買取制度が3年間と決められております。これはフィット法というんですけれども、その中でしないと、その後であれば、必ず事業化というのは難しいと思いますので、この3年間の中にできるかできないかをしっかり結論づけていかなきゃいけないと思っております。

それと、湯の鶴観光物産協会の件なんですけど、実行委員会との意見の食い違いというのはかなりありました。これは私も、先ほどおっしゃったように、最初から何回か言ったところなんですけど、その中で一番大きいのは、あそこに駐車場が足りないから、壊して駐車場にしてくれという御意見がありました。これはただ、全体から見ると、駐車場があそこに何台取れるかという、五、六台かなと思っています。近隣の旅館さんも含めて、どういったほうが一番湯の鶴全体の活性化になるかということで、できればほかのところにたくさんとめられる駐車場を整備して、ここは人が集まれるように、先ほどおっしゃいましたけど、食事ができるような場所を提供して、市内外から多くの方を誘導しましょうという形で最終的に決まったところでございます。これは、実行委員会という中で、我々市の職員も言っていますけれども、これはもういろんな意見が出て、非常にけんけんがくがくでやるべきだと思いますので、十分それは必要だと思っております。

それと、デザイナーの公募をしなかったかということでございますけれども、デザイナーの公募はしておりませんで、基本的には、水俣のまちづくり研究会の委員でございました水戸岡鋭治先生にお願いしたいということで、そういう形で進めてきました。これは、何でそういうことをしたかという、御存じかもしれませんが、長野県の小布施町というところに花屋という、そういう同じようなのがございます。そこだけで来られるお客さん少ないかもしれませんが、全体で大体70万人ぐらい、年間観光客がいらっしゃいます。経済効果は100億円ということで、ここまではならないかもしれませんが、先ほど塩崎議員がおっしゃった、そういう料理で人を呼ぶ、そういうことができればいいと思っております。ただ、今本当に残念ながら辞退されましたので、今後早急に再募集できないかなということで考えております。

なぜ1社についてそこに決定したかという大きな理由なんですけれども、議員がおっしゃったように、温泉と自然と食事が最大の魅力でいかなきゃいけないということは我々も考えておりま

す。そこにもう一つ加えさせていたければ、施設ですよ。施設とサービスと地域づくりの思いだと思っておりますので、このななうらステーションは、実際は、料理というのは大体分野として水ものと言われますけれども、そういうレストランとかですね。ここは各委員さん全員こだわられました。ただ、このNPOの代表の方だったんですけれども、非常に地域づくりに関する思いがすごく大きくて、それが皆さんの気持ちを動かしたのかなと思うこと。そして料理に関しましてもいろんなアドバイスをくださいということだったんで、当然指定管理者の指定をこちらが上程して、議決いただくまでは正式なことはできませんけれども、準備には相当な時間がかかると思っておりますので、議決も当然大事なことですけれども、その議決に関しないいろんな勉強をしていただいていたほうがいいんじゃないですかということで、各委員さんたちもアドバイスがありました。

それと、その中でも、1年たったら本当にちゃんとやっているかどうかは委員会の中で再チェックして決めましょうということでございましたので、非常に慎重に思いながらも、このななうらステーションのほうに任せてみようという結論に至ったところです。

それと、行政が中に入って調整したらどうか、行政の役割を果たしていないのではないかという御質問なんですけれども、実は我々が水戸岡先生に頼む前に、人吉市がステーションの改築をやっております。その中で、実際は関係としては行政と水戸岡さんが委託関係を結んで、業者は別であったんですね。水戸岡先生はいろんな思いを行政に伝えるわけですが、それで行政はその業者とやる。そうすると、非常に余りいいマッチングになってこなかったんで、3者が意見を述べ合うという機会がつけられなかったということがあったんで、行政にも水戸岡先生が言える、そして業者さんにも水戸岡先生が言える、行政も相互に言える、業者も水戸岡先生にと、そういう関係をということで、今回そういう形で要領をつくりましてしたところでございます。決して行政が手を抜いたとか、意見を言わなかったんじゃないで、本当にこういう関係でシステムを組みましたので、水戸岡先生とこで十分協議できましたし、業者の方とも十分こちらのほうとしての意見を言えたと思っております。

○議長（真野頼隆君） 塩崎信介議員。

○塩崎信介君 3回目の質問をさせていただきます。

企業支援員に関しましては、そういう目的があるということで、我々は期待するしかない。期待するのはいいんですけど、3回目の質問として、最終的に1年後にどういう成果を求めるとい、どういう成果をその企業支援員の人に期待しているのか、そこを教えていただきたいと思っております。

あと、環境首都に関してのバイオマスの件ですけれども、事業化ができるということであれば雇用がふえると。環境モデル都市にふさわしいということで、これは水俣市にとっては願ったり

かなったりということなんです、今言うように原料のコストが非常に厳しいという中で、要するに時間も余らないと、竹バイオに関しては今ちょっと教えていただきましたけれども、今年度が最後という状況になっておるわけですね。その中で、竹の供給や、木質の供給というのは、その辺が非常にネックになっているということですけど、やっぱり事業化していただくという前提からして、もう少し行政として表に出て一緒にやっていただきたいというふうに思います。

その中で、非常に矛盾を感じるんですけど、木質系はカーボンニュートラルということで、要するに育つ間にCO₂を吸収というか、CO₂の削減に貢献していくと。それを燃しても実際はまたCO₂出るわけですけど、ゼロになるというのがあって、非常に私としては、これ何か理屈のような気がするんですけど、この辺は行政はどういうふうなお考えがあるのか、教えていただきたいと思います。

あと、物産館の件ですけど、そういう状況があって、水戸岡氏の思いがいっぱいあったということで、結果的にはああいう立派なものことができました。しかし、大きな船はできたけど、要するに操縦というか船長はいないという状況になってしまったという中で、今後どういうふうな方法で今の物産館の建物を生かすというつもりで、やり方をどうされるのか。要するに、もともとは独立採算制ということで、今までの委託料を払うというような形はしませんということで言っているわけですから、あくまでも建物は使っていいですよ。だけど、やっぱり商売として事業化をしていただきたいということで、ななうらさんを指名されたわけですけども、私もななうらさんにちょっとお話しさせていただきましたけど、非常に恐縮をされていました。

今、言われたように、今回のことに関して以外、いろんな湯の鶴に関するイベントは一生懸命協力していきたいと。将来的にはまたそういうチャンスがあるかしらんとことを言っていたので、よかったかなと思うんですけど、逆に言うと、もうここまで来て指定管理者がいなくてだれも管理しないとなると、要するに宝の持ち腐れといえますか、実行委員会の方々も行政に対する批判が強まってくると思うんですよ。そういう中で、じゃあ、今後どういうふうな対策、どういうふうなやり方で今の物産館をオープンするのか、それをひとつ聞かせていただきたいと。

それともう一つは、先ほど行政の責任ということで、タッチしていなかったという、これは要するに湯の鶴の実行委員の方も言われていました。行政は何もせんやったもん、水戸岡さんが言いなりやったもんということを言われていましたので、やっぱりここはきちっと行政として責任を明確にする必要があると思うんですよ。3月の予定が7月でだめになったと、ここから先、ことし中にオープンできるのか非常に今不透明なところがあるわけですよ。要するに多額、大きなお金でつくった建物がただの建物だけで、何も利益が上がりませんということに対しての行政の責任は明確にする必要があると思うんですよ。いろいろ今までそういう問題がいっぱいあっ

て、どうも私の偏見かしらんですけど、行政は逃げ道を常につくっていると、きちっとした責任をとれないということがあって、そこはやっぱりまずいと思うんですよ。これだけの大きな金を使って、税金使ってやっとなるわけだから、それなりの責任をきちっと明確にするということは市民に対して当たり前のことだと思うんですよ。だから、その責任のとり方をどうするのか、教えていただきたいと思います。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

田上副市長。

○副市長（田上和俊君） まず、3回目の質問の中の最初の企業支援員の1年後の成果というのをどういうふうに考えているかということでございますけど、まず支援員に就任していただいてから、それぞれ企業に訪問していただくというのが最初の仕事かなと思っております。市には大小ありますけど、大体1,000社ぐらいありますけど、その中でいろんな事業系というか、工業系も含めて回っていただいて、いろんな事業の把握をしていただくのが第一歩かなと思ってます。その中で、いろんな会話をされながら、それぞれの課題等を抽出していただくということを考えております。

先ほどありましたけれども、じゃあ、1年でどういう評価ができるかという、これは非常に厳しいと思います。基本的には3年ぐらい、議会の御理解をいただければ、3年ぐらい続けて、どういう成果が出るかというのをお示ししたいなと思っております。

それと、2番目には原料の竹のバイオエタノール、それと木質系のバイオマスボイラーの事業化について、いろんな事業を進める中でもっと表に出てやるべきじゃないかということでございますけれども、まだまだ不十分なところがあると思いますので、ぜひ、今後とも積極的にかかわっていきたいと思っています。ただ、なかなか行政のほうは事業ということには非常に不得手でございますので、これは企業家の御意見をいただきながらやっていく必要がありますけれども、それに手助けできるような、行政は行政なりの裏の仕事が十分ございますので、そういう業務分担を明確にしながら進めてまいりたいと考えております。

カーボンニュートラルの件ですけれども、これは私がここで説明するあれはないんですけども、もともとの世界じゅうの認識として、木が成長する間にCO₂を吸っているんで、燃やしてもCO₂が出ないということじゃなくて、それでバランスをとっていますよということですので、そういう理解を私はしています。実際、1人、我々が1日生活するのにCO₂は1キロ吐くそうなんですよ。だから、常にCO₂はふえている状態なんですけれども、ただ、このバイオマスの仕事をする中で、そういう干ばつ材とかを森林からきちんと取ってくることで、森の整備というか、森林の整備も図れると思います。それと作業員の方たち、なかなか森林の部分については仕事が減っていますので、そういうことに関与できればなと思っております。

それと、この物産館についてでございますけれども、立派なものができるけど、今後どうするのかということでございます。先ほど塩崎議員が言われましたように、もっと市も募集するのに前に出ていく必要があるんじゃないかと私は考えております。だから、今までの第1回目は行政の逃げじゃないですけども、公明・公正・公平という原則がございますので、なかなかこちらから仕掛けることはできない部分があるんですよ。ただ、やっぱり最初7社の応募があったんですけども、こちらから言わないで、例えば資料を配ったり、市報に載せるだけではなかなかいい業者が見つからないんで、今後、いろんなところにネットワーク生かしながら呼びかけて、応募してもらえないかということで、応募して、審査いただいて決定していくというシステムがとれないかなというふうに考えています。これは当然議会の議決を経た後に正式に決定するわけですけど、議会の皆さんの御協力も仰がないといけないと思いますけれども、そういう形で前に出るというか、行政も積極的にやるという姿勢を見せれば、業者も皆さんもその意に打たれて応募してもらえないかというふうに考えています。

責任を明確にするべきだということですけども、確かに責任は明確にしなきゃいけないと思います。その中で、私たちがこの物産館の建設というか運営につきまして責任をとるというのは、しっかり業者さんを決めて、ちゃんと施設・料理で人が呼べるようなところまで持っていくということで考えておりますので、市としても全力を尽くして、その方向に向かっていきたいと思っています。

○議長（真野頼隆君） 次に、水俣病問題の解決と環境モデル都市の推進について答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 次に、水俣病問題の解決と環境モデル都市の推進についてお答えします。

まず、環境モデル都市である北九州市が瓦れきを受け入れ、焼却実験を行い、異常がなかったことがマスコミで報道されていたが、同じ環境モデル都市である水俣市として何か考えているのかについての御質問にお答えします。

震災瓦れきの広域処理につきましては、平成24年4月に環境省の説明会が開催されました。その中で、東日本大震災で発生した合計災害廃棄物については、岩手県と宮城県の災害廃棄物2,045万トンのうち401万トンを被災自治体を除く全国の自治体の広域処理により、平成26年3月までに終える予定であるとの説明がございました。

本市といたしましては、環境省の説明でも、瓦れきの埋め立てに係る最終処分場の安全性や、あるいは管理面など十分納得のいく状況ではありませんでした。このため、引き続き情報収集に努めているところでございます。

次に、瓦れきの受け入れ以外の支援策について申し上げます。

第1点は、平成24年度福島県児童等夏季受入事業であります。内容は、平成24年7月27日から8月10日までの15日間、福島県在住の児童及び保護者を受け入れ、環境モデル都市水俣の豊かな自然環境と温かい人情の中で安心して楽しく夏休みを過ごしていただくために、交通費、宿泊費、食事等の支援を行うというものであり、現在参加団体を募集中であります。

第2点は、水俣市に避難してこられた被災者への支援について申し上げます。

内容は、支援金の支給や住居の提供及び児童・生徒への就学援助を行うものであり、今後も避難してこられた被災者を支援してまいりたいと思っております。

第3点目は、昨年6月から12月まで水俣病の資料館において、福島原発事故風評被害、水俣の経験を伝えたいという企画展を開催いたしました。今後とも機会をとらえて、水俣の経験などを発信してまいりたいと考えております。

人的・物的・精神的支援など市民・市議会等へも御協力お願いしながら、被災地が必要としておられる支援につきまして、その都度できる限りの支援を行ってまいりたいと思っております。

次に、5月1日に水俣病犠牲者慰霊式が実施されましたが、聞くところによると、慰霊式後、引き続き放流事業の計画があったらしいが、平成25年秋に天皇陛下御出席のもと、放流事業が決定されている中で本当なのか、理由は何かとの御質問にお答えします。

水俣病犠牲者慰霊式開催の趣旨は、水俣病の犠牲となって亡くなられたすべての生命に慰霊の祈りをささげるとともに、水俣病がもたらした多くの深刻な被害を再認識し、環境破壊に対する反省と環境再生・創造への誓いの念を地域住民で共有しながら、全世界に向け、生命、健康、環境のとうとさを訴えていくことであります。

慰霊式の開催もことしで21回目を迎え、式のあり方を含め検討の時期ではとの判断から、式開催趣旨の精神を踏まえ、未来へ向かって命豊かな海や環境を守り、育てていくことを改めて誓い、願うことを目的として、稚魚の放流ができないかについて検討をいたしました。

御指摘のとおり、平成25年秋に天皇皇后両陛下の御臨席を賜り、全国豊かな海づくり大会くまもとが水産業の魅力と水俣の海の再生を情報発信するために放流事業の計画があることについては承知いたしております。水俣病犠牲者慰霊式後に行う放流事業につきましては、外部の意見として再検討すべきではないかという意見もございまして、取りやめたものであります。

○議長（真野頼隆君） 塩崎議員に申し上げます。

このままでいきますと時間が足りないことが予想されますので、そのつもりで質問をお願いします。

○塩崎信介君 もういいです、時間がない。

○議長（真野頼隆君） 次に、行財政改革について答弁を求めます。

本山総務企画部長。

(総務企画部長 本山祐二君登壇)

○総務企画部長(本山祐二君) 次に、行財政改革について順次お答えいたします。

まず、市長の年頭のあいさつの中で発言のあった即対応、即実行を全職員に周知徹底しているのか、人事考課に反映するシステムになっているのかについてお答えいたします。

市長は、年頭のあいさつだけでなく、課長会議などでも、市民からの要望や相談に対して、スピード感を持って対応するようたびたび発言しており、各課のミーティングや朝礼等を通して全職員に周知いたしております。

人事考課への反映については、現在は毎年度勤務評定は行っておりますが、新たな人事評価制度の導入を検討しておりますので、導入後には対応や実行のスピード、プロセス、結果について評価を行い、人材育成や職員の処遇に反映できるようにしたいと考えております。

次に、接遇についての定期的なチェックによる個別指導や配置転換は実施されているのかについてお答えいたします。

接遇につきましては、平成22年9月にマニュアルを作成し、朝礼や課内ミーティングで活用することによって、職員一人一人の接遇に対する意識の浸透に努めております。各課においては、ミーティング時などに接遇改善について話し合いを行い、また、福祉課や税務課などでは、来客対応を意識した机の配置に変更するなど、それぞれの課の実情に合った実践的な形での接遇向上を図っております。このほかにも、ビジネスマナーやサービスの向上、クレーム対応など職員研修を実施しております。このような取り組みによって職員の意識は徐々に変わってきており、接遇に対する市民からの苦情は減少しているのではないかと感じております。しかしながら、少数ではありますが、接遇について、市民から御指摘を受けることがありますが、このようなときは、職員個人に対して指導を行い、問題点の改善に努めております。また、職員によっては、来客対応がないような部署に配置転換を行うこともあります。

○議長(真野頼隆君) 塩崎信介議員。

○塩崎信介君 時間がありませんので、簡単にいきます。

即対応・即実施ということで、1つ質問というか、時間がないから短く言うんですけど、去年の12月に浜通りで自転車に乗った小学生と自動車とぶつかってけがをしたというのがあって、私は12月26日の日、企画課の職員の方とお話をさせていただきまして、最終的には5月の初めに対策は終わったということで、非常に時間的に長いと。即対応・即実施という意味からすると、非常に対応は遅いなど。これは市長の言われることは当たり前のことであって、市民サービスの向上という意味からしても、即現場に行くと、現場の市民からお話を聞いて、それに合ったような対策をするということなんです。今回に関しては、ここにちょっと写真を撮ってきましたけど、一応こういう形での処置をしていただいたのですが、非常に見にくいんですね。夜とか何とか非

常にわからないということで、こういうことで半年もかかるのかなというのが私としては情けないということで思ったものですから、やっぱりこの辺は市長をはじめとしてきちっと職員全員が、そういう市長が言われる即対応・即実施ということを進めていただきたいというふうに思います、これは要望ということで。

あと、接遇マニュアルに関してですけど、これはここにいろいろところというのがずっとつくってあって、これは皆さんに周知徹底されているということですけど、この内容自体は普通に当たり前のことなんですね。それが、私もこういう職員の対応についてはずっと言ってきました。きょうも渚上道昭議員に厳しく言えと言われて、渚上道昭議員もこういう職員の対応に対しては非常に憤慨をしております。

これは何で変わらんのかなと、この辺がやっぱり宮本市長のやる気が足らんだろうというふうに思うわけですね。いろいろあっちこっち忙しいとは思いますが、やっぱり末端の女子職員、そういう市民に直接対応する方々が非常にその辺が理解されていないんじゃないかなと。私個人としては、顔が怖いということもあって余りあいさつしていただけないと、特に若い職員の女子の方は無視されたりするんです。それは私の勘違いかもしれないですけど、こういう言い方はおかしいですけど、1階の受付、2人おられるんですけど、1人の人は笑った顔を見たことがない。そういう人を受付に置くという。やっぱり人事といいますか、その辺のところを含めて、私、前から言ってますように適材適所ということで、その辺はきちっとやっていただきたいと思うんですけど、最後1つだけ宮本市長に、適材適所ということで今後やっていただけるということで一言お願いしたいと思います。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 年頭のあいさつの中で確かに即対応・即実践と、市民の皆さん方が本当に言ってよかったとか、そういうような対応をしなければならないということでお話をさせていただきました。私は少しはよくなっているのかなと思っておりましてけれども、今御指摘を受けながら、まだまだ頑張らなきゃいかんとかじゃなということを改めて感じているところなんですけれども、地区懇談会の中でもかなり厳しい御意見もございました。お願いをしたんだけど、なかなか答えが返ってこんど、もうちょっと早く対応せいというような御意見もございました。いろいろ考えてみますと、もうちょっと職員同士でも、横のつながりは連携をとりながら、そして全部で向かっていかなければならないというようなそういう決定もあるのかなという思いがしております。課長会あたり等を通してさらに言うておりますけれども、今後、今おっしゃるように人事の件の含めまして、十分検討しながら人事の配置も考えていかなきゃいけないと思っております。

ただ、塩崎議員おっしゃいましたけれども、顔が怖いからあいさつをしないということはござ

いせんので、そういうことはないと思いますけれども、とにかく今おっしゃったことをしっかりと真摯に受けとめさせていただきながら、今後の人事も含めて職員の指導に一生懸命頑張っていきたいと思っております。

○議長（真野頼隆君） 以上で塩崎信介議員の質問は終わりました。

この際、昼食のため午後1時30分まで休憩します。

午後0時06分 休憩

午後1時29分 開議

○議長（真野頼隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、谷口眞次議員に許します。

（谷口眞次君登壇）

○谷口眞次君 皆さん、こんにちは。

無限21議員団の谷口です。

昼食後の大変眠たい時間帯と思いますが、しばらくの間、御辛抱をお願いしたいと思います。

さて、当市におきましては、近年、湯の児・湯の鶴温泉をはじめとして、観光振興のための整備事業が着々と進められております。大変期待をしているところでございますが、そんな中、たまたまこの新聞記事が目に入りましたので紹介してから本題に入りたいと思います。6月4日付の毎日新聞、「観光本の空白地帯」というタイトルで、毎日新聞熊本支局長の大島透さんのばってん日記というコーナーの記事です。一部中抜きさせていただきますが、紹介いたします。

「ばってん日記」みなまた未来コンサートを聞きに水俣市へ行った。八代から水俣へ南下しつつ、いつも不思議なのは、なぜ県内のこの地域だけが観光ガイドから無視され続けるのかということである。

「るるぶ」と「まっぷる」という観光ガイド本がある。ほぼ県別だから目立たない観光地まで網羅しているのに、両誌の熊本県版で水俣周辺の紹介記事だけゼロに近い。熊本へ赴任した2年前から、この空白が奇妙だった。共通して紹介に力を入れているのは阿蘇・黒川温泉・熊本市内・天草・人吉だ。県北も玉名・山鹿・菊池の温泉が載っている。

ちょっと中を抜きますけれども、観光旅行が発達した現在、多くの観光地は単独では集客力が不十分で、幾つかの拠点を結んでルートが組まれている。観光客は時間を割いてそこを回る利点があれば回り、なければ行かない。八代・水俣間が認知されにくい理由は、周辺の観光資源を束にしても観光客の足を運ばせる力がまだ足りないためだろう。私自身は、この地の観光を好む。

2泊した水俣の湯の児温泉は泉質がすばらしい、不知火海の日没は対岸の天草の島影との間に広がる海が箱庭のようで、海面は鏡のように光り、息をのむ。芦北町の佐敷城跡の眺めは絶景

で、赤松館のカレーはうまい。津奈木町の美術館には岩山に登るモノレールが附属していておもしろい。これらにもう一つ魅力を加えたい。そして沿線の拠点をつなげば、県内の他の観光地と肩を並べられるはずだ、そう考えると悔しいという内容の記事です。

この本を私も2冊購入して見ましたが、まず、水俣芦北の見出しというのがないんですね。そして130ページの中に、1ページ、2ページだったですか、日帰り温泉とお出かけスポットのコーナーがあって、そこに1軒ずつ水俣の旅館名が出ていました。もう1冊には、九州新幹線パーフェクトという15ページの付録がついておりまして、その最後のページに新水俣周辺の紹介ということで4軒の温泉の旅館名が掲載されていました。その本誌の後ろのほうには、わずかなスペースで、小さく7軒の水俣の湯の鶴と湯の児の旅館名が掲載をされていました。

本当に見てみると悲しくもあり、しかし大変ありがたい話でもあります。もっともっとやはり磨きをかけて、隠れた水俣の魅力を世に広げてくださいと、エールを送っていただいた思いがしました。このことを念頭に置いて、以下順次質問をいたします。

1、東日本大震災の支援と対策について。

①、瓦れき処理について国からの説明会は行われたのか、その内容と市の考え方についてお尋ねします。

②、脱原発を目指す首長会が結成され、市長も加入されたと聞きますが、その内容についてお尋ねをします。

2、湯の鶴・湯の児の観光振興について。

①、湯の鶴観光物産館つるの屋の指定管理者が辞退されたと聞くと、経緯と今後の選定はどのようにするのか、お尋ねをします。

②、湯の鶴温泉の今年度及び中・長期的な具体的整備の内容についてお尋ねをいたします。

③、湯の児どんがばちょ号についての検討の進捗状況と内容についてお尋ねをします。

3、エコパーク野球場について。

①、水俣市体育施設であるエコパーク野球場が今回県に移管されると聞くと、経緯についてお尋ねをします。

②、今後の管理体制でのメリット・デメリットについてお尋ねをします。

4、みなまた未来コンサー海恋物語第5章について。

①、今回のコンサートの入場数と推移、同時に開催された物産展や港フェスティバルの経済効果と評価・反省点についてお尋ねをいたします。

②、次回のコンサートの開催予定はどうか、お尋ねをします。

以上、これで本壇からの質問を終わります。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

(市長 宮本勝彬君登壇)

○市長（宮本勝彬君） 谷口眞次議員の御質問に順次お答えします。

まず、東日本大震災の支援と対策については私から、湯の鶴・湯の児の観光振興については産業建設部長から、エコパーク野球場については教育長から、みなまた未来コンサート海恋物語第5章については産業建設部長から、それぞれお答えいたします。

初めに、東日本大震災の支援と対策についてお答えします。

まず、瓦れき処理について、国からの説明は行われたのか、その内容と市の考え方についての御質問にお答えします。

説明会は、平成24年4月25日に環境省九州地方環境事務所から説明という形で開催をされました。内容としましては、処理すべき災害廃棄物の量は、東日本大震災で発生した災害廃棄物総量のうち、岩手県と宮城県の合計が2,045万トンあり、そのうちの可燃物135万トン、不燃物146万トン、木くず120万トン、合計401万トンを被災自治体を除く全国の自治体に対して広域処理を希望するという説明がありました。その災害廃棄物の処理につきましては、平成26年3月まで、あと2年弱で終える予定であるということでした。

次に、災害廃棄物の安全性につきましては、放射エネルギーの平均濃度は240ベクレルである災害廃棄物を炉で焼却すると、濃縮率が最大33.3倍になりますので、焼却灰の放射エネルギーは7,992ベクレルとなります。つまり、8,000ベクレルの放射線量は年間0.01ミリシーベルト以下であり、日本人が自然に受ける放射線量の年間1.48ミリシーベルトを下回るので、埋め立てても安全であるという説明がありました。

市といたしましては、今回の東日本大震災により発生した岩手県、宮城県の災害廃棄物を受け入れる際の前提条件として、環境に対する安全性の確保などが絶対条件であると考えております。

先ほど塩崎議員にお答えいたしましたとおり、4月の環境省の説明会において、瓦れき埋め立てに係る最終処分場の安全性や瓦れき処理に係る運搬手段、単価など、市町村から事前に提出した質問にも十分納得できる回答が得られませんでした。このため、引き続き情報収集に努めているところであります。

次に、脱原発を目指す首長会が結成され、市長も加入されたと聞かれますが、その内容についての御質問にお答えします。

本市は、これまで環境に配慮し、命を大切にするまちづくりを進めてまいりました。東日本大震災の原発事故による甚大な被害からも、本市の取り組みは決して間違いなかったものと思っております。また、環境モデル都市づくりとして、CO₂削減に努めるため、太陽光発電への助成など自然エネルギーへの転換にもいち早く取り組んでまいりました。

そのような中、ことし3月、脱原発会議を目指す首長会議の世話人であります静岡県湖西市の三上市長から直接私へ勧誘がありました。またあわせて、以前から本市との交流がある茨城県東海村の村上村長からも強いお誘いを受けました。御承知のとおり、東海村には原子力発電所があります。当会議の結成に際し、村上村長の並々ならぬ決意を感じました。先ほど申し上げましたが、本市は命と環境を大切にするまちづくりを進めておりますので、加入の決断をいたしました。

当会議の内容ですが、設立の目的としましては、住民の生命・財産を守る首長の責務を自覚し、安全な社会を実現するため、原子力発電所をなくすことを掲げております。

具体的には、①、新しい原発をつくらない、②、できるだけ早期に原発をゼロにするという方向性を目指して、多方面へ働きかけるものとしております。

今後は、当会議のネットワークを生かしながら、さらに命と環境を大切にするまちづくりを進めてまいりたいと思います。

○議長（真野頼隆君） 谷口眞次議員。

○谷口眞次君 答弁をいただきましたので、2回目の質問に入ります。

4月25日に環境省の九州地方環境事務所ですか、説明があったということで、401万トンを広域で処理していただきたいという旨の説明会があったということです。安全性については放射能汚染量の平均240ベクレルを焼却することによって33.3倍になって、日本人が自然に受ける1.48ミリシーベルトを下回る、年間0.01ミリシーベルトということで安全であるということで今説明があったということです。

しかしながら、被災地にとっては瓦れき処理というのは、復旧・復興に大きな障害になっていることは言うまでもありません。瓦れき処理については、もちろん今言われたとおり安全性が第一、これがもう大前提でございまして、九州管内では環境モデル都市の北九州市のほうがいち早く発表をして、瓦れきの受け入れ体制を今つくっているというところでございます。被災地にとりましては、大変喜ばしいことじゃないかなと思うんですけれども、しかしながらさまざまな問題点がまたあると思います。

北九州市でも先日6日ですか、市長との市民対話会ということで集会が行われたそうですけれども、距離的な問題あるいは安全性の問題、そして風評被害の問題点など、この3つのポイントについて市長が説明をされたそうです。しかし、しり切れトンボ状態で、約1,000人集まった市民も不満が残ったというような新聞記事もございます。

熊本県内は、どこも今の現状では受け入れを表明してはいません。県のほうも動きがない状況でありますけれども、しかしながら環境首都水俣としては、瓦れき処理についてどう考えているのか。平成15年の土石流災害において多くの方々に助けていただいた御恩もありますし、水俣としてやはり受け入れるか否かの方向性を示すべきではないかというふうに思います。

昨年、環境省の調査のほうで、処理能力に余裕があるところはあるということで、水俣も県下で4組合がですか、報告をしております。今回の環境省の説明があった後にでも、水俣はどのような方法で、どの程度の処理量であれば可能だとか、またはこのような問題があり、今のところは処理は受け入れは厳しいよというような方向性を市民にも示すべきではないかというふうに思うんですが、これについてどうお考えか。

また、熊本県下、ほとんど今手を挙げていないということとなると、やはりいろんな障害が説明会の中でもあったんじゃないかなというふうに思いますけれども、水俣として受け入れがたいというような大きな問題は何なのか、それもまた1点ですね。

それと、脱原発の問題でございますけれども、目的等もわかりました。新しい原発をつくらない、そして原発をゼロにしていこうという中で、東海村の村長あたりが直接電話があったということで、私も新聞記事を見て、水俣の市長はどうなのかなと思って見てみたんですが、九州から12人ということで、がちり水俣市長宮本勝彬というふうに名前が載っていましたので、安心したところでございました。

政府のほうは、今再稼働ありきで物事が進んでいるようで、どうものど元過ぎれば熱さ忘れるじゃございませんけれども、震災のあった、爆発した原子力発電所、本当に菅前総理は、今でも原発ゼロに向けて大きく走り出すのかなというふうに全世界も注目していたんですが、いかんせん、いろいろ厳しいところで残念に思っているところでございます。

大飯原発もいよいよ再稼働するというところで、今週じゅうにはどうにかという話も出ております。大飯原発の問題が6月7日付の西日本新聞に載っていますけれども、再稼働問題で注目されている関西電力大飯原発で敷地内を走る軟弱な断層が近くの活断層と連動して動き、地表がずれる可能性があるとの分析結果を渡辺満久東洋大学教授と鈴木康弘名古屋大学教授が6日まとめた。渡辺教授は原子炉直下を通る破碎帯もあり、早急に現地調査すべきだとしている。原子炉直下の破碎帯が動いて地表がずれると、重要な設備を破損させるおそれがあるため、原発の立地場所として不適格となる可能性もあるというような大学教授のこういった新聞でも発表があったのにもかかわらず、ありきで進めているというのはどうも納得いかないわけですが、この原発、今ゼロですから、この時期にこそ、いつ、どこで、どのようにすればいいのか。十分な検証を行った上で、国民に説明して電力対策を今後進めていくべきじゃないでしょうかと思います。

我々も脱原発、脱原発と言うだけじゃなくて、やはり水俣市もそれなりの節電対策とか目標を持って進んでいかなければいけないと思うんですが、水俣市の具体的な節電の対応策というのをひとつお聞かせいただきたいと思います。

それと、再稼働は決して許してはいけないというふうに思っているんですが、厳しい状況でもあります。となりますと、やはりそれなりの原発に対する防災対策、これがやはり必要になって

くるんじゃないかなというふうに思っておりますが、予想が、たしかどんどんどん防災計画に原発の対策をのせているということで、まだかまだかなと思っていましたが、6月5日付の熊日新聞に水俣市地域防災計画記事というのが載っていました。そういうことで原発を盛り込んだ防災計画の規定がなされたということで一安心したんですが、その内容と今後の周知方法についてお尋ねをしたいと思います。以上です。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず、これからの市としての方向性はどうかというような御質問が第1点だったろうと思います。

さきに高岡議員からも瓦れきの処理については、現地に行かれて大変な状況だったという御報告もありましたし、私も先日行われました全国市長会の中で、被害を受けられたところの首長さんがおっしゃった言葉が非常に気になって今も残っているわけでございます。災害が起きた直後にはきずなという言葉が非常に全国に渡り回ったんだと、しかしそのきずなという言葉が現在はいづろに聞こえて仕方がないというような話です。かけ声だけはきずなという言葉が出ているんだけど、実際はなかなか動いていないんじゃないかというような、非常にせっぱ詰まった御発言がありました。それを聞きながら、やはりこの問題については本当に継続的にしっかり我々が取り組んでいかなければならない問題だと思っておりますし、これは当然全国規模で受け入れていかなければならないと思っております。私といたしましても、基本的に受け入れるというような方向で考えてまいりたいと思っております。

また、2番目の質問でございますが、じゃあ、受け入れに対する問題点は何かということでございますけれども、やはり先ほど申し上げましたように、市政を預かる者として市民の生命・財産を第一に考えるというのが第一義でございますので、そこにのっとって対応していきたいと思っております。そういう意味から考えますと、第1点はやっぱり安全性であろうと。安全性の確保、そのために今後も情報網を張りめぐらせながら、いろんな形、他の市町村とも話し合いを進めながら進めていかなければならない、そのことが1つあります。

それから、今回出されましたのは、もう御存じだろうと思っておりますけれども、運搬をするコンテナは密閉式の10トンコンテナで送るということでございます。そういった点から考えますと、安心・安全の観点から積みかえは行わないということでございますので、10トントラックのコンテナということになりますと、私のところのほうでは最終処分場につきましても非常に厳しい状況である、困難であると言わなければならないと思っております。そういう意味からいたしましても、安全性の確保をしっかり確かめながら、そして皆さん方の御意見を十分受けとめさせていただきながら、最終的な決断にもっていききたいなと思っておりますのでございます。

それから、水俣市の節電対策についての具体的な取り組みはどうかということでございます。この件につきましては、震災が起こる前でも、水俣市としては、例えば学校版 I S O とか、そういったものを通してそれぞれの節電等を行ってきたところでございます。大枠でちょっと取り組みを紹介させていただきますと、昨年度は熊本県の補助金を利用させていただきまして、資料館の照明をすべて L E D にかえております。また、本庁舎の空調用のボイラーもヒートポンプに取りかえたりしております。それから、再生エネルギーの活用といたしましては、もう御案内のとおり、太陽光発電を本庁舎、それから医療センター、それから上水道の古城第一水源池、それから医療センターもですね。それから小・中学校に太陽光発電の設置をさせていただいておりまして、小・中学校のほうは来年すべて終わるというようなことでございます。

重ねてもう一つだけ紹介させていただきますと、太陽光発電システム補助制度で実施をさせていただいておりますけれども、太陽熱量システムとあわせまして、283件の実績を上げております。そういったところからも、節電対策ということについては徐々に進めているのではないかと思います。要は、この問題につきましてはやはり基本的には一人一人がどういう取り組み、どういう意識を持って取り組むかということだろうと思っておりますので、その辺のところをさらにいろんな形で進めていければなと思っておりますのでございます。

それから2番目に、防災計画の中に原発災害が発生したときの規定が防災計画に盛り込まれたと聞くけれども、それはどんな内容かということでございます。大枠で申し上げますと、原子力災害が発生した場合における配備体制あるいは防災関係などの業務をはじめといたしまして、情報収集あるいは伝達、そういったものを含めまして、住民への知識の普及・啓発、訓練等をまず実施するというところでございます。それから、万一事故が起こった場合の応急対策といたしましては、情報収集、住民への伝達、そういったもろもろのことを行うような計画を今立てているところでございます。

それから、それに対して、防災計画の周知をどのようにしていくのかということでございます。もちろんいろんな形で広報し、あるいは説明会、そういったところを通して実施していく必要があると思っております。防災計画につきましては、防災会議あるいは行政機関をはじめといたしまして、市議会議員の皆さん方、それから自治会長会、そういったところなどには冊子でありますとか、また C D を送付させていただくといったほかに、水俣市のホームページ、そういったものに掲載しながら、随時閲覧できるように周知徹底を図っていきたいと考えております。

○議長（真野頼隆君） 谷口眞次議員。

○谷口眞次君 3回目に入りますけれども、瓦れきの処理については、今答弁があったように10トン車で搬入するというので、かなり道が狭いし、また焼却施設などにも現状としては受け入れがたいというふうに理解をいたしました。とにかく、安全と安心は基本的に違います。そういう

ふうに私は認識しておりますので、市民が安心できる立証と検証がなければ安心とは言えませんので、ぜひそこら辺をしっかりと審査していただきたいというふうに思っております。それから、市長も受け入れはしたいという思いは山々だろうと思いますけれども、そういったことで慎重な対応をぜひお願いをしたいと思います。

支援については、ほかの支援策もまだいろいろとあるかと思っておりますので、そちらのほうでまた、新たな支援策を考えていただければというふうに思っております。

それから防災計画につきましては、人吉あたりは8月をめどに防災計画書を作成して関係機関に提出すると、それから12年度中には防災無線や広報とかホームページ等で周知徹底するというふうになっております。ぜひ水俣も計画的に周知徹底をしていただきたいというふうに思います。

それから、脱原発首長会については、環境モデル都市水俣の存在感を十分発揮していただいて、脱原発と自然エネルギーへの転換へ向けて、どうかひとつ先頭に立って活躍していただきますように期待して、これは終わります。

○議長（真野頼隆君） 次に、湯の鶴・湯の児の観光振興について答弁を求めます。

厚地産業建設部長。

（産業建設部長 厚地昭仁君登壇）

○産業建設部長（厚地昭仁君） 次に、湯の鶴・湯の児の観光振興についての御質問に順次お答えいたします。

まず、湯の鶴観光物産館つるの屋の指定管理者が辞退されたと聞くと、経緯と今後の選定はどうなるのかについてお答えします。

指定管理者の募集に当たっては、1月から公募を開始し、4月13日を締め切りとしておりましたが、正式に申請書の提出がありましたのは、1社でありました。その後、5月11日に6名の審査員から成る指定管理候補者選定委員会を開催いたしました。選定委員会では、料理・接客・運営体制などに対して注文する意見がありましたが、審査の結果、総合的に判断し、選定委員会において指定管理候補者として適当であるとされたところでした。これを踏まえまして、市としては、6月議会に指定管理者に関する議案を上程していたところでございますが、辞退するという結論に至ったということであり、大変困惑したところです。

辞退した理由ですが、観光物産館のすばらしいイメージに合うサービスが提供できるかどうか、自信がなくなったことなどが挙げられております。

今後の選定についてですが、予想していなかった突然の事態に、オープンを心待ちにしていた地元の人も大変残念に思われていますので、一刻も早く新たな指定管理者となる方を見つけて、安定的な運営を行ってもらう必要があります。このため、再度募集し、議会の御了解をいただき、オープンにこぎつけたいと考えております。

次に、湯の鶴温泉の今年度及び中・長期的な具体的整備の内容についての御質問にお答えします。

平成22年3月に策定しました湯の鶴観光振興計画では、短期・中期・長期の3期に分けたスケジュールと行政と地域などの検討の主体を提示しております。今年度は、湯の鶴温泉センター及び駐車場の整備構想策定・基本設計業務や、のれんを活用した景観整備事業を計画しております。また、中・長期で実施を検討しているものとしては、湯出七滝の整備や、川や建物・紅葉・滝等のライトアップ、湯出中学校の活用、散策ルートの整備等があります。今後とも、地域の協力を得ながら一体となって、湯の鶴温泉の活性化を図ってまいりたいと考えております。

次に、湯の児どんがばちょ号についての検討の進捗状況と内容についてお答えします。

どんがばちょ号は、風光明媚な湯の児地域の気候・地形等がスペイン風の趣きを持つとして、その地域の特性を生かすとともに、フィッシングパークの集客力の向上と観光の振興を図ることを目的として、平成6年度に設置されました。

設置された当初は、年間の利用者は約3万5,000人、フィッシングパークと合わせて約1,000万円の施設収入がございました。それから18年余りが経過しましたが、設置当時と比較し、湯の児温泉の利用者の減少と同様に、施設の利用者も減少していく中で、どんがばちょ号の利活用案として、フィッシングパーク横に船体を接岸する案や、湯の児海水浴場に移設する案、埋立地に移設する案などさまざまな案が議論されてまいりました。しかしながら、高額な事業費が必要となることや、移設の条件を満たすことができない等の課題により、実現化することができないまま、塩害や老朽化を原因とする修繕を重ね、現在に至っているのが現状でございます。

また、どんがばちょ号に関する経費は、修繕料、船舶検査料、保険料を合わせまして、年間約120万円から220万円の費用を要しており、現状の形で維持していくのであれば、多額の費用を要することとなります。

こうした現状を踏まえ、施設の利用者や湯の児地区関係者にアンケートを実施するとともに、直接、地元の観光関係者の方々に御意見をお聞きし、また、施設の指定管理者である水俣市漁業協同組合とも協議を重ねてまいりました。さらに、庁内においても、どんがばちょ号を所管する産業建設部を中心に、関係各課による検討会を実施してまいりました。これまでの協議、検討の結果としては、どんがばちょ号については、今後もこのままの形で存続させることは困難であるというふうに考えております。このため、近く、地元や関係者との協議を行う予定でございますが、この中で湯の児観光振興の一助となるよう、フィッシングパークの利便性や集客力の向上とあわせ、どんがばちょ号の今後のあり方を検討していただきたいと考えております。以上でございます。

○議長（真野頼隆君） 谷口眞次議員。

○谷口眞次君 答弁をいただきましたので、2回目の質問に入ります。

物産館、つるの屋の件については、朝に塩崎議員のほうの答弁もございましたけれども、空き旅館だった土地、建物を水俣に寄附されて、そして蒲島知事が来られた際に、湯の鶴はすばらしいということで、ある程度補助金も出してでも活性化に努めようということで事が始まったんじゃないかなというふうに認識しております。

有名デザイナーの水戸岡鋭治氏さんのデザインですばらしい施設ができたわけですが、指定管理者については、最初は7社あって、最終的には正式な申請者は1社になってしまったということで、選定委員会で検討をして候補として適当であるというふうに認めたが、残念ながらイメージに合うようないろんな思いがあつてのことだろうと思います。多分、それだけの一つの原因じゃないんじゃないかなというふうには私は認識をしております。採算面とか、そういったいろんな面もあって、かなり悩まれた末の辞退じゃなかったのかなというふうに思いますけれども、ほかに理由というのは考えられるのか、聞いておられるのか、ひとつお尋ねしたいと思います。

それから、もう後戻りということはできませんので、仕切り直しということで、しっかり精査して検証して、そして前向きにいくしかございません。ぜひ、早目にスタートを切られるように、応募条件等の見直し等はなされるのか、あるいは応募の範囲とか、そういったのはどういうふうにされるのか、そしてまた別に新たな支援策などは考えていないのか、そこをちょっとお尋ねしたいと思います。

それと、湯の鶴の具体的整備のところでございますけれども、今年度、湯の鶴温泉センター及び駐車場の整理構想策定ということで、基本設計、そしてのれんを活用した景観整備、中・長期的には周辺の七滝の整備とか、川や建物、紅葉、滝のライトアップなど、非常に周辺の整備も重要だというふうに認識をしております。まずもって私はやはり、湯の鶴温泉といえば何といても温泉、このすばらしさを原点に返って、湯の鶴温泉センターを中心になって、地元の人たちとともに集客をする。そしてそのためにはやはりセンターのリニューアルというか、増改築が喫緊の課題ではないかなというふうに思っております。先ほども、湯の鶴センター及び駐車場の整備構想ということでございますけれども、今常識的に考えられるのが、温泉はやはりサウナがついていること。それから大浴場があること、そして露天風呂があること。そして欲を言えば家族ぶろまであること。やはりこれが温泉を好まれる条件じゃないかなというふうに思っております。すなわち日帰り客を多くして、そしてつるの屋で食事をしてもらおうと、こういった流れをつくるのが支援の一つの策じゃないかなというふうに私は考えております。

県境の千宝の湯というところがありますけれども、あそこもほとんど水俣の方がかなり行かれておりまして、その方々が忘年会じゃ新年会じゃ、あるいは花見じゃと言うて、会も催し物もさ

れております。そういった温泉に来られた方々がともにつるの屋を利用していただくというような構想が私は一番理想じゃないかなというふうに思っております。

天然温泉が出水のほうにもまた新しくできるということで、温泉ブームはまだまだ右肩上がりだというふうに思っておりますので、ぜひ温泉センターの整備ということが書いてございますけれども、リニューアルする考えはないのか、これを1点お尋ねしたいと思います。

それと、答弁でもありました景観整備事業も重要な課題だと思いますけれども、この前も、つるの屋の視察に中身を見せてもらいましたけれども、それは立派なやつができていました。しかし周辺を見ますと、老朽化した家屋が景観を非常に悪くしているんですね。やっぱりそういったところも早急にしていかなければいけないんじゃないかなというふうに感じました。解体撤去の補助金を多少出しても景観をきれいにする必要があるんじゃないかなというふうに思いましたし、つるの屋の前に橋がかかっておりまして、その橋を見るとやはり色がはげかかっていたり、それと駐車場の上の温泉センターの前に池がありますけれども、あそこもこれはコイがおるのか、フナがおるのわからんような、もう汚れまくってしまっていました。そういったちょっとした簡単にできるような、一事が万事じゃないですけれども、一つ一つできることからしていくことが一番大切じゃないかなというふうに思っております。

今年度、湯の鶴の環境整備ということで、実際実行できるものがあるのか、それをひとつお尋ねしたいと思います。

それと、どんがばちょ号についてですが、さまざまな検討案が出されているということで、フィッシングパークに接岸するやつ、それから海水浴場に持っていく、それと埋立地に揚げるというようないろんな案が出ておったということで、さまざまな団体と検討をしたが、このままでは存続は困難であるというふうに今のところは解釈しているということです。私も12月議会で、ぜひこの水俣の財産として陸に揚げて活用していただきたいと、陸に揚げる際の見積もりもかなり以前のもので、1億円以上かかるというふうな見積もりが出とったということで、再度見積もりをしていただきたいというふうにお願いをしました。部長答弁では、委員会を立ち上げ、早急に廃止を含めて検討したいということでございました。

3月議会でも福田議員のほうで質問をしておりましたし、今議会でも余り答弁については変わっていないような気がいたします。答弁の中でございました協議というのは、ことしに入ってから協議だと理解してよろしいんでしょうかね。もし違ったら、ことしに入ってから協議というものは何回されて、相手方はだれなのか、それをお尋ねしたいと思います。それと、協議についてはどんがばちょ号だけに絞った協議をされたのか、あるいは湯の児観光振興策定委員会の中でそういう話が出たのか、そこら辺もお尋ねしたいと思います。以上です。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

厚地産業建設部長。

○産業建設部長（厚地昭仁君）　まず、つるの屋に関しまして、NPO法人が辞退された原因がほかにもあるのではないかというような御質問でございました。

理由といたしましては、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、観光物産館のほかにはない、洗練されたすばらしい建物や家具に合うサービスや料理が提供できるか自信がなくなった。そのほかにも、例えばレストランの運営について経験不足と認識するようになったとか、収支計画において甘い面があるということがわかった。そのようなことをおっしゃってありました。

その上で、応募条件はどういったことを考えているか、新たな支援策はないかというような御質問でございました。こちらにつきましてですけれども、これは地元からの一刻も早く指定管理者が決定できるよう手続を進めてもらいたいと、そういうような声もございますことから、できれば、早いうちに再公募を開始したいというふうに思っています。

これに当たりましては、広報紙やホームページ等を活用して全国から公募したいと思っております。特に今回は、前ははまだ完成しておりませんでしたので、イラストということでホームページ等にも出させていただいていたのですけれども、今回は建物完成しておりますので、写真を使いまして、ホームページ等でPRするというのはもちろんのこと、幅広く声をかけまして、募集に当たりたいというふうに思っています。

本市からの支援策につきましては、募集に当たって委託機関等は当然変わるということは想定されますものの、まずは原則として前回と同様の条件で募集したいというふうに考えております。

続きまして、温泉のすばらしさということで、どういうふうなセンターとして考えるかという話でございました。湯の鶴温泉保健センターの改修あるいは駐車場等の整備につきましては、ことは先ほど申し上げましたけれども、基本構想、基本設計等の作成業務を行い、ことし実施していきたいというふうに考えております。先ほどサウナですとか露天風呂、あるいは家族風呂、こういうふうなお話もありました。こちら辺につきましては、温泉の泉源とか湯量等の問題もございしますので、地元としっかり話をしながら進めていかなければならないのかなというふうに思っております。

それと、ことし湯の鶴で具体的に何か環境整備を行うのかというような話がございました。これは、先ほどもちょっと申し上げましたが、やはりどうしても町並みが少し新しいものとか古いものがまじって建っておりますので、少し統一した感じがありません。そこで、のれん等を活用して全体的な景観を統一できればというふうに考えており、現在、湯の鶴の関係者の方には御説明いたしまして、御了解をいただいているところでございまして、今年度中にこちらについては実施したいと思っております。

それと、どんがばちょ号の協議はどのような団体とやったのかということでございます。ま

ず、関係者によります庁内会議を平成24年1月、3月に実施しておりまして、内容については費用対効果の点から廃止もやむなしとの意見もございましたけれども、廃止による湯の児地区への影響や方法の検討など慎重に進めるべきという結論になっております。

また、9月下旬に実施した関係者アンケートの後、ことしの1月に地元の意見を聴取するため、これはどんがばちょ号に絞ったものでございましたけれども、地元の方から意見を聴取しております。その中では海水浴場近辺への陸上に揚げる案や、市報等を使って廃止した後の活用策を募集してはどうかとの案、あるいは今の場所でなくてもよいので、湯の児に何らかの形で残してほしい、こういった声もございました。

また、フィッシングパークの指定管理者であります水俣市漁協とも協議を進めておりまして、直近では5月に行っておりますが、海上での漂流という過酷な条件から老朽化が著しく、乗船希望者の減少という点からも漁協としても廃止もいたし方ないというような御意見がございました。以上でございます。

○議長（真野頼隆君） 谷口眞次議員。

○谷口眞次君 今、詳しく説明をいただきました。

物産館については選定については今回も条件は同じだということで認識をいたしました。いろいろな条件等も、やはり経営していく上には非常に重要じゃないかというふうに思っております。しかしながら、もう仕切り直しということで、また気合いを入れ直して、ぜひひとつしっかりと全国展開で募集していただいて、本当に10人、20人、30人と多くの人たちが応募していただけるような、そういった指定管理者の対応をしていただきたいというふうに思っております。

どんがばちょ号については、今後さまざまな会議がされると思いますけれども、ぜひ、どんがばちょ号だけに絞り込んだ協議を進めてほしいなと思います。もうあれから大分たっていますし、日々老朽化と経費はかさむ一方ですので、見積もりのほうはされたのかどうか返事はなかったんですけれども、再見積もりをしていただきたいなというふうに思います。

海水浴場に持っていくのであれば、何ら船と人力で揚げられるんじゃないかなというふうに私も簡単に考えるんですけども、そんなに1億とか金額はかからないと思うんですけども、ぜひ、水俣の財産として利活用してほしいなという思いもあります。いろいろな協議を進める中で、最終的に予算の関係もあってどうしても廃止ということになるならば、熊本の自然がネットオーションで高額で売れたように、また今、熊本では前回3月議会でも福田議員がちょっと話をしましたけれども、NPO法人でグランド12という団体が、ワンピースでおなじみの漫画家の尾田栄一郎さんをテーマにして漫画でまちづくりということもございまして、海賊船としてモニュメントとして販売できれば著作権の問題もなくなるんじゃないかなというふうに、水俣市としてはですね。最終的な一案としてそういう考えもありますので、ひとつぜひ積極的に一日も早く決

着をつけていただきたいというふうをお願いをして終わります。

○議長（真野頼隆君） 次に、エコパーク野球場について答弁を求めます。

葦浦教育長。

（教育長 葦浦博行君登壇）

○教育長（葦浦博行君） 次に、エコパーク野球場に関する御質問についてお答えいたします。

初めに、エコパーク野球場が県に移管されると聞くと、その経緯についての御質問にお答えいたします。

エコパーク野球場は、ひばりヶ丘グラウンドの代替として平成19年1月に完成をいたしました。野球場が建設されたエコパーク潮騒の広場は、当初、県港湾課が所管する緑地公園で、熊本県と水俣湾埋立地における野球場設置に関する覚書及び水俣湾緑地運営に関する協定書を締結し、野球場を建設したところです。しかし、平成24年4月からは、エコパーク全体が県の水俣都市計画公園として位置づけられることになり、それに伴い、これまでどおり水俣市の野球場の設置はできない旨の話がございました。

この件について、昨年からは担当者間での話し合いを進めてまいりましたが、その中で、本市が提案した有償での譲渡案については、県としては財政的に困難で受け入れられないとの回答でした。市といたしましては、今後施設の老朽化等に伴い、将来的に維持管理経費の増加が予想されること、また県が設備の充実に積極的な姿勢であることなどを踏まえ、長期的な視点から県へ無償譲渡することが有利であると判断したところです。

次に、今後の管理体制でのメリット・デメリットについてお答えいたします。

まずメリットでございますが、ただいま申し述べましたように、今後維持管理費が不要になることや、県による施設整備の充実が期待できることなどがあります。また、施設の維持管理はエコパーク水俣の指定管理者であるハートリング水俣が行いますが、ハートリング水俣は、平成18年度からエコパーク水俣広域公園の指定管理者としての管理実績があり、特に芝生をはじめ植栽等の管理は専門でありますので、野球場についても適切な管理がなされるものと思っております。デメリットといたしましては、当該用地の都市計画公園に伴い、ソフトボール場も含め、県条例により有料化されたことであります。

○議長（真野頼隆君） 谷口眞次議員。

○谷口眞次君 2回目の質問に入ります。

経緯について今詳しく答弁をいただきました。水俣市としても野球連盟としてもひばりヶ丘球場がなくなったということで、県の土地である現在のエコパークに何とかお願いしたという経緯もあって、待ちに待ってつくられた球場でもあったんですけれども、今回県の水俣都市計画公園ということで管轄が変わったということで、理解をいたしました。

しかしながら、一般市民から思えば、やはり管理期限もまだ残っていた。あるいは市の建設費も7,000万円近くたしかあったかと思いますがけれども、かかっているのに何で無償なのという話も小耳に挟みました。そういったことで、いろんな関係者等の話し合いも県の話し合いがほぼ煮詰まってしまってから、この水俣の関係団体に話があったというような話も聞いておりますので、その関係団体の御理解はとれたのか、それをまず1点、お尋ねしたいと思います。

それと、メリット・デメリットについては今答弁がございましたけれども、今後県の管理下になるということで、管理費等を県が行うということで、大幅な経費、維持管理費が削減されるということも聞きました。今後の整備もまた期待できるということで、近隣の野球場に比べると、水俣の野球場はかなり貧弱といいますか、出水の市営球場にしても、この前、少年野球の応援で相田市営球場に行ってきたんですけれども、水俣のチームが出ましたので、31チームで優勝したんです。それは余談ですが、とにかく放送設備はあるし、電光掲示板もついているし、更衣室もある。バックネット裏の応援席、1・3塁側の応援席もちろんあるし、そこには社会人とか韓国の野球の春季キャンプとか、プロ野球選手の自主トレとか。相田市営球場といえば、ソフトバンクにおった川崎、今大リーグですけど、あれの出身ということもあって、本当にすばらしい球場で少年たちが野球をしたわけですが、やっぱり水俣も環境的にはすばらしい場所にあると思うんですね。

そういった観点から、ぜひ水俣にも先々このようなキャンプの誘致ができるような環境整備の充実をぜひお願いしたいなということを今感じております。最初からなかなか多くは望めないと思いますけれども、ぜひ1・3塁側の応援席の設置とか、あるいは日差しよけのための木を植えてもらうとか。あるいはよそこにもある夜間照明、これあたりもぜひ積極的に県にお願いできないかどうか、これをお尋ねしたいと思います。お願いします。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

葦浦教育長。

○教育長（葦浦博行君） 2回目の質問にお答えを申し上げます。

関係団体との話し合いについてはどうだったのかということでございますけれども、特に主に野球連盟でございますけれども、実は県からの申し出というのがありましたのが平成23年10月12日でございます。県は都市公園にするということで、これまでどおりの無償貸し付けはできないんだというふうなことでございましたけれども、早速、実は2週間後になりますけれども、11月1日に野球連盟のほうには県の方針ということで、そのときは一方的にお伝えをしたという経緯がございます。それ以来、4回ぐらい打ち合わせを、県も入ったり、あるいは市と野球連盟だったり、あるいはハートリンクだったり、いろんな組み合わせがございしますが、四、五回の会合を一応持っております。

そのときの野球連盟のいろんな条件が実はありまして、3つぐらい実は大きなものがございました。1つは、使用料が発生するということで、これまでは無料で使ってきたわけなんですけれども、これから有料になるんですよというようなことが一つ大きなネックとしてございました。それともう一つは、野球大会等の開催がすごく多いということで、年間に実は23年の実績で148回、6,000名以上の方が使われている。非常に回数が物すごく多いということで、それが優先的に利用ができないと非常に支障が出るというようなことがございました。それから、野球はもちろん備品等がかなりあります。ベースとか、あるいはブラカードとかございますけれども、それを全部取り上げられてしまうと保管場所がないので非常に困るということがあります。これについては精力的にいろんな協議をさせていただいて、特に今ハートリンクが指定管理者になっていますが、ハートリンクのほうですごい実は積極的にいろんな提案をしていただきました。使用料の発生する分については、グラウンドの整備等の採択をすることで、何度かその財源を捻出できないかとかの提案とか、それから優先利用備品の確保、保管場所の確保については、ハートリンクでちょっと一生懸命考えてみますと。いろんなことで前向きな発言をいただいた関係で、ようやく野球連盟の御同意もいただいたという経過がございます。

それから、2番目の質問の中で、いろいろございましたが、例えばプロ野球に限らず、いろんなキャンプを誘致していけばということで、非常に実はいい話だと思うんですけども、エコパークは、御存じのとおり非常に埋立地で脆弱な地盤になっているということで、構造物等がつくりにくい、できない状況の中でありまして。かなり現在のところは厳しいのかなというふうには思いますが、ただ、さっきおっしゃいましたように、1塁・3塁のほうの観覧席もございませんし、ゆっくり応援もできないという状況の中で、皆さんやられています。それから、センター方面のバックネットもございませんし、夜間照明等もございません。緑地も少ないし、樹木も少ないということで、これについては、県のほうもぜひ設備を充実していきたいというようなことははっきり我々に申されていまして、しっかりその辺は要望をずっと続けていきたいなというふうに思っております。

○議長（真野頼隆君） 谷口眞次議員。

○谷口眞次君 ぜひ、強力に推し進めていただきたいなというふうに思っております。今回は議案が出ていましたので、野球場の件について取り上げましたけれども、最近エコパークの整備などで陸上競技場とか、あるいはグラウンドゴルフ場、非常に整備されてきたのかなというふうに感じております。ほかのスポーツにおいても、交流人口をふやすための施策として、大変重要と思いますので、ぜひスポーツ振興のためにも設備のほうで充実をぜひ図っていただきたいなと思います。よろしくお願いします。

○議長（真野頼隆君） 次に、みなまた未来コンサート海恋物語第5章について答弁を求めます。

厚地産業建設部長。

(産業建設部長 厚地昭仁君登壇)

○産業建設部長(厚地昭仁君) 次に、みなまた未来コンサート海恋物語第5章についての御質問に順次お答えします。

まず、コンサートの入場者数の推移と同時開催された物産展みなまた港フェスティバルの経済効果と評価・反省点についての御質問にお答えします。

みなまた未来コンサートは、市民が音楽のすばらしさを生で体感できる貴重なイベントであるだけでなく、市外からお越しいただく方々に、コンサートのすばらしさはもちろんのこと、緑に囲まれたエコパークのすばらしい環境を初め、水俣の魅力を感じていただける最高の舞台であると思っております。さらに、物産展や港フェスティバルを同時開催することによって、大勢の人でにぎわい、経済効果も期待できる本市の大きなイベントの一つだと思っております。

さて、コンサートの入場者数につきましては、初めてコンサートが開催されました平成18年が5,000人、19年は4,000人、20年は5,000人、21年は4,000人、22年は2日間で3,200人となっておりますが、昨年は、東日本大震災の影響で開催を自粛しております。そして6回目となりましたことは、5月26日に1日のみの開催で2,000人のお客様に御来場いただいております。水俣市内の入場者数が大幅に減少しましたが、熊本市内からの入場者数は、200名ほどが増加したと聞いております。また、31人もの市内の高校生と市民ボランティアが入場整理や会場案内等を手伝われ、市民参加型のイベントとして定着しつつあります。

次に、みなまた未来コンサートと同時開催されたみなまた物産展とみなまた港フェスティバルの経済効果についての御質問にお答えします。

事務局である水俣商工会議所に伺いましたところ、2日間開催された物産展と港フェスティバルは、市内外から大勢のお客様が訪れて、終日にぎわいを見せたと聞き及んでおります。中でも、港フェスティバルには、陸上自衛隊特殊車両をはじめ、海上自衛隊護衛艦さわゆき、海上保安庁巡視船こしき、国土交通省環境整備船海煌、牛深から海中グラスボートサブマリン号等の参加があり、体験公開等で非常に盛り上がったとのことでありまして、物産展の売り上げとしましては、全体で1,200万円であり、経済効果はあったとのことでした。

今回のコンサートの反省点につきましては、天候等の影響により、入場者数が例年に比べ減少していることが挙げられます。ただし、参加者や関係者からは、最後は観客全員が総立ちとなり、例年にない盛り上がりがあったとか、出演者が大変喜んでおり、今後もぜひ出演したいという声があったと聞いております。

次に、次回開催の見通しについての御質問にお答えします。

主催者である熊本放送においては、来年度開催に向けて前向きに検討されていると聞いており

ます。また、水俣市内の各種団体の代表からなるみなまた未来コンサート実行委員会の反省会を7月末に開催する予定にしておりますので、そこで実行委員の皆様からの意見をいただき、その結果を踏まえて市としても検討していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（真野頼隆君） 谷口眞次議員。

○谷口眞次君 2回目の質問に入ります。

入場者数については、18年、19年、20年、21年、ほぼ四、五千人ということで、22年度が3,200人、それと24年度が2,000人ということで、若干減ったのかなというふうに思っておりますが、特に市内の方々が減ったということで、市外からの方が200人増加したということですね。これは産交バスの日帰りツアーとか、水俣観光物産協会の1泊2食付の9,500円とかそういったのがやはり成果となってあらわれたのじゃないかなというふうに思っております。今回は天候も心配でしたし、入場券の販売も例年より若干途中で悪いというふうに聞きましたし、実行委員会や商工会議所とか、担当課の方が大変苦勞されたんじゃないかなというふうに思っております。私も毎回、見にいっているんですが、今回入場券は2,500円で安かったんですけども、残念ながらなかなか販売がうまくいかなかったというのはおわびしたいと思います。

市内のレストランの方にもちょっと聞いたんですけど、例年だったらパートさんを入れて、お客さんが多分いっぱい来るだろうということで準備をしていた。以前は二、三回目ぐらいまでは180%ぐらい売り上げたけれども、今回はもう平年並みだったということで、コンサートが盛り上がりれば、私たちの飲食店も盛り上がるんだということで、ぜひ頑張っていたきたいなという声もございました。しかしながら、物産展会場で1,200万円ほど売り上げたということで、いろんな面で経済効果は大きかったんじゃないかなというふうに思っております。なかなかこれだけのイベントを水俣独自でやろうといってもなかなかできるもんじゃございませんので、主催の熊本放送とかコスギ不動産などの協賛店の皆さんには本当に感謝を申し上げたいなというふうに思っております。

来年は特に全国豊かな海づくり大会というのも予定されていまして、このような既存のイベントである未来コンサートとか、恋龍祭とか、湯の児の花火大会などをプレイベントとして、抱き合わせて開催したほうがいいんじゃないかなというふうに思うのです。いずれも海に関するイベントでございますので、今後実行委員会や海づくり大会推進室などで検討されていくとは思いますが、ぜひそういったことも一つの案じゃないかなというふうに思っています。来年の未来コンサートは、ぜひプレイベントの一つとして位置づけて開催すれば、もっと盛り上がるんじゃないかなというふうに思いますので、会議等の席でもぜひお願いをしたいなというふうに思っております。

また、内容につきましても、海づくり大会は熊本県を挙げて行う大きな行事でございますの

で、県出身者の有名芸能人をお迎えして、例えば観光大使のスザンヌとか、物まねのコロケとか、いろいろほかにも多くのアーティストあたりがいますので、ぜひそういったことも来年に向けて検討していただけないか、1つだけお尋ねしたいと思います。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

厚地産業建設部長。

○産業建設部長（厚地昭仁君） 先ほど答弁で申し上げましたとおり、ことしのみなまた未来コンサートの入場者数は、これまでに比べ少なかったこともありますけれども、参加された方は同時開催されました水俣物産館に多く訪れていただきましたので、その分、レストランも少なかったのではないかなというふうに考えているところでございます。

来年の開催を豊かな海づくり全国大会のプレイベントとして開催できないかということにつきましては、まず時期等をずらすというようなことにもなろうかと思えます。ですので、まずコンサートの主催者であります熊本放送さんのほうにこういった話があるという話をしたいと思っておりますし、先ほど申し上げました7月末に予定しておりますみなまた未来コンサートの実行委員会にも、そういった話があったというようなことを伝えたいというふうに思っております。その中で、また検討が進められるだろうというふうに考えております。以上でございます。

○議長（真野頼隆君） 以上で谷口眞次議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は明13日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により、あすの本会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後2時39分 散会

平成24年6月13日

平成24年6月第2回水俣市議会定例会会議録
(第3号)

一 般 質 問

平成24年6月第2回水俣市議会定例会会議録（第3号）

平成24年6月13日（水曜日）

午前9時30分 開議

午後2時41分 散会

（出席議員） 16人

真 野 頼 隆 君	谷 口 明 弘 君	江 口 隆 一 君
田 口 憲 雄 君	高 岡 利 治 君	塩 崎 信 介 君
西 田 弘 志 君	中 村 幸 治 君	川 上 紗 智 子 君
福 田 齊 君	大 川 末 長 君	牧 下 恭 之 君
瀧 上 道 昭 君	谷 口 眞 次 君	緒 方 誠 也 君
野 中 重 男 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（伊 藤 亮 三 君）	次 長（田 畑 純 一 君）
総 務 係 長（岡 本 広 志 君）	議 事 係 長（深 水 初 代 君）
書 記（赤 司 和 弘 君）	

（説明のため出席した者） 14人

市 長（宮 本 勝 彬 君）	副 市 長（田 上 和 俊 君）
総務企画部長（本 山 祐 二 君）	福祉環境部長（中 田 和 哉 君）
産業建設部長（厚 地 昭 仁 君）	総合医療センター事務部長（瀧 上 茂 樹 君）
総務企画部次長（宮 森 守 男 君）	福祉環境部次長（松 本 幹 雄 君）
産業建設部次長（遠 山 俊 寛 君）	水道局長（古 里 雄 三 君）
教 育 長（葦 浦 博 行 君）	教 育 次 長（浦 下 治 君）
総務企画部総務課長（本 田 眞 一 君）	総務企画部企画課長（川 野 恵 治 君）

○議事日程 第3号

平成24年6月13日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- | | |
|---------|---|
| 1 中村幸治君 | 1 水俣の文化振興について
(1) 地名について
(2) 清音橋について
(3) 文化振興の体制について |
| | 2 湯の鶴観光振興計画について |
| | 3 自治会について |
| 2 野中重男君 | 1 水俣病について |
| | 2 市長の脱原発をめざす首長会議への参加について |
| | 3 再生可能エネルギーの導入推進について |
| | 4 下水道浄化センターへの太陽光発電の設置について |
| | 5 西南戦争関連資料の収集と保存について |
| 3 大川末長君 | 1 行財政改革について |
| | 2 環境首都水俣創造事業について |
| | 3 湯の鶴観光物産館について |
| | 4 外郭団体について |
| | 5 東部地域特別養護老人ホーム建設について |

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開議

○議長（真野頼隆君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（真野頼隆君） 本日の議事は、議席に配付の議事日程第3号をもって進めます。

日程第1 一般質問

○議長（真野頼隆君） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

順次質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、中村幸治議員に許します。

(中村幸治君登壇)

○中村幸治君 皆さん、おはようございます。

未来みなまたの中村幸治です。

一般質問 2 日目で、きょうの 1 番目の質問者として、水俣市のまちづくりについて大切な文化・観光・自治会についての質問をいたします。執行部の明快な答弁をよろしくお願いします。

それでは質問に入ります。

1、まず水俣の文化振興についてです。

5 月 13 日に水俣西南戦争史研究会主催による西南戦争 135 周年特別企画が開催されました。私も興味があり、鹿児島市の維新ふるさと館館長福田さんの講演をお聞きしました。もやい館 3 階ホールはたくさんの人で活気に満ちていて、水俣の人々の歴史文化に対する関心の深さを実感しました。そこで質問します。

(1)、地名について。

①、歴史をひもとくには住所が大変重要で、従前の大字小字が必要である。当市の小字の管理はどうなっているのか。

②、現在の地図上に小字を添付した地図はあるのか、質問します。

(2)、次に、清音橋についてです。

皆さんも御存じのとおり、この橋は徳富蘇峰先生が名づけられた橋です。そこで以下の質問をいたします。

①、湯出の県道と湯出小に続く道路にかかっている清音橋について、市として文化財という意識はあるのか。

②、清音橋は相当傷んでいると聞くと聞くと、現在の状況をどのようにとらえているのか。

(3)、文化振興の体制について。

①、当市の文化振興に取り組む体制はどのようになっているのか、質問します。

2、次に、湯の鶴観光振興計画についてです。

湯の鶴観光振興計画書は、10 年間の事業期間で、平成 22 年 3 月に作成されました。この計画書ができたとき、地元の湯の鶴のある人から、これは絵にかいたもちだ。今までもコンサルタントによる振興計画はあったが、実行されたことがないと言われました。そのとき私は、今まではそうだったかもしれないが、今回は違います。この振興計画書を基本にして、地元の皆さんが湯の鶴をどうするのか考え、皆さんの手で 10 年後の湯の鶴をつくっていくんですよということを訴えました。この計画書の地元説明会の前に市の担当者と次のような話をしました。

地元の人たちは、この振興計画書を絵にかいたもちと言っていると、この計画を実行するんだ

という強い気持ちで説明をしてほしい。そして、実際に予算をとってやっていくことを見せ、地元のやる気を引き出してほしいと言いました。

湯の児・湯の鶴は水俣の観光地です。この振興計画は、水俣にとって大変重要な事業だと思います。私は、この湯の鶴観光振興計画がうまくいかないと、湯の鶴温泉の再生は二度とないのではないかと考えています。そこで次の質問をします。

- ①、平成22年3月に作成された振興計画の進捗状況は、計画どおりに進行しているのか。
- ②、今後の温泉センター及びその周辺整備計画はどのようになっているのか。
- ③、具体的な取り組みの中で、川へおりたり遊んだりできる空間整備があるが、その進捗状況はどのようになっているのか。
- ④、地元の協議体制はどのようになっているのか、また話し合いはスムーズにいつているのか。
- ⑤、湯の鶴温泉の観光拠点として建設した「つるの屋」の指定管理者が選考委員会で決定し、議案が上程された。しかし、その後、議案が取り下げられたが、その理由は何か、また今後の計画はどうか。これはきのうも質問ありましたが、このまま質問したいと思います。

以上、湯の鶴観光振興計画について質問します。

3、次に、自治会について質問します。

- ①、自治会について、水俣市自治会組織の振興等に関する規則のほかに条例等はあるのか、また規則の目的は何か。
- ②、平成18年に区長制度から自治会制度に移行し、移行期間を入れて約6年になるが、現時点の自治会活動をどのように認識しているのか。
- ③、高齢化が進む現状で自治会活動を維持していくのに、役員や協力員等のなり手がなく困っている地区があると聞いたが、市として把握されているのか。
- ④、水俣の活性化、まちづくりには自治会の協力が必要と思うが、どうか。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 中村議員の御質問に順次お答えします。

まず、水俣の文化振興については教育長から、湯の鶴観光振興計画については産業建設部長から、自治会については私から、それぞれお答えいたします。

○議長（真野頼隆君） 水俣の文化振興について答弁を求めます。

葦浦教育長。

（教育長 葦浦博行君登壇）

○教育長（葦浦博行君） 水俣の文化振興についての御質問にお答えいたします。

まず地名について、当市の小字の管理はどうなっているのかについてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、地名には土地の由来があり、歴史を調べる手がかりとして貴重な資料であり、教育委員会では、実際に水俣城の調査に当たり、地名から城の範囲や周辺の成り立ちなどを推定する作業を行ったりしております。しかしながら、特段、小字名の管理は行っておらず、必要の都度、おおよその字の位置がわかる資料と現在の地図を照らし合わせて、土地台帳をもとに実際の小字の位置などを把握している状況です。

次に、現在の地図上に小字を添付した地図はあるのかについてお答えいたします。

先ほども申し述べましたとおり、現状では、おおよその字の位置が書いてある資料がございますが、字の並びだけ重視したもので、地図的にはかなりゆがみが生じたものになっており、現地地図上にリンクした字図は現在のところございません。

次に、清音橋について、市として文化財という意識はあるのかについてお答えいたします。

清音橋は、現在のところ、市の文化財に指定してはおりませんが、大正9年に架橋されたという年代の古さや、親柱・高欄の「文」の文字をモチーフにしたかのような意匠のすばらしさ、また、徳富蘇峰が命名した由来があることから、それだけでも十分に文化財指定の価値はあるのではないかと思います。

文化財に指定する場合には、種々の規制もかかりますし、管理には教育委員会だけでなく、地元の方々の御理解と御協力をいただくことが必要であると思っております。平成25年度にかけて実施予定の蘇峰生誕150年事業の一つとして、蘇峰ゆかりの地の調査を予定しておりますので、清音橋についても文化財指定の価値があるかどうか、調査検討したいと思います。

次に、清音橋の現在の状況をどのようにとらえているのかについてお答えいたします。

昨年度、商工観光振興課が県の補助事業で補修工事測量業務を行い、橋の上り口については整備を行いましたが、清音橋は架橋され90年を経過しており、上部工、下部工の損傷がひどく、耐荷力の低下が懸念される状況であり、速やかな補修が望ましいと考えております。

次に、当市の文化振興に取り組む体制はどのようになっているのかについてお答えいたします。

文化振興に関する事務として主なものは、芸術文化の振興・普及に関すること、文化財の調査・保護に関すること、文化資料、文化施設の活用促進に関すること、蘇峰・蘆花施設に関すること、文化会館に関すること、自主文化事業に関すること、文化財保護審議会に関することなどがございますが、今年度は蘇峰生誕150年事業、水俣城跡発掘調査、12月2日の交響曲第九公演などを中心に事業を進めております。

そのほか、通年に行っているものが市民文化祭、芸術文化団体の活動支援、指定文化財の保護・管理・調査に関すること、無田湿原の管理、歴史民俗資料の展示・収集・保管などあり、地

道に腰を据えてやっていかなければならない事業が数多くあります。また、歴史研究では、水俣西南戦争史研究会の活動もあり、取り組み課題も数多くありますが、現在、職員３名体制で行っている状況です。

○議長（真野頼隆君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 それでは、２回目の質問に入ります。

皆さんも文化に対する認識は一緒だと思いますが、そのまちの発展は文化を大切にすること、これも一つじゃないかというふうに私は思っております。その文化を観光に結びつけているところは、世界じゅう数多くあります。このことは、当市にとっても大変重要なことではないかなというふうに思います。

私は、今まで文化振興に対して水俣市の動きがどうだったのかということに対して、少しだけ疑問を持っています。水俣には、文化に詳しい人が数多くおられるというふうに思っています。その人たちが、今、年齢的な理由でだんだんと少なくなっているということをお聞きしています。これは水俣市にとって大変重要なことであり、その人たちの知識を今残しておかないと、歴史がそこで途絶えてしまうという、そういうおそれがあるんじゃないかなということを思っています。これは本当に当市にとって大きな損失になるのではないのでしょうか。今やるべきことをやって文化を残す努力、これをするべきというふうに私は考えています。

そこで質問いたします。歴史に必要な小字を添付した地図、これをやっぱりつくって残すべきだと考えますがどうか、それを１点質問します。また、作成するに当たっての課題というのはどんなものがあるのか、それについても質問したいと思います。

次に清音橋についてですが、答弁の中でも、一応文化財としての認識、これはありますという答弁がありました。現在、小学校側に清音橋の由来についての看板が立てられています。これがその看板ですね、立派なものがつくられています。これはいいことかなと思ってるんです。ところが、看板から橋にかけて実はコンクリートを打ってあるんですね。これが看板なんですけど、これから橋に向って、こういう白い現代風のコンクリートが打ってあるんですね。これが果たして、この文化財としての環境にふさわしいのかどうか、これを少し考えてもらったほうがいいんじゃないかなというふうなことを私考えています。だから、これをちょっと考え直す必要があるんじゃないかなということで、それについてどういう判断をされるか、答弁を願いたいと思います。

それと、清音橋については先ほどの答弁でも相当傷んでということなんです。そこで質問なんですけど、この修復工事について、どのような今後の将来的な考え方を持っておられるのか、またこの修復工事にどれくらいの工事費がかかるのか、それを１つ質問したいと思っております。

それと文化振興に取り組む体制なんですけど、先ほど、いろんな格好で文化財に関してはこうこうですよという答弁がありました。その中には、水俣の文化振興に取り組む個人・団体、

そういう方たちがいろいろ入っておられると思います。ただ、そういう分については、市としても把握をされているのかなと思ってますけど、私が先ほど質問をしましたこの小字の地図、この関係に詳しい人たちのですね、そういう人材がおられるのかどうかの把握はされているのかどうか、それを質問として2回目の質問といたします。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

葦浦教育長。

○教育長（葦浦博行君） 今、4問ほど質問いただきましたけれども、字図は残すべきだ、課題は何なのかということでございましたが、答弁でも申し上げましたけれども、字図については、明治時代の地租改正をもとに字図がつくられたという経緯がございます。その字図は、御存じのとおり、1つの字で何筆か、何十筆、何百筆あるわけですけれども、それを寄せ集めて大字というか、1つの市域でつくられているというのが現実にあるわけなんですけど、その当時の字図をつくられた方々の知識がそこに詰まってる。いわば地域の歴史みたいな、地名研究会じゃないですけど、地名の由来みたいなやつもそこに詰まってるということで、非常に地名とか、あるいは歴史上のいろんな事実を調べるためには字図は必要かなというふうに思っております。ただ、字図自体は正確じゃないんですけれども、そういう地域の歴史が詰まっているという見方はできるかなというふうに思っております。

今のところ、特段、いろんな面で支障があるという、文化的にですね、支障があるということではございません。ただ、その地名の由来、あるいはルーツを探っていくって、あるいは文化財を現実に、歴史をひもといていく場合には必ず字というのは必要になってくるというふうに実は思っておりますので、字図はやはりきちんと残していくべきだというふうに思います。

課題としては、もしつくとすれば、原図と合わせるような形にしないといけないというふうに思うんですけれども、まず踏査をしていかないといけない。字境というのは正確には多分ないと思いますけれども、おおよそのところであたりをつけていくという、今やってる地籍の部分と実は一緒なんです。そういうことで、旧字と重ね合わせながら踏査をしていくということで、非常に手間暇がかかると、だから人材も要ることになりますので、費用もかかるため、その辺のところがちっと課題かなということで検討していかないといけないというふうに思います。

それから、清音橋のコンクリートの部分がむき出しになっているというようなことがありましたが、あれは多分土木のほうか商工観光振興課のほうで応急処置をしていただいたのかなというふうに思いますけれども、もともとあの橋は湯出1号橋ということで、何か市道になってるということで、土木の管理かなというふうには思います。ただ、あれを歴史的建造物ということで考えるならば、コンクリートのそういうものは、ただ打ちつけるということじゃなくて、それにふさわしい景観に合ったような施工が必要かなということで、そこはちっと相談をしてみたいと

いうふうに思っております。

それから、修復工事をするつもりはあるかということでございますけれども、まず、私の教育委員会の立場といたしましては、あれが歴史的価値がある、そういう文化財に匹敵するかどうかというようなことを調査が必要かなというふうに思います。実際90年もたっているということで、例えばつくられた当時のままなのか、あるいは修復されたものなのか、どのくらい手が入っているのかというようなことも少し検討する必要があるのかなというふうに思っております。よって、現に管理している所管課と一緒にちょっとその辺のところを検討してみたいと。今のところ費用がどのくらいかかるかというようなのも私のほうでは把握をしておりませんので、専門のほうとちょっとやりとりをしてみたいというふうに思っております。

それから、字図に詳しい方の把握はしているのかということでございましたけれども、その辺のところは、今のところ私のほうでは情報を持っていない状況でございます。以上でございます。

○議長（真野頼隆君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 それでは、3回目の質問をいたします。

清音橋の周辺整備については、湯の鶴観光に結びつくような文化としていくようなということで、教育長の答弁も前向きな答弁だったと思いますので、一応要望という格好でよろしく願いしておきます。

次に、小字の地図作成についてなんですけれども、今、教育長もですね、これはなかなか人とかいろんな時間がかかりますよということを言われました。私もこれを質問する中で、いろいろ勉強させてもらって、確かに、口では簡単につくってくださいと言うことはできるんです。それを実際つくるとなると、やっぱり小字名の掘り起こし、先ほども言われましたですね、そういうこととか、それを現地との照合、こういうのがいろんな格好で相当な人力と相当な時間が必要ということを私も思っております。

しかし、水俣の将来にとって、ぜひやはり必要な事業だということを私思っていますので、まず、この事業をやり抜くには、先ほどこっと質問したんですけど、市民の中で地名にかかわる文化的に詳しい人がおられると思います。その人たちの手助けをまず受ける、それによって時間、これをつくる時間短縮等が行われていくのではないかなと思っております。それと、人手が必要ということですので、これも重要なポイントかなということで、2点ほど質問したいと思います。

まず、地図をつくるために、地名等に詳しい人たちを一応調べていただいて、そしてその人たちと1回、これについて会合を持って、この事業を進め得るべくことをまずやってほしいというのが1点です。

それともう1点は、この事業をやるためには、先ほども申しましたとおり、やはり人的、人

力、人数、そういうのが必要だということです、まず、予算がある程度かかってくるのかなというふうにも思っております。だから、そういうときに予算を計上するという考えですね、そういうのがあるのかどうか、この2点だけを質問とします。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

葦浦教育長。

○教育長（葦浦博行君） まず1つ目でございますが、地名あるいは字に詳しい人たちとそういう話し合いを持ってみたらどうかということでございましたけれども、それにつきましては、ぜひお話を聞かせていただきたいなというふうに思います。

それから、予算の件につきましては、今返答はできかねますけれども、そういう人たちと会合をさせていただいて、いろんな教えをいただいて、どういう方向でどういう形で何のためにという部分を少しはっきりさせた上で、必要であれば、そのときに検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長（真野頼隆君） 次に、湯の鶴観光振興計画について答弁を求めます。

厚地産業建設部長。

（産業建設部長 厚地昭仁君登壇）

○産業建設部長（厚地昭仁君） 次に、湯の鶴観光振興計画についての御質問に順次お答えいたします。

まず、平成22年3月に作成された振興計画の進捗状況は計画どおりに進行しているのかについてお答えします。

現在、計画に基づき事業を推進しておりますが、これまでに旅館跡地を活用した観光物産館の整備はもとより、温泉街の雰囲気づくり、ほたる橋の改修、案内板等のサイン、温泉保健センターそばのゲートボール場への観光トイレの設置などを行っております。このように振興計画に基づく具体的な取り組みは、現在のところ、指定管理者の件はありますものの、おおむね順調に推進していただいております。今後も温泉街の雰囲気づくり等については、湯の鶴観光振興計画実行委員会の皆様をはじめ、地元住民の皆様と一緒に、引き続き、積極的に進めていく予定にしております。

次に、今後の温泉センター及びその周辺整備計画はどのようになっているのかとの御質問にお答えします。

湯の鶴温泉保健センターについては、観光客が立ち寄りたくなるような施設とし、あわせて駐車場の拡充・整備を図るとともに、太陽熱や水力等自然エネルギーを活用した構想策定・基本設計を今年度実施してまいりたいと考えております。

次に、具体的な取り組みの中で、川へおりたり遊んだりできる空間整備があるが、その進捗状

況はどのようになっているのかについての御質問にお答えします。

平成22年3月の計画策定後、湯の鶴地域において、アンケート調査や会議等で意見を取りまとめたところ、川へおりられる場所、階段や休憩ポイント等の整備の要望が多数ありました。これを受けまして、市では、河川管理者である熊本県に対してそれらの意見等を伝え、今後の河川整備で検討していただくよう要望しております。

次に、地元の協議体制はどのようになっているのか、また話し合いはスムーズにいつているのかとの御質問にお答えします。

平成22年3月に策定した湯の鶴観光振興計画につきましては、地元の皆様と積み上げた話し合いをもとに策定しております。また、現在はこの計画に基づき、地元住民で組織する湯の鶴観光振興計画実行委員会が設置され、住民間の意見の調整及び行政との意見の取りまとめが行われております。この会議はおおむね月に1回程度開催され、我々も随時参加させていただき、さまざまな話し合いを行っております。話し合いの中では、住民のそれぞれの方の考えにも多様な考えがありますので、実行委員長や自治会長が一丸となって、地域の活性化のために奔走され、意見を取りまとめられており、市としても、そのような意見をもとに事業を進めてまいりたいと考えております。

次に、湯の鶴温泉の観光拠点として建設した「つるの屋」の指定管理者が選考委員会で決定し、議案が上程された。しかし、その後、議案が取り下げられたが、その理由は何か。また今後の計画はどうなるのかとの御質問にお答えします。

まず、辞退された理由ですが、今回の指定管理候補者からは、観光物産館のほかにない洗練された素晴らしい建物や家具に合うサービスや料理が提供できるか自信がなくなったことなどが辞退理由と聞いております。今後の計画につきましては、物産館のオープンを心待ちにしてくださる地元の皆様の期待にこたえるためにも、また、湯の鶴地区の活性化を図るためにも、一日でも早いオープンを目指して再公募を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（真野頼隆君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 それでは、2回目の質問に入りたいと思います。

皆さんも多分御存じだと思いますが、第5次水俣・芦北地域振興計画書、こういうのがあります。これは熊本県が平成23年7月に24年度の実施計画編という格好でつくられています。この19ページに湯の鶴観光振興計画についてということで、事業期間、平成22年度から平成31年度の10年間、行政と市民が一体となって取り組んでいくということが明記されています。また、水俣市がつくった湯の鶴観光振興計画書、これですね、これが10年間の具体的な事業計画がこの中には明記されています。

先ほど事業の進捗状況、この湯の鶴の振興計画ですね、この進捗状況をお聞きしましたとこ

ろ、大体計画どおりに進んでいるという答弁がありました。この計画書の24ページには観光振興の実現に向けた基本戦略というのを掲げてあります。これは基本的な戦略ということで、その24ページなんですけど、この中で、回遊、回って遊ぶということをうたってあって、その中が、裏路地や河川空間を活用した回遊の動線を整備し、来訪者が安全に楽しみながら回遊できるルートの整備を図る。それともう1点は、歩いて楽しい湯の鶴地域を演出するために、小公園、飲食施設、物産販売所などの立ち寄りスポットの充実を推進し、くつろぐ、食べる、買うといった行為の促進を図るということで、これが基本戦略という格好でこの基本計画の中にうたってあるということです。だから、基本的には湯の鶴は歩いて回る、そういうことを目指しているんですよということが基本的な計画の中にうたってあるということなんです。その中で、河川空間の活用ということがこれにもちょっとあったんですけど、最初の質問もしました。その河川空間の整備について質問します。

この河川空間整備というのは、これはこの振興計画の中では、行政が主体となって短期・中期のスケジュール、5年間ということで事業を行うということになっています。先ほどの答弁の中で、進捗状況については県が今後やっていくような話だったんですけど、この事業費、どれだけかかるかですね。この事業費については、この振興計画書の59ページ、この中に概算事業費として約1,400万円というのが計上されています。それと、その補助金の可能性として、これ61ページなんですけど、これに熊本県あるいは国交省の関連補助、これでやっていきますよというような、そういう計画までもですね、10年間の計画がされているということなんです。このように計画書は詳細にできているということです。

そこで質問なんですけど、川の空間整備の事業費として、具体的にはどのような補助金を考えておられるのか。というのは、もう平成22年につくられて5年間計画ということですので、期間はそんなにないと思いますので、そこを1点質問したいと思います。

次に、地元との話し合いですが、私はこの事業が成功するためには、やはりこれは共通の情報、それで共通の目的を持って事業を進めていく、これがやっぱり一番大切なことだと思います。

そこで質問します。この計画書が湯の鶴地区全体の理解にはまだ結びついていないような気がちょっとしてます。それをどう思われているのか。それと、もしそう思えるのであれば、今後、湯の鶴全体の理解を得るために、どのようなことをするべきか、どのようなことが必要かということを質問したいと思います。それから、地元協議会のメンバーは、この振興計画書を十分理解をされているのかどうか、それとまたこの計画書、これ自体を配布してあるのかどうか、このことについて質問をしたいと思います。

それから、今後の課題として、計画書の63ページなんですけど、これに15区自治会や観光物産協会エコみなまたとの連携を図っていくことが必要であるということを明記してあります。そこ

で質問します。地元協議体制の中で、観光物産協会エコみなまたは、どのようなかわりを持っているのか、また今後連携をどういうふうにしていくのか、その点について質問をしたいと思います。

次に、指定管理者についてですが、私、指定管理者の選考が決まった後、湯の鶴へ何度か足を運びました。地元の反応は、決まってよかったなと、みんなでやっぱり協力していかなといかんとだなというそのような声も聞いたし、また私自身がそういう体制が地元はできているということ私なりに理解をしていました。やはりこれが御破算になったということは、これはやっぱり一番ショックを受けているのは地元の人たちではないでしょうかね。地元の人たちは、今後どうなるんだろうかという心配、これが一番の地元の心配だというふうに私は思っています。今後どうなっていくんだろうか、またオープンはどうになるんだろうかということに関して、やっぱり一番大事なことは、地元の人たちの気持ちを大切にして、今後のオープンに向けての計画を早急に立てるべきだというふうに思います。

そこで質問します。この指定管理者の辞退届があった後、地元への説明というのはされたのかどうか、またその反応はどうだったのか。それともう1点、今後のことについて地元との協議はされたのかどうか、またその内容、その反応はどうだったのか、これを2回目の質問とします。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

厚地産業建設部長。

○産業建設部長（厚地昭仁君） 質問にお答えいたします。

まず1番目でございますけれども、川と親しむ、こういった補助金についてはどのような補助金を考えているのかというような質問が1番目ございました。この湯出川につきましては、所管が県となっております、県が河川管理者となっております。昨年来、この計画に基づきまして、具体的には芦北地域振興局の土木部でございますけれども、そこを話をしておりまして、地域振興局の土木のほうでも、こういったことができるのかということ今検討していただいております。そういった財源につきましても、その中で一緒に検討していただけるというふうに考えております。

続きまして、観光振興計画につきまして、地元の方が理解しているのか、また地元の実行委員会のメンバーは、またこれを理解しているのか、そういった御質問でございました。

まず、この計画を進めるに当たりまして、実行委員会をつくっておりますので、この実行委員会の第1回会合の際に、この観光振興計画書につきましては、説明をしております。この概要版につきましても配布をしております。そのもの自体は、部数の限りもありますので、そのものは配ってはいないんですけども、概要版について配布をしておりますので、おおむね理解はしていただけるのではないかとというふうに考えております。ただ、住民の方が皆さん、この内容を詳細

に理解されているのかということにつきましては、なかなか難しいのではないかと考えております。

現在、実行委員会のほうでは、湯の里村実行委員会会報、こういったものを定期的に出されてらっしゃいますので、こういったものを活用しながら、内容につきまして、今後、知っていただくようなことができないか、地元の実行委員会とあわせて検討させていただければというふうに考えております。

続きまして観光物産協会、これはどのようなかわりを持っているのかということでございます。これは実行委員会には、おおむね毎回参加していただいております。協議の内容等把握をしていただいております。具体的には、これがオープンいたしましたら、一緒に観光物産協会のほうでは、いろんな観光キャンペーン等も実施していただいておりますので、市と一緒にPRを実施していただきたいというふうに考えておるところでございます。

続きまして、今回の取り下げを受けて、地元には説明をしたのかと、またその反応はどうだったのかと、今後について地元との協議はされたのか、その内容はどうだったのかというような御質問でございました。実は、昨日の夜、地元の実行委員会の代表者会がありまして、開催していただきまして、今回の経緯あるいはその辞退された理由、そういったことにつきまして説明をいたしました。地元といたしましては、これまで大変期待していたと、こういうことになって大変残念であると、できるだけ早いオープンを期待するというようなことでございました。

今後、どういうふうにするかというようなことでございますが、実行委員会も、自治会長もその場にいらっしゃったんですけれども、今後どのような方が指定管理者として選ばれようとも、地元としては積極的な応援と協力をしていきたいというようなことで、しっかりやれというような声をいただいたところでございます。以上でございます。

○議長（真野頼隆君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 それでは、3回目の質問に入ります。

現在、地方が置かれている現状というのは、人口減少、また高齢化、それと経済力の低下、それと水俣も一緒なんですけれども、観光客の激減などですね、大変な時代に入っていると思っております。そのような中で、やっぱり水俣の活性化のために、湯の児・湯の鶴の観光振興、これは当市にとって大切な事業であるということは皆さんも共通の認識だというふうに思っております。これは国も県も観光振興には前向きで、これは水俣市としては本当に環境的には恵まれているのではないかなと思っております。

水俣病の特措法の救済の要望書というのも出てるんですね。これは平成22年5月1日、総理大臣のほうに、宮本市長とか市議会議長、県議、それから商工会議所会頭あたりが、元気なまちづくりに向けての地域振興を求める要望書、こういうのが出て、その中に地元の農林水産、また観

光振興などを積極的に推進してほしいと、こういう要望も出てきてます。

そういう中で水俣病の特措法、この中にも地域振興、これが明記をされているということだと私は認識しております。平成22年から平成29年までの第5次水俣市総合計画、これは水俣の大もとの計画ですね、これにもちゃんと、その観光振興というのは載ってます。それから、先ほども言いました第5次水俣・芦北地域振興計画、この中にも明記をされていると、それと湯の鶴観光振興計画、これが10年間の計画がつくられているという、こういういろんなつながりの中で湯の鶴振興計画は10年間進んでいくんですよというようなことだと思います。このことについて、私たち議員、また市の職員、また市民も共通の認識としてこれをやっていかないと、なかなかこういう計画はうまくいかないのではないかなというふうに思っております。

そこで質問したいと思いますけど、湯の鶴振興計画、こちらですね、これについて全職員の意識というのはどうなのか、やっぱり職員の意識というのも大事じゃないでしょうかね。ただ一部の人間がこれを知ってるだけじゃなく、それが一番肝心なことだと思っています。だから1点、全職員の意識はどうなのか、質問します。

それから、つるの家オープンについては、地元を中心に関係するところとやっぱり十分協議をして、早急にオープンできる環境、これをつくっていくべきだと思います。その環境をつくるべきと思いますが、どうなのか、1点質問します。

それから、川の空間整備の事業については、県のほうでいろいろ事業計画をされていくということなんですけど、やはり水俣市としても、県にただ頼るだけということではないと思いますけど、水俣市としても、いろんなことを要望していく部分があると思います。それで1点だけ、予算については県のほうでという話だったんですけど、私、インターネットを調べてみますと、国交省のホームページに、かわまちづくり支援制度というのが載ってました。こういう補助金というのもあるんじゃないかなと思いますので、これを検討するということもどうなのかなということも1点質問をしてみたいと思います。以上が質問です。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

厚地産業建設部長。

○産業建設部長（厚地昭仁君） まず、湯の鶴観光振興計画について、全職員の意識はどうかというような話でございました。これは担当課の職員一丸となって、まさに火のように頑張っておるところでございますが、全職員についてどうかということになりますと、正直、同じ形でみんな理解してるということはなかなか難しいんじゃないかというふうに思っております。それで、少しでも職員、この湯の鶴観光振興計画を理解していただいて、いろんな自分の仕事に活用しないいただきたいというふうに思っております。そのためにも、例えば庁内ネットワークに掲載するであるとか、いろんな会議で知っていただくとか、そういったことも今後引き続きやって

いきたいというふうに思っております。

続きまして、つるの家オープンについては、地元を中心にして関係するところと十分協議して早急にオープンできる環境をつくるべきだと思うがどうかというようなお話でございました。これは指定管理者が仮に選定されても、実際にオープンするまでは、さまざまないろんな許認可がありますとか、あるいは食材をどう調達するかとか、あるいは例えば皿なんかはどうするかとか、いろんな作業がいろいろあると思います。ここら辺については、相当な時間がかかるということが予想されると思いますけれども、こちらについては、積極的に行政としてもうまくいくように、いろんなところで支援して、できるだけ早いオープンにこぎつけたいというふうに思っております。

最後に、かわまちづくり支援制度でございます。こういった国交省あたり、いろんな補助制度が多数用意されております。その中のどのような制度を活用するのがいいのかというのがあると思いますので、ここら辺については、こういうかわまちづくり支援制度があるという話もいただきましたので、こういったものも県のほうへ情報提供しながら、いいような形で進めていければというふうに考えております。以上でございます。

○議長（真野頼隆君） 次に、自治会について答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 次に、自治会についてお答えします。

まず、水俣市自治会組織の振興等に関する規則のほかには条例等はあるのか、また規則の目的は何かとの御質問にお答えします。

初めに、水俣市自治会組織の振興等に関する規則の目的についてお答えいたします。

この規則は、第1条で自治会に対する水俣市の事務委託及び助成に関する事項を定めることにより、市政の円滑な推進、自治会の振興及び民主的な自治活動の推進に資することを目的として定めております。

この規則以外には自治会に関する条例はありませんが、規則に関連する要綱が3本あります。第1番目は、市民に対し行政事務の連絡等を図ることを目的とした水俣市行政事務委託に関する要綱、第2番目は、自治会活動の活性化を助成し、あわせて市政の円滑な運営を図ることを目的とした水俣市自治振興交付金交付要綱、第3番目は、自治会が主体となって考え行う地域を元気にする活動を推進するための水俣市がまだ自治会支援事業助成金交付要綱となっております。

次に、平成18年に区長制度から自治会制度に移行し、移行期間を入れて約6年になるが、現時点の自治会活動をどのように認識しているのかとの御質問にお答えします。

市内すべての自治会長が月に一度定例会という形で会合を開いており、その際に、行政からの

連絡事項だけでなく、勉強会の開催や各自治会活動のさまざまな情報交換も行われております。事務局として市も参加しており、特に昨年は自治会長の皆様と副市長との意見交換会も実施したところでございます。全体として見る限り、自治会活動は、おおむね良好かつ安定的に行われていると認識しております。今後も、定例会などを通し、自治会長の皆様と積極的な情報交換を行い、議論しながら、各自治会の振興や、よりよい自治会活動の推進のために、市としてできる限りの支援に努めてまいりたいと思います。

次に、高齢化が進む現状で自治会活動を維持していくのに、役員や協力員等のなり手がなく、困っている地区があると聞いたが、市として把握されているのかとの御質問にお答えいたします。

確かに各地域で高齢化が進む中、自治会活動を維持していくために、役員や当番の件など苦慮されている事情について、各自治会長からお聞きしているところです。本年もある地区で役員がなかなか決まらないという相談を受けて、地元の会議でお話をさせていただくなど、個別具体的な支援やアドバイスをさせていただいております。

自治会は、地域住民の方々の使命感や郷土愛により支えられているものです。その自主性や住民の意思を尊重しながら、市としても自治会長様及び地域の皆様との情報交換を行い、可能な限り支援をさせていただきたいと思います。

次に、水俣の活性化・まちづくりには自治会の協力が必要と思うがどうかとの御質問にお答えします。

議員御指摘のとおり、水俣の活性化・まちづくりには自治会の協力が必要であると認識しております。地域の課題や問題点、これからの地域づくりに関しては、各自治会とそこに住む住民の皆様が最もよく理解し把握されていることと思います。市としては、さきに触れました自治振興交付金や、がまだ自治会支援事業助成金を活用していただくことで、地域の身近な課題解決や地域づくりに対して自治会活動を支援するとともに、先月実施いたしました地域懇談会などを通じて、直接市民の皆様や自治会からの意見や要望をお聞きし、市政運営やまちづくり・地域の活性化に役立てていきたいと考えております。

自治会が活性化し、自治会活動が活発になることは、水俣市民の自治力が向上し、市の活性化やまちづくりに必ずつながっていくと思います。そのような認識のもと、自治会の振興や自治会活動の支援に今後も努めてまいります。

○議長（真野頼隆君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 2回目の質問をいたします。

私は今後の国のあり方として、これは地方主権、地方分権とも言いますが、これに進んでいくのは間違いないというふうな考え方を持っています。そのときに基礎になるのが、やっぱり住民に一番近い自治、その活動が基本になり、地方が成り立っていくのではないかなという思いを

しています。住民の考えで地域が成り立ち、地域の考えで市やまちが成り立っていく、そのような社会になる、そういう必要があるんじゃないかなというふうに思っています。そのようなことを考えると、水俣市の活性化あるいはまちづくりに自治会は欠かせない存在ではないのでしょうか。

そこで、水俣市自治会組織の振興等に関する規則について質問したいと思います。というのは、私が1回質問したやつはほとんどこれにかかわってくる分がありますので、この質問をしたいと思います。

まず、自治会組織の振興等に関する規則の第1条、これは答弁でも一応ありました。目的というのは、自治会に対する水俣市の事務委託及び助成に関する事項を定めることにより、市政の円滑な推進、自治会の振興及び民主的な自治会活動の推進に資することを目的とするということで、答弁でも言われましたとおりです。これを見ますと、行政と自治会の関係は、事務委託と地域振興交付金の助成金ということしかうたってありません。というのは、先ほど聞きましたように、ほかに条例はないということですので、まずこれが基本になるのかなということで、これは今申し上げたところです。

私の考えとしまして、基本的には、地域あるいは自治の問題については、当然自治会で解決すべきということは私自身もわかっています。しかし、現時点で自治力あるいは地域力等、これについては、地域の格差というのがあるのが現状じゃないでしょうか。地域の問題解決、これだけではなく、今後、福祉とかいろんな分の中で自治がどうあるべきかという問題が生じてくるという、そういうことになってくるんじゃないかなというふうに私は思っていますので、そのことに関しまして、行政はやはりいろんな部分の中で自治会にアドバイス等を行っていくと、そういう必要性があるのではないかなと思っています。

そこで1点質問なんですけど、自治会活動について、行政はどのようにかわり合っていくべきというふうに考えているのか、1点質問したいと思います。

それから、次に規則の第2条、定義について次のようになっています。自治会とは、別表に定める区域を単位として、その区域内の住民により組織される自治組織であるとうたっていますが、これは区、つまり1区、2区、3区、26区ですかね、あるんですけど、この中で自治会は1つですよということなのか、それとも地区、つまり町単位で自治会はつくれますよということなのか、別表に定める区域というのはどこを指すのか、これを質問したいと思います。

それから、第3条、委託についてなんですけど、これの第3項に、市政に対する住民の要望等を市に伝達することとなっています。そこで次の質問をしたいと思います。自治会として市への要望の現状というのはどうなっているのか、また要望等の提出は自治会長がみずから行っておられるのかどうか質問したいと思います。

次に、これは全体的な質問ということなんですけど、水俣市が置かれている現状、これは少子高齢化等が進んでいます。また、先ほども言いましたように、自主防災の強化とか福祉関係、いろんな行政の仕事を今から自治会、また住民含めてこれを乗り越えていかなければならないというような、そういう現状が目に見えてるんじゃないかなと思っています。

それで、現在の自治会のこのあり方でいいのかどうか。というのは、すべての自治会じゃありませんけど、自治会は、自分たちの地域の行事等に追われていて、水俣全体としての自治会としてどういうあり方でいいのかどうか、そういうことを少し検討すべきじゃないかということを思っています。一応それを2回目の質問とします。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） それでは、第2の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、自治会活動について、行政はどのようにかかわっていくべきであるか、自治会ごとの活動の差というものがあるようだけれどもというような御質問だったと思います。

議員が先ほどお話しになりましたように、私もやはりそれぞれの自治会が元気になって、それぞれの地区で元気になって、その元気が集まって水俣の元気につながっていくんだと、その一番基礎になる部分だろうということは、もうしっかり私も議員がおっしゃるとおりに認識をしているところでございます。自治会ごとに活動に対する考えというのはさまざまな考えがあろうかとそのように思っております。

したがって、各自治会のそれぞれの課題でありますとか、あるいは自治会長さんらの方針でありますとか、そういったものに対して誠意を持って対応していかなければならないと、一つ一つ対応していかなければならないと思っております。現在、月1回の定例会、それから代表者会あたりでいろんな情報交換等も行われているようでありますけれども、私自身も積極的にその中に参加させていただき、いろんな御意見をちょうだいしながら、一緒になって今後進めていかなければならない、今そのように思っているところでございます。

それから第2点でありますが、規則に定められた別表の区域とは何を指すかということでございますけれども、この区域につきましては、区と地区ということで2つに分けております。この場合は、さっきおっしゃったように、26区の区を意味しております。

それから、自治会としての市への要望の現状はどうなっているかということでございますけれども、また、あるとすれば、その要望の提出は自治会長からなのかということでございます。この件につきましては、要望事項は、この前も地区懇談会をさせていただきましたけれども、その中でもいろんな要望も上がってきておりますし、また、その都度多種多様な要望が市には上がってきております。また、要望書の提出ということにつきましては、自治会長が代表で要望される

こともありますし、また個人的にも、一部の地区あるいは組などからの要望も上がってきている
というような現状でございます。

それから、現在の自治会のあり方でいいのかということでございますけれども、今御指摘のと
おり、高齢化も非常に進んでおりますし、ある地区によりましては、自治会長さんがなかなか決
まらないというような状況もあります。非常にそういった意味では厳しい状況も迎えているとこ
ろだろうと思いますが、先ほどから申し上げておりますように、市政を運営していく中で、この
自治会の役割というのは非常に重要なものとして私もとらえておりますので、今後、私も自治会
等に出かけていって、そして自治会長さん方の御意見、今後の方向性、そういったものを議論し
てまいりたいと、そのように思っております。

○議長（真野頼隆君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 それでは、3回目の質問に入ります。

まず、区域ということについての答弁がありました。これは区で1つということの答弁で
オーケーなんですね。ということは、その区に1つであって、町とかそういう単位の中での自治
会はあり得ませんというような答弁でオーケーだということですね。

○市長（宮本勝彬君） いや、そうじゃないですね、今の御質問が規則に定められた別表の区域と
は何を指すかということでございますので、別表に定められた区域というのは区で、26区のこと
を指すんだということ。

○中村幸治君 済みません、ちょっと意味がわかりません。

区というのは、各区、というのは町の中ではつくれないということですね。

○市長（宮本勝彬君） いや、つくれないということではありません。

○中村幸治君 じゃあ、その町、地区の中でもつくれるということでオーケーなんですね。

○議長（真野頼隆君） 暫時休憩します。

午前10時33分 休憩

午前10時34分 開議

○議長（真野頼隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

中村幸治議員。

○中村幸治君 私の質問の中で、その区域は区ですよということで答弁をされたということは、そ
の答弁としましては、区に1つしかできないというような答弁だったと思います。ということ
は、私の地域、20区を例に挙げていいんですけど、20区は20区という区だから、これは1つ、そ
こでつくるんですよということですね。ということは、地区としての、桜井町とか昭和町とか山
手町という地区があるんですけど、ここには自治会は単位ではつくれないということで認識をし

ました。では、それはなぜできないのか、その理由をお聞かせ願いたいと思います。

それと、次に地区の要望についてですが、一応自治会長あたりが要望を上げているということを言われました。私は、この要望というのが一番地域力、地域のまとまり等に必要なことじゃないかなということを思っています。この要望の取り扱いによって地域力が増していくんじゃないかなと思います。というのは、地域のいろんな問題を地域で考えて、地域で市に要望する。それがもし要望がかなえられたら、自分たちでやったぞという達成感、それが生まれてくると。それと行政がそれにこたえてくれたという信頼関係、そういうのが出てきて、行政と自治会、これのきずなじゃないけど、お互いの協力関係が生まれてくるように思ってます。

実は私、議員になる前、大分前なんですけど、旧宮原町、現在は八代郡氷川町になってますけど、ここの視察にまちづくりの関係で行きました。そのときに旧宮原町は、地域の要望については、地区の、その地域の代表者以外の要望、それ以外の要望は受け付けませんというような強い姿勢でそのまちは臨まれてました。このことは、私は今でもそのことは頭に残ってるんです。

そこで質問します。地域の要望とは自治会が窓口となり市へ要望する、市の窓口は自治会以外の要望は受け付けない、こういう決まり、そういうものをつくってみるべきだと私は考えてますけど、そこについてどのような考えか、お聞かせ願いたいと思います。

それと、次に市と自治会のかかわりなんですけど、市長も自治会は大事だということを言われました。ということで、当市の担当部署、これは企画課地域戦略室になっていると思うんですが、この自治会の必要性、また市として今後のまちづくり等を考えると、担当者が1年ごとに異動するということでは、なかなか本当の自治会に対してのアドバイス関係等いろんなことができないんじゃないかなと思っています。その点をどう考えられるか。やはりじっくり腰を据えて担当は仕事をするべきじゃないかなと思いますけど、そのことについてお聞きをしたいと思います。

あと1点は、今後の自治会の課題ということなんですけど、これ、自治会単位での活動、先ほども言いましたように、役員がいなくて、いろんな問題、福祉関係とかいろんなことが今から自治会に係ってくると思います。それで、自治会単位の活動の限界、それとこれまでの行政サービス、これはいろんなサービスがふえてきています。この限界、こういうことを考えると、自治会や行政だけで課題を解決していくというのは、なかなか難しい現実が少し見えてきているのではないかなと思っております。

そこで、自治会あるいは地域活動、団体、PTA、NPO、ボランティア団体、企業等での自治会ということではなく、住民自治組織というようなことをつくるということも今後将来考える必要があるのではないかなと思います。その点を質問して3回目を終わりたいと思います。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず、第1点でございますけれども、地区単位での自治会をつくることはできないのかということでございますけれども、この点につきましては、よりやっぱり地区の住民の皆さん方の自主性を尊重するというような意味でも、地区単位で自治会をつくることは可能であるということです。ただ、いわゆるこれまでの単位地区といいますか、26区でやっておりましたその自治会の組織に行政事務委託料とかそういうものはやっておりますので、その辺のところも含めましていろんな課題があるんじゃないかなと、だからそういうものに対しては事前に相談をしていただきながら協議をして進めていくことになるんじゃないかなと、そのように思います。

それから、次に地域の要望は自治会を窓口としたらどうかというような御質問だったと思いますけれども、それ以外の要望は受け付けられないように規則でもつくったらどうかというような御質問だったと思います。確かに行政事務を遂行する上では大変便利なことになるのではないかな、スムーズにいくようになるんじゃないかなと思いますけれども、市民の皆さん方、いろんな要望もございまして、要望はどなたでもできるような形をとっていくのがベストじゃないかなと私そのように思っておりますので、規則で要望窓口をつくるというのは困難ではないかなと、そのように思います。

それから、自治会担当職員は腰を据えて仕事をしたほうがいいんじゃないかということでございます。これはすべてのことに通じるんじゃないかなと思いますし、水俣市も環境首都ということで環境に対するいろんな方がお見えになります。そういった方に対して、環境の問題にいろんな質問があったとき、ぱっと答えられる。そういう職員を育てるためには、やっぱりその課に長く置くということも非常に大切なことだろうと思っておりますし、今おっしゃることも大切だと思いますけれども、職員にとりましては、職員の生涯の中で、やっぱり職場もかわるということも一つ大きな研修の一つの目的だと、私はそのようにとらえておりますので、その中で十分職員が対応できるように勉強していくことも一つの大切な方法かと思っております。

いずれにいたしましても、今、中村議員から御質問・御指摘を、あるいは御指導をいただきましたので、その方向は十分検討しながら、人事異動にも生かしていければなと思っております。

それから、自治会だけでなく、婦人会や、あるいはPTAあたりとの協力体制を持つ必要があるんじゃないかなというようにございまして、やはり婦人会あるいはPTA、それぞれ性質も違いますし、持ってる目的も違うんじゃないかなと思いますので、一緒にするというよりも、むしろ連携を、そして支え合いを強くしていくのがいいんじゃないかなと、そういうふうに思っております。

○議長（真野頼隆君） 以上で中村幸治議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時42分 休憩

午前10時52分 開議

○議長（真野頼隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、野中重男議員に許します。

（野中重男君登壇）

○野中重男君 こんにちは。

日本共産党の野中重男です。

将来の水俣市の進むべき方向を模索しながら、提言を交えて質問いたします。

野田首相は、大飯原発の再稼働を表明しました。首相は、福島を襲ったような地震・津波が襲っても、事故を防止できる対策と体制は整っていると断言しました。しかし、福島事故の原因は究明されておらず、また、政府みずからがとりあえずの対策として指示した30項目の安全対策、免震事務棟、フィルターつきベントなどが設置されるのは3年先です。さらに、大飯原発をどのような地震・津波が襲う危険があるのか解明もされていません。これで安全と言えるのでしょうか。

首相は電力不足や料金値上げは、国民の安心が脅かされていると言いました。しかし、これらの問題と原発再稼働は同列ではありません。生命、健康、財産の保護なくして、すべての人間の活動はありません。電力不足についても具体的根拠は何も示さず、日常生活や経済活動が混乱するというおどしの言葉ばかりでした。

8日の夜のテレビでは、安全なくして経済などあり得ない、関西ではこの夏15%不足すると言いが、関西電力と原子力保安院がなれ合って1年間も対策を講じてこなかったと報道していました。同じく、国会事故調査委員会の委員長は、総理のこの表明を受けて、世界の先進国では考えられないことが起きている。国民の信頼がメルトダウンしていると怒りをあらわにしていました。

政府の原発ゼロへの日本の政治決断が、節電対策も液化天然ガスの活用も再生可能エネルギーの普及も低エネルギー社会への転換も本腰を入れた取り組みになると思います。水俣は小さな地方都市ではありますが、水俣病を経験したまちです。水俣の目指す方向が将来の日本をつくるという気概を持って進むことに微力ながら私も参加したいと思います。

早速具体的な質問に入ります。

1、水俣病について。

①、市長は市長と語る地域懇談会を開催してこられたが、その中で出た質問や意見はどのようなものがあつたのか。

②、ことしになってからの特措法申請者の人数は、熊本・鹿児島両県でどれくらいか。

③、水俣市の転出者で昭和30年代の大まかな人数及び昭和40年代の転出者の数は何人か。

2、市長の脱原発をめざす首長会議への参加について。

①、市長は脱原発をめざす首長会議に参加されているが、この会の目的は何か。

②、この会では決議をされているが、その内容はどのようなものか。

3、再生可能エネルギーの導入推進について。

①、産業団地でのゼロカーボン事業を計画しているが、太陽光発電とバイオマス発電及び小水力発電の事業者はどのようなになるのか。

②、それらの電気を買い取り、産業団地に供給する法人の構想について。

③、太陽光、バイオマス、小水力発電の候補地はどこになるのか。

4、下水道浄化センターへの太陽光発電の設置について。

①、水道局は古城水源地に太陽光発電を設置したが、最近の月単位の売電金額は幾らか。

②、下水道浄化センターの1年間の電気料金は幾らか。

5、西南戦争関連資料の収集と保存について。

①水俣西南戦争史研究会が関係資料の発掘や調査を進め、講演会などもされている。市では、西南戦争に関する資料はどのように保存されているか。

②、この研究会では、今後さらに資料を収集し、古文書を解読して調査を進めたいとしている。補助金は出せないか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 野中議員の御質問に順次お答えします。

まず、水俣病について及び市長の脱原発をめざす首長会議への参加については私から、再生可能エネルギーの導入推進については副市長から、下水道浄化センターへの太陽光発電の設置については産業建設部長から、西南戦争関連資料の収集と保存については教育長から、それぞれお答えいたします。

水俣病に関する御質問のうち、市長は市長と語る地域懇談会を開催してこられたが、その中で出た質問や意見はどのようなものがあつたのかとの御質問にお答えします。

今回の地域懇談会では、水俣病救済対策特別措置法に基づく申請期限が7月31日でありますので、さらに周知・理解を図る必要があると判断しましたので、スライドにより申請の方法等の説明を行ったところであります。水俣病に関する地域懇談会での質問等は、水俣病救済対策特別措置法に基づく水俣市民の申請者数の状況、水俣市独自の申請を促すための対策、久木野地区など

の対象地域外の申請及び水俣湾埋立地水銀処理対策等に関するものがありました。

次に、ことしになってからの特措法申請者の人数は、熊本・鹿児島両県でどれくらいかとの御質問についてお答えします。

熊本・鹿児島県両県にお尋ねいたしましたところ、熊本県のことし1月から4月までの申請者数は、それぞれ335人、916人、971人、702人、鹿児島県は、それぞれ154人、397人、496人、385人で、両県の合計は1月分は489人、2月分は1,313人、3月分は1,467人、4月分は1,087人となっております。

次に、水俣市の転出者で昭和30年代の大まかな人数及び昭和40年代の転出者の数は何人かとの御質問にお答えします。

昭和30年代についての人口動態に関する統計資料を保存しておりませんので、転出者数についてはわかりませんが、国勢調査人口で申し上げますと、昭和30年国勢調査人口は4万6,233人で、昭和40年国勢調査人口は4万5,577人となっておりますので、10年間で656人の減少となっております。昭和40年代の人口動態における転出者数は、2万9,443人となっております。以上です。

○議長（真野頼隆君） 野中重男議員。

○野中重男君 2回目の質問に入ります。

地域懇談会での水俣病に関する寄せられた意見については御答弁いただきましたけれども、私が参加した21区公民館でも、久木野地区だとか山間部のところが特措法の紙では地域外となっていて、この辺の人たちはそれを見て、自分たちのところは地域外ではないかということで誤解されてた。しかし、その辺の人も申請していただければ県が聞き取りを行って、対象者であれば救済するというような市報が出たので、それはそれでよくわかったというような発言をされた方もいらっしゃいました。こういう水俣市独自の取り組みが、申請を進める上では一定役に立っているというふうに私はこの話を聞きながら思いました。

しかし、申請者が続いているというのは、今、1月から4月までの数で市長答弁ありましたけれども、1月から4月で合計の件数言われませんでしたけれど、今簡単に暗算しますと、4,500人くらいだと思います。5月は鹿児島県はまだ資料が出てなくて、きのうの熊日新聞によりますと、熊本県で888件ですので、鹿児島県もこの半分だとしても約1,500件弱、かなりの数が申請されてるという状況だと思います。

最近、水俣市内で神経内科医がいる医療機関等の情報を伺いますと、7月末までの間に診断書を書ける数がもう許容量を超えてるという話でありました。だからどうしてるかといいますと、7月末までには、とにかく申請書だけ出しといて、提出診断書は後で追送するという措置をとらざるを得ないという状況になってるというふうに聞きました。なお、二、三日前の新聞によりますと、熊本県は、追送する資料の期限はいつまでにするかのことを環境省と相談してると

ということですので、そうすると、7月末で締め切ることがいかに不当かということとをさらに重ねるということになるというふうに思っています。

それで、市外及び県外に出た人の数のことなんですけれども、30年代の数については、人口は656人減ってるという話を答弁されました。それで、実は、私も企画課で統計出してもらったんですけれども、昭和30年は久木野村と合併してないんだと思います。合併してない数が4万6,000幾らなんだろうというふうに私は理解しています。それを入れると、もうちょっと多くなると、3,000人くらい多くなる数だろうと思います。

それでもう一つ、資料をこういうふうに私は考えてみました。昭和30年の15歳未満の子どもの数は1万8,991人、約1万9,000人なんです。40年の15歳未満の子どもの数は約1万4,000人なんです。ここで5,000人少なくなってますよね。じゃあ、30年代は、この約10年間をつたって、どれくらいの子どもの生まれたんだろうかという、ほぼ40年代と変わらないだろうと、むしろ40年代よりも多かったんじゃないかということが推定されます。そうすると、人口も減ってるんですけれども、15歳未満の子どもの数が40年では減ってる。ということは、生まれる数は多いんだけど、15歳までの子どもが親御さんと一緒に社会的動態で、それこそ転居されたということが考えられないかというふうに私は思いました。

振り返ってみますと、昭和30年代というのは、東京オリンピックが30年代後半、それに向けて高度経済成長が始まりました。圧倒的な人たちが30年代になってから中学校を卒業する、あるいは高等学校を卒業してから都会に出られるという時代が続きました。また、チッソの争議も30年代の中盤から後半にかけてあったと聞いてますし、あるいは子会社への配転なども後半から40年代初めにあったんじゃないかというふうに聞いています。こういうのを考えますと、30年代も40年代とほぼ変わらない数の方が県外に出られたんじゃないか、あるいは市外に仕事等を求めて出られたんじゃないか、あるいはやむなく出られたんじゃないかということが考えられると思います。数字からするとですね。じゃあ、この人たちの対策をどうするのかということが次の課題なんだろうと思うんです。

転出者のほとんどの方たちは、そのときの話を聞きますと、お肉なんか今のようにとてもなかった。鶏肉にしろ、牛肉にしろ、豚肉にしろ、今のようにスーパーに行けば、それこそ店頭に並んでると、そんな時代ではなかったと、やっぱり魚介類がたんぱく質の主流であったという話を聞いています。

そこで、2回目の質問をしたいと思うんですけれども、転出者の方たちは、それこそ、この水俣周辺にいた人たちの状況を見て、裁判に入った人もいるでしょうし、95年の解決策に乗られた方もいらっしゃると思いますし、あるいはノーモア裁判に入られた方もいらっしゃると思うし、今回の特措法の申請をされた方もいらっしゃると思います。しかし、多くの方たちは、どういう

自覚症状が水俣病との関連の症状なのかもわからない。あるいはどういう手続を具体的にすればいいのかわからないというような状況に置かれてる人ではないのかというふうに私は思ってます。

それで、2回目の質問なんですけれども、市外等におられる方で、水俣出身者は今どれくらいの人が申請されてるというふうに把握されてるのでしょうか、これが第1点です。

第2点目は、これらの人たちには水俣病に見られる自覚症状の情報だとか、水俣市内でいうと山間部も含めてですね、すべて救済対象地域になるという、そういう情報が伝わっていると考えるかどうか。

以上2点について答弁をいただきたいと思います。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず、第1点でございますけれども、水俣出身者で、どれくらいの人が申請をしていると聞いているかということでございますけれども、この申請につきましては、申請時の添付書類であります住民票の住所で集計をされておりますので、水俣出身者が今どのくらい申請しているのかということは把握は困難と、そういうぐあいに伺っております。

それから、水俣病に見られる自覚症状の情報とか、あるいは市内山間部も含めてでございますけれども、救済対象になるというような情報は伝わっているのかという御質問でございますが、私も私なりに、そのことにつきましてはいろんな形で周知徹底を図るように努力をさせていただいているところでございます。この前も申し上げましたけれども、例えば関東水高会に行きましても、皆さん方にあいさつの中で、こういう状況だから手を挙げてほしいというようなこともお願いしております。また、今度関西の水高会もでございますけれども、そういった場を通じながら、できるだけ、7月31日まで限られた期間であります。救済されるべき方が本当に救済されるように、すべてが救済されるように、自覚症状なども含めまして、さらに徹底をしていただくように、国や県にも周知・広報に努めていただくように、これも申し上げていかなければならないと思っております。本市もできる限り広報に努めてまいりたいと、そのように思います。

○議長（真野頼隆君） 野中重男議員。

○野中重男君 住民票で追っかけることはできないというのも、それはおっしゃるとおりですね。添付書類では、住民票と戸籍謄本の附票を添付するようになっておるんですけれども、住民票では確かに追っかけられないと思います。住民票は現在住んでるところの住民票ですから、ただし、戸籍謄本の附票は、県外にいる人たちも水俣市役所からとらないと附票になりません、ここで生まれた方たちについては。附票で何年まで水俣にいた、何年からどこに行ったというのを追っかけるのがきれいにしてくる人と、あるいは公簿、公の記録を破棄しましたよという証明と両方あるんですけど、この両方を足すと、水俣の現在の市民と、ここから出ていった人の数が

追っかけられる可能性があると思います。これは今調べられてないでしょうから、質問しても数は出てこないと思いますので、そういう追っかけ方をするという方法もあるし、それで追っかけると、どれくらいの方が今申請されたかという数字はつかめる可能性もあると思います。

これ、数字だけですから、個人情報にはならないと思いますので、そこはちょっと検討してみたいかというふうに思います。

それから、3点目の質問に移りたいと思いますけれども、都会に出られた方で、最近こういう方に出会いました。28年生まれの水俣市の南部地域で生まれた方ですけれども、中学校を卒業して、しばらくの間水俣にいて都会に出たと、しかし、どの仕事をしてしても十分に仕事ができないし、もちろん安定した仕事につくこともできない。生活はその日暮らしの生活をせざるを得ないということで、何とか水俣にたどり着いた。心配したその人の家族から御相談がありまして、いろいろと話を聞く中で、家族みんなが水俣病の認定患者さんであり、あるいは95年の解決策の救済対象者であり、あるいは今回の特措法の救済対象者でした。

自覚症状を聞いてみますと、10項目とも全部当てはまる。だけれども、その方は都会にいるときは、水俣病のそういう自覚症状の情報だとか全く知ってませんでした。特措法があるということも知りませんでした。私は、その方に丁寧に説明して、もう無気力状態でしたけれども、申請しよう。生活再建のめどをつけようという話を御家族と一緒にしまして、申請して、この人は救済対象になりましたけれども、本当に定職につけた人は幸いなほうで、ほとんどの方たちが都会に出て、今60過ぎ、あるいは70過ぎになっていらっしゃる方が多いと思いますが、そういう方たちがいらっしゃるんじゃないかなというふうに思います。あるいは若い人では、まだ40代の方もいらっしゃると思います。こういう人たちに、いかに情報をきちっと伝えていくかどうかというのが本当に大切なということを改めて私は思いました。

それで、繰り返しになりますけれども、熊本県内にいるように、テレビでも新聞でも水俣病に関する情報はありませんし、口伝えで、お互いに情報を伝え合うという地域のコミュニケーションも都会ではありません。こういう人たちを本当にどうするのかというのが今、私は差し迫った問題としてなってるんじゃないかなと思っています。

それで、3回目の質問に入りますけれども、このように都会に出た人たち、数でいえば、市長は、先ほど2万9,000人近くとおっしゃいました。出ていかれた方は2万9,000人なんですよ。入った方もいらっしゃるから、増減すると、もうちょっと少なくなるんですけども、出ていった方でいうと、2万9,000人くらいある。そして、30年代も2万9,000人までとはいかないまでも、かなりの数が出ていかれたとなると、津奈木町の西川町長がおっしゃったこれとほぼ同じようになるんですよ。ことしの1月13日付の朝日新聞なんですけれども、「水俣病救済例外措置を」という記事が載っています。津奈木町でも、現在の町の人口、約5,200人よりも多い約6,000人の町

出身者が高度経済成長期の集団就職などで県外に移り住んでるというふうに言ったという記事があります。こういう人たちが戸籍謄本の附票も調べていただいて結構だと思うんですけども、今どれくらい申請されてるかという数もつかんだ上で、これはこの人たちを放置しておいていいんだろうかというところに思いをいたすわけです。

それで、質問としてお伺いします。このような人たちを残したままで、環境大臣は最終解決にするんだというふうに言ってるんですけども、私は最終解決にならないと思いますが、市長はどのようにお考えになるでしょうか。これが第1点であります。

第2点は、環境省は7月31日で特措法を締め切ると言ってるんですけども、この締め切りは撤回して、窓口は申請者がゼロになるまであけておくべきだということを市長として意見を言われたらどうでしょうか。以上2点について。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず第1点でございますが、都会など情報が非常に伝わりにくいと、そういった人たちを残したままで、大臣が言うように、それで解決につながるのかというような御質問だったと思います。

今、国や県も含めまして、全国的に周知の徹底を図っておられるところでございます。私も環境大臣ともいろいろ、水俣へおいでになったときに個人的にもお話をさせていただいておりますが、その中で、7月31日ですべてが解決だということは考えていないんだということを強くおっしゃっております。したがって、現時点では、まず、お一人の漏れもないように、精いっぱい努力をしてまいりたいと思っておりますし、さらに今後胎児性水俣病の患者さん方を初めとして、医療福祉あたりも含めて、また改めて意を強くして頑張っていかなければならないとそうように思っております。

それから、締め切りを撤回して窓口をゼロになるまであけておく必要があるんじゃないかということでございますけれども、今答弁いたしましたこととダブるかもしれませんが、健康に少しでも不安のある方は手を挙げていただいて、7月31日の時点で全くそういう方がないように、今後も引き続き努力をしてまいりたいと思っておりますし、また、その後、引き続き健康に不安のある方が出るということであれば、国にもそのことについてはしっかり物申していかなければならないと、そのように思っております。

○議長（真野頼隆君） 次に、市長の脱原発をめざす首長会議への参加について答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 次に、市長の脱原発をめざす首長会議への参加についての御質問にお答え

します。

まず、市長は脱原発をめざす首長会議に参加されているが、この会の目的は何かとの御質問にお答えします。

脱原発をめざす首長会議は、住民の生命・財産を守る首長の責務を自覚し、安全な社会を実現するため、原子力発電所をなくすことを目的としております。具体的には、新しい原発はつくりたくない、できるだけ早期に原発をゼロにするという方向性を目指し、多方面へ働きかけるとされております。

次に、この会では決議をされているが、その内容はどのようなものかとの御質問についてお答えいたします。

去る4月28日に開催されました設立総会には、私自身出席することができませんでしたが、当日は2つの決議がなされました。

まず1つ目が、大飯原発など原発再稼働について、地元自治体、住民の合意形成を求める決議であります。これは原発政策全体をどうするかとの視点に立ち、大飯原発などの原発再稼働については、拙速に陥らず、地元自治体・住民の合意形成を求めるものであります。2つ目が新しいエネルギー基本計画で、原発ゼロとなる決定を求める決議であります。これは、本年夏に制定される新しいエネルギー基本計画において、原発ゼロとなる決定を政府に求めていくものであります。

○議長（真野頼隆君） 野中重男議員。

○野中重男君 きんのうの答弁で、宮本市長にも静岡県の市長さんとか、あるいは茨城県の村長さんとかの働きかけがあって、これに参加したんだという御答弁がございました。それで、私もこの脱原発をめざす首長会議関係の資料をとってみました。いろんな方が呼びかけ人になっておられます。例えば福島原発の地元の南相馬市の桜井市長、あるいは三重県伊勢市の鈴木市長、静岡県下田市の石井市長、東京世田谷区の保坂区長、そしてきのう話がありました茨城県東海村の村上達也村長などが呼びかけ人になっておられるということで、そうそうたる方々が呼びかけ人になっていらっしゃるというふうに思いました。宮本市長もこの会議に参加されたわけで、私は市長の見識ある決断を高く評価したいというふうに思います。水俣市議会も2回にわたる決議を上げておりますので、議会と市長の外へ向った動きがこれで両輪になったなという思いをしております。

それで、この設立趣旨文があるんですけれども、読ませていただきました。私が感動したのは、自治体首長の第1の責任は、住民の生命・財産を守ることです。今回の福島第一原発事故で学んだことは、たとえ経済効果が期待されとしても、リスクの大きな政策は大きな犠牲を払う可能性の覚悟が要るということです。しかし、住民の犠牲の上に経済が優先されてはなりません。

ん。そして、子どもの生涯にわたって健康不安をもたらすようなものは決して取り扱ってはならないということです。なぜなら、子どもたちは私たちの未来であり、私たち大人は、自治体は、子どもたちの生存権を保障する義務があるからです。こういう趣旨でございました。非常に格調の高いものだというふうに思いました。

それで、幾つか質問しますけれども、この会の顧問、私は幅広い人たちがなっておられるというふうに思っておりますけれども、どのような人が就任されているかということを紹介していただきたいと思います。

2点目ですけれども、この会に参加された市長の思いを聞かせていただきたいというふうに思っています。以上2点です。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず第1点でございますけれども、この会の顧問にはどのような人が就任されているのかということでございますが、顧問には、前福島県知事の佐藤栄佐久氏、この方が顧問になっておられまして、その方を初めといたしまして、7つの政党から国会議員の方が7名就任されておりますので、合わせて8名の顧問がいらっしゃるということでございます。

それから、この会に参加された市長の思いということでございますけれども、先日も答弁の中で少し触れさせていただきましたが、水俣市は、やはり今、環境首都として命と、そして健康を基盤に据えたまちづくりを展開しているところでございます。本市といたしましても、持続可能な自然エネルギーへの転換や創出を図りながら、将来的には、やはり脱原発の社会を構築しなければならないのではないかと、そういう思いを持って参加させていただきました。

○議長（真野頼隆君） 野中重男議員。

○野中重男君 7つの政党から衆議院議員、参議院議員が顧問に就任されているというふうに聞きました。そういう意味では、地方議会はいろんな動きを独自にしていますけれども、首長においても、今動きが国会も巻き込んで始まったというふうに私は感じています。

2つ目の市長の思いについては、かねがねおっしゃったことの思いでこれに参加されたんだなというのがわかりました。

最後、質問ではありませんけれども、1つだけ紹介しておきます。

長野県に松本市というところがあります。私ども、去年に松本市の防災対策で勉強に、視察に行ったところですが、ここの市長さん、元信州大学医学部の外科の助教授だった方なんです。この方は、がんだとかの手術を、外科医ですから、内科的に治すんじゃなくて、がん細胞等ができれば、胃であれ大腸であれ甲状腺であれ、とにかく切って、それでがんの部分切除するという外科医師なんですけれども、この先生は、チェルノブイリに調査に行かれたんだそうです。

その市長さんは、爆発事故から5年目くらいから、子どもの甲状腺がんが急激にふえてる。自分も多くの手術をしてきたということをあちこちで講演会で今語っておられます。インターネットでは、その講演録もとれますので、興味のある方、読んでいただければいいんじゃないかなと思いますけれども、私たち、日本では水俣病の経験もありますし、世界にはチェルノブイリ事故の経験もありますので、去年は福島事故の経験もありました。原発問題では、これらの事象に謙虚にやっぱり学ぶことだというふうに私は思っています。私はそのように思いますけれども、市長においても、多分思いは先ほど御答弁のとおりだというふうに思いますので、今後とも力を尽くしていただきたいというふうに思います。

この問題はこれで終わります。

○議長（真野頼隆君） 次に、再生可能エネルギーの導入推進について答弁を求めます。

田上副市長。

（副市長 田上和俊君登壇）

○副市長（田上和俊君） 次に、再生可能エネルギーの導入推進についてお答えします。

まず、産業団地におけるゼロカーボン事業の計画で、太陽光発電とバイオマス発電及び小水力発電の事業者をどのようにするのかについてお答えします。

このゼロカーボン事業につきましては、3月の市議会定例会においてお答えさせていただきましたとおりでございますが、水俣産業団地に供給されている現在の電気や熱などのエネルギーを再生可能エネルギーで賄い、CO₂を発生させないようにしていこうというものでございます。

昨年からエネルギーと産業円卓会議において、市民と有識者などさまざまな方々から御意見や御提案をいただき、水俣の目指すエネルギーの活用について議論してまいりました。議員御指摘のこの事業を行う事業者につきましては、効率的かつ経済性に有益な方法による発電事業を行う地元事業者を選定すること、あるいは地元事業者・市民等の共同出資による発電事業を行う発電会社、通称SPCの設立などを検討することとしております。

この事業会社の構成につきましては、円卓会議の議論では、国などからの補助金を得ることを念頭に、特区制度の検討、事業者・市民による事業、市民発電所、市民ファンドなどを検討することとしておりますので、今後、あらゆる可能性について調査・検討していきたいと考えております。

次に、電気を買い取り、産業団地に供給する法人の構想についてお答えします。

発電事業者から電気を買い取り配電を受け持つ事業者のことを特定規模電気事業者、通称PPSといいます。この事業者は、電気事業法に定められた一定規模の電気に関して、需要と供給の差を常に数%以内に制御し、適正な需給管理等を行うものです。

今後、産業団地のような限られた範囲の中で電気を供給するという事業は各地で増加すると考

えられ、環境首都水俣がこの先駆けとしてゼロカーボン産業団地を創造するためには、このよう法人組織、事業会社の立ち上げが必要と考えられております。

しかしながら、電気を供給するとなると専門的かつ詳細な技術分野となり、慎重な検討が必要です。専門的な知識・技術を持つ企業などの協力が必要でございます。また、先ほども申しましたように、円卓会議において、市民参画の仕組みができないかという声もありましたので、その検討もあわせて行ってまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、今後大幅に改正されることが見込まれている新エネルギー利用促進等に関する特別措置法、通称新エネルギー法の動向に大きく左右されることとなりますので、国や県、地元業者、関係団体などとの協議を進めながら推進してまいりたいと考えております。

次に、太陽光、バイオマス、小水力発電の候補地はどこになるのかの御質問にお答えします。

現在、候補地につきましては随時検討しているところでございますが、太陽光発電につきましては、産業団地隣接地を初め、市内にある遊休地の調査を進めております。

バイオマス発電につきましては、産業団地内及び産業団地隣接地を考えております。

小水力発電につきましては、平成21年度に実施した小水力発電実現可能性調査により、7カ所の選定を行い、そのうちの1カ所である市役所前水路において実証調査を行ったところです。とりわけ、小水力発電につきましては、水利権などの問題もありますので、実施する候補地については、地元との十分な協議が必要でありますので、慎重に行ってまいりたいと考えております。

○議長（真野頼隆君） 野中重男議員。

○野中重男君 再生可能エネルギーを起こす事業者についてはという質問のところでは、今、答弁あったとおりでございますけれども、いろんなところで専門的な技術を持った市内のJNCの技術だとか、あるいはそのほかの市内の事業者の技術だとか蓄積だとか、あるいは市民も資本参加するだとか、水俣市も参加するだとか、こういうのを有機的に考えながら、これからも進めたいと思います。円卓会議で配られた資料でも、そういう構想が語られてますし、提示されてますので、この方向で進んでいただきたいというふうに思ってます。

それで、設置場所については、今、例えば水力発電については、地元の協議等があるんで、今、場所を言ってしまうと、いろいろと物議を醸し出すということもあって、それはそれで理解できますので、そこはもうそれで結構だと思います。

それで、幾つか質問しますけれども、1点目は、どの発電からまず始めるのかということ、そしてどのように広げていくのかというのをまず第1点。

それから第2点なんですけれども、太陽光発電については遊休地を探してるという話が今ありました。それで、遊休地でいえば、最近報道されているんですけれども、民家の屋根だとか、いろんなところの屋根を使って、場所を貸してもらって、市民発電所とするという構想もあちこち

で出てるようですから、こういうのも研究されるということで構想として持ったらいいんじゃないかなと思いますけれど、いかがでしょうか。

3点目は、JNCなんでしょうかチッソなんでしょうか、水力発電所を持っておられて、自家消費と九電などに売電されているというふうに聞いています。自家消費と売電の割合は、大体何対何くらいと、大まかで結構です。聞いておられるかを御答弁いただきたいと思います。以上3点。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

田上副市長。

○副市長（田上和俊君） 2回目の御質問にお答えしたいと思います。

まず、いろんな再生エネルギーの活用について、どの事業から始めるつもりかということでございますけど、まず、先行して行おうと思っておりますのがバイオマス発電でございます。これは、本年度、きのうも塩崎議員の御質問にお答えしましたけれども、既に株式会社JNCと一緒に研究していこうということで合意をいただいております。その後、太陽光発電とか小水力発電というふうな形で進めてまいりたいと思います。

また、2番目の質問でございますけれども、太陽光などの市民共同発電所は、民家の屋根を借りて設置し、そういう発電についても検討したらどうかという御質問でございますが、現在そういう先駆的な事業をされているところがあります。一定の規模の民家の屋根を借りながら発電事業を行うことも、円卓会議の中でもいろんな要望、意見もございますので、今後検討してまいりたいと思っております。

3つ目の御質問でございますけれども、チッソの水力発電の自家消費と売電の割合は幾らぐらいかということでございますけど、これはJNCさんが所有してる発電、水力発電所13カ所ということで、最大出力、たしか9万3,200キロワットアワーだと思いますが、それにつきましては、自家消費が3割で売電が7割と聞いております。ただ、水力発電につきましては、渇水時はかなり電力の供給が少なくなってくると思いますので、そのときには自家消費の割合が高くななると思います。以上でございます。

○議長（真野頼隆君） 野中重男議員。

○野中重男君 バイオ発電からという流れで徐々に広めていかれると思います。

それで、3点目の質問なんですけれども、円卓会議でも多分提案として出てるんじゃないかなと思いますし、私も以前ここでちょっと触れたことがあるんですけども、チッソの水力発電所で発電した電力、余剰電力については、九電にしか売れないというのが今、電気事業法で縛りがかかっているんだろうと思います。この縛りを取っ払う、電気事業法の改正そのものが一番いいのかもしれないけれども、いきなりその改正というふうにはいかないと思いますので、市内の、

それこそ産業団地でも使うし、あるいはほかの工場群でも使うし、公共施設でも使うし、民家で使える。そういう特区構想を、今ちょっと答弁の中で出ましたけれども、これを進めることで、それこそ水俣市内については、すべての電気エネルギーを再生可能エネルギーに賄っていると、そういうまちを構想していいのではないかなというふうに思うんです。

この特区構想について、どんどん進めるようにしたらどうかというふうに考えますけれども、これについてはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

田上副市長。

○副市長（田上和俊君） 水俣全体を特区によって再生エネルギー、可能エネルギーで賄っていくという、そういうことをどう考えるかということでございますけれども、現在、野中議員おっしゃったように、JNCから出た水力発電供給については、基本的には九電のほうに売って、その3割ぐらいを自家消費ということでされております。この電気事業法との関係で非常に厳しいということでございますけれども、特区ということについても、円卓会議の中で議論されておりますので、その可能性についても今後検討していきたいと思っております。ただ、今後、国のエネルギー政策もかなり変わってくると思えます。それと、特区に申請してもよろしいんですけれども、一定のやっぱり電気を供給するということがこの地域で可能かどうかという大きな問題がございますので、それも含めて今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（真野頼隆君） 次に、下水道浄化センターへの太陽光発電の設置について答弁を求めます。

厚地産業建設部長。

（産業建設部長 厚地昭仁君登壇）

○産業建設部長（厚地昭仁君） 次に、下水道浄化センターへの太陽光発電の設置について順次お答えします。

まず初めに、水道局は古城水源地に太陽光発電を設置したが、最近の月単位の売電金額は幾らかについてお答えします。

水道局では、ことし3月に環境省の補助を受け、総事業費約7,000万円で太陽光発電施設を設置しました。この第一水源地は、電気使用量の約90%を電気料金の安価な深夜電力で運転しています。昼間は太陽光発電を行いますが、電力に余裕がある状態ですので、九州電力に売電し、夜間は九州電力から電気を購入して設備を運転しています。

昼間の売電価格は、1キロワットアワー当たり40円、これに対し、夜間の購入電力は、1キロワットアワー当たり約7円です。このような状況で、月別の売電金額は、3月で37万8,000円、4月は42万7,000円です。一方、購入金額は、3月は43万2,000円、4月は42万3,000円であり、太陽光発電設備は天候に影響されるものの、第一水源地の電気料金程度の売電を行っています。

次に、下水道浄化センターの1年間の電気料金は幾らかについてお答えします。

平成21年度が約1,100万円、平成22年度が約1,080万円、平成23年度が約1,170万円となっております。

下水道浄化センターへの太陽光発電の設置につきましては、建設の際、補助金を使っておりますので、簡単ではありませんが、今後、設置費用の補助制度等、市の負担を減らす方法を見出し、自然エネルギーの活用ができないか、前向きに検討していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（真野頼隆君） 野中重男議員。

○野中重男君 この質問は、たまたま水道局にお伺いしまして、古城につけられたんだけれども、その効果はどうですかとお伺いしたところから始まりました。それで、今御答弁あったとおりで、晴れた日、雨の日、よく太陽光が発電できる日、いろいろと差はあるけれども、4月でいうと、それこそ、売った電力と購入した電力の金額はほぼ一緒というのを聞きまして、もう本当に驚きました。

それで、設置するときに7,000万円くらいの設備投資がかかって、半分くらいが国からの補助だったということで、あと半分がこちらの資金です、自己資金ですね。これでいうと、当初の計画よりも発電量が上回ってて、7年ちょっとで設備投資資金を全部取り返すというような計算もされていました。本当にこれは驚きでした。それで今回の質問につながっていったんですけれども、私は、その次に下水道課に行きまして、浄化センターの1年間の電気料金幾らですかと聞いたら、1,000万円を超えてるという概数をもらって、今回質問に入れたわけですがけれども、私は浄化センターでも敷地がそれなりに広くて、空き地があるように思うものですから、この1,000万円も1年間に電気料金払ってるのであれば、水道局に倣って、こういうところに設置したらどうか、太陽光発電を設置したらどうかというふうに考えました。

質問なんですけれども、浄化センターにも、担当課に聞きますと、設置を考えてもいいんじゃないかというような話を聞いています。それで、設置するとしたら、どれくらいの規模を今考えているのか、そこまでは伺ってませんので、質問でお尋ねしますけれども、これが第1点です。

それで2点目、今度、浄化センターに設置するものについても、どこの資本でやるのかよくわかりません。下水道の会計でやるのか、あるいは一般会計を使うのか、どこか外のお金を借りてくるのか、あるいはどこかの大手が進出して設置して、それを下水道のほうに売電するのか、どういう方法かよくわからないんですけれども、今、産業団地で構想を練っておりますよね。これにくっつけて、この発電したのも、先ほど副市長から答弁あったPPSのほうにつなぐとか、市民共同発電の事業全体がもっと規模が少しずつ広がっていくような、そういう構想が考えられないかなというふうに、よく勉強してるわけじゃありませんけれども、そういうのをちょっと考

えましたので、これ２点目でいかがでしょうか。

それから３点目ですけれども、太陽光発電では、ソフトバンクだとか三菱だとか、今メガソーラー発電をあちこちに計画しています。私は大手のこういうメガソーラー発電に、金出して、自分たちで設置してくれるからいいということじゃなくて、大手に依存してしまうと、全部系列化されるという危険があると思っています。ですから、地元の業者さんたちがいろんなところに参加する機会がどんどん狭まっていくように思います。

それで、地元の方たちが資金面でも参加するし、実際の設置工場だとかメンテナンスだとか、あるいはパネルの購入だとかを含めて参加できると、そういう構想を練っていく必要があるんじゃないかなというふうに思いますけれども、これについてはいかがでしょうか。以上３点です。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

厚地産業建設部長。

○産業建設部長（厚地昭仁君） 第２質問にお答えいたします。

まず最初に、浄化センターへの太陽光発電の発電規模はどれくらいかというような御質問でございました。これにつきましては、具体的な発電規模につきましては、これから検討していきたいと考えておりますので、現在のところ、これくらいというのはなかなかちょっとお答えができないというような状況でございます。

続きまして、第２質問でございました。今、産業団地で考えているゼロカーボン構想に乗せて進めることはできないかというような話でございました。この浄化センターにつきましては、用地取得や建設工事、こういったものは国からの補助で賄っておりまして、こういったことから、下水道事業以外の使用につきましてはできないということになっております。ですので、このゼロカーボン構想とは切り離して検討していかなければならないというようなことになるというふうに認識しております。

続きまして、太陽光発電において、大手に任せるんじゃなくて、地元の業者が参加できる仕組みが必要ではないかというようなお話でございました。今後、浄化槽センターの太陽光発電につきましては、地元業者でも対応は可能ということであれば、大手と同じようなことができるということであれば、市内業者の発注を検討する必要があるというふうに考えております。以上でございます。

○議長（真野頼隆君） 野中重男議員。

○野中重男君 今御答弁いただける範囲で御答弁いただいたと思います。確かに規模だとかはまだ検討段階に入っていないというのが今の到達点なんだろうというふうに思います。

それで、２番目の国の補助を受けていろんな整備してるんで、それ以外にお金使えないというのも、それは言われてみればそうだなというふうにちょっと思いました。

それで、3番目は地元の業者さんをぜひ使っていただきたいというふうに思います。もし、ここで、九電に払う電気料が1年間に1,000万円を超してるという答弁だったんですけども、これがぐっと下がるということになっていきますと、下水道料金を下げることで将来的には考えられるわけですから、こういう市民生活を守るところにも使っていただければというふうに思っています。

なお、ちょっと数字を紹介します。きのうの熊日新聞なんですけれども、2011年の再生可能エネルギーの投資額を国連環境計画、UNEPといいますが、発表したという記事が載っていました。昨年は全世界の合計が過去最高の20兆円になったと、日本の投資額と比べて中国は5.7倍、アメリカ5.3倍、ドイツ3.4倍、イタリア3.2倍、なお世界の昨年の再生可能エネルギーへの投資は原発30基分、爆発的に今進んでます。だから、こういう動きからすると、日本全体の動きは、環境省の補助だとか、いろんな補助があったとしても、まだまだ圧倒的に少ないというのが、こういう指標からも出てきておりますので、水俣については、先取りするという構えで進めていただきたいというふうに思ってます。以上でございます。

○議長（真野頼隆君） 次に、西南戦争関連資料の収集と保存について答弁を求めます。

葦浦教育長。

（教育長 葦浦博行君登壇）

○教育長（葦浦博行君） 次に、西南戦争関連資料の収集と保存についてお答えいたします。

まず、市では、西南戦争に関する資料はどのように保存されているかについての御質問にお答えいたします。

教育委員会では、歴史資料の保存場所としては、従来、公民館資料室、第一小学校空き教室などを使用しておりますが、水俣城跡などの近年の遺跡発掘調査の進展に伴い、石坂川生涯学習センターも使用しております。西南戦争に関する資料は、当時使用された銃弾・砲弾、薩軍が水俣に宿泊した際の名簿など数点あり、公民館資料室に保存をしております。

次に、水俣西南戦争史研究会に対し補助金が出せないかについてお答えいたします。

議員も御指摘のとおり、水俣西南戦争史研究会の活動は、住民が自治体に先んじて歴史研究と保存に取り組む事例として県内外から注目されるとともに、新しい資料を発見されるなど成果を上げておられます。

本市では、歴史研究や文化財保存についてさまざまな課題を抱えており、石飛遺跡や南福寺貝塚といった古くから知られた有名な遺跡においても、資料整備ができていないため、その価値を広く周知できていないのが現状です。研究会の活動は、その課題解決の一端を担っていただいていると認識しておりますし、歴史や文化の保存に対しての機運の醸成に寄与していただけると大いに期待をしております。

今後、研究会が出していただいた成果をどのように生かしていくか、研究会に対してどのようなお手伝いができるのか、補助金という形式が望ましいのかどうかを含め、今後検討してまいりたいと思います。

○議長（真野頼隆君） 野中重男議員。

○野中重男君 1 番目の資料保存については、そのとおりなんだろうと思いますけれども、答弁あったように、資料の発掘だとか何かについては、行政が手が回らないところを担ってもらってというのも教育長、そのとおりなんだろうと思います。

これからどういう援助ができるのかについては、よく相談しながら検討したいということです、それこそ役員の方たちでも結構ですし、話を聞いてもらって、共同で進めるという姿勢で取り組んでいただければというふうに思っています。

この間ですね、私もこの西南戦争への興味といいますか、僕の視点はこういうふうな視点を持っています。図書館にも西南戦争関係の資料はありますし、西郷隆盛に関する資料もあります。あるいは徳富蘇峰さんが書いた国民史というのにも書いてますし、新水俣市史にも久保田さんがその分を担当されたというふうに聞いてますけど、かなりのページを割いて書かれております。最近いろんな本がまた、鹿大とか熊大だとか、いろんな先生たちも書いて、蔵書されてるんですけども、この間の資料を見る限りでは、官軍がつくった資料をもとにつくられたのが圧倒的に多いというふうに思いました。

一方で水俣のその当時の基本的なのは圧倒的に農業された方たちが多かったわけですから、民衆の話は、一部が市史の中に久保田さんが紹介された中に入ってます。石牟礼道子さんが書かれた聞き書きの中にも深川とか大口だとか、あるいは天草の牛深、深海の人の話だとか、いろんな人たちの話が入ってるんですけども、少ない。水俣でいろんな人たちが、これに被害も遭われただろうし、かわられたんだろうと思うんですが、やっぱり圧倒的に少ないという印象を持ちました。

征韓論という論争があって、それをどういうふうに見るのか、あるいは西郷隆盛はなぜ明治政府を飛び出したのか、そして西南戦争に至るのか、この辺についてはいろんな本が出てるんですけども、地域によって見方がいろいろとあるんですよ。具体例を申し上げますと、私は25年くらい前にこういう経験したことがあります。鹿児島市内に行って、僕と同世代の友人たちと酒飲みながら、こういう議論したことがあるんですよ。

西郷は、江戸幕府を崩壊させるという意味では大変重要な役割をしたと、しかし大久保は新しい国家像をつくる上で、その功績は大きい。むしろ西郷よりも大きいんじゃないかと言ったら、総スカン食いましたね、鹿児島県人の人たちは、西郷は金で大久保は銀なんだそうですよ。西郷さんをくさしたら絶対いかんというのが鹿児島県内の雰囲気だそうで、初めてこれ経験したこと

なんです。いずれにしても、西南戦争全体をどう見るかだとか、あるいは西郷の蜂起を、彼が明治の新しい10年くらいまでの間に、天皇を中心とした三条実美だとか、岩倉具視だとか、大久保だとか、この辺が中心にした有司専制の体制をしくというのは、もう歴史的な事実なんです。この中で西郷たちが置かれた位置はどの位置にあったのか、そしてその不満がどういうふうに征韓論に結びついていったのかと、いろんな見方があるんだろうと思います。

学会でも論争になってるところで意見の違いがあるところなんですけれども、これはだれかが決めつけてこうだというふうに言えないと思いますので、水俣で、それこそ西南戦争、これから取り組もうと、資料を集めようと思ってらっしゃる方たちが、いろんなところで資料に触れられて、資料を読まれて、これから研究されることなんではないかなというふうに思ってますが、1つだけ、こういうのがありました。

明治10年の話なんですけれども、水俣の民衆にとっては、細川の殿さんがいなくなったと、公式には士農工商、えた・ひにんという身分制度がなくなった。住居の移動だとか職業選択の自由もできた。新しい天皇を中心とする政府もできて、西郷さんの戦いが始まった。最後の内戦が水俣の民衆にどう映ったのかということなんです、そういう時代背景の中で。深川のある長老ですけどね、こういうふうにおっしゃってるのがあるんです。

最近読んだ本の中にあるんですけど、「侍どもは死なんでもよかときも、しゃちこぼって死ぬもんじゃが、百姓は危なかつたところには決して行かんで、保つるもん」。何ともたくましいというか、こういう見方もあるのかということで私これ読んだんですけれども、水俣の民衆から見て、この戦争はどう映ったのかという面での解明をぜひ西南史研究会の方々にもやっていただければなと私は期待も持っています。それは研究会の方が自分で判断されることですから、これから進むんだろうと思うんですけれども、いずれにしましても、こういうのが一步一步、歴史資料が掘り起こされることが大切なんじゃないかなと思います。

それで、答弁あったんですけれども、教育委員会でも人を増員してこういうのを充てるというのが大切なことだろうと思うんですが、簡単にはいかないことだと思います。当面はどういう援助が行政としてできるのかということを検討していただいて、将来的には歴史資料館をつくると、水俣城の発掘も精力的にやっていただけてますから、それこそ2万年近く前からある石器類から水俣の歴史をきちっと振り返られる。そして今に先人たちの生きてきたさまがわかるような、そういうような資料館をつくるということも展望を含めて、この研究史、西南戦争史研究会の活動についても御援助いただきたいというふうに考えています。

私はそのように思ってるんですけれども、教育長はいかがでしょうか、どのように考えられますか。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

残り時間が少ないですので、答弁は簡潔にお願いします。

葦浦教育長。

○教育長（葦浦博行君） 今、いろんな示唆に富んだ話をいただきまして、ありがとうございます。本当に西南戦争史研究会の自主的な活動には敬意を表したいというふうに思っておりますし、ただ、西南戦争が終わりまして135年ということでございますので、塹壕跡の発掘あるいは敗走したその経路あるいは資料等の読み解き等々がまだ実は緒についたばかりというふうに聞いておりますので、そのための多くの時間、労力が必要かなというふうに思っております。

いつの時点かでは、市とその研究会が一緒に取り組んでいけるようなになればいいなというふうには思っておりますし、それから、歴史民俗資料館の建設については、今は全く手つかずの状態なんですけれども、その構想に至るまでのプロセスというのが実は2つあるというふうに思っております。

1つは、現に保管している遺物というのがございまして、その把握・調査というのを確実にやるということ。それから水俣の文化財保護の観点とその歴史認識、先ほど民衆史の話ありましたけれども、そういうことも含めて、西南戦争等をどうするか、どう扱うか。あるいはそれへ影響を与えた人物をどう扱うかというようなことも含めて資料館のイメージあるいはテーマ、それからシナリオ選びというふうにしたいと思っております。まずは、そういう構想づくりからというふうに考えております。

○議長（真野頼隆君） 以上で野中重男議員の質問は終わりました。

この際、昼食のため午後1時30分まで休憩します。

午後0時08分 休憩

午後1時29分 開議

○議長（真野頼隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、大川末長議員に許します。

（大川末長君登壇）

○大川末長君 こんにちは。

創水会の大川でございます。

通告に従いまして、早速質問に入りたいと思います。

まず、1番目に行財政改革について。

活力ある地域社会を形成し社会福祉の増進を図るためには、国や県の行財政改革とあわせて、本市の既存の組織、制度、施策を思い切って見直し、簡素で効率的な行政を実現することが地方行政の当面する重要な課題である。本市においても、これまで行財政改革には鋭意取り組んでこ

られたとは思いますが、これまでの取り組みと成果がどのようなになっているのかということで次の質問をします。

①、これまでの財政健全化計画への取り組みと具体的な成果はどうなっているのか。

②、これまで4次にわたる行財政改革大綱への取り組みと具体的な成果はどうなっているのか。

2、環境首都水俣創造事業について。

この事業は、産業振興、地域振興につなげる新たな取り組みとして着手するものと聞いている。環境の分野にとどまらず、産業経済分野とも連動して、環境をキーワードにした地域の再生、振興という新たな地域経営モデルの構築を目指すというもので、10事業に総額1億2,500万円が計上されたプロジェクトであり、財政課では、今年度当初予算の目玉と豪語していることから、その成果には大いに期待しているところであります。

そこで、質問します。それぞれの事業の進捗状況はどうなっているか。

3、湯の鶴観光物産館について。

私は、昨年12月の第6回定例会で湯の鶴観光振興について質問をしています。その中で、物産館に湯の鶴観光振興総予算1億8,000万円の約60%、1億500万円がつぎ込まれていることに驚き、あれほど豪華になった経緯を聞くとともに、これが真の収穫源になり得るのかという疑問などを挙げております。また厚地部長は、費用対効果の尺度は観光客の入込み数や宿泊数だと言っているが、その目標設定について尋ねると、難しくできない、どこの行政でもやっていると答弁されている。目標設定もできなくて、これだけ多くの予算をつぎ込むとはとんでもない話で、費用対効果以前の話ではないか。物産館そのものの運営にしても指定管理者の応募者がなく、スタートからつまづいた。これも目標設定もなく、予算に任せて、はい、いい建物ができました。どなたか指定管理者になりませんかという進め方ではなかったのでしょうか。指定管理者を目指される事業者は、最終的には採算がとれないというのが応募されなかった大きな要因ではないかと思います。

そこで、次の質問をします。

①、当初の管理運営の方針と方向性はどのようなものであったのか。

②、今後の運営の見通しをどう考えているか。

4、外郭団体について。

この件については、3月の第1回定例会でも一般質問に取り上げております。なぜ、これにこだわるのか、これは第1の質問、行財政改革にも関連してくるからであります。本市の外郭団体には、株式会社・公社などあるが、この外郭団体は公共性を持った企業・団体でありながら、法制上は議会や住民の監視、住民参加の道が閉ざされております。この団体は、初めから行政主導型で発足したことから、依然として親方日の丸意識が強く、既得権化している。私は、この件に

関する質問は3回目であるが、うまくすり抜けられているというか、既得権に阻まれているというか、改革に着手しようとする気配さえ感じません。

例えば振興公社は、平成元年に市が設置する公の施設の管理を目的として設立された財団法人ということであり、多くの事業を請け負っているが、設立当初は現在のような指定管理者制度ではなく、体育施設、武道館などの管理をこういうところへ管理委託することは画期的であったかもしれないが、時代とともに新しい制度もできているのに、既得権意識を脱し切れないでいる。

そこで、次の質問をします。

①、水俣市振興公社のあり方を見直す考えはないか。

②、水俣市振興公社の事業内容を見直す考えはないか。

5、東部地域特別養護老人ホーム建設について。

これも3月の第1回定例会で質問をしております。最初に、旧石坂川小学校跡地を売却することについて、面積、金額を聞いたのに対し、面積ははっきりしないが、5,000平方メートルぐらいになるかなということと、金額も鑑定に出しているから、しばらく待ってほしいとの答弁のまま、両方とも確たる返事をもらっていない。返事をもらえるのかなというふうには思っております。

そして、ここは県が急傾斜崩壊危険箇所、地すべり危険箇所、土石流渓流危険箇所に指定しているのではないかと質問に、急傾斜の指定だけと答えられているが間違いはないか。

また提出書類については、12月20日までに事前協議書の受け付け期限であったはずである。一応3業者が応募されて、12月20日の期限までに事前協議書は提出されているが、ある1社は1月25日のプレゼンテーション当日にそっくり提出書類を差しかえており、そしてこの書類に添ってプレゼンをされた。しかもその書類は別の1社が提出された書類と全くと言っていいほど同等なものであった。これは12月20日提出締め切り後、何らかの形で再提出された業者へ情報が流れ、差しかえに至ったとしか考えられません。

そこで、次の質問をします。

①、場所選定については適地であったと考えているか。

②、業者選定に当たっては、行政が影響を及ぼした事実はないか。

以上で本壇からの質問を終わります。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 大川議員の御質問に順次お答えします。

まず、行財政改革については総務企画部長から、環境首都水俣創造事業については副市長か

ら、湯の鶴観光物産館については産業建設部長から、外郭団体については総務企画部長から、東部地域特別養護老人ホーム建設については私から、それぞれお答えいたします。

○議長（真野頼隆君） 行財政改革について答弁を求めます。

本山総務企画部長。

（総務企画部長 本山祐二君登壇）

○総務企画部長（本山祐二君） 行財政改革について、これまでの財政健全化計画への取り組みと具体的成果についてどうなっているかとの御質問にお答えいたします。

平成の初めごろに約100億円前後であった本市の一般会計予算規模は、バブル崩壊後の地域経済対策等によって大きく増加し、平成10年度以降は140億円を超えるまでに増加していました。そのような中、平成14年6月に閣議決定された骨太の方針2002において、国は、いわゆる三位一体の改革を打ち出し、財政再建路線へと大きくかじを切りました。

本市の歳入の4割を占める地方交付税制度の見直しをはじめ、国庫補助金・負担金についても税源移譲も含めた再編を行うという大きな変革に対し、本市では、平成15年度に水俣市財政健全化計画を策定し、予算規模、歳出削減額などについて数値目標を掲げ、16年度から18年度を集中取り組み期間とし、持続可能な財政運営の確立に向けて徹底的な見直しを図ったところです。

具体的には、職員数削減のほか、管理職手当と三役報酬の削減、審議会などの統廃合、市長交際費の削減、施設管理手法の見直し、事務の簡素・合理化による物件費などの経費削減、負担金・補助金の削減など徹底した歳出抑制のほか、行政と市民との役割分担を見直し、自治会など、地域に対する支援の総合化などを図りました。また、病院事業、水道事業、公共下水道事業などの企業会計においては、独立採算制を重視した取り組みをさらに推進するとともに、国民健康保険、介護保険の特別会計などにおいても、一般会計からの繰出金の縮減に努めてまいりました。

一方、歳入については、使用料・手数料などについて受益に応じた負担の見直しを行い、市税も含めた徴収事務の適正化を図りつつ、遊休資産の活用などにより財源確保に努めました。

これらの取り組みの結果、集中取り組み期間の歳出削減目標については、平成17年度までにおおむね達成することができ、平成19年度の当初予算規模は約123億5,000万円まで縮小を見ました。その後も、この水俣市財政健全化計画を基礎として、第3次、第4次の水俣市行財政改革大綱のほか、公的資金補償金免除繰り上げ償還に係る財政健全化計画などに基づいて、引き続き財政健全化に取り組んできました。

しかしながら、平成20年の、いわゆるリーマン・ショックに続く世界的経済危機に対して政府が実施した大規模な緊急経済対策のほか、政権交代に伴う新たな施策、少子高齢化対策や景気の低迷に伴う社会福祉事業費の増大などにより、21年度以降、本市の予算規模は再び増加に転じ、24年度当初予算総額は、再び140億円を超えるに至っております。

この間、有利な財源を活用して学校施設の耐震化を集中的に推進し、内閣府の環境モデル都市選定を背景に、エコハウス整備事業、水俣一中エコ改修事業を実施し、環境首都まちづくりに係る新たな事業を推進してきたほか、二度にわたる地域振興券の発行など、地域経済の活性化にも積極的に取り組んできました。その結果として、これまで減少傾向にあった地方債残高が22年度から増加に転じるなど、将来に向け懸念される材料もございますが、その一方で、平成15年度と22年度の性質別の歳出決算額を比較してみますと、人件費で約6億5,000万円、公債費で約6億1,000万円、物件費で約9,000万円の減少となっており、これらは、これまでの財政健全化への取り組みの成果ではないかと考えております。また、22年度には、財政健全化計画の目標としてきた財政調整基金残高について、一般に望ましい水準とされる標準財政規模の20%、約16億円以上を確保することができております。

今後とも、限られた財源を有効に活用し、最大の効果を得るよう努めながら、再び行財政改革、財政健全化の原点に立ち返り、持続可能な財政運営の確立に向けて、さらに取り組みを継続してまいりたいと考えております。

次に、これまで4次にわたる行財政改革大綱への取り組みと具体的成果はどうなっているかについてお答えします。

本市におきましては、これまで平成7年、平成11年、平成16年に、1次から3次にわたる行財政改革大綱を策定し、組織・機構の簡素合理化、事務・事業の見直し、職員の定員管理と給与の適正化、財政の健全化などに取り組んでまいりました。

現在は、平成21年度から25年度までを計画期間とする第4次行財政改革大綱に基づき、時代の状況を的確に把握し、経営意識と危機意識を持って業務に当たることで、多様化する市民ニーズへの対応、質の高いサービスの提供に努めながら、限りある財源を最大限有効に活用し、効果的な行財政運営を目指しているところです。

今次の行財政改革では、意識改革、行政改革、財政改革の3つの大項目を掲げ、その中で、職員提案制度、業務における目標設定と管理、職員の地域貢献、組織のスリム化、自主財源の確保に向けた取り組みなど、63の実施項目に取り組んでおります。これらの進捗状況を把握し、計画期間内での目標達成を図っていくために、毎年度、各課での実施状況調査をいたしております。

先般、平成23年度のデータが出そろったところですが、数値目標を達成できた項目は5、前年度よりも数値目標が上昇した項目は38、前年度並みの項目は12、数値が落ちた項目は8となっております。5年間の計画期間の後半に入ってきましたので、目標の達成に向けて、さらに強力に進めてまいりたいと考えております。

具体的成果については、組織機構の見直しとして、昨年度は、環境モデル都市推進課内の環境企画室と環境モデル都市推進係の統合、簡易水道統合推進室の新設、企画課の1室2係を2室

へ、福祉課の4係を2室へ集約しました。今年度は、税務課内の地籍調査推進室の廃止、農林水産振興課長の農業委員会事務局長兼務、全国豊かな海づくり大会推進室の設置、企業支援センターの開設を行っております。さらに、下水道事業特別会計の企業会計への移行に着手するとし、平成26年度までに下水道課と水道局の統合を目指しております。

また、職員の意識の変革としまして、自主研究グループによる柔軟な発想と積極的な活動による地域貢献が挙げられます。これまで市が主催する会議において、リユース瓶で水俣のおいしい水道水を提供したり、市民共同利用システムの自転車の前かごに市内産の木材プレートを設置するなどのアイデアが出され、実践されてきました。

最近では、20代から30代の若手職員を中心とするグループが、昨年5月からことしの1月にかけて、毎月1回、図書館でフリーマーケット、ひよっこりマーケットを企画・運営し、先日、その活動報告があったところです。勤務時間外に地元素材を用いたオリジナル菓子の販売や、子ども向けの縁日を開催し、その収益を東日本大震災の義援金などに寄附いたしております。このように、みずから主体的に考え、実行しようとする意欲のある職員が育ってきつつあるものと感じております。

また、今年度採用した職員については、初めて社会人枠を設け、通算3年以上の民間での勤務経験がある者を3人採用いたしております。これまでの経験を生かし、即戦力としての活躍を期待しているところです。

財政改革の分野につきましては、さきに述べたとおりですが、このように行財政改革を推進する中で多くの成果があったものと考えております。

○議長（真野頼隆君） 大川末長議員。

○大川末長君 2回目の質問をします。

確かにこれまで財政健全化計画あるいは行財政改革大綱に基づいて、住民サービスの向上のため、多くの実績を上げておられます。ここについては、指摘する部分も多々ございますけれども、総じて評価できるんじゃないかというふうに思っております。しかし、これらに満足することなく、さらに市民サービスを向上し、効率的・能率的な方策はないかと、たゆまず検討を進めるべきです。

改革・改善は一度やったら当分の間やらなくていいというものではなく、永遠のテーマとして常時心がけて取り組む必要があります。中身についても、単に経費、職員削減にとどまるものでなく、なお一層の住民サービスの向上を目指した住民のニーズ、行政効果・効率化、適性、適応性など多方面から見直して、市民が満足を得られるものでなければならないと思います。

近年は財政難の中において、住民のニーズ、価値観は多様化して、行政環境が著しく変化して、これらに対応するため、効率的な組織体制づくり、職員の活力をいかに活性化するか。ま

た、個々の職員の持つ能力、適性、個性を組織体の中でどう活用するか。職員を適材適所に配置して能力開発を進め、やる気のある職員が意欲を失わないよう、士気を高める人事管理で、職員の行財政改革に対する意識を向上させ、たゆまぬ改革を目指すべきと考えるが、市長の考えはどうか。

それと、今年度の所信表明では、行財政に対する市長の意気込みが感じられませんでした。職員の意識もさることながら、トップの意識はさらに大事だと思います。市長の行政改革に対する意気込みをお聞きしたいと思います。以上です。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） じゃあ、お答えをさせていただきたいと思います。私の行財政改革に関する意気込みといたしますか、今後どのような気持ちで取り組んでいくのかというような御質問だったと思います。

今、議員のほうがおっしゃいましたように、これは一つの永遠のテーマというような言葉を今言われましたので、そのことを私もしっかり受けとめながら、職員と一緒に頑張っていかなければならないと思っていますところでございます。

今後いろいろ、課長会等もございますし、課長会あるいはそういったものを通して、職員の士気を高める、それぞれの課においても朝礼等も展開しておりますので、私自身が厳しい姿勢で今後も臨んでまいりたいと思います。

○議長（真野頼隆君） 次に、環境首都水俣創造事業について答弁を求めます。

田上副市長。

（副市長 田上和俊君登壇）

○副市長（田上和俊君） 次に、環境首都水俣創造事業について、それぞれの事業の進捗状況はどのようなになっているのかとの御質問にお答えいたします。

環境首都水俣創造事業は、環境省、県からの補助金を活用して実施しており、大きく3つの事業に分類されております。まず1つ目がゼロカーボン産業団地創出等事業、2つ目が低炭素型観光推進事業、3つ目が公共空間整備事業となっております。

それぞれの事業の内容及び進捗状況ですが、ゼロカーボン産業団地創造事業につきましては、水俣産業団地において、無機質系のバイオマス発電所を設置し、発電した電力を水俣産業団地内の企業に供給しようとするものでございます。現在、この発電施設の建設及び燃料となる木材等バイオマス燃料の調達方法のほか、事業実施に必要な調査を行うための準備を進めているところです。

次に、スマートコミュニティの構築事業については、現在、各家庭や企業におけるエネルギー

の使用状況の見える化を行い、把握をするため、スマートメーターの設置を検討しているところです。また、地域ごとの再生可能エネルギーの導入に向けた可能性を調査するために、以前作成している地域資源マップを拡充し、エネルギーマップとして活用できるよう、市民と一緒に調査を行いたいと考えております

次に、高等教育・研究機関の設置等の可能性について検討する環境大学の検討事業につきましては、水俣市民、大学の先生などを交えた環境大学・環境学習円卓会議で検討を進め、複数の大学院が連携する連携大学院を目標として、その実現に向けて具体的な施策を積み重ねていくこととなっております。

今年度は水俣をフィールドとした研究活動の誘致などのため、大学の先生や研究者へのヒアリング、水俣の研究素材や地域資源の整理・体系化などを行っていくとともに、本取り組みを幅広く発信するため、関東圏の大学教授や研究者を対象にしたシンポジウムの実施を計画しております。あわせて事業の推進に当たり、熊本県との意見交換も行っているところでございます。また、次年度以降、大学の夏期休暇中に水俣での集中講義実施の検討を進めております。

次に、環境金融商品開発及び地域企業連携事業の進捗状況ですが、環境金融商品開発については、環境定期預金、環境格付融資の商品開発について、現在、金融機関、信用保証協会など関係機関との協議を始めたところであり、また、地域企業連携事業については、地場企業数社を訪問してヒアリングを行ったところであり、今後、ヒアリングでの意見や課題、要望などを踏まえ、地場企業相互のマッチングや連携施策等を検討してまいります。また、地場企業の持っている強みや事業内容等を紹介するデータベース作成についても現在準備しているところです。

次に、商店街魅力向上事業については、商店街の魅力を発信するための情報誌作成と、みなくるバスに乗って市内を訪れる方々を商店街へ呼ぶ込むためのエコポイントシステム導入実証実験を行います。現在は事業をより効果的に実施するため、関係機関、フラワースタンプ事業部、産交バス水俣営業所との事前協議を行っているところです。

次に、環境に配慮した安全・安心な食と農の確立事業につきましては、本事業は、環境に配慮した安全・安心な食と農の確立を目的としており、環境と健康にこだわった農林水産物や加工品につきましては、①、環境や健康にこだわった新商品の開発、②、インターネットによる販売の確立、③、首都圏におけるPR活動を実施する計画です。

進捗状況につきましては、環境に配慮した農業への取り組み状況など、農業者に対してのアンケート調査の準備、事業を進めるに当たって、農業者からの意見等を集約するための会議の開催準備などを行っております。

次に、水銀条約外交会議を踏まえた情報発信事業について、来年度水俣市で実施予定の全国豊かな海づくり大会及び水銀条約外交会議で参加者に、よみがえった水俣の海の写真集を配布予定

であり、その写真集作成に向け、現在、写真家と協議を行っているところです。

2つ目の事業である低炭素型観光推進事業のうち、低炭素着地型観光商品開発事業については、観光商品開発に向け、旅行業者等との意見交換を行っているところです。

最後に、公共空間整備事業である地域交流拠点施設整備構想策定・基本設計作成事業については、湯の鶴温泉センター及び周辺地域の整備の構想策定及び基本設計作成の準備作業を行っているところです。

○議長（真野頼隆君） 大川末長議員。

○大川末長君 2回目の質問をします。

それぞれの事業については、ただいま詳細な説明をしていただきました。ただ、一度に多岐にわたる事業展開で、役所じゅうが振り回されてしまうんじゃないかという余計な心配をしているところでございますけれども、所管部署はその目的をしかと認識して取り組んでいただきたいというふうに思います。

中でも私は、ゼロカーボン産業団地への創造に関心があり、注目をしております。干ばつ材などを燃料にした発電システムということですが、これは気の早い質問になるかもしれませんが、燃料としての干ばつ材の量を年間どのくらい見込んでいるのか。

2つ目に、その調達範囲を、地域ですね、それをどう考えているのか。あるいは調達の経費はどのくらいがペイラインと考えておられるのか。

3つ目に、産業団地内の企業を賄う電力量はどのくらい見ているのか。

4つ目に、この事業主体はどこであるのか、これは私が聞き漏らしたかもしれませんが、再度教えていただきたいというふうに思います。何人からか質問があっておりますけれども、重複することもあるかと思いますが、答弁をお願いしたいというふうに思います。

それで、この事業の立ち上がりがいつごろになるのかというのも教えていただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（真野頼隆君） 田上副市長。

○副市長（田上和俊君） 大川議員の2回目の質問にお答えさせていただきたいと思います。まず、ゼロカーボン団地につきまして、期待しているということでございまして、またその燃料の調達ですね、大体どれくらい見込んでいるかということでございます。まずボイラーの規模によって、これはもう当然変わるとは思いますけれども、基本的には、今想定するというか、一つの基準として考えているのは5,000キロワットのボイラーを基準にして考えております。5,000キロワットでございまして、これは燃料によって違うんですけれども、例えば干ばつ材を利用したら、大体1日150トンぐらいの燃料が必要じゃないかというふうに今考えております。

ただ、なかなか、きのうも塩崎議員の御質問にお答えしましたように、この燃料の収集という

のが非常に今課題でございまして、ボイラーの規模にしましても、例えば先ほど5,000キロワットということでお伝えしましたけれども、2,500キロワットですと、その半分の1日75トンぐらいで一般的には賄えるんじゃないかというふうに考えております。

地域につきましては、水俣を中心に大体30キロメートル圏内を候補にして検討したいというふうに考えております。これは、竹からのバイオエタノールの生産につきましても、いろいろなエリアを検討していますけれども、それに合わせた形で考えられないかというふうに今考えております。

ペイラインでございまして、これはもちろん費用の面で入ってくるんですけれども、今固定価格買取制度、フィット法によります20年間のある一定の金額で買い取るという今の法律ができます。これによると、先ほど申しました干ばつ材等の燃料ですと、1キロワット当たり33.6円だったと思いますが、その内であればいいということで、20円台を目指して検討していかないといけないと思っています。

事業所につきましては、産業団地内で整備できればなというふうに考えております。また、事業所をどこでやるかということでもございますけれども、今後検討をしていかなければいけないんですが、特定事業所という形でそういう供給会社を新たに設立する必要があると思います。ただ、バイオマスボイラーの建設につきましては、どういう形で建設するかと申しますと、今、JNCさんと検討に入ろうとしておりますけれども、例えば民間企業からの出資とか市民ファンドとか、あと補助金とか、そういう形で資金を集めまして建設するという事で今、案の案の段階ですが、検討しているところです。

立ち上げの時期でございまして、先ほど申しました固定価格買取制度自体が3年以内の特別措置法によって守られている期間でございしますので、3年以内に事業実施しないと買取価格が不透明になっていくということであるため、立ち上げに関しましてはできるだけ早くやらなきゃいけないと思っていますが、来年から再来年ぐらいに事業が立ち上がればなということで考えております。

産業団地を賄う熱量も含めた電力量でございまして、これは実は今調査してまして、大分まとまっておりますが、そこまでは今のところいかなんじゃないかというふうに考えております。

○議長（真野頼隆君） 次に、湯の鶴観光物産館について答弁を求めます。

厚地産業建設部長。

（産業建設部長 厚地昭仁君登壇）

○産業建設部長（厚地昭仁君） 次に、湯の鶴観光物産館についての御質問に順次お答えいたします。

まず、当初の管理運営の方針と方向性はどのようなものであったのかとの御質問にお答えいたします。

これにつきましては、前回の3月議会において福田議員からの御質問に対し、湯の鶴温泉の拠点施設として、湯の鶴温泉を訪れる観光客等に良質な休憩場所を提供するとともに、本市の農産物等を生かした飲食物の提供や地域の特産品の展示販売等を行うことで湯の鶴温泉の活性化を図ろうとするものであります。

そのために、日本を代表する工業デザイナー水戸岡鋭治氏にデザインを含むトータルコーディネートをお願いし、利用者にこれまでにない良質のサービス、心地よい公共空間を提供したいと考えており、指定管理者についても、本市の意向を十分御理解いただき、湯の鶴温泉の魅力向上に向けて頑張ってもらえる方を選んでいきたいとお答えしたところであり、このとおりでございます。

管理運営につきましては、これらの方針に基づき、食の提供を主たる収入源として管理運営費に充てて運営をしていただくことを想定しておりましたが、今般、このような事態となっており、大変残念に思っております。

次に、今後の運営の見通しについてどう考えるかについてお答えします。

今後、再募集することになりますが、湯の鶴温泉の活性化のためには、やはり当初の方針どおり、利用者にこれまでにない良質のサービス、心地よい空間を提供したいと考えておりますので、すばらしい食やサービス並びに特産品を提供していただけるような方に応募していただけるよう、しっかりと募集していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（真野頼隆君） 大川末長議員。

○大川末長君 2回目の質問をします。

今後の見通しについては、すばらしい食やサービス並びに特産品を提供していただけるような方に応募していただけるようにしっかりと募集していきたいということですね。こういうことで今後の見通しになるのかというふうに思うんですね。そもそも、行政としてはどのようなシミュレーションをされたのか、補助金も委託金もなしでいけるという結論を出された経緯をお聞きたい。

例えば、普通でしたら1日の入館者数あるいは1人が落とされる金額、人件費、材料費、光熱費、その他の経費などを試算されたと思うんですけども、そういうことなしに、ただ、いい建物ができたから、さあどうぞということだけで募集されたのか、そのあたりをお聞かせいただきたいと思います。また、いつごろに開館のめどを立てておられるのか、それについてもお聞かせいただきたいと思います。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

厚地産業建設部長。

○産業建設部長（厚地昭仁君）　まず、第1の質問にお答えいたします。

湯の鶴温泉につきましては、昔は、遠くは天草あたりから湯治客が押し寄せまして、最盛期には十数件の湯治宿が立ち並んでいたというふうに聞いております。これはすばらしい泉質がこれを裏づけているというふうに思っております。しかし、現在温泉宿に旅館は数軒となっております。訪れる観光客も当時に比べると非常に少なくなっております。

これは、昔のように多くの方に来ていただくというのは簡単ではないというふうに思っております。しかし、はやっております温泉に共通しているものがあります。第1に泉質、次におもてなしの心、第3においしい食事どころの存在でございます。湯の鶴温泉に当てはめて考えてみますと、泉質は言うことございません。もてなしの心につきましては、昨年からは各旅館と飲食店が一緒になって勉強会を始められております。最後は食事どころでございます。食事どころにつきましては、現在、湯の鶴温泉には1軒のお店が営業をされておまして、先日テレビのゴールデンタイムで紹介されたこともありまして、ゴールデンウィークは満杯になって困ったというようなうれしい悲鳴も上げられておりましたけれども、やはり複数の飲食店があって、そのどこもがわざわざ遠くからでも食べにいきたくなると思わせるほどの店であります。食事や、そのほか立ち寄りのお客さんもふえますし、ひいては宿泊のお客さんもふえます。

このように、観光物産館建設に当たりまして、ここが核となりまして、この観光物産館のみならず、各旅館やその他商店にも経済波及効果をあらわし、湯の鶴全体に相乗効果をもたらしたいというふうに考えておるところでございます。これは昨日、地元の実行委員会、役員会にも参りましたが、やはり同じようなことでございました。

実際、どういう考えでこれをやろうとしたのかということでございます。飲食店を開業しようとする場合、物件の取得費あるいは内外装費あるいは厨房設備、運転資金等が必要でございます。それを自己資金や借りで賄うことが普通でございます。今回の湯の鶴の場合、新築の建物がございまして、内外装も完備しております。厨房施設も、これはどういう料理を出すかによりまして厨房の機器も違いますんで、基本的なものを用意しております。このように行政である程度準備しておりますので、募集に当たりましては、むしろ好条件としておいでいただけるのではないかとこのように思っておりました。

実際営業されますのは民間の指定管理者でありまして、どれくらいの客単価で何人ぐらいが見えになって、売り上げが幾らになってというものは指定管理者の方にお任せする以外ございません。現在、湯の鶴温泉の入り込み客数は年間1万4,000人しかありませんで、1日40人程度ですけれども、これを変わらないとして収支を立てるのか、あるいは今申し上げたような、わざわざ食べにきてもらうような施設をつくって、客をふやしていこうとするのかでは、収支計画は変

わってくるのではないかというふうに思っております。

このようなことから、次回の募集に当たりましては、同じような考えを持った方にぜひ指定管理者に応募していただければというふうに思っているところでございます。

いつごろオープンするかというふうなお話でございました。これは、これまでも質問がありますし、それに対してお答えしているところでございますけれども、地元は一刻も早くオープンしていただきたいというお考えがあることを伺っており、できるだけ早く指定管理者の募集を再度行いまして、選定委員会を開いて指定管理候補者を決めたいというふうに思っております。その上で議会の議決を得まして、正式に指定管理者が決定し、それからいろんな関係、許認可あるいはいろんなものの注文、そういったものがありますので、それからまたちょっと時間かかると思いますが、できるだけ早くオープンにこぎつけたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（真野頼隆君） 大川末長議員。

○大川末長君 できるだけ早くということでございますけれども、議会の議決を得るとなると、次が9月議会ですから、早くても10月ぐらいというふうな見方をしてよろしいんでしょうかね。

それはそれとして、できるだけ早くということですね、せっかくできたんですから、オープンしていただきたいというふうに思います。

ただ、現在の湯の鶴振興については、実行委員の方、あるいは厚地部長あたりは一生懸命頑張っておられます。このことについては敬意を表したいと思いますけれども、ただ地元住民あるいは行政の意思がね、真にこの振興計画に反映されているのかというのがちょっと疑問に思われるところですね。というのは、途中から円卓会議などで識者の方からいろいろ提案があっているようでもありますけれども、それはそれで尊重すべきだというふうに思うんですね。ただ、その提案にさらに現実、現状をよく見きわめて、その上で特に実行委員会の方々や、行政の意思を強く反映させるということが私は大事じゃないかというふうに思うんですね。その識者の方が提案されたから、それをそっくり入れてしまうということであれば、もともとの住民や行政の考えとちぐはぐになる面が出てくるんじゃないかと、そういうことであれば、せっかく着々と計画を進めてこられたことが、また一から出直すということになってしまうんじゃないかというふうに思うわけですね。

市長、このことについてはいろいろ質問があっておりますけれども、市長が口を挟まれるチャンスがなかったんじゃないかと思うんですね。一言ぐらい言いたいことがあるんじゃないかというふうに思いますが、市長はこの物産館を核とした湯の鶴観光振興計画の今後の姿をどのように描かれておられるのか。そしてそれをどのように具現化していきたいと考えておられるのか、市長の意思もやっぱりこれには私は必要だと思うんですね。それがちょっと見えてこないような気

がしますので、どうぞひとつそのところを聞かせていただきたいと思います。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 私の意思が見えないということでございますけれども、私もそれなりにかかわっているつもりでございますが、きのう塩崎議員からこういった市がうまく流れていないということに対して、副市長にどのような責任をとるべきかというような御質問がございました。副市長が答えますには、やはり私たちが一丸となって、湯の鶴に多くの方がお見えいただき、そして心をいやしていただき、そのことが水俣の観光の振興にさらに発展していけば、そういうことが我々の責任のとり方だというようなことを副市長が申しましたけれども、私もそのように思っております。

それと、水戸岡氏がこの建物をつくられるときにくしくも言われた言葉でございますけれども、建物はできたと、建物に魂を入れるのは住民なんだと、そして市民なんだというようなことを言われました。そのことを私も非常に重く受けとめさせていただいているところでございます。これからは、やはり住民の皆さん方と一緒に我々も行政もいろんな意見を出し合いながら、さらによりよきものにしていかなければならない、そういう思いをしておりますので、どうか今後ともひとつ温かく見守っていただければと思っております。

○議長（真野頼隆君） 次に、外郭団体について答弁を求めます。

本山総務企画部長。

（総務企画部長 本山祐二君登壇）

○総務企画部長（本山祐二君） 次に、外郭団体についてお答えします。

まず、水俣市振興公社のあり方を見直す考えはないかとの御質問にお答えいたします。

前回の議会でも申し上げておりますが、水俣市振興公社は、平成元年に公の施設の管理を目的として設置されております。その後、平成7年の水俣病問題の解決策の一環として、もやい直しセンターが設置され、その設置運営の主体としてもやい直し事業を行っていることから、水俣にとっては必要な法人であるものと考えております。また、振興公社では現在、財団法人から公益財団法人への移行を進めているとお聞きいたしております。

次に、水俣市振興公社の事業内容を見直す考えはないかとの御質問にお答えします。

現在、水俣市振興公社において行われている事業には、指定管理者制度による公の施設の管理運営や、市や広域行政事務組合からの受託事業、また文化振興事業、体育振興事業ともやい直し事業があります。これらの事業の中で、前回議員から御提案のありました資源ごみ収集処理業務の民間委託については、現在、コスト比較を行っているところです。

また、同様に議員から親方日の丸的意識があるのではないかなどの御指摘につきまして、振興公社では、職員全員に対して危機意識を持ってもらうよう訓示を行ったり、各施設で行っているもやい直し事業、文化振興事業、体育振興事業を効率よく行うことができるよう組織体制を見直すと聞いております。それと並行して、本市としまして、振興公社が行う事業内容についてチェックを強化してまいりたいと考えております。

○議長（真野頼隆君） 大川末長議員。

○大川末長君 2回目の質問をいたします。

私は振興公社を解体せよと言っているわけじゃないんですね。振興公社へは市の一般会計から補助金が3,400万円、委託料が1億4,500万円、平成24年度も出ているわけですね。こうして出ているにもかかわらず、議会や住民の監視・批判が届かないということ。まして厳しい市場メカニズムの洗礼を受けない、いわゆる市場原理が働いていないと、こういうことに非常に疑義があるわけですね。

また、設立後20年になりますけれども、その時代と今は大きく環境が変わっているわけですね。改革の時期に来ているのではないかと、あるいは時代にそぐわないような事業がありはしないか、そういう観点からこの際見直したらどうかと言っているわけですね。

吉本前総務企画部長は見直しについては検討すると答弁もされておりました。検討はどこまで進んでいるのか、本山部長には部長としての今後の考え方をお聞きしたいというふうに思っているんですね。

吉本前総務企画部長も言っておられましたように、クリーンセンターなんかは県下14市でもほとんど民間に委託をしているというような現状でございます。民間の合理的な運営、これなどを取り入れて、委託料あたりも少しでも減らせるようになれば、これは行政改革につながっていくんじゃないかと。耳の痛い話でしょうけれども、ここの理事長が副市長なんですね。副市長以下、部課長さんたちが理事になっておられる。全く私は親方日の丸だと思っているんですよ。ここで本当に改革の意識があるのか、それがもう疑問なんですね。

厳しい言い方かもしれませんが、前回も3月議会でも質問しました。やはり投資的経費をふやすというような観点から、それを住民福祉の向上につなげるという観点からは、もう庁舎内で、先ほどの行政改革のお話もありましたが、目いっぱいやっているというようなことでございますけれども、こういうところへ今後は目を向けていくべきだと思うんですね。ぜひ、そういう面では本山部長の今後の取り組みについてひとつ気持ちをお聞かせいただきたいと。

それと、3月議会で吉本前総務企画部長の答弁の中に、公益法人制度改革は平成25年11月までしなければならないという答弁がございましたけれども、これはどういうことかについてもお聞かせいただければというふうに思います。以上です。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

本山総務企画部長。

○総務企画部長（本山祐二君） それでは、第2の質問に答えさせていただきます。

まず、最後のほうの公益法人の改革について御説明いたしたいと思いますが、この改正によりまして、今回、平成25年11月までも公益財団法人をとるか、もしそれをとらなければ一般の財団法人ということになります。そのために、もやい直し事業等やっておりますので、公益法人として目指すべきという形で今県とも協議も進めております。

ですから、これに関連いたしますと、実は先ほど市の職員が、10名中6名が理事ということでございましたけれども、これがもし公益法人になりますと、これは同じところの組織からは3分の1以下になります。ですから、今のままの10名であれば3名しかありませんので、そういう意味では民間の方が多くなると。それと、もう一つ変わってまいりますのが、評議員の設置になります。評議員というのは、理事会をけん制するじゃありませんけれども、その組織の最終的な意思の決定機関になります。ですから、理事会はあくまでも執行機関という形になりますので、そういう面では、これが公益法人化すればやはり大幅な見直しになるんじゃないかならうかなと思っております。

それと、今後の検討をどうしていくかということでございますけれども、確かに公益法人化として行うべき事業もございますし、あと施設等の維持管理等をやっておりますが、ただ、指定管理者として応募するのは構わないと思うんです。ただ、そのほか市内の多くの企業から応募していただいて、その中で切磋していくというのは大変必要じゃないかなと。先ほどおっしゃいましたように県内でもいろんなクリーンセンターの事業等確かにやっていないところもございますので、それにつきましては今検討をしておりますので、その中で十分検討していきたいと思っております。ただ、もう少し時間をできればいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（真野頼隆君） 次に、東部地域特別養護老人ホーム建設について答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 次に、東部地域特別養護老人ホーム建設についてお答えします。

まず、場所選定については適地であったと考えているかについてお答えします。

今回、小規模特別養護老人ホームは、ひまわりプランに基づき、東部地域を建設予定地としておりました。御質問の予定地につきましては、熊本県が土砂災害による被害のおそれがある箇所として選定した土砂災害危険箇所のうち、土石流危険渓流箇所の一つに当たります。これは、土砂災害の発生や被害の範囲について証明するものではなく、住民の皆さんが身近にある土砂災害

による被害のおそれがある箇所を確認し、土砂災害への備えや警戒避難に役立てていただくことを目的にあらわされたものです。つまり、土砂災害危険箇所において法的に行為等が規制されるものではありません。また、跡地は日ごろから地域のコミュニティの拠点となる場所でもあるため、建設予定地としては適地であると考えています。

今後は、一部危険箇所であることを踏まえ、事業所に対しましては、火災等に対する防災計画の策定に加え、さらに自然災害への対策として対応マニュアルの作成を義務づけ、訓練等を通して、日ごろから防災意識の向上を図っていただくとともに、地域防災を支える自主防災組織との連携も図っていただくようお願いをしていきたいと思っております。

次に、業者選定に当たって、行政が影響を及ぼした事実はないかについてお答えします。

地域密着型施設の選定につきましては、水俣市介護保険等運営委員会に諮問を行い、委員の皆様の評価、採点に基づいた結果をもとに答申を受け、事業者を決定いたしております。選定の過程におきましては、委員の皆様の御判断で評価いただいたものであり、業者選定に当たって、行政が影響を及ぼしたとは考えておりません。

○議長（真野頼隆君） 大川末長議員。

○大川末長君 2回目の質問をします。

熊本県は本年度、土砂災害区域の指定率アップを図るため、10年度に2億5,000万円予算をつけていたのを12年度は8億2,600万円と大幅に増額して、基礎調査に力を入れるとしております。これは言うに及ばず災害事故を未然に防ごうということのあらわれでございます。これだけの予算をつぎ込んで県は災害事故を防ごうとしているにもかかわらず、みすみす危険区域とわかっていところへ、このような施設の建設を容認されることに極めて疑念を感じるわけで、水俣市健康高齢課が作成した地域密着サービスの選定についての評価の着眼点の中にも、立地条件については災害などの危険区域ではないかとうたっております。今のところ法的には問題はないとおっしゃいますけれども、社会的な弱者たちが生活される場所でございます。こういうことを考えるときに、法律以前の問題じゃないかと、常識的に判断しなければいけないんじゃないかと、私はそういうふうに思うわけです。

また、書類の差し替えは委員会の委員長に了解を得たというのはこの前の中田部長の答弁もございましたけれども、委員長の判断の前に所管する課が書類提出の期限を設けているのだから、その期日は厳に守るのが当然じゃないかと。それを、プレゼンの当日にそっくり書類を入れ替え、差しかえるというようなこと許されるのかということですね。また、中田福祉環境部長がまどか園の評議員をされていることから、このあたりの経緯についても手心が加えられたと疑われても仕方ないことじゃないかと思うわけですね。こういうことで、行政が業者選定に影響を及ぼした経緯はないのかということ疑っているわけでございます。

また、県から1億4,000万円もの補助金が出る事業にこのような疑惑を持たれるような行為があっているのか。公務員の服務規程からして、中田部長がまどか園の評議員に就任されることはあるいは相手先が社会福祉法人であることからどうかなというふうには思いますけれども、任命権者の市長はどう思われるのか。

先ほども本山部長が公益法人のことで説明がございました。評議員というのは、その決定機関でございます。そういうところへ市の職員が入っているということについては、どうなのか。それと、今回は公務員の部長の職務の公平円滑な執行がなされているのかということも疑問に感じるわけですね。これはもう明らかに利益誘導になりはしないかということなんですね、そうであればゆゆしき問題であると。公務員の服務規程の中からもそういう疑義を感じるわけですが、これについて市長はどう考えられるか。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 私は今答弁で申し上げましたように、行政が影響した、及ぼしたということとは一切考えておりません。そのことはまた繰り返し申し上げたいと思います。

土砂災害危険箇所の詳細な調査ということは、県が多くの予算をつぎ込んでやるということなので、そんな危険な場所にというような思いでおっしゃったのではないかなと思いますけれども、この件につきましては、熊本県が土砂災害危険箇所の地形・地質あるいは土地の利用状況などを詳細な基礎調査を行う予定であると、そのように伺っております。その結果によりまして、建設されておりました予定地が土砂災害の警戒区域になったという場合にはもちろん砂防ダムとかいったハードの面を優先的に整備していただくように当然県にお願いをしてかなければならないと、そのように思っております。

それから、福祉環境部長が評議員であるということが、業者選定に影響しているのではないかとということでございますけれども、この事業者選定を行う水俣市介護保険運営委員会の委員は、福祉環境部長が社会福祉法人照徳の里の評議員であったということを知らなかったと、私はそのように思っております。

事業所説明、質疑の中にもこの件につきましては全く話題に上がっておりませんし、また実際に選定が行われました運営委員会の開催日の前に既に福祉環境部長は社会福祉法人の照徳の里の評議員を辞任しておりますので、全く影響は出ていないのではないかとそのように思っております。

それからもう1点は、福祉環境部長が選定事業者の役員あるいは理事、評議員になることができるのかというような御質問だったと思うんですが、これは社会福祉法人でありますとか、あるいは財団法人等の非営利団体については、無報酬の場合は役員として従事することができるよう

になっておりますので、この件も問題はないのではないかと考えております。

私はあくまでも選定委員会の答申を待つて判断をしたこととございますので、一切そのようなことはないと、そのように言い切らせていただきたいと思います。

それから、書類の差しかえの件につきましては中田部長のほうから説明をいたします。

○議長（真野頼隆君） 中田福祉環境部長。

○福祉環境部長（中田和哉君） 書類の差しかえの件についてお答えをいたします。

委員会のほうでは、書類の差しかえという意識はございませんで、追加資料というような形で判断をされておりますし、書類のそういう追加分については委員会の権限になっておりますので、委員長なり委員会の皆さんがそういう了解の上に配付をされた、そういうふうを考えております。以上です。

○議長（真野頼隆君） 大川末長議員。

○大川末長君 書類の受け付けを掌握するところは役所じゃないんですか、委員会じゃないでしょう。ちゃんと提出書類の日を定めているじゃないですか。それをね、書類を追加資料と言いますけれども、見てみると、資料は3分の2ほどは追加じゃないですか。全く最初出た書類と後で追加された書類は違いますよ。そういうことを締め切りが過ぎた後で許すことができるのかどうか、よそのこういう募集要項など見てみますと、そういうことは失格事項になっておりますよ。だから、そういうことが甘いということで、部長がまだか園の評議員をされていたということで、手心があったんじゃないかということに疑うわけなんです。いかがですか、そのあたりは。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

中田福祉環境部長。

○福祉環境部長（中田和哉君） 私がやはり評議員をしておったから、そういう追加資料を認めた、認めないというのは、私はその時点は確かに審査会のときにその時点でそこにおりましたけれども、そういう資料を出す出さないというのにはですね、それには関与はいたしておりませんし、先ほども言いましたけど、追加資料を出す出さないというのは委員会に諮るべきというふうに判断をいたしております。

○議長（真野頼隆君） 以上で大川末長議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は明14日に開き、一般質問並びに提出議案の質疑を行います。

なお、議事の都合により、あすの本会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後2時41分 散会

平成24年6月14日

平成24年6月第2回水俣市議会定例会会議録
(第4号)

一般質問・質疑

平成24年6月第2回水俣市議会定例会会議録（第4号）

平成24年6月14日（木曜日）

午前9時30分 開議

午後2時47分 散会

（出席議員） 16人

真 野 頼 隆 君	谷 口 明 弘 君	江 口 隆 一 君
田 口 憲 雄 君	高 岡 利 治 君	塩 崎 信 介 君
西 田 弘 志 君	中 村 幸 治 君	川 上 紗 智 子 君
福 田 齊 君	大 川 末 長 君	牧 下 恭 之 君
瀧 上 道 昭 君	谷 口 眞 次 君	緒 方 誠 也 君
野 中 重 男 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（伊 藤 亮 三 君）	次 長（田 畑 純 一 君）
総 務 係 長（岡 本 広 志 君）	議 事 係 長（深 水 初 代 君）
書 記（赤 司 和 弘 君）	

（説明のため出席した者） 14人

市 長（宮 本 勝 彬 君）	副 市 長（田 上 和 俊 君）
総務企画部長（本 山 祐 二 君）	福祉環境部長（中 田 和 哉 君）
産業建設部長（厚 地 昭 仁 君）	総合医療センター事務部長（瀧 上 茂 樹 君）
総務企画部次長（宮 森 守 男 君）	福祉環境部次長（松 本 幹 雄 君）
産業建設部次長（遠 山 俊 寛 君）	水道局長（古 里 雄 三 君）
教 育 長（葦 浦 博 行 君）	教 育 次 長（浦 下 治 君）
総務企画部総務課長（本 田 眞 一 君）	総務企画部企画課長（川 野 恵 治 君）

○議事日程 第4号

平成24年6月14日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- | | |
|-------------|-----------------------------|
| 1 川 上 紗智子 君 | 1 地域経済活性化策と住宅リフォーム助成事業について |
| | 2 教職員の多忙化問題について |
| | 3 文部科学省発行の「放射線等に関する副読本」について |
| 2 谷 口 明 弘 君 | 1 東日本大震災への支援について |
| | 2 本市の防災対策について |
| | 3 本市の情報発信力強化と市民サービス向上について |
| | 4 熊本市の政令指定都市移行と本市の教育について |
| | 5 観光振興について |
| 3 牧 下 恭 之 君 | 1 防災対策について |
| | 2 空き家・廃屋対策について |
| | 3 通学路の安全対策について |
| | 4 教育問題について |
| | (1) 特別支援高等部分教室について |
| | (2) 図書館について |
| | (3) 学校図書館について |

(付託委員会)

第2 議第48号 専決処分の報告及び承認について

専第3号 平成23年度水俣市病院事業会計補正予算(第5号) (厚生文教)

第3 議第49号 専決処分の報告及び承認について

専第4号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について (総務産業)

第4 議第50号 専決処分の報告及び承認について

専第5号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
(総務産業)

第5 議第51号 専決処分の報告及び承認について

専第6号 平成23年度水俣市一般会計補正予算(第9号) (各委)

第6 議第52号 専決処分の報告及び承認について

専第7号 平成23年度水俣市病院事業会計補正予算(第6号) (厚生文教)

第7 議第53号 専決処分の報告及び承認について

専第8号 平成24年度水俣市一般会計補正予算(第1号) (厚生文教)

- 第8 議第54号 水俣市印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例の制定について (厚生文教)
- 第9 議第55号 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について (総務産業)
- 第10 議第56号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について (総務産業)
- 第11 議第57号 水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について (厚生文教)
- 第12 議第58号 平成24年度水俣市一般会計補正予算 (第2号) (各委)
- 第13 議第59号 平成24年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第1号) (厚生文教)
- 第14 議第60号 平成24年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号) (厚生文教)
- 第15 議第61号 平成24年度水俣市介護保険特別会計補正予算 (第1号) (厚生文教)
- 第16 議第62号 平成24年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算 (第1号) (総務産業)
- 第17 議第63号 平成24年度水俣市水道事業会計補正予算 (第1号) (総務産業)
- 第18 議第65号 水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等の変更について (総務産業)
- 第19 議第66号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について (厚生文教)
- 第20 議第67号 工事請負契約の締結について (総務産業)

平成24年6月第2回水俣市議会定例会陳情文書表(2)

受理番号	件 名	代表者の住所 及 び 氏 名	紹介議員	付託委員会
陳第9号	熊本県へ子ども医療費完全無料化を就学前まで拡充することを求める意見書提出に関する陳情について	水俣市深川825-21 高岡 朱美		厚生文教

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開議

○議長（真野頼隆君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（真野頼隆君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

本日、市長から、議決案1件、株式会社みなまた環境テクノセンターの経営状況報告1件、地方自治法第180条第2項の規定による専決処分の報告1件が提出されましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日まで受理した陳情 1 件は、議席に配付の陳情文書表記載のとおり、厚生文教委員会に付託します。

次に、監査委員から、平成24年 4 月分の一般会計、特別会計等及び公営企業会計の例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えつけてありますから御閲覧願います。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第 4 号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第 1 一般質問

○議長（真野頼隆君） 日程第 1、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め 1 人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、川上紗智子議員に許します。

（川上紗智子君登壇）

○川上紗智子君 おはようございます。

日本共産党の川上紗智子でございます。

今、国会では消費税増税の問題が大きな問題になっています。私は消費税の引き上げは行うべきではないと思います。なぜならば厳しい生活を一層厳しくするから。今、失業者はおおよそ300万人、生活保護は141万世帯です。年収200万円以下の人が1,000万人を超えています。5%でも何とかやりくりしているのに、さらに厳しい状況に陥ります。中小零細企業は消費税を転嫁できる保証がありません。企業の70%以上は赤字で、法人税はかかりませんが、消費税は転嫁できなくても必ずかかるため、払うお金がなく、最も延滞が多い税金です。10%ではますます払えない企業がふえ、倒産する企業がふえることは間違いありません。

野田首相は世代を越えて負担をと言います。けれども、消費税は所得のない人も負担し、所得の多い人ほど負担率が軽い税金です。所得税は所得の多い人ほど負担をする税です。私は所得税を増税するという手段こそ選ぶべきだと思います。消費税が増税されれば、高齢化が進んでいるこの水俣、そして、日々の暮らしがとても苦しいという人たちがたくさんいるこの水俣は、もっともっと厳しい状況に追い込まれることは間違いありません。国に対してしっかりと物を言っていくと同時に、水俣でできること、水俣の市民の暮らしを支えるためにできることを執行部の皆さんとも協力をしながら、私はやっていきたいと思っています。

それでは、質問に入ります。

まず、1、地域経済活性化策と住宅リフォーム助成事業についてです。

住宅リフォーム助成制度については、去年の6月議会で私、取り上げましたけれども、ことし

の5月段階で4県と487市区町村で全国的に実施をされています。九州各県でも昨年度と比べますと、今年度から実施をする市町村も合わせると昨年の2倍以上の自治体に広がっています。住民の住環境の向上と地域経済の活性化を図ることを目的にして取り組み、住民にも、そして業者にも歓迎をされ、経済効果を上げている制度です。水俣でも、ぜひともこの制度を実施することができないか、そんな思いで以下質問をいたします。

①、小規模事業登録制度の活用実績とエコ住宅建築促進総合支援事業の実績はどうか。

②、各地で取り組まれている住宅リフォーム助成事業の経済波及効果についての認識はどうか。

2、教職員の多忙化問題について。

①、2011年度に、熊本県教育委員会が教職員を対象に実施した負担感軽減に関する実感アンケート結果についての認識はどうか。

②、前回及び今回のアンケート結果を受けての水俣市の取り組みはどうなっているか。

3、文部科学省発行の「放射線等に関する副読本」について。

①、この副読本はどのような経過で、各学校に届けられたのか。

②、原発事故及び原発の本質についての記述がほとんどない点や放射線の人体に与える影響の過小評価などの副読本の問題点について、どう認識しているか。

以上で、本壇からの質問を終わります。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 川上議員の御質問に順次お答えします。

まず、地域経済活性化策と住宅リフォーム助成事業については私から、教職員の多忙化問題について及び文部科学省発行の「放射線等に関する副読本」については教育長からそれぞれお答えいたします。

地域経済活性化策と住宅リフォーム助成事業に関する御質問のうち、小規模事業登録制度の活用実績と、エコ住宅建築促進総合支援事業の実績に関する御質問についてお答えします。

平成21年度から開始しました小規模工事等の登録制度に関する活用実績につきましては、本年5月末で市内31の事業者に登録いただいているところでございます。また、受注された件数と金額の実績につきましては、平成22年度が147件で560万円、平成23年度は243件で1,000万円となっております。

次に、平成23年度から実施しています水俣市エコ住宅建築促進総合支援事業につきましては、平成23年6月下旬から平成24年3月末までの受け付けを行ったところ、17件の申請に対し交付を決定しております。補助申請の内訳としましては、建て売りを含む新築住宅等が16件、増築が1

件となっており、補助総額が約1,962万円、建築費の総額が約2億6,800万円となっております。また、平成24年度につきましては、5月末から受け付けを開始し、現在2件の申請があっており、うち1件交付を決定しております。

次に、各地で取り組まれている住宅リフォームの助成事業の経済普及効果についての認識はどうかについてお答えいたします。

住宅リフォーム助成事業を実施されている県内の自治体のうち、多良木町、氷川町、山鹿市に経済波及効果について伺ったところ、それぞれ一定の効果があったというお答えでありました。このようなことから、それぞれ地域内の事業者、個人事業者の受注機会等の創出という側面から、経済波及効果があるものと認識しております。

○議長（真野頼隆君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 小規模事業登録制度の実績ですが、これは、これにかかわった業者数というのはわかったらお答えいただきたいと思います。147件と243件ということだったですけど、結構仕事がいっているんだなというふうに思いました。

エコ住宅の建築促進の支援事業についても、17件ではありますけれども、経済効果があっているんじゃないかなというふうに私も思います。

それで、先ほども申し上げましたように、大体、この住宅リフォーム助成制度というのが、日本の東や北のほうで結構盛んだったんですけど、随分、西や南にも広がってきているなというふうに思っています。熊本県内でも14の自治体が行リフォーム助成制度を実施しているということなんですけれども、この近辺でもお隣の鹿児島県の伊佐、そして出水、出水は去年からですけども、そして薩摩川内などが新たに取り組んでいます。それで、小規模事業については、公共事業の発注ですよ。公共事業が少なくなると、どうしてもやっぱり仕事の量は少なくなると言うんです。これはこれで仕事の確保という点では、力を発揮していると思いますし、エコ住宅のほうも一定の効果があるだろうというふうに思います。

でも、ほかの自治体の住宅リフォーム助成制度の実績を見ますと、例えば、多良木町では平成23年度に補助金の額が2,340万円で、ちょうど水俣のエコ住宅は約2,000万円ですけど、それと似たような額なんです。利用者の数は130件なんです。それで、工事額は1億7,000万円ぐらいなんですけれども、大体助成金と工事高を比べてみますと、効果が8倍とか10倍とかありますし、エコ住宅もあるというのは同じだと思うんですが、私は利用者の件数がけたが違うなというふうに実感をしています。

それで薩摩川内のほうに、薩摩川内はことしの4月から始めたそうなんですけど、当初予算で2,000万円組んでいて、でも、もう1カ月で足りなくなって、6月議会、6月5日に4,000万円の追加補正予算を決めたということなんです。ここでは、6月5日現在で、補正予算が決まって

6,000万円の予算になっているわけですが、289件の申請、利用者の件数があります。

中身を聞いてみました。大体どれぐらいの年代の人たちが利用しているのか。一番多いのは60代だということでした。2番目に多いのが70代、3番目が50代で、あと80代、40代と続くんですけども、やはり新築まではできないけれども、傷んだ家を何とかしようというきっかけになって、我も我もということで、非常に申請があっているということでした。どんな工事が多いかということでお聞きしたんですけれども、一番多いのはお風呂場、台所などの水回りが多くて、2番目が屋根のふきかえなど、そして、3番目が外壁ということでした。

それで、水俣も新築まではできない、高齢の人たちが安心して住める家をとということでいえば、薩摩川内に負けず劣らず、私はニーズがあるのではないかなと思うんですね。同じぐらいの補助金でたくさんの市民の皆さん方の要望にこたえることができ、しかも、本当に細かい仕事です、いろんな業種の地元の業者の人たちに仕事が行き渡る。そして、お金が回るというふうなことのようなんです。

それで、出水市のほうにお話を聞きましたら、自分ところは緊急経済対策としてやるから、期間限定でやるんだと。経済対策だから期間限定がいいと思うんだって一生懸命担当者の人がおっしゃっていて、出水のほうも評判がよくて、応募者が殺到しているということを知りました。それで、水俣でも期間限定、例えば2年間とか1年間とか、ぜひやってみたらどうかというふう思うんですけれども、いかがでしょうか。前回、昨年9月の議会で、市長のほうから検討していきたいというふうにお答えが最後にあったんですけれども、検討されているようでしたら、その検討の中身を答えていただければと思います。

2回目の質問を終わります。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず、第1点でございますけれども、小規模工事等の登録制度に関するところで、登録されている登録の業者の件数は31件でございます。31件登録されておりまして、実際、何社が事業をしたかということは、個人住宅もありますので、その辺のところははっきりいたしません。

2番目に、水俣で実施するつもりはないかというような御質問だったろうと思いますけれども、御案内のように、この制度は環境首都という環境に配慮したまちづくりをしているまちの取り組みとしての、基本的にそれがあつたということを御理解いただきたいと思うのです。現在実施されている各自治体のパンフレット等を見させていただきますと、住宅の改修、新築を初めとして、いわゆるいろんな工事が対象になっているということも理解しております。水俣でも実施できないかということでございますけれども、エコに関しましては、水俣の場合、今、補助金出

しているのをちょっと紹介させていただきますと、太陽光発電、それから自転車もございまして、それから合併浄化槽、これは県下で一番高い補助率を出しております。そういったようにして、補助につきましては、そういうような補助をしながら、経済効果といいますか、経済波及に徐々に繋がっていつているのではないかなという、そういう思いは持っているところでございます。

とりわけ昨年から開始しました水俣市のエコ住宅の補助金につきましては、先ほど申し上げましたけれども、17件に対して2億7,000万円近くに上ったと、受注額が2億7,000万円にも上ったということでございます。そして、この住宅補助の要項には、市内の下請の協力業者でありますとか、地元の事業所の製品を利用した場合には、さらにそれに加算するというようなことを、今やっているところでございます。そういったところからしますと、経済波及はかなりあるのではないかなと思っております。したがって、今、現時点では、ぜひこの事業を広くPRをしながら、ぜひこれをたくさん使っていただくようなPRの方向に持っていけたらなと、そのように今思っているところでございます。

さらにですね、この補助金を受ける業者の動きでございすけれども、個人業者の就業機会など、どうなのかということで、工務店あたりにお尋ねをしたところでございます。一応、直接雇用していらっしゃる職人さんの就業は、そこで出てくるわけですが、それに足りない部分は応援してくれとか、自分が知っているから、この大工さんを頼むとかいうようなことで、いろいろ手広くそういう形でやっていらっしゃるので、かなりの数がそういう部分で救われているのではないかなと、そのように今思っているところでございます。

ぜひ、工務店さんからすると、この事業を大いに活用したいというような声も出ておりますので、当分はこの状況を見守りながら、その状況に応じて対応してまいりたいなと、今思っているところでございます。

○議長（真野頼隆君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 出水市の話先ほどちょっとやりましたけれども、出水市は平成23年度、昨年度が3,000万円の予算で始められて、途中足りなさそうになったので2,000万円加えて5,000万円にしたという話でした。実績は結果的には4,000万円弱の補助金を出したということなんですけれども、その内訳なんです、出水の場合は、新築・増築と、それから改築・改修、両方やっていまして、内訳を聞きましたら、全体で318件あったと、申請が。そのうち新築が47件で、増築が30件、合わせて77件、それ以外が、改修・改築ということになるようなんですけれども、業者にとっては新築であっても改築であっても仕事には変わりない。業者の仕事確保という点では、エコ住宅をこれからはどんどんやっていくということは意味があると思うんですけれども、利用する側、税金を納めている市民にとって、新築をできるような人には恩恵があるけど、

そこまでいかない、要するに収入が少なく、新築まではできないという人にも、しっかりと市が応援できるような制度をつくるべきではないかというふうに私は思います。これが適切かどうかかわからないです。不公平というか、両方を支えるというか、補助をするということが求められているのではないかなというふうに思うんです。

エコにこだわるというのであれば、例えばリフォーム助成の基本を決めておいて、エコでもやってらっしゃいますけど、オプションでプラス幾ら、幾らって今、補助金をふやしていらっしゃいますよね。あるところでは、リフォームにかかった何%というふうに基本が決まっていて、それに環境にいい、例えば断熱材使うとか、そういうのをすれば、プラス幾らで加えていつているようなところもあるんですね。ですから、エコでしか補助金は出せないって、もし言うのであれば、新築だけではなくて、改築リフォームにもそれがどうにかできないかというのを、ぜひ検討していただきたいと思うんです。

この間、何回もエコ住宅でやっているからってというのは、私、答弁受けてますけれども、そこを抜け出すことが、もっと多くの市民の皆さん方に喜ばれる事業になるし、市民の安全とか安心が確保できることにつながると思いますので、改めて検討をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 先ほど、今ちょっと思い出しているところなんですけど、平成21年度から開始しました小規模工事等の登録制度に至ったいきさつでございますけれども、ちょうど21年度だった、暮れだったと思いますけれども、暮れのちょっと前だったでしょうか、おいでになりました、このままじゃ、年も越えられんぞと、年の瀬も越えられんぞと。何とかというような、どがんかできんとかいというような要望がございまして、非常に困っていらっしゃるという状況でしたので、そのときに補正を組んでいただいて、補助をしたといういきさつからスタートしておりますし、今、川上議員がおっしゃることも十分受けとめさせていただいて、理解ができるところでございます。

ただ、先ほども何回も申し上げておりますけれども、一応、環境施策の推進を積極的にすることによって、環境施策と同時に経済波及を及ぼしていくというような基本的な考え方からスタートしております。したがって、中小事業者あるいは個人事業者の受注機会の確保につきましても、今後十分やっぱり考えていかなければならないと思っております。今、議員がおっしゃったようなこともしっかりまた念頭に入れさせていただきながら、一人親方の職人さん方も仕事ができるような方向で、今後例えば今のエコの制度がございまして、その中にリフォームあたりが入れていけないかというようなことも、再度検討の課題として考えてまいりたいと思っております。

おります。

○議長（真野頼隆君） 次に、教職員の多忙化問題について答弁を求めます。

葦浦教育長。

（教育長 葦浦博行君登壇）

○教育長（葦浦博行君） 教職員の多忙化問題について、順次お答えいたします。

まず、2011年度に熊本県教育委員会が教職員を対象に実施した負担感軽減に関する実感アンケート結果についての認識はどうかとの御質問にお答えいたします。

熊本県教育委員会においては、平成22年7月に引き続き、平成23年12月に教職員を対象とした負担感軽減に関する実感アンケート調査を実施し、平成24年3月にその調査結果を公表しております。それによりますと、日常業務について負担を感じている教職員は、時々負担を感じている、いつも負担を感じているを合わせると90%を超えております。負担に感じている業務については、調査や文書処理、部活動が大きな割合を占めております。

現在、勤務時間縮減のための取り組みを行っている学校もふえてきてはおりますが、時間外勤務の業務は余り削減されておらず、教師の子どもと向き合う時間も不足していると認識をしております。

次に、前回及び今回のアンケート結果を受けて、水俣市の取り組みはどのようなものかとの御質問にお答えいたします。

水俣市教育委員会といたしましては、市校長会議などにおきまして、県教育委員会が作成した教職員の総実勤務時間の縮減に係る指針及び小中学校の運動部活動の指針等に基づき、時間外勤務の縮減について指導をしているところです。また、毎月教職員一人一人の超過勤務時間や職務内容等を調査をしており、超過勤務の多い職員について、月に100時間以上、または2カ月の平均が60時間以上の職員から申し出等があれば、水俣市総合医療センターの産業医の面接指導を受けられる体制を整えております。

現在、各学校におきましては、職員の健康管理の中心的役割を担う衛生推進者を任命し、ノー部活デーや定時退勤日の設定、夏季休業中におけるリフレッシュ休暇の取得、部活動指導者の複数体制の推進、業務の簡素化、校務情報化の推進などに取り組んでもらっているところです。

○議長（真野頼隆君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 先生方の時間外勤務という、超過勤務の話がありましたけれども、そもそも先生方の通常の勤務時間というのは、何時から何時までかというのを教えてください、まずですね。そして、非常に忙しいと負担感を感じるという先生方が多いというような結果だと思うんですが、それについて、水俣市の取り組みを今答弁していただきましたが、ノー部活デーとか定時退勤日とか、やりましょうって言って、実践状況はどうかっていうのはつかんでいらっしゃる

のしょうかっていうのが2つ目の質問です。

その中の1つであります、100時間以上とか60時間以上の超過勤務の先生方、希望があれば、医療センターで診察をとというお話でしたけど、実際にそういう方がいらっしゃったのか、わかれば教えてください。

それから、部活ですけれども、県の指針に基づいて、水俣でも指針をつくってやっていらっしゃるというふうに聞いているんですが、例えば小学校は1週間の練習日は4日以内を原則として、土・日・祝日は原則としては活動しない。活動する必要があったときには、無理のない範囲で活動し、休養日をちゃんと確保するというのが小学校の県の指針ですし、中学校の場合、1週間の練習日は5日以内を原則とする。土曜・日曜・祝日に活動する必要がある場合は、無理のない範囲で活動し、適切に休養日を確保するというようなこととか、平日の練習時間は2時間以内とか、休みの日は3時間以内とか書いてあるんです。しかし、これを水俣の小・中学校の部活では、実践をされているのかどうか、つかんでいらっしゃるのでしょうか。

例えば、先生方は、月曜から金曜まで授業をやっていらっしゃいます。土・日、もし練習試合とか試合があった場合、子どもは平日に部活がない日をつくればいいですけど、先生方はほかの日に休むというわけには、なかなかいかないのではないかなというふうに思うんです。そういうことを考えると、指針は一応実践をされれば、それはそれで負担軽減になると思うんですが、今言ったようなことでいえば、先生方が休める日というのが確保できているのだろうかという懸念を持ちますが、その辺はいかがでしょうか。ちょっとまとまりのない2回目の質問ですけど、よろしくをお願いします。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

葦浦教育長。

○教育長（葦浦博行君） ただいま4点ほど質問があったかと思いますが、まず、教職員の勤務時間でございますけれども、これにつきましては、学校によって若干違いがございますけど、おおむね小・中学校の勤務時間というのは8時15分から16時45分までというふうになっております。間に45分間の休憩をとりますので、実労働時間7時間45分ということに今なっております。

それから、定時退勤等の実践状況はどうなのかということでございましたけれども、これについては、きちんと把握しているわけではございませんが、余り守られていないというふうに思っております。

それから、勤務時間の実態、超過勤務時間等の実態でございますけれども、これにつきましては直近で5月がございまして、それで調査をしておりますが、1カ月の超過勤務時間が100時間を超えた教職員というのは、小学校で16名、これは14%になります。それで、中学校が39名、中学校職員の45%、合計で55名ということで、全体で28%という状況になっております。

それから、もう一つとり方がありまして、2カ月間、例えば4月と5月の平均で60時間を超えた教職員がどれだけいるかというデータもございますが、それによりますと、小学校で38名、率でいけば34%、中学校が50名、全体の57%、合計の88名で全体で見れば44%というふうになっております。

ただ、これについては4月、5月というのは非常に実は繁忙な時期で、一番忙しい時期ということでございますので、その辺はほかの月とは若干違うということを御認識いただきたいというふうに思います。

それから4番目でしたけれども、部活動についての件なんですけれども、先ほど議員もおっしゃいましたように、実は部活動に対しては指針を一応設けてございます。小学校では週4日以内、基本的には土・日は休みですと、それから中学校では週6日以内にしてくださいということが、大体指針としてございます。

実際はどうなのかということでございますけれども、部活動については、大体授業が終わりましてからですので、16時半ぐらいから大体日没までということになります。ですから、今の時期等が一番多いのかなと、それと中体連とかも6月にかけてございますので、非常に今が一番時間的には超勤をやっているというか、活動をやっている時期になります。

それから、土・日のいろんな練習試合とか公式の試合がございますけれども、その場合はどうしているか、休みをとっているのかということでございましたが、これにつきましては、月曜日等に休むような形で今やっております。

以上でございます。

○議長（真野頼隆君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 月曜日お休みするというのは、先生もお休みをされているのでしょうか。

○議長（真野頼隆君） 暫時休憩します。

午前10時07分 休憩

午前10時08分 開議

○議長（真野頼隆君） 休憩前に引き続き、質問を続けてください。

川上紗智子議員。

○川上紗智子君 土・日に練習試合、試合等で先生が勤務した場合、本来ならば休みでリフレッシュの時間なのに仕事と。月曜日に子どもたちも先生も部活は休みになるけれども、先生は授業があるから、休みにはならないわけですね。

今、いろいろ精神的に疲れて休職をされている先生が、そんなに水俣は多いわけじゃありませんけれども、全国的にもそういう人が多くなっています。リフレッシュする時間がきちんと保障さ

れていないというのが、サラリーマンでも過労死とかありますけれども、やっぱり特殊な仕事だと私は思います。

先ほど45分の休みが1日のうち、一応確保してあると、だから、実労働時間は7時間45分だという話だったですけれども、生徒がいるときに、生徒がいる時間帯は先生方は恐らく休みという時間はとれないんじゃないかと思うんです。休む間もなく中学校であれば部活に行く。部活が終わってから、教材研究や調査の書類を書いたり、報告書を書いたりっていうのがある。だから、非常に忙しい毎日を送っているのが先生方の実態ではないかなというふうに思います。

そんな中で、アンケートの中に幾つかありましたけれども、部活がやっぱり頑張りたいと思っ
ていても、やっぱり負担になるというふうに思っている方も多いかと思うんですが、部活を何とかできないだろうかという話を、ある先生にしましたところ、保護者の期待にこたえないと信頼関係がつかれないというか、生徒も練習をしたいというふうに言う。そうしたら、それにこたえないわけにはいかないというようなことで、どうしてもこの指針どおりにはやれてない部分もあるし、指針どおりにやっても大変な部分もあるということをちょっと聞きました。

それで、この問題は、部活の問題はやっぱり保護者の理解、子どもの理解が要と思うんですよね。ですから何とかこの部活の問題をもう少し前に進めるような方法がないか、ぜひ教育委員会で検討していただきたいというふうに思います。

それと、アンケートの中にありましたけれども、出張、研修などの前に課題があると。課題をこなしていく研修が多いんだそうです。すると、出張に行く、研修に行くとなると、自習にしなければいけない。自習でなくても、ほかの先生に頼むにしても、計画をつくっておかなきゃいけないし、自習の準備をしておかなきゃいけない。しかも、出張のための課題も用意しなければいけない。行って帰ってきて、結局1日授業ができない分は、またどこかで穴埋めをしなければいけないというようなことで、研修、出張等が多いのが負担になるという声も聞いています。その辺については、市の教育委員会としては、どのように考えていらっしゃるか、何か対応をされているのかっていうのを、ひとつお聞きしたいなというふうに思います。

先ほどの部活の要望とお尋ねで3回目の質問とします。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

葦浦教育長。

○教育長（葦浦博行君） まず、部活の件なんですけれども、これにつきましては、今、議員がおっしゃいましたように、非常に保護者の期待が大きいというのが一つございます。ですから、部活をなかなか休めないということもございますし、もう一つはやっぱり生徒、あるいは子どもさんが上を目指してやるということがありまして、どうしてもそれで部活を休みたくない。それが実は先生が嫌なのかというと、先生もそうじゃない。やっぱり一緒になって上を目指してい

たいというものが、どうしてもある。だから、勤務時間との関係でいえば、すごい矛盾が実は出てくるということでございます。

それに対して、その対応をとっているかということなんですけれども、決められた、例えば部活を休む日というのを、やっぱり守りましょうということは、我々も言っていくんですけれども、最終的には学校の判断というふうになっていくものですから、それとやっぱり熱意のほうの方が勝ってしまうという、どうしてもそれが先に出てくるということで、今は対応になってないという状況でございます。

それから研修については、行く前に課題をこなしていかなきゃいけないという、事前準備を当然するわけなんですけれども、子どもたちの学習、勉強においても、実はそうなんです。事前学習、そして本番、そして事後学習みたいなことを必ずやっていくわけなんですけれども、学校の先生といえども、やっぱりただ研修に行って、ぼっとして話を聞いてくるだけの話じゃいけないわけです。自己研さんという意味からいけば、当然、事前学習をしていって、そこで学んで、事後、また学習をするということじゃないと、身につかないというふうに私も思います。

ただ、今おっしゃるように、どうしてもハードワークになりやすいということはあると思います。ですから、常に矛盾を抱えながら、先生方も悩みながらやっていらっしゃるというのが、実態でございますので、私たちがやっぱり今後取り組んでいかなきゃいけないのは、今も実は言ってるんですけれども、やっぱり定時退勤日というのを決めてあります、学校ではですね。こういうふうにしましょうと。それをやはり学校のトップが率先して、それを徹底してやっていくようにしむけていくというのが、実は大事なかなというふうに思っておりますし、夏休み等については、研修がずっと入っていて、夏休みもすごい先生方というのは忙しいんです。ですけれども、リフレッシュ休暇というのがございまして、それは土・日挟んでやるんですが、必ず5日以上とれるような形ですね、連続して。それは必ず教育委員会ではチェックをして、必ずとっていただくような形でリフレッシュをしていただくということも、今、取り組みをやっておりまして、去年は100%それはしてもらっていただいています。ことしもそういうような形で、先生たちの多忙感等も含めて校長会等で徹底していきたいなというふうに思っております。

○議長（真野頼隆君） 次に、文部科学省発行の「放射線等に関する副読本」について答弁を求めます。

葦浦教育長。

（教育長 葦浦博行君登壇）

○教育長（葦浦博行君） 次に、文部科学省発行の「放射線等に関する副読本」について、順次お答えいたします。

まず、副読本はどのような経過で各学校に届けられたのかという御質問にお答えします。

この副読本は、文部科学省から県教育委員会を通じて配付冊数等の調査依頼がありましたので、本市におきましても、平成23年11月14日付で、各小・中学校に調査を依頼し、その結果を県に報告をしました。その後、平成24年3月末、文部科学省から直接各小・中学校に配付をされております。

次に、副読本の問題点等についてどう認識しているかとの御質問にお答えいたします。

平成23年3月の福島第一原発事故以来、国民の多くが放射線、放射能といった言葉に敏感になっております。東北では今なお避難生活を余儀なくされている方々が多数いらっしゃいます。また、放射能による風評被害や偏見、差別事象も発生をしております。

このような状況の中で、今回の副読本は配付されました。御指摘のとおり、原発事故については前書きに記述されている程度となっております。また、放射線は太古の昔からある、自然界にある、身の回りで活用されているなどの記述が多く、その危険性や人体への影響等については、記述が少ないのではないかと思います。

○議長（真野頼隆君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 この副読本は、小学校、中学校、高校、それぞれ出されているものですが、中身的には、今、答弁の中にもあったように、メリットのほうは詳細に書かれているんですが、反対に放射線の危険性や悪影響、DNAを傷つけることなどは書かれておりません。それで、今教えるべきことってというのは、一体何なのかというのを、本当は真剣に考えなければならぬのではないかなと思うんです。特に、放射線から身の安全を守ることというのが、子どもたちにとっては一番大事なことになるのに、危険性を教えられなければ身を守るすべも出てこないというふうに思うんです。だから、正確な情報を教える必要があるということを、大多数の人が恐らく思っていると思うんです。にもかかわらず、副読本を昨年の秋ごろつくって、直接各学校に文部科学省のほうから送っているということで、それもちょっと異常だなというふうに思いますが、なぜそのようなことをするんだろうかというふうに思います。

ちなみに、この副読本は、すべての小・中学校、高校の恐らく生徒の分を送られていると思うんですが、だれがつくった副読本なのかということなんですけど、もともと原子力を推進する本、副読本のようなものがありまして、それをつくっていた同じところに今度の副読本も委託をしてつくらせています。しかも、そこの団体というのは、電力会社の社長さんたちが役員をされているような団体で、原発を推進していくための団体としてつくられたものです。そこに委託をしてつくっているというのがあります。しかも、その予算はどこから出ているかというと、原発を推進する特別会計の中から出ているということも明らかになっています。

一方で、3.11の事故があつて以来、教科書のほうは実態に即して、原発が危険なものだとか、原発の事故っていうのが人間の力では制御できないものなんだとか、そういうことを修正の検定

を求めて修正をしている教科書もある中で、こういう副読本が配られるのは本当に遺憾だと思います。

それで、放射能の問題をどのように教えるか、3月11日の事故以降、子どもたちに一体何を教えなければならないのかっていうのは、真剣に考えなきゃいけないと思うんですね。この副読本を使うかどうかっていうのも問題ではありますけれども、何を教えるべきかっていうのをしっかり子どもたちの実情等もつかんで考えていただいて、ぜひとも正しい情報を子どもたちに伝えていただきたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

葦浦教育長。

○教育長（葦浦博行君） 実は、この副読本は、先ほど答弁いたしましたように、放射線の基礎知識だけを教え、記述してあるという、そっちに特化してある実は副読本だというふうに思っております。原発事故には今一切触れていないということで、ただ、学校の子どもたちが、いつ原子力とか、そういう放射能とかを学ぶんだろうかということをちょっと見てみましたら、実は中学3年生の理科に3ページほど原子力と放射能の部分が出てまいります。

それ以外はどこで教えるんだろうかなというふうに、私も思ったわけなんですけれども、実はこの副読本を出す前に、文科省のほうで23年4月20日と6月24日に、放射能を正しく理解するためっていうことで、教育現場の皆様へということでウェブで公開をしております。その中身はすごく実は、ちょうどそれは原発事故、地震が起きてから一月ちょっとという間なんですけれども、現実的なところも含めて書いてございました。例えば被曝とはどういうことなんだ、内部被曝、外部被曝あるんだよとか、あるいは今政府の対応はこうしているんですよとか、あるいは屋外での活動の目安はこうしてくださいねとか、やっぱりチェルノブイリの事故も取り上げています。一番大きなのは、やっぱり風評被害じゃないんですけれども、やっぱり放射能で心が逆に病むというか、すごいストレスがかかっている。だから、子どもに対するケアをやってくださいねということも、非常に親身に書いてあるのがあります。それは学校の現場だけじゃなくて、同じように保護者向けにも出してあるということで、すごい実は内容的にも私読ませてもらいましたけど、立派なことを正直に書かれているものもございます。

ですから、こういうものも先生方は多分読んでいらっしゃるというふうに私思いますので、副読本をどう生かすかというのと含めて、さっき議員おっしゃいましたように、正しい現実をちゃんと伝えた上で、正しく放射能について理解していくということを、やっぱりやっていくべきだということで、この話につきましても、校長会、教頭会ございますので、してまいりたいなというふうに思っております。

○議長（真野頼隆君） 以上で川上紗智子議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時27分 休憩

午前10時37分 開議

○議長（真野頼隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、谷口明弘議員に許します。

（谷口明弘君登壇）

○谷口明弘君 皆さんおはようございます。

創水会議員団の谷口明弘です。

さきの川上議員とたまたま服装が同じになりましたけれども、これはお互いに恋龍祭を盛り上げようという思いが一致したのかなと、立場や考え方の違いはあれ、そういった思いは一緒のかなと思いました。

去る6月6日ですけれども、ひげの殿下でおなじみの、親しみのありました三笠宮寛仁様が御逝去されました。皇室の悲しみはいかばかりかとお察しいたします。心から弔慰をあらわします。

さて、先日、岩手県沿岸部の被災地を視察してまいりました。震災から1年以上が経過した今もなお、被災地の住民の皆さんは、仮設住宅による不自由な生活を送っていらっしゃいます。市街地の瓦れきは撤去され、家の基礎部分だけが延々と続く町並みに人が全くいない光景は、不気味ささえ感じます。あちこちに集められた震災廃棄物は、さながら瓦れきの山脈を形成していました。テレビの映像からは伝わらない、行ってみて初めてわかるのは、瓦れきの山から発せられる異臭と風に舞い上がるほこりです。これに夏場は自然発火して火災や煙の害まで加わるそうですから、日本人ならだれでも早く何とかしてあげたいと思うのが当然です。

私なりに今回の視察の目的を大きく二つのポイントに絞って臨みました。一つは、国が要請する被災地の災害廃棄物、いわゆる瓦れきの処理の受け入れに関して、当市の果たせる役割とは何か。そしてもう一つは、地震や津波を繰り返し経験し、防災対策に取り組んできた被災地自治体と、平成15年に土石流災害を経験した当市の防災対策に対する取り組み、また、それぞれの住民の防災意識の違いです。平成15年の土石流災害で、全国から多くの支援や義援金をいただいた当市でも、多くの市民が自分に何かできることはないのだろうか、水俣市として瓦れき処理について、何か力になれないのだろうかとの思いを抱いていらっしゃる方が多くいます。私も議員として、また一市民として、何かできることを見つけ、息の長い支援を続けていこうと決意を新たにしているところです。

それでは、通告に従いまして、私なりの提言を交えながら順次質問をいたします。

1、東日本大震災への支援について。

- ①、震災瓦れきの広域処理について、市長のお考えをお聞きます。
 - ②、今後の被災者支援について、どのようなお考えをお聞きます。
- 2、本市の防災対策について。

5月23日に熊本県防災会議が開催され、平成24年度の熊本県地域防災計画が策定されました。特に原子力災害に備えて、必要な対策について触れています。また市長も所信表明の中で、東日本大震災を踏まえ、防災体制の確立、消防設備の充実、自主防災組織の活性化に市民と協働で取り組むと表明されています。

そこで以下、質問いたします。

- ①、県の防災計画を受けて、本市の防災計画の見直しはどのように行うのかお聞きます。
 - ②、消防施設の充実とは、具体的にどのような取り組みをお聞きます。
 - ③、自主防災組織の活性化とはどのような取り組みをお聞きます。
- 3、本市の情報発信力強化と市民サービス向上について。

混迷を深めるテレビの国会中継を見ながら、大臣の答弁や居眠りをしている議員にやじを飛ばした経験は皆さんおありだと思います。国民がわざわざ国会に足を運ばなくても、国会で何が議論されているのか、テレビをつければ見ることができる。国民の知る権利として当然のことです。

一方、地方自治体では、テレビ中継はかなわないまでも、インターネットを使って議会の様子を配信している自治体が増えてまいりました。これは議会に足を運べない市民の知る権利を満たす意味で当然のことではないでしょうか。傍聴者が少ないのは、議会に魅力がないからだという御意見もあることも承知しておりますが、何かと忙しい現代社会、本当は議会の様子を見に来たいが、仕事の都合で、あるいは入院中で足を運べないという方がたくさんいらっしゃるのではないでしょうか。そういう市民のニーズにこたえるように、近隣自治体でも、八代市、天草市、人吉市、出水市、伊佐市、阿久根市、あさぎり町、湯前町、山江村、相良村などでも議会の録画中継システムが導入されています。

また、最近、スマートフォンの出現以来、どこにいてもインターネットとの接続ができる携帯型多機能端末の普及が市民生活で急速に進んでおり、行政情報の発信にも迅速化が求められています。インターネットを活用した情報発信サービスには、全国の自治体も積極的に取り入れ始めている状況にあります。

そこで、以下、質問いたします。

- ①、市議会の録画・中継配信の必要性をどう思うかお聞きます。
- ②、佐賀県武雄市や鳥取県米子市で取り組まれているフェイスブックやツイッターを使った行政サービスに関して、本市ではどのような認識をお持ちをお聞きます。

4、熊本市の政令都市移行と本市の教育について。

熊本市の政令都市移行に伴い、本市に最も影響を及ぼすと考えられるのが、教育の問題であると私は考えております。公立小・中学校の人事権が県から熊本市に移り、熊本県では事実上、県採用の教員と熊本市採用の教員の二つが存在することになります。熊本市の廣塚昌子教育長は、熊本市の子どもたちを育てたいという熱い思いと、市の教育を担う気概を持った人を採用したいと意気込んでいらっしゃるようですが、その他の自治体では、今後どのように優秀な人材を確保していくのか、大いに不安を抱いているところです。

そこで、以下2点質問いたします。

①、今後、政令市採用の教職員と県採用の教職員の処遇、または配属について、これまでと何が変わると聞いているかお聞きします。

②、教職員の採用方法が変わることによる本市の影響をどのように考えているのかお聞きします。

5、観光振興について。

市長は、平成24年度施政方針演説における所信表明において、主要事業の一番目に、地域経済の元気づくりを表明され、幾つかの施策を提言されました。産業支援センターの開設、再生可能エネルギーを活用したゼロカーボン産業団地などは、その目玉かと思います。ぜひ地元の経済が潤うよう、また雇用が生まれるよう期待するところです。私も議員の一人として、地域経済の浮揚につながるよう汗をかく決意を新たにしているところです。

今回は、本市のもう一つの経済活性化の柱と期待される観光振興についてお聞きします。

①、湯の児海と夕やけの経営状況はどのような状況かお聞きします。

②、湯の鶴にオープンする予定の観光物産館と今後の市のかかわり方についてお聞きします。

③、観光振興団体や各種団体が開催するイベントと本市の支援に関する取り組みについて、どう考えているかお聞きします。

④、水俣市陸上競技協会からさくらマラソンの復活の要望書が提出されたと聞くと、さくらマラソンを復活させるお考えがないかお聞きします。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 谷口明弘議員の御質問に順次お答えします。

まず、東日本大震災への支援については私から、本市の防災対策について、及び本市の情報発信力強化と市民サービス向上については総務企画部長から、熊本市の政令指定都市移行と本市の

教育については教育長から、観光振興については、産業建設部長からそれぞれお答えいたします。

まず、震災瓦れきの広域処理についての御質問にお答えします。

塩崎議員、谷口眞次議員にお答えいたしましたとおり、東日本大震災で発生した岩手県、宮城県、の災害廃棄物受け入れの際の前提条件としましては、安全性の確保が絶対条件であると考えております。去る4月に行われました環境省の説明会では、瓦れき埋め立てに係る最終処分場の安全性など、いろいろな点で十分納得が得られるものではありませんでした。

さらに、災害廃棄物コンテナによる運搬につきましても難しいものがありますので、現在、引き続き情報収集に努めているところでございます。

次に、今後の被災者支援についてどのようなお考えか、との御質問にお答えします。

被災者支援の内容といたしましては、まず、本市に避難してこられた被災者に対して、1人につき8万7,000円、1世帯上限30万円の支援金を支給します。住居については市営住宅もしくは家賃上限月額5万円までの民間アパートを提供します。このほか、児童・生徒等が受け入れを希望してきた場合、速やかに受け入れ、学用品、学校給食費等を支給いたします。

また、昨年も各方面からさまざまな御支援をいただき、大変有意義な事業となりました福島県児童の夏季受け入れを今年度も行います。現在その参加者を募集中であり、昨年度と同様、議員の皆様方を初め市民の皆様からの御支援・御協力をお願い申し上げます。

以上です。

○議長（真野頼隆君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 一般質問も3日目ともなりますと、質問の内容も前に登壇された議員とかぶるため、何か市長の答弁も若干短かったなという印象を覚えてしまいました。新人議員の私にとっても、この2日間、毎日、毎日、質問の内容を見直さなくてはならず、大変なこの2日間でした。一生懸命考えてきましたので、ぜひ答弁のほうよろしくをお願いします。

初日の答弁の中で、震災瓦れきの受け入れについては、市長は基本的には受け入れるというような方向で考えたいと発言されました。私は一瞬はっとして、よくぞ申されたと心の中で拍手をしたところですが、続けてよく聞いてみると、本市を預かる者として安全が確保されないといけない。関係機関と慎重に協議を重ね、最終的な決断に持っていきたいと発言されました。これでは結局今は何もできないということと同じではないかなというふうに受けとってしまったんですが、けれども、しかし一方では、自分の政治生命をかけて瓦れきの受け入れに積極的な発言をされる北九州市などの自治体や議員もあります。

北九州市は、本市と同じく環境モデル都市を標榜し、全国にその先進的な取り組みが評価されている自治体であります。政治家にはこの決断と実行をする姿、結果に対する責任を求められるのではないのでしょうか。一向に進まない瓦れき処理に、環境モデル都市の中でも、環境首都の称

号を冠する本市が、北九州市と足並みをそろえて、瓦れき処理の受け入れに関して前向きな姿勢を示すことは、全国の自治体に対して大いに影響を与えるのではないかと思います。

現在、市民レベルでは、被災地支援に乗り出し、ボランティア活動にも参加された方々が多くいらっしゃいます。市の職員の中にも、ボランティア活動で被災地を訪れた方々がいらっしゃることに敬意を表します。

そこで、私の提案ですが、高校生ボランティアをごみ分別隊などと称して、被災地に派遣してはどうでしょうか。被災地復興のお手伝いをするという目的はもちろん、お金やものを送ったり、被災者を受け入れたりするありきたりの支援ではなく、本市だからこそできる支援を、何か行動に移してほしいと願う本市の市民の方々の思いにもこたえることができ、派遣される学生にとっても、今の自分がいかに恵まれているか、ふるさと水俣がどんな美しい環境にあるのかをみつめ直す絶好の機会になるとも考えますが、そういった人的支援に取り組むお考えはないか質問いたします。

以上です。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 高校生あたりの派遣を考えたかどうかというような、今御質問でございました。

私の思いも込めまして、ちょっと意見を述べさせていただきたいと思うんですが、議員の皆さん方も瓦れきの山を見てこられて、やはりだれもが全国で痛みを分け合って、何とか受け入れなければならないんじゃないかなという思いでお帰りになったんじゃないかなと、私はそのように思います。私も全国市長会に参りまして、被災者の首長さん方が、恐らくこんなに瓦れきの山があるから、ひとつ全国で受け取ってもらえんのかなというようなお願いがあるんじゃないかなと思っておりましてけれども、ちょっと不思議に思ったんですが、そういうお願いが一切ありませんでした。ということは、逆にかなり厳しい思いでそのことも受けとめていらっしゃるんじゃないかな、いわゆる危険性、そういった安全性の確保という部分も、受けとめていらっしゃるんじゃないかなと思いました。

また、ある首長さんのお話によりますと、こういうような御意見もございました。まず瓦れきは3県で処理すべきではないかと。そして、それを少しずつ同心円に広げていって、まずは地元でやるべきではないか。そして、そこで例えば全国にそれを配るとなると、相当のコストもかかるんじゃないかと。そのコストは結局地元でそうやってやれば、もっと安くできるんじゃないかなというような御意見もありましたし、そこにまた雇用が生まれるんじゃないかなとか、そういうような意見もございました。

震災から1年3カ月もたっております。その状況の中で、非常にこういった困難な状況の中にあるということは、いろんな形でそれぞれが相当いろいろ思いながら考えているのではないかなと思っております。

その結果、やっぱり広域でお互いに受け入れてもらったほうが、一番早い方法ではないかなと、今議員がおっしゃるとおりでございますし、私もそのように思いました。私自身としても、とにかくこれは何らかの形でみんなで痛みを分け合っていく、そういう思いはもう議員と全く一緒にございます。

ただ、政治生命をかけてということになりますと、やはり首長としての政治生命というのであれば、まずはやっぱり市民の安心・安全を、生命・財産を守っていく、それが首長としてのやっぱり一番の役目であろうと、そのように思っております。そういう観点からいたしましても、とにかく決断をすべきときには、きっちり決断をしなきゃならないと思っておりますし、幸い、いろんな方々との情報交換のルートもできてまいりました。そういう意味からもしっかり情報を取り入れながら、この問題に対しては対応してまいりたいと思いますので、ぜひ議員のお力もおかしいただきたいと思います。

高校生の派遣につきましても、議員も御指摘だろうと思いますが、先日熊日新聞に載っておりましたけれども、人吉の高校生を派遣するということで募集をされて、派遣をする段にいったんですけれども、どうしてもやっぱり安全性の確保ができないということで、人吉のほうでは断念をされております。人吉の市長が、相手方の相馬市だったと思いますが、相馬市の市長にお話をされたら、相馬市の市長さんも、人吉の市長さんに、あなたの立場なら、私もあなたと同じようなことをするでしょうというようなこともお答えになったということでございますので、相当地元では苦しんでいらっしゃるし、どうしてもいいかわからないと。何とかしたいんだけど、なかなか難しい状況があるというようなことを、今回ひしひしと感じてまいりました。

しかし、何とかやっぱりみんなで痛みを分けなければならないという思いは強いものを持っておりますので、どうか今後とも御支援いただきたいと思います。高校生を派遣するということであれば、派遣ができる場所ということは、その瓦れきは受け入れることができるのではないかなとも逆に思っておりますので、そういう意味で、安全性の確保までしばらくお待ちいただければと思います。

○議長（真野頼隆君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 被災地にとって瓦れき処理が遅々として進まないことが復興の妨げになっていることは疑いのない事実です。私の考えでも、先ほど市長の答弁の中にもありましたように、被災地の瓦れき処理については、地域主権云々を言う前に、もう国が主導して瓦れきの処理を各自治体に割り当てるくらいの強引な手法をとる必要もあるのではないかと考えております。だからと

いって、もう日本全国均等に割り当てろというわけじゃなく、先ほど市長の御指摘にもあったように、被災地を中心にそこから同心円状に広がる距離に、徐々にやはり東日本であったり、東北各県、被災されていない県などが、やはり積極的に受け入れざるを得ないんじゃないかと思っております。

それに必要なのは、やっぱり国の強いリーダーシップと法整備でございまして、そういったものの、混乱しておる民主党政権、被災地のことをちょっと置き去りにしているのではないかなというように感じるような国会の今のありさまを、ちょっと危惧しておるところでございます。

きのうの答弁の中ですかね、日本人の心構えとして、内外にそういったきずなというものを示す必要があるんですけども、今、被災地の市長がきずなという言葉が陳腐に聞こえるという、きのう市長の答弁の中で、私は本当にそういう状況ではないかと思っております。

いずれにしても、この自治体は小さなまちではありながら、全国にもしくは世界に強烈なメッセージを発信できる自治体でございます。風評被害に関する緊急メッセージということで、市長がホームページに動画で訴えかけていらっしゃいましたが、ああいう思い切った行動を、この震災瓦れきについて、いつか早い段階でお目にかかれることを希望いたしまして、これはもう、先ほど十分答弁いただきましたので、要望といたします。

○議長（真野頼隆君） 次に、本市の防災対策について答弁を求めます。

本山総務企画部長。

（総務企画部長 本山祐二君登壇）

○総務企画部長（本山祐二君） 次に、本市の防災対策について、県の防災計画を受けて本市の防災計画の見直しはどのように行うのかについてお答えいたします。

本市の防災計画の見直しについては、一昨日の高岡議員の御質問にもお答えしましたとおり、去る6月4日に開催しました水俣市防災会議において、津波や原発に対する対応や計画を初め、平成23年度中に導入した熊本県防災情報メールサービス、NTTドコモ緊急速報、エリアメールなどの伝達手段、避難所における災害種別ごとの危険性の4段階での表示など、熊本県地域防災計画などと照らし合わせながら、修正案を図り、御承認いただいております。

次に、消防設備の充実とは、具体的にどのような取り組みかについてお答えいたします。

現在本市では、消防設備の充実のため、消防団装備などや、消防防災施設の充実に努めております。消防団装備などの充実への主な取り組みとしましては、現在、消防団各部ごとに配備している消防ポンプ自動車7台及び小型動力ポンプつき積載車17台の計24台のうち、購入から30年以上経過し、老朽化している消防車両の更新を平成19年度から計画的に実施いたしております。今年度も2台の小型動力ポンプつき積載車を更新する予定です。また、資機材についても計画的にホースやヘルメットの更新を行っております。団員の装備品については、はっぴ、作業服、半長

靴、アポロキャップ、ヘルメットなどを随時貸与いたしております。

なお、作業服については、平成10年の消防団再編成時に導入して以来、十数年が経過し、団員からの更新要望もあっておりますので、更新に向けて検討を行っているところです。消防防災施設の充実への主な取り組みについては、消防水利の少ない地域への防火水槽の新設、老朽化した消火栓や防火水槽の修繕、消防団格納庫の修繕に係る補助金の交付など、地域防災力・消防力の向上のため取り組んでおります。

次に、自主防災組織の活性化とはどのような取り組みかについてお答えいたします。

大規模災害時など、市や関係機関でできることには限りがあるため、災害に関する予防や対応を地域ぐるみで組織的に行っていく自主防災組織は、特に重要であると考えております。水俣市ではほぼ全域に自主防災組織が組織されており、おのこの自主防災組織で活動が行われています。

一昨日の高岡議員の御質問にもお答えしましたとおり、活発に活動を実施している組織と、余り活動が行われていない自主防災組織があるため、活動が停滞している組織の活性化を含めて、全体的な底上げが必要であると考えております。

そこで、今年度は自主防災組織の代表者へ連絡体制、活動状況の調査依頼を初め自主防災組織リーダー向けハンドブックの配付、当該ハンドブックを利用した防災担当者による出前講座、梅雨前の自主防災組織への伝達訓練などを実施いたします。また、市主催の自主防災組織リーダー研修会や、熊本県が実施する火の国防災塾への参加によるリーダーの育成、地域内での危険箇所の把握及び地域防災マップの作成を促進するための地域防災マップ看板設置などを実施いたします。さらに、防災資機材等の購入、防災活動の実施、防災士の育成などへの補助制度を創設し、自主防災組織の活性化に向けて取り組んでいきたいとも考えております。

○議長（真野頼隆君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 それでは、2回目の質問に入ります。

今回の視察によって、自然災害を未然に防ぐためにはどんなに堅固な人工構造物をこしらえても、自然の驚異の前には限界があるということを痛切に感じました。備えあれば憂いなしということわざは、事、自然災害に関しては当てはまらなないと、それが今回私が学んだ教訓です。

しかし、そうはいつでも自治体としては、その被害を最小限に食いとめるための努力を怠ってはなりません。本市に降りかかるであろう災害に優先順位をつけるとすれば、やはり集中豪雨や台風によって引き起こされる土石流や洪水であります。当市も平成15年の土石流災害以降、砂防ダムの建設や河川の堤防のかさ上げなど、国や県と連携して対策を進めていただいていることを評価するものでありますが、一方、住民の防災に対する意識という面では、年々低下しているのではないかと危惧しております。

何度も津波の襲来を経験した岩手三陸沿岸地域では、津波てんでんこという津波防災伝承があります。津波が来たら、とるものもとりにあえず、肉親にも構わずに、各自てんでんばらばらに一人で高台へ逃げろと。自分の命は自分で守れということだと思いますけれども、また、この言い伝えの中には、自分自身は助かり、他人を助けられなかったとしても、それを非難してはならないという不文律にもなっているようであります。本市もこれに倣って、市民の意識の中に、災害から身を守るために、行政からの指示を待つのではなく、みずから率先して避難するという意識を植えつけていくことも重要であると考えます。

そこで、以下質問いたします。

①、教育の現場で、地震や火災を想定した避難訓練以外に、集中豪雨や土石流災害を想定した訓練を取り入れるお考えはないかお聞きします。これは、昨年の市長のコラムの中にもありました、釜石の奇跡というのを書いておられました。学校の教育の中で、そういった防災訓練が、どれほど奇跡的にああいう子どもたち全員が助かるという事態を招いたかということをお考えれば、教育現場でもそれに想定した、今までのありきたりな地震や、いすに隠れるであるとか、運動場に集まるといった避難訓練、それよりももっと踏み込んだ対策をとっておればいいのではないかとこの考えからです。

②、自主防災組織が形骸化しているのではないかという懸念があるが、本市がみずから出前講座を計画的に実施し、市民の防災意識を高めるお考えはないかお聞きします。

以上2点です。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

葦浦教育長。

○教育長（葦浦博行君） 済みません、突然でびっくりしましたものですから。

土石流の災害に対する、やっぱり防災上の予防あるいは訓練というのは学校でもやるべきじゃないかということだと思いますけれども、学校においても災害の計画書というのはつくって、防災の計画書はつくっております。例年、水害とかあるいは火災等に関しての避難訓練というのは、毎回やっておりますけれども、去年から地震のほうもやっているということでございます。ことしどういう避難訓練をやっていくかというようなことを、まだ私も承知しておりませんが、それについては、学校のほうで取り決めるよう、校長会等を通じて伝えていきたい、それもまた聞いていきたいというふうに思っております。

○議長（真野頼隆君） 本山総務企画部長。

○総務企画部長（本山祐二君） 出前講座の実施の件についてでございますけれども、今現在もやらせていただいておりますが、やはり自主防災組織の活動というのは非常に重要だと考えております。特に自助、共助、公助とありますけれども、共助の分まで含めたところに対応をできるだ

け早期にやるということが一番重要だと思いますので、さらに出前講座を各地区でやれるよう、市のほうも積極的にかかわっていきたいと思っております。

○議長（真野頼隆君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 きょう、質問項目が多いですので、出前講座の件に関して一言だけ、各地区、計画的に実施していただくことを要望して終わります。

○議長（真野頼隆君） 次に、本市の情報発信力強化と市民サービス向上について答弁を求めます。
本山総務企画部長。

（総務企画部長 本山祐二君登壇）

○総務企画部長（本山祐二君） 次に、本市の情報発信力強化と市民サービス向上についてお答えいたします。

まず、議会の録画中継配信の必要性をどう思うかとの御質問にお答えいたします。

議員の皆様方におかれましては、市民の意思が市政に反映されるよう、市内各地域で議会報告会を開催されるなど、積極的に活動いただいております。また、本市においては、平成13年4月に情報公開条例を制定し、市民参加による市政の発展等、開かれた市政の実現を進めておりますので、議会の様子を公開発信することは、情報公開を推進する有効な手段の一つであると考えております。

市民の皆様は議会の議論の様子をごらんいただくことで、議会の公平性や透明性が高まり、市の抱える課題を共有することにもつながるので、議会の録画中継配信の必要性はあるものと考えております。

しかし、先行自治体の中には、初期投資と維持費に対し、アクセス数がどれくらい期待できるのかといった、いわゆる費用対効果の問題が出されているところが幾つか見受けられますので、導入については、今後検討してまいりたいと考えております。

次に、フェイスブックやツイッターなどのソーシャルネットワークサービスを使った行政サービスについて、どのような認識をお持ちかについてお答えいたします。

ソーシャルネットワークサービスは、双方向性とリアルタイム性、情報の拡散速度の速さを特徴としたネットワークサービスであり、行政への住民参加を進める有効なツールと認識しております。しかしながら、ソーシャルネットワークサービスはまだ新しい技術でありますので、他自治体の導入事例などを参考に研究していきたいと考えております。

○議長（真野頼隆君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 では、2回目の質問をいたします。

平成22年の9月に、西田議員がこの件に関して質問しておられます。そのときの総務企画部長は、議会情報を広く市民に公開していくという意味においては、その意義はあるのではないかと

と思いますが、相当の初期投資や維持費をかけてもアクセス数や傍聴者数が少なくでは費用対効果が問題となります。市議会においては、現在、議会改革特別委員会を設けられているとお聞きしておりますので、市議会としてその導入の目的、必要性などを十分御議論いただきたいと思っておりますと答弁されております。これを受けて、議会では行政視察先で、他の議場の中継システムを確認したり、議運で議論を重ねたり、議会報告会での市民の声も参考に、開かれた議会を目指し、全議員、異論なく事務局を通じ議会録画中継システムの導入に係る予算を執行部に求めたものであります。残念ながら、二度とも予算要求が認められておりません。

今、いただいた答弁でも、必要性は十分認識されており、議会も導入を求めている。もし、財政的な理由とおっしゃるならば、議会はここ数年で議員定数削減や報酬の10%カットなど身を切る努力をしております。それらを回して、市民サービス向上のために、もしくは議会の公開のために導入を進められないでしょうか。

次、話題変わりますが、フェイスブックの利点について、私なりに携帯電話さえあれば、どこでもだれでも情報の発信、受信ができ、使い勝手や親しみやすさを生かして、市民からの声を広く聞く機会を設けられるとともに、タイムリーに情報発信を写真つきで行えるため、観光や各種イベント、作業現場の進捗状況など、市民の皆様にもよりわかりやすくお伝えできるほか、防災の面からも聞こえづらい防災無線の補完にも有効に活用できるものと思っております。

例えば、佐賀県の武雄市の取り組みは、先日、NHKの朝のニュースの特集でも取り上げられましたけれども、ごらんになっておりますでしょうか。道路ののり面が崩れている現場を発見した職員が、即座に写真つきで情報をアップし、その現場の片側通行規制を即座に行った例であるとか、また、米子市では市の広報にツイッターやフェイスブックを活用して、米子市のゆるキャラ、ネギ太というそうですが、これはメディアにもたびたび取り上げられ、その認知度を高めております。公共機関が積極的に活用し、住民の声を拾い上げ、住民向けのサービスに反映していく取り組みが今後期待されているところです。

そこで、以下2点質問いたします。

①、議会録画・中継システムの導入を議会が要求していることを市長は御存じか。また、なぜ導入を見送られたのかお聞きします。

②、フェイスブックなどのソーシャルネットワークサービスを行政サービスとして導入するお考えはないかお聞きします。

以上です。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

本山総務企画部長。

○総務企画部長（本山祐二君） 今、システムの導入を見送った理由ということでございますけれ

ども、これにつきましては、先ほど22年9月議会での費用ということがございました。これについては、十分、今、その当時と金額も変わってきておりますので、そういう面では改善されているのかなというのは理解いたしております。しかしながら、今年度当初予算の段階で要求いただいたわけですが、実は、予算書を見ていただいたらわかると思いますけれども、貯金であります財政調整基金ですね、あれを約5億以上取り崩すという、近年ないような非常に厳しい状況でございました。そのような状況の中で、一般財源の縮減を図るべく、いろいろな各事業について見直しをさせていただいているところでございます。その中で、当然、検討いただいたということを真摯に受けとめまして、導入については検討いたしたところでございますけれども、例えば生中継と録画ということになろうかと思いますが、生中継の場合はそれでいいかもしれませんが、録画の場合はどのような編集作業が必要になるのかとか、いろいろその辺をもう少し詰めたいというようなことでございましたので、今回は見送らせていただいたということでございますが、十分議会のほうで総意をいただいたというのは理解しておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

それから、フェイスブック等の導入についてでございますけれども、大変申しわけございません。先ほどと同じように、まだ私も勉強不足でございますので、これは例えば県内でも幾つか、熊本県とか熊本市、宇土市など導入されているということを聞いております。そのような状況をまた確認させていただいて、検討させていただければと思っております。(発言する者あり)

○議長（真野頼隆君） 最初の、じゃあ、質問をもう一回言ってくれる。座ったままでいい。

○谷口明弘君 この議会録画・中継システムの導入を議会が要求しているということは、市長は御存じでしたかと。

○議長（真野頼隆君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 承知していたかということでございますけれども、そのことは十分承知しておりましたし、今、部長がお答えしましたので、そのような方向でひとつ頑張っていきたいと思えます。

○議長（真野頼隆君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 フェイスブックの導入などは、最近導入された自治体がちらほら出始めたということですので、ちょっと前はですよ、各市町村がこうやってホームページを持つという時代も想像もできないような時代もあったわけで、技術革新は日進月歩です。できればこのまちが先んじてそういったサービスを提供するというような、後追いではなく先んじてやるというようなことで、若い者に対して、非常にこのまちは何か元気がいいなという印象を与えると思います。また、職員の中でも独自にそういったホームページのアカウントとられて、水俣市のためにいろんな情報を発信されている方もいらっしゃると思います。当然市民の経営者の方にも、そういったこと

を、もうどんどん取り入れてやっていращゃいます。そういったところですね、できれば、他の自治体に追随する姿ではなく、先に何か先駆けてやるといった姿勢をぜひお見せいただければと思います。

また、議会配信についてですけれども、これは議員にとってももろ刃の剣となるような提案でございます。でも、それをあえて今ここに座っていращやる議員の皆さんはやろうという決断をしたわけですから、ぜひ執行部のほうも前向きに検討していただいて、早急に実現に向けて動いていただきたいと思っております。これも要望で終わります。

○議長（真野頼隆君） 次に、熊本市の政令都市移行と本市の教育について答弁を求めます。

葦浦教育長。

（教育長 葦浦博行君登壇）

○教育長（葦浦博行君） 熊本市の政令都市移行と本市の教育について順次お答えいたします。

まず、今後、政令市採用の教職員と県採用の教職員の処遇及び配属について、これまでと何が変わると聞いているのかとの御質問にお答えいたします。

熊本市は、平成24年4月1日から政令指定都市に移行しました。それに伴い、県から熊本市の小・中学校教職員の任免等の事務がすべて熊本市へ移り、平成25年度から熊本市内の教職員は、熊本市で採用することとなりました。また、人事異動につきましては、今後数年は熊本県と熊本市との間で人事交流が行われますが、将来的には廃止される予定だと聞いております。

次に、教職員の採用方法が変わることによる本市への影響をどのように考えているのかとの御質問にお答えいたします。

現在、小・中学校の全教職員数の約3分の1が熊本市の教職員となっており、今後、熊本県の採用や人事異動に多少の影響が出るのが予想されます。現状といたしましては、今年度実施される教員採用試験の募集定員は、熊本市が約60名、熊本県が約200名になっており、平均競争率については、近日中に公開される予定ですが、教員数の割合から判断いたしますと、熊本市、熊本県に大きな差はないのではないかと考えております。

また、教職員を目指す若者には、自分が生まれ育ったふるさとの地で教師となり、出身地の教育振興に尽力したいという地元志向の者も多いと思っておりますので、教職員の応募等に大きな影響はないのではないかと考えております。

○議長（真野頼隆君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 では、2回目の質問をいたします。

ただいま教育長からの御答弁の中を聞いておりますと、特に問題はないのではないかとというようなことと理解いたしましたが、私は考えが違って、ちょっと不安がございます。熊本県内で教員を目指す学生は、今後、まず熊本市採用を目指し、それを断念した学生が県採用に流れると

いった現象は起きないでしょうか。それは、長い目で見ると県内の教育の質に格差が生じることになりはしないでしょうか。確かに移行期間があるので、すぐに問題は起きないでしょうが、自分の地元の教育に貢献したいと志高く、最初から県採用を目指す学生も今後はいるでしょう。おっしゃるとおりいるでしょう。それでも、水俣市出身者ばかりで地元の公立小・中学校の教員をカバーすることは、現状不可能です。また、先日新聞でも報道されていますが、県PTA連合会から、熊本市PTA連合会の脱退という事態も発生しております。これにはさまざまな問題をはらんでおります。熊本市の政令都市移行が地方にもたらす影響が、教育現場に及び始めていると感じるのです。

教育とは、結果を判断するのに時間がかかり、評価も難しいですが、今を生きる大人の責任として、気がついたら熊本市と教育の面で格差が生じていたでは、将来水俣で学ぶ子どもたちに無責任であります。そこで、環境学習の教育特区をとるなど、大胆な施策を打ち出して、先生方にも水俣で教えたいと思われる環境整備を進めるべきと考えております。

そこで、以下2点質問いたします。

①、今後優秀な教員の確保にどのように取り組んでいかれるおつもりかお尋ねします。

②、これは前の川上議員の質問にもありましたけれども、部活動の指導に関して、民間から指導者を積極的に起用して先生方の負担を軽減し、水俣市で教員になりたいという先生をふやしたいというお考えはないかお尋ねいたします。

以上です。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

葦浦教育長。

○教育長（葦浦博行君） 2問ありましたけど、第1問目は、地元で優秀な人材をどのように確保するのかということだったと思いますけれども、市の教育委員会というのは、全く採用権限も人事権もないということで、実は他力本願な今状況でございます。その中で、優秀な人材をどのように確保していくのかということでございますけれども、来た人材を生かすしかないというのが、今現状です。ですから、現状を見てもみますと、それじゃあ、優秀でない先生方が多いのかというと、そうじゃなくて、水俣の先生方は非常に実は優秀でございます。水俣が好きで、そのまま地元に残られる先生方も多くいらっしゃいます。うちの市長を筆頭に、たくさん実際いらっしゃるわけなんですけれども、本当にそういう意味でいけば、私はそんなに心配はしていないというふうに思っております。

特に、やはり教職につく人というのは、やっぱり自分は立派な先生になろうと思って教職に通常つくわけですが、そういう意味では教員の資質は非常にもともと高いものがあるというふうに思うんですね。ですけれども、なぜそういう差ができていくのかということをよく考えた

ときに、やはり、今の例えば制度なり、あるいは地域の魅力なり、あるいは先生に対する理解度が地域で低くなるという、やっぱり魅力がなくなるので、意欲も衰えてくるということになるかと思うんです。水俣市の場合は、学校をしっかり支えていこうという、やっぱり地域性がありまして、それが今機能しているのかなと思います。私どもも、今、例えばコミュニティスクールとか、学校支援の地域本部事業というのがございまして、それは文科省の補助事業なんですけれども、それぞれ2校ずつ指定をして、学校開放をやって、地域で学校を支えていこう、学校の魅力を上げていこうと。やっぱりそういうことをやっていくことで、先生方に水俣に残っていただく、そういう水俣に住みたいなと思ってもらうことが、まず、いい先生を、いい人材を獲得するすべじゃないかなというふうに私は思っております。

それから、2番目の質問で、部活動に民間の方々を活用したらどうか、それでさっきありましたように、多忙感を減らしていくということも努力すべきじゃないかというふうに私は受け取りましたけれども、非常にそれはいい案だというふうに思っております。今、学校の先生方の要望とかも聞いてみますと、そういう要望も実はございます。

やはり子どもと向き合う時間というのは、実は部活だけじゃなくて、ほかの子どもたちにもやっぱり向き合わないといけない。そういう時間が足りないという部分は当然ございますので、そういう考え方もあっていいのかなというふうに思います。ただ、現状では、例えば、部活については、教育の一端を担っているということを考えていけば、いろんな責任の問題、危険の問題も出てまいります。その辺をどうやってクリアしていくかという問題もございますので、それは教員仲間でも、私たちの中でもぜひ協議して、いい知恵を出して、ちょっと方向性を議論してみたいなというふうに思っております。

○議長（真野頼隆君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 今、御答弁いただいて、私もそういったふうに取り組んでいただければ、先生たちも水俣にますます、その学校ボランティアであるとか、PTAの方々が集まって学校のサポートをされていると。高校でもしっかり水俣高校のサポート、そういったものをされておまして、非常に教員にとっては、水俣には、徐々にですが、魅力を感じていただける活動、取り組みをなされているなと思っております。いかんせん、学校はどんどん減りまして、教員の数も減っていつているこの地区でありまして、先生方も交通の便もどんどんよくなり、遠くに住みながら車で通われたり、新幹線で通われたりというような状況にもなっております。そういった部分は、ひいては経済的な活動にも、水俣市の経済的な活動にも影響を及ぼすわけで、このまちに優秀な人材、先生が住みたいと思うような、そういう施策に積極的に取り組んでもらいたいと思うところでございます。

この3日間、ずっと葦浦教育長は引っ張りだこでお疲れでしょうから、この水俣に優秀な先生

を集めるアイデアという部分で、ぜひ教職にあられました次長のほうのアイデアなどもお聞きできたらと思ひまして、3回目の質問といたします。

○議長（真野頼隆君） 浦下教育次長。

○教育次長（浦下 治君） 御指名いただきましてありがとうございます。

今、教育長からいろいろありましたけれども、やはり優秀な人材を確保するためには、水俣市で研修をやはり充実させるということと、それから地域で今子どもを育てておりますけれども、地域で教員をやっぱり育てることが大事だと思います。したがって、教育長からありましたコミュニティスクールあたりをどんどん将来的には広げて、地域で子どもを育て、地域で先生方を育て、そして、学校を中心に地域づくりをまた発展していくというような、そういった仕掛けが大事じゃないかなというふうに思います。

私もよそから来た人間で、水俣に根づいたんですけれども、やはり水俣が魅力あったから、水俣に残ったんですが、水俣は自然環境豊かで、医療福祉も非常に充実しております。教育面でも非常に子育てがしやすいまちで、交通の便もいいです。そういった条件を満たしているので、私も水俣に住み着いたんですけれども、あと水俣でいい出会いがあれば、非常に優秀な先生たちも残る率が高くなるんじゃないかなと思います。

そういったところで、まちづくり、それから教員の人材育成ですね、総合的に絡むと思いますが、さっき言いましたように、コミュニティスクールで特色のある学校、それから地域に開かれた学校を進めることが、いい人材育成につながるんじゃないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（真野頼隆君） 次に、観光振興について答弁を求めます。

厚地産業建設部長。

（産業建設部長 厚地昭仁君登壇）

○産業建設部長（厚地昭仁君） 次に、観光振興についての御質問に順次お答えいたします。

まず、湯の児海と夕やけの経営状況はどのような状況かの御質問についてお答えします。

湯の児海と夕やけ様にオープンした昨年11月から現在までの宿泊と日帰りの予約状況をお聞きしました。その結果、宿泊者につきましては、11月が835人、12月が498人、1月が647人、2月が706人、3月が1,066人、4月が1,192人、5月が1,490人、日帰り客につきましては、11月が508人、12月が725人、1月が262人、2月が132人、3月が535人、4月が877人、5月が949人となっており、オープン当初の時期と現在の状況を比較してみますと、約2倍弱のお客様の入り込みとなっているということでございまして、特に4月、5月は好調だったとのことでありまして、順調に推移していると思われます。

次に、湯の鶴にオープンする観光物産館と今後の市のかかわり方についてどう考えているかとの御質問にお答えします。

これまでの答弁でも申し上げましたとおり、議会へ指定管理者の議案を上程していたにもかかわらず、突然辞退届が提出されました。今後は地元の期待も高いことから、空白期間をできるだけ短く抑え、早期オープンに向け努めてまいりたいと考えております。今後新たな指定管理者が決定し、オープンできたなら、市としても観光PRや観光物産館の情報発信に積極的に努めたいと考えています。

次に、観光振興団体や各種団体が開催するイベントと、本市の支援に関する取り組みについてどう考えているかについてお答えします。

水俣市では、これまでエコパーク水俣バラ園でローズフェスタを実施するローズフェスタ実行委員会、みなまた未来コンサートの地元受け入れの実施主体となるみなまた未来コンサート実行委員会など、観光客の入り込み増につながるものに補助金を支出しているほか、人的な支援も行ってきているところです。

また、平成19年度には、水俣市交流促進奨励金を新たに設け、市内の観光振興や経済発展に効果が見込まれる各種イベント等の誘致により、本市の交流促進に寄与したイベントの主催者に対し、延べ宿泊者数に応じた奨励金による支援を行っております。今後もこのような各種団体からの御相談を受けながら、資金や人的支援も含めて、イベント等の誘致による本市の経済活性化のために支援を行っていきたいと考えております。

次に、さくらマラソンを復活させる考えはないかについての御質問にお答えします。

さくらマラソンにつきましては、以前、桜の花が咲く4月ごろに、湯の児・湯の鶴温泉で毎年交代で実施しておりましたが、平成12年度の大会を最後に廃止されております。

廃止された理由としましては、同時期に近隣市町でも、類似のマラソン大会が開催されるようになり参加者が減少したこと、実施に当たっては多額の運営費が必要なこと、道路警備などに多数のスタッフが必要なこと、宿泊客の増加に結びつかなかったことなど多くの課題があり、その結果廃止になったと聞いております。

今般、議員御質問のとおり、水俣市陸上競技協会からさくらマラソン大会復活を求める要望書が市長に提出されましたので、可能性について、陸上競技協会や教育委員会と協議したいと考えております。

以上です。

○議長（真野頼隆君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 湯の児海と夕やけ、または湯の鶴の物産館につきましては、市民の税金が多額に投入されているということで、市民も関心が高い、我々議員も関心が高いと。引き続き、この両温

泉街の観光振興に関して、我々議員も知恵を絞りながら努力したいと考えておりますので、この件に関しては、きのう、おとといと十分議論尽くされましたので、きょうは私はほかの部分に関して質問をいたします。

まず1点目ですが、先日行われたみなまた未来コンサート、港フェスティバル、物産展の日に市内の小・中学校で運動会が開催されました。フェスティバル関係者からは、市を挙げて取り組んでいる一大イベントに学校の運動会が重なると、多少なりとも観客の動員に影響が出るのではないかという懸念する声を聞きました。このイベントの日程について、関係各課で事前に日程調整を図るなどということは行われておりますかということを質問いたします。

2点目、来年、商工会議所青年部の会長研修大会が実施され、全国の若手経営者が多数この地を訪れます。過去の実施自治体では、補助金をつけてこの大会の支援をしております。来年度の話ではありますが、商工会議所から要請があった場合、本市に適用可能な補助金の制度はあるのかをお聞きします。

3点目、東京マラソンや熊本城マラソンなど、今、世の中は空前のマラソンブームであります。さくらマラソンは平成12年が最後の大会で、そのまま継続しておれば、ことして33回を数える由緒ある大会になったであろうと思われます。ただ単に流行に乗ってマラソン復活では、話題性に乏しいでしょうから、全国海づくり大会を記念して復活させるであるとか、車いすマラソンの部を設けるとか、湯の児で開催の桜まつりと合同開催して相乗効果をねらうなど、やり方はいろいろあると思います。主催を水俣市、主管を水俣市陸上競技協会とすることで、各種団体にボランティアとしての協力を呼びかけやすくなると思います。議長席からも真野議長が熱いまなざしを私に送っておりますので、ここまでおぜん立てがそろっている状況で、あとは市のやる気の問題であると思っております。

最後に、この件に関しまして、市長がマラソン復活に関してどのようなお気持ちかをお聞かせください。

以上です。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

厚地産業建設部長。

○産業建設部長（厚地昭仁君） まず、未来コンサートにつきまして、関係各課で日程調整を行ったのかというような御質問でございました。このみなまた未来コンサートにつきましては、主催者が熊本放送でございます関係上、RKKが主催者です。これは出演者等の事前の予約といえますか、それが結構早い時期から予約をしなければならないということで、ある程度、日程につきましては、主催者のほうである程度仮置きで日程を決めております。その上で、日程を最終的に地元の実行委員会と調整しまして決定をしておりますが、決定した結果につきましては、毎年、

水俣市が実施します行事等につきましては、年度末に関係各課に問い合わせ、広報みなまの4月1日号でイベント・スポーツ・行事予定ということで、全市民に周知をしているような状況でございます。ですので、そういうようなものを参考にいただきながら、ぜひそういう日程につきましては、検討をしていただければというふうに思っているところでございます。

○議長（真野頼隆君） ちょっと待ってください。今のはちょっと質問と答弁がかみ合ってません。イベントの日程の調整をちゃんと各課で検討をしたのかって、そういうことを尋ねているわけですから、ちゃんと教えてください。

（聴取不能）

○議長（真野頼隆君） 続けてください。

○産業建設部長（厚地昭仁君） イベントの主催者はRKKでございますので、主催日程はRKKが地元の実行委員会と協議して決定いたします。その上で、そういった日程につきましては、広報みなま4月1日号で、イベント・スポーツ・行事予定というものでお知らせしますので、これを踏まえてほかの団体は、じゃあ、この日程はやめようとか、そういうふうに各主催者のほうで検討していただくと、そういうような形が望ましいのではないかとということでございます。

続きまして、先ほど話がありました商工会議所につきましてはの御質問でございます。そういった助成制度があるかというようなお話でございます。日本商工会議所青年部の第31回の全国会長研修会、これにつきましてはですけれども、昨年5月に水俣商工会議所青年部の会長のほうからお話がありまして、6月に開催候補地視察があり、そこに商工観光振興課の職員も同行して、会場予定地となっております文化会館やもやい館、市の総合体育館等を回っております。その際に、各施設の利用につきましても、市もできる限り協力していくということでお話しさせていただいているところです。

その後、ことしの3月に、事務局を務めます水俣商工会議所の担当者より、市の補助金の活用につきまして御相談がございました。ただ、この段階では研修会全体の予算等がまだ決定されていないというようなお話でありまして、具体的な金額の提示はございませんでした。今後、詳細な事業計画ができ上がった段階で、改めて市に御相談いただくということで、両方ともそういう認識であります。

市といたしましては、ほかの今まで開催された市の状況等も参考にしながら、例年、商工会議所に商工会議所事業費補助金というのが交付しておりますけれども、それに上乗せする形ができないかということで検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（真野頼隆君） 田上副市長。

○副市長（田上和俊君） 今のイベントの関係の調整ですけど、ちょっと補足させていただきま

す。まず年度当初にそれぞれの各課からイベントの情報というか、いつ何が予定されているかというのを集約します。その中で、日程が調整できるものは調整して行って、ただ、今回、コンサートの件については、なかなか日程が動かせなく、先ほど厚地部長が申しましたとおり、出演者の関係等もございまして、日程が動かせなかったということでございますけれども、基本的には全課持ち寄った日程調整というのは、担当課も含めて随時行っているところです。

以上です。

○議長（真野頼隆君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） さくらマラソンのことについてどうかということでございますけれども、私も以前、真野議長がその席からさくらマラソンをぜひやれということで提案がございまして、役所のほうでもいろいろこういうのがあります、こういうのがありますといったら、真野議長のほうが、やる気はなかっただろというような、その言葉が大変今耳についているわけでございまして、そういう言いわけは今回もう避けなければならないと思います。来年度は豊かな海づくりもありますし、水銀会議もございますし、それから、今言われました全国の会長会も予定されております。そういったものも、もちろんあるんですけれども、ただ、さくらマラソンとなりますと、1月から4月の間に水俣市で今やっておりますのは、通例でやっておりますのが未来コンサートもございますし、また市民駅伝大会もたしか1月から4月の間の中にあるんじゃないかなと思っております。その中で、今、議員から非常に具体的な御提案もいただきましたので、そういうものも含めまして検討させていただきたいと思っております。

○議長（真野頼隆君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 副市長の補足説明でようやくわかりましたけれども、要は、きのうちちょっとこの件で、葦浦教育長と話をしたところなんです、小学校の運動会は今後5月の開催というのが広まっていくんじゃないかというような話をしたところでした。

私、小さいころ、祖父に手を引っ張られながら、百間にとまっておる自衛隊の艦船を、二人で見にいったという記憶がありまして、もう今も鮮明に覚えております。非常にこの港まつりというのは、このまちを挙げての、もしくは商工会議所の関係団体、一生懸命取り組んでいらっしゃるお祭りです、そこにやはり子どもやらが行くと、一生に残る思い出なども残るんですよね。それがまた、ひいてはこの水俣のあの祭りはよかったねというような思いが、このまちに大人になって帰ってきたい、住みたいという思いもつながるわけで、運動会でまた思い出づくりというのも非常に大事です。これをどちらを選ぶかというのを、我々子どもたちに選択させるのではなく、ぜひ行政のほうもしっかりと、そのイベントのそれぞれの重要性を重視していただいて、優先順位をつけるという、難しいかもしれませんが、でも、やはり、このイベントは水俣市では非常に重視するイベントではないかと思っております。運動会もそうですけれども、そこら辺の調

整というのは、やはり横の連携で、厚地部長の説明だと、何か市民のほうをどちらに行くか決めてくれってというようなふうに理解してしまったんですが、副市長の説明でわかりました。一応、調整はされているということですが、もうちょっとその調整の度合いを市民レベルというか、市民の感覚に合った調整をしていただければと思います。

時間ありませんので、これで終わります。

○議長（真野頼隆君） 以上で、谷口明弘議員の質問は終わりました。

この際、昼食のため、午後1時30分まで休憩します。

午前11時52分 休憩

午後1時28分 開議

○議長（真野頼隆君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、牧下恭之議員に許します。

（牧下恭之君登壇）

○牧下恭之君 皆様こんにちは。

公明党の牧下でございます。

簡潔な早足の答弁を期待しまして、通告に従い、順次質問いたします。

3.11東日本大震災から1年3カ月が過ぎました。私たちは改めて自然の猛威の恐ろしさを思いとどめながら、多くの犠牲を決して無駄にしないために、災害に強い地域づくりへの誓いを新たにしていきたいと思います。東日本大震災での犠牲者は、9割以上が水死です。多くの人が結果として津波から逃げ切れなかった事実を重く受けとめなければなりません。

また、東日本大震災では、学校施設は多くの被災者を受け入れ、防災拠点としての機能を発揮しましたが、通信が途絶えるなど、陸の孤島化するケースがあったほか、備蓄の食料や毛布が不足するなど課題も指摘されています。

こうしたことを受け、国の新年度予算では、学校施設の耐震化、防災機能の強化などに1,209億円が用意されています。いずれにしても、災害への対応を行政任せにすることなく、防災に対する国民の意識を向上というよりも変化・変革させることも必要です。そのための自主防災組織のあり方、学校現場での防災教育も見直さなければなりません。行政の想定を超える災害は必ず起こる、そう認識した上で、実際に起こったときに自分で状況を判断し、行動することができる力を一人一人が身につけなければなりません。

そこでお尋ねいたします。

①、水俣市は災害に負けない防災対策にどのように取り組み、何がどこまでできているのか。

②、災害の種類による適切な避難場所は決定したのか。

- ③、民間建築物の耐震改修支援事業はどうなっているのか。
- ④、災害時の災害弱者、要援護者の避難支援個別計画システムはできたのか。
- ⑤、学校の防災機能、避難所機能の強化についての具体的な取り組みはどのようなのか。
- ⑥、学校施設の非構造部材の点検及び対策の実施はどうなっているか。
- ⑦、文科省は「実践的防災教育総合支援事業」において、全国から約1,000校のモデル校を募りました。応募したのかお尋ねいたします。

次に、2、空き家・廃屋対策について。

この問題については、昨年3月議会で質問、提案をしました。全国的にも少子高齢化、核家族化、過疎化など人口減少が進む中、空き家がふえています。総務省住宅・土地統計調査によると、2003年に659万戸だった全国の空き家は、5年間で97万戸増加し、756万戸となっています。総戸数に占める空き家率も12.2%から13.1%に上昇しています。水俣市でもこの統計に準じた傾向にあると思います。私が住む大戸口を見ても、69世帯のうち空き家状態の住宅が5軒ある状態であります。空き家・廃屋は増加傾向にあり、火災や自然倒壊の危険、台風や強風による災害、ごみの不法投棄、不審者・非行少年のたまり場になりやすい防犯上の問題、シロアリの繁殖地になるなど衛生上の問題、周辺地域の景観上の悪影響等の問題があります。しかしながら、市民や地域からたくさんの苦情があっても、持ち主に連絡をすることしかできない。連絡がとれればいいほうで、大半は連絡が簡単にとれない状況であります。対策を立てないと、このままでは人命に危険が及びます。市民の安全・安心を守り、安全な地域を築くために、以下質問します。

- ①、空き家の活用・廃屋の解体への対策を考えるために、空き家の実態調査はできたのか。
- ②、市民や地域から空き家等の相談・苦情は市役所のどこの課に行ったらいいのかわかりません。空き家対策総合窓口の設置はどうなったのか。
- ③、最近、自治体の中では、所有者に対し一歩踏み込んだ働きかけを行う動きも始まっています。空き家の所有者に管理を求めたり、撤去を命令したりする空き家対策条例を16都道府県の31自治体が制定しており、条例化の動きが加速しています。空き家の適正管理に関する条例はどうなったのか。
- ④、国からの支援制度の活用を視野に入れた本市独自の助成制度はどうなったのか。
- ⑤、空き家の活用のための建物に関するアンケートの実施についてお尋ねいたします。

次に、3、通学路の安全対策について。

4月23日には、京都府亀岡市で集団登校中の児童ら10人が軽乗用車にはねられ死傷した事故が起きました。亡くなられた3人のうちの2人は幼い学童であり、もう1人は2週間ほど前に入学した長女の登校に付き添い、事故に巻き込まれて亡くなった若いお母さんが妊娠中だったことが、一層悲しみと衝撃を誘いました。

逮捕された運転手の少年は無免許で、一晩じゅう仲間の少年らと車を乗り回したあげく、居眠りをして突っ込んだようです。しかも、少年は無免許運転を以前から繰り返していたといえます。

また、千葉県館山市でも、4月27日朝、遠方の学校に通うため、停留所で路線バスを待っていた子どもたちに軽乗用車が突っ込んできて、小学1年生の男の子が亡くなりました。バス停には児童4人が1列に並び、母親2人が付き添って路線バスを待っていました。

同市では学校の統合が進み、遠距離通学になった児童や生徒に、バス通学に対する補助金を支給しています。館山小は補助金の対象外でしたが、保護者の判断でバス通学が認められ、全校児童の約15%に当たる74人がバス通学をしていました。現場と小学校は約2.8キロの道のりでありました。

また、愛知県岡崎市でも、4月27日の朝、県道交差点で集団登校で横断歩道を渡っていた小学校3年の女兒と5年の男児が、軽ワンボックス車にはねられ、けがをしました。二人が通う小学校では、前日に教員が下校に付き添い、通学路を点検したばかりだったそうであります。

集団登校中の児童が被害に遭う事故は各地でたびたび起き、各学校は対策をとっています。しかし、保護者らの対策にも限界があり、集団登校は事故に遭うと被害者が多数になる懸念もあります。逆にばらばらに登校すると連れ去り被害などの恐れがあり、防犯の観点からは集団登校はやめられないという現状であります。保護者の不安は広がっています。

あすを担う子どもたちが登下校中に悲惨な事故に遭わないことを願って、以下質問します。

①、水俣市における通学途中の事故の実態について。

②、文部科学省、国土交通省、警察庁からの通達で、通学路の点検の実施や対策の検討を初め、通学路の安全確保に関して、教育委員会、道路管理者、警察等の関係機関や保護者、地域住民等の協力も得て、通学路の緊急合同点検を実施することになっていますが、状況はどうかをお尋ねいたします。

次に、4、教育問題について。

まず、(1)、特別支援高等部分教室について。

現在、特別支援教育支援員の配置によって、支援を要する児童・生徒のみならず、学校全体へのさまざまな教育効果がもたらされています。

①、現在、小・中学校において、支援を必要とする児童・生徒数の状況はどうなっているのか。

②、また、中学校を卒業した児童・生徒の進路状況はどうなっているのか。

③、知的障がいの特別支援学校が芦北地域にはなかったために、高等部では生徒は他地域への通学を余儀なくされてきました。昨年、県立芦北高校内に特別支援学校分教室が設置され、車いすを利用する生徒・知的障がいの生徒が通学しております。支援を必要とする子どもたちはたくさんいます。水俣市に特別支援高等部分教室の必要性をどう考えているのかをお尋ねいたします。

④、芦北分教室に通う生徒の状況はさまざまですが、放課後等デイサービスによる放課後送迎はできないのかお尋ねいたします。

次に、(2)、図書館について。

日常的に支援を受けられる知の拠点として重要な役割を果たすのが図書館です。自分の生活や仕事に関心を持っている、持たざるを得ない分野について、そこに行って知的なサポートを得る。こんな本や資料を読めば参考になると、日常的に身近なところでサポートが得られる、それが図書館であると言われております。

図書館には現在、特設コーナーを設置し、おうちで遊ぼうとして昔遊び、手遊び、ゲームなどで遊びの本を集めました。梅雨の時期はおうちで楽しく遊んでみませんかと書かれていました。子どもも大人も興味をひくコーナーであります。研究と努力を感じさせるコーナーであると思います。

知の拠点図書館を目指し、以下質問します。

- ①、図書館情報システムは導入できたのか。
- ②、雑誌スポンサー制度の導入はどうなったのか。
- ③、学童保育を図書館の一室での実施は考えられないか。
- ④、子ども司書認定制度はどうなったのか、お尋ねいたします。

次に、(3)、学校図書館について。

①、学校図書館は児童・生徒の知的活動を推進し、人間形成をはぐくむ上で極めて重要な役割を担っています。学校図書館図書標準の達成を目指すために、文科省は24年度、学校図書館図書整備5カ年計画第4次、約200億円、5年で総額約1,000億円を発表しました。また、住民生活に光をそそぐ事業、23年度300億円、24年度350億円に増額して継続されることになりました。

水俣市の図書標準の達成率は約18%です。いずれも地方交付税での財政措置であり、図書整備に予算化する、しないは、自治体次第であります。日本一の読書のまちづくりを目指す水俣市は、税制措置を図書整備に反映しているのかお尋ねいたします。

②、子どもがみずから学ぶためには、学校図書館に学ぶための本やメディアがそろっていて、子どもの学習を支援する図書司書がきちんといることが絶対に必要であります。現在、司書教諭を配置してありますが、仕事の中心となる図書の選択、受け入れ、購入、目録、分類化、配架、そして貸し出しや相談の仕事ができていますのか。

図書費用は、水俣市は全国に比べて少ないです。したがって、図書の新規受け入れが少なければ、図書にかかわる時間が少なくて済んでいるのではないかと。もちろん辞令を受けた司書教諭の先生方は、そうでない先生方と変わらぬ授業数をこなしながら、図書にかかわる仕事の時間をこじあけるようにして頑張っていると思います。残念ながら、水俣市の子どもたちの読書数は、図

書司書がいる先進地とは雲泥の差があることは間違いありません。

今回初めて、国は学校司書の配置に150億円を予算措置されます。図書司書の配置ができないかお尋ねいたします。

以上で、本壇からの質問を終わります。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 牧下議員の御質問に順次お答えします。

まず、防災対策については私から、空き家・廃屋対策については福祉環境部長から、通学路の安全対策について及び教育問題については教育長から、それぞれお答えいたします。

まず、防災対策について、3.11東日本大震災を教訓に災害に負けない防災対策にどのように取り組み、何がどこまでできているのかについてお答えいたします。

災害に負けない防災対策については、まず、自助、共助が重要であり、本市においては地域における自主防災組織の育成、活性化が最重要課題ととらえ、取り組んでおります。

昨年度においては、自主防災組織に対し、責任者等の連絡先の把握や伝達訓練、アンケート調査やヒアリング、リーダー研修などを実施しました。今年度は昨年度の事業に加え、地域内での危険箇所を把握するために地域防災マップ看板の設置等を実施します。さらに、自主防災組織の活性化に向けて、防災資機材等の購入等、補助制度を創設しました。

市の防災体制としては、県防災情報メールサービスの活用や、NTTドコモエリアメールによる伝達手段を確立しました。また、国土交通省九州地方整備局、滋賀県守山市、長野県飯田市との災害時相互応援協定を締結いたしました。また、災害時要援護者システムの導入、水俣市建築物耐震改修促進計画の策定、海拔シートの設置などを行ったほか、水俣市地域防災計画の見直しを行っております。

今後は、熊本県が実施している地震・津波被害想定調査の結果を受けて、本市における災害対応体制、住民の避難体制、避難場所などの再検討を行っていくほか、原子力災害対策、避難所のあり方、海拔シートなどの住民への意識啓発手法などの検討を行い、その対策をさらに進めていくこととします。

次に、災害の種類による適切な避難場所は決定したのかについてお答えします。

今年度、市管理避難所、地域管理避難所について、土砂災害、洪水、高潮、地震災害の種類に応じ、危険性を4段階にて区分いたしました。災害の種類、程度によっては、安全性が確保できない避難所もあるのが現状です。災害の種類、程度に応じ、安全な避難所に避難していただくのが最善ですが、まずは身近にある避難所を一時的な避難所として使用していただき、必要に応じ

て早目に安全な避難所へ再避難を行うなど、段階的な避難行動をとっていただきたいと思います。

そのためにはまず、これらのことについて広く知っていただくことが重要ですので、自治会長会や自主防災組織活動、市報、水俣市ホームページ、地域での講話などを通して周知を図ってきたいと考えております。

次に、民間建築物の耐震改修支援事業についての御質問にお答えします。

住宅の耐震化の促進につきましては、市民にとって身近な住宅を耐震化することで、生命や財産を保護し、地域の防災機能を高めることに大きく貢献することから、重要な施策と考えております。

このようなことから、本市におきましては、平成24年3月に水俣市建築物耐震改修促進計画を策定し、市内の建築物の耐震診断及び耐震改修を計画的かつ総合的に促進するための方法や、基本的な枠組みを定めたところです。

今後、建築物の耐震診断及び耐震改修工事に係る費用の助成制度の創設について検討したいと考えております。

次に、避難時の災害弱者（要援護者）の避難支援個別計画システムはできたのかについてお答えします。

御質問の災害時要援護者避難支援個別計画の電算システムにつきましては、本年3月に構築し、最新の情報での援護が必要な対象者の把握ができるようになりました。しかし、実際の運用につきましては、これからであります。災害時に活用していくためには、高齢者を初めとする災害時要援護者を登録し、個別の支援計画をつくる必要があります。そのため、今議会に補正予算を計上させていただいております。熊本県の地域支え合い体制づくり事業の補助を活用し、地域の民生委員さんや自主防災組織等との協力・連携を図りながら、また個人情報の問題にも配慮しながら、災害時における要援護者を中心とした地域住民に対する支援体制を構築してまいりたいと考えております。

次に、学校の防災機能、避難所機能の強化についての具体的な取り組みはどのようなのかについてお答えします。

東日本大震災時においては、学校施設の体育館、校舎、グラウンドなどが避難場所として活用されており、大規模災害発生時は、多数の避難者が避難できる学校施設は有効であると考えております。

しかしながら、平素は教育の場であることから、避難所としての非常電源や飲食料の備蓄、最低限の生活用品などを保管する倉庫や管理などの課題もあります。現在は具体的な取り組みは行っておりませんが、学校施設における避難所のあり方については、今後関係者などと協議を行い、検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、学校施設の非構造部材の点検及び対策の実施についての御質問にお答えします。

学校施設における天井材や照明器具等の非構造部材の点検につきましては、今年度中に実施する予定としております。点検の結果を見て対策を考えたいと思います。

次に、実践的防災教育総合支援事業に応募したのかとの質問にお答えします。

本事業は、東日本大震災における教訓を踏まえ、学校における実践的な防災教育の充実を図るため、文部科学省の委託を受けて熊本県が実施するものです。事業の委託要項では、複数の学校が参加し、実践的な取り組みをする地域を、県がモデル地域として指定することができることとなっています。

今回は、各市町村へのモデル地域の募集通知等はなく、県が該当地域をモデル地域として選定し、その中に水俣市は含まれていませんでしたので、応募はいたしておりません。

○議長（真野頼隆君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 巨大津波が壊滅的な被害をもたらした東日本大震災での教訓を生かして、住民への情報伝達や避難者の把握などについて、さまざまな課題が突きつけられております。水俣市が今契約しておりますドコモ緊急速報メールは、震災前の48自治体から966自治体にふえております。豊橋市では、市内一斉通信用防災無線での放送が聞こえづらいという反省から、地元のFMラジオ局を通じて、災害時に緊急情報が伝達できるように、自動起動可能な防災ラジオの一般家庭の普及を今図っております。毎年1,000台で、5年間で5,000台であります。

東京都では、災害拠点施設に衛星電話の整備を盛り込んでおります。

①、緊急速報メールは、au・ソフトバンクも自治体との防災協定を希望しております。自治体からの要請がなければ運用できません。要請したのか、また最新の情報を住民に伝える手段とその強化策の考えはないのか、お尋ねをいたします。

住民に津波からの避難を促す情報が伝わったとしても、実際に行動に移すかどうかは住民の判断になります。東日本大震災では、被災3県の沿岸地域の被災者の避難行動を調査した結果によれば、すぐには避難せずに、何らかの用事をしていた人が4割以上に上ったという深刻な数字があります。住民の意識を変えていくことや、迅速な安否確認体制を構築するなど、避難しやすい仕組みづくりが必要だと思います。

②、どの種類の災害にも安全な避難場所はあるのかお尋ねをいたします。

③、一方、自分や家族の体が不自由などの理由で、すぐに避難が難しい人への支援体制も重要です。障がい者や高齢者などの災害弱者に対して、地元自治体と地域が一体となって、事前に支援体制を組み立てておくことがポイントになります。災害弱者への支援体制は早急に必要であると思いますが、いかがかお尋ねいたします。

④、水俣市が耐震診断補助制度を設けていないので、民間の方々は、国・県からの補助が受け

られません。早急に制度の設置をすべきだと思いますが、いかがお尋ねいたします。

⑤、非構造部材の点検においては、東日本大震災時に避難所となった学校施設の甚大な被害で児童・生徒が大けがをする事故がありました。地域の避難所となる学校施設は、児童・生徒だけでなく、地域住民の命を守る地域の防災拠点です。その安全性の確保、防災機能の強化は待ったなしの課題であります。

文部科学省から昨年の3月11日後、また、ことしの4月26日にも点検対策を進めるよう通知をされております。国も東日本大震災の防災対策に力を入れており、平成24年度予算では、公立学校施設の非構造部材の耐震対策に係る財政支援制度が拡充され、自治体の実質的な負担が少なくて済むことになりました。

この機会を活用して、耐震点検結果、緊急時に対策を講ずべきものについては、国の今年度の予算を活用して速やかな対応が必要だと思いますが、いかがお尋ねをいたします。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず、第1点でございますけれども、第1点はエリアメールについて、ドコモ以外のauやソフトバンクの要請はしたのかということだったと思いますが、auやソフトバンクについても、NTTドコモと同様にエリアメールの導入の費用は無料だということでございます。しかし、エリアメールの配信は、職員が手作業で配信する必要があると。それから、配信できるパソコンの端末が1台しかないということですので、即座の対応が難しいため、現在は導入していないということでございます。

それから、2つ目は、どの種類の災害にも対応できる避難所はあるのかということだと思います。ちょっとこれは調べましたので、想定を超える災害が発生した場合は100%の安全ということとは言い切れませんが、ちょっと避難所の中でより安全が確保できる施設として、ちょっと紹介をさせていただきますと、市管理の避難所ではもやい館、それから葛彩館、総合体育館、愛林館、それから水俣高校の第二体育館、旧第三中学校体育館、水東小学校の体育館、おれんじ館、はぜのき館の7カ所でございます。地域管理避難所では、7区の公民館、集・川原公民館、それから葛渡の集会所、月浦公民館、それから出月公民館、それから八ノ窪公民館、グリーンコープほのぼの水俣、それから日当野公民館の9カ所がございます。

このほかに、2階以上の施設のあります武道館、それから公民館、それから公民館分館などがありまして、高いところに避難するということで、安全性が確保する避難所もあるということでございます。

それから、3つ目でございますが、災害弱者の体制を整えるべきと思うがどうかということと思います。この件につきましては、地域の民生委員さん、あるいは自主防災組織との協力・連携

を図りながら、要援護者の登録を受け付けて、個別の支援方法、支援者の把握、それから避難方法等の調査を、個人情報の問題にも配慮しながら整理をしなければならないと思っております。少し時間がかかるかもしれませんが、できるだけ早い時期に整備をしていかなければならないと考えております。

次に、最新の情報を伝える手段として、何かほかに手段は考えてないかということでございますけれども、現在のところ、新たな情報伝達手段についての導入の予定はないというのが現状でございます。引き続き、現状の伝達手段をより確実なものとするために、情報の伝達を図って行っていきたいと思っております。

○議長（真野頼隆君） 葦浦教育長。

○教育長（葦浦博行君） 学校施設等に係る防災対策のハード部分の整備ということで、天井とか窓とか、あるいは照明等の非構造部材について、文科省のほうもこれの耐震化をやっていききたいという方針を決めておりますので、我々もそれに沿っていろんな調査をして、準備を整えていきたいなというふうに思っております。

○議長（真野頼隆君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 緊急速報メールで a u、ソフトバンクは考えてないというふうな答弁でありましたけれども、やっぱりドコモだけを持っている人だけじゃありませんので、ぜひ a u、ソフトバンク等も、こっちから要請すれば、契約すればできますので、よろしくお願いしたいと思います。

安全な避難場所というのは、明確にわかりませんでした。何とか安全な避難場所というのも明確にして、周知をしていただきたいというふうに思っております。

釜石市の津波防災計画の基本になった片田教授の、避難の三原則、ハザードマップを信じるな、自分の命を守るために最善を尽くせ、自分から率先して避難する、市内の小・中学生のほぼ全員に当たる約3,000名の命は救われました。それでも、市内の死者・行方不明者は1,000人に上ります。防波堤で守られた命があった一方で、世界最大の防波堤に安心して失われた命も多くありました。津波注意報が出ても逃げない大人たちへの心配が現実になったとのことでもあります。

釜石市の防災教育を指導された片田教授は、自分の命を守るのはあなた自身だと、あなたがベストを尽くすことを行政はサポートしますという形に発想を転換しなければならないと言われております。私も全くそのとおりだと思います。この災害のときはここに逃げるといって、徹底して自覚を持たせる環境をつくるのが大事だと思います。早急に避難所の明確化と防災教育をどのように進めてサポートするのが重要だと思いますが、いかががお尋ねして、この質問を終わります。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 住民が避難所の安全性についてわからないために、避難所の安全性について明確にすべきではないかというような御質問だったと思います。

今年度、先ほど申し上げましたが、市管理の基幹避難所について、災害の種類等に応じました避難所として住民の方が見てすぐわかるように、避難所看板を更新してまいりたいと思っております。あわせて、避難所の安全性につきましては、あらゆる手段を用いて周知を図っていききたいと、そのように思っております。

○議長（真野頼隆君） 次に、空き家・廃屋対策について答弁を求めます。

中田福祉環境部長。

（福祉環境部長 中田和哉君登壇）

○福祉環境部長（中田和哉君） 次に、空き家・廃屋対策について、順次お答えします。

まず、空き家の実態調査はできたのかとの御質問にお答えします。

本市におきましては、平成22年8月から10月にかけて、主に市街地の空き家調査を実施しており、その結果、空き家軒数が493戸あり、建物の崩れやかわらの落下等により危険と判断された空き家が24戸あることがわかりましたが、その後、市内全域までの調査には至っておりません。

次に、空き家対策総合窓口の設置はどうなったのかとの御質問にお答えします。空き家対策総合窓口につきましては、関係課で空き家に関する問題や課題、それに対するこれまでの取り組み、さらには、総合窓口の必要性について協議しておりますが、設置までには至っておりません。

空き家に関する相談は、現在、総務課及び環境モデル都市推進課において受け付けております。最近の事例でいいますと、崩れかかった空き家の隣の住民からの相談があり、空き家の持ち主と相談者の間に市担当者が入ったことで、当事者間での話し合いが持たれ、解決の方向に進んだケースがありました。このように、空き家に関する問題で困っている市民からの相談には、個別に対応しております。

次に、空き家対策条例はどうなったのかとの御質問にお答えします。

現在のところ、空き家対策条例の制定には至っておりませんが、老朽化した危険な空き家が放置されることは、地域住民の皆さんには深刻な問題であると認識しております。今後、高齢化の進展や社会状況の変化などによって、その増加も懸念されることから、市として対策を強化すべき課題の一つであると考えておりますので、他自治体での取り組み等について調査を行い、研究してまいりたいと思います。

次に、国からの支援制度の活用を視野に入れた、本市独自の助成制度はどうなったのかとの御質問にお答えします。

国からの支援制度である空き家再生等推進事業の活用を視野に入れた市独自の助成制度につきましては、所有者に責任がある空き家に対して、本市の厳しい財政状況の中、予算を投入するこ

とが適切かどうかとの問題があり、現在のところ、市独自の助成制度の創設には至っておりません。政府において、空き家問題に対する全国的な取り組みを支援し、対策を強化するため、国土交通、総務、環境、警察、消防の関係省庁による連絡会議が設置されたとお聞きしておりますので、今後、国による本格的な対策が進められ、より有利な支援制度が創設されることを期待しているところであります。

次に、空き家の活用のための建物に関するアンケートの実施についての御質問にお答えします。

アンケートを実施することにつきましては、空き家の持ち主に対して、売りたいのか、貸したいのか、寄附したいのかなどの意向を調査し、今後の利活用につなげていくのが目的であると思います。本市としましては、まず老朽化のため、危険となった空き家で、困っている地域住民への対応を行ってまいりたいと考えておりますので、アンケートの実施につきましては、市街地での調査結果から危険と判断された24戸について実施してまいります。

○議長（真野頼隆君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 この空き家・廃屋対策については、去年の3月議会で空き家活用と廃屋対策について、提案も含めて、市民の安全を守るために質問いたしました。

答弁者は宮本市長でありましたが、何て言われたか、これからちょっと述べたいと思います。

空き家対策は、今後どうすべきか検討していく重要な課題であると認識しております。また、空き家の適正管理に関する条例の制定については、行政が行うことには限界があり、解決できないまま、日に日に危険度が増していくという実態でありますので、先進的に条例を策定し、実施している自治体の実施状況等を調査しながら、関係部署の連携を図り、条例の制定に向けて考えてまいりたいと思います。

他市の条例とか、あるいは実際行われた先進事例等、そういった実施状況等を調査させていただきながら、今、スピード化とおっしゃいましたので、できるだけスピード化をもって検討してまいりたいと、そのように思いますと答弁をされました。

また、国の支援制度の活用も視野に入れ、本市独自の助成制度の創設については、国の支援制度としては国土交通省の空き家再生等推進事業があり、不良住宅、または空き家住宅の除却を行う者に対する経費補助、空き家住宅、または空き建築物の活用等、空き家となっている住宅などの活用や解体・撤去などの費用については、国から支援が可能になるというものです。このような国からの支援制度の活用を視野に入れた本市独自の助成制度の創設につきまして、研究してまいりたいと思いますと言われました。

また、空き家の調査についての答弁では、先ほど申し上げましたように、大変重要な課題であると今回認識しております。市内全域の調査にも早速取りかかっていたい、そのように思います。まず、この空き家の調査等を行いながら、市の助成が必要な部分がどのくらいあるのかと

か、あるいはまた助成額はどの程度必要なのか、予算的にはどんなものなのかとか、そういった調査を検討する必要があると思いますので、そういうものをできるだけ早く検討してまいりたいと思っておりますと言われました。

いずれにしても、空き家問題は市民からの切実な相談だと感じております。今後、市民や地域から空き家等の相談があった場合、市役所のどこに相談すればいいのかわからないといったことがないように、関係する課で協議し、総合窓口となる担当部署を設けたいと考えております。

まずは早急に空き家対策の総合窓口となる担当部署を設置させていただき、その後、必要に応じてその方向で進めさせていただければと思っておりますとの答弁でありました。

これで廃屋対策が大きく進んでいくと思っておりましたが、1年3カ月がたちましたが、何ひとつ進展をしておりません。非常に残念の一言であります。

空き家対策総合窓口は、市長が提案をされたものです。総合窓口ができておりませんので、市内全域の調査もできておりません。空き家の利活用と活性化も計画できません。空き家の適正管理に関する条例も、他自治体の取り組み等の調査もできていません。何ひとつ進展していません。一昨日は、即対応、即実行の言葉が飛び交いました。スピード化を身上とする宮本市長、再度空き家対策にどう取り組んでいくのかお尋ねをいたします。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 牧下議員の御指摘のとおりでございますから、何も今のところ言いようがございませんけれども、とにかくさきに答弁したような形で進めていかなければならないと思っていたわけですが、なかなか進んでいない状況がございます。いろいろ一応それなりに対応させていただいているんですけれども、なかなか事情があり厳しい状況も確かにございます。

現在、空き家が493戸ありますけれども、その中に危険であるというのがたしか24戸だったと思います。その24戸が非常に危険な場所でもあると、危険な家屋であるということもございまして、そういった家屋に対しましては、できるだけ早く牧下議員の強い要望もございまして、再度、どのような対応ができるのかということをお約束して答弁とさせていただきたいと思います。

○議長（真野頼隆君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 まず、総合窓口の設置をぜひしていただいて、それから検討になると思いますので、その総合窓口の設置を、市長提案ですので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（真野頼隆君） 次に、通学路の安全対策について答弁を求めます。

葦浦教育長。

（教育長 葦浦博行君登壇）

○教育長（葦浦博行君） 通学路の安全対策について、順次お答えいたします。

通学途中の事故の実態はどうかとの御質問にお答えいたします。

本市におきまして、平成23年度、登下校中に発生しました事故は4件でございます。校種別では小学校1件、中学校3件となります。また、時間帯で見ますと、朝の登校時が1件、夕方下校時が2件、帰宅後、部活動のために登校するとき1件となっております。いずれも自転車走行中における自動車との接触事故でした。被害状況では、2件は擦過傷程度、1件は手首の骨折、1件は4カ月のむち打ち症という状況でございます。

次に、通学路の緊急合同点検の実施はどうかについてお答えいたします。

平成24年4月23日、京都府亀岡市で発生しました集団登校中の児童の列への自動車の突っ込み事故、また同月27日には、千葉県と愛知県でも登校中の児童の列への突っ込み事故が発生しております。これを受け、去る4月27日には、学校の通学路の安全に関する文部科学大臣の緊急メッセージが発せられ、続いて、文科省及び熊本県、熊本県警から学校の通学路の安全確保の要請があり、本市においても5月22日付で各学校に対し、通学路の緊急安全点検の実施を依頼したところです。現在のところ、既に小学校6校、中学校1校で点検を始めたとの報告をいただいております。

○議長（真野頼隆君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 新年度、教員、保護者、PTAなどで通学路総点検がなされていると思いますが、緊急合同点検において、危険箇所、改善箇所等のチェック箇所において、子どもたちのとうとい命を守るために、ハード・ソフト両面からやれることはすべてやるのが肝要だと思いますが、いかががお尋ねいたします。

児童がルールを守って歩いていても、車が突っ込んできたらどうしようもないという問題が根底にあります。通学時間帯の指導や取り締まりを強化するために、地元と警察と連携した被害を最小限に食い止める施策の実施が必要だと思いますが、いかががお尋ねいたします。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

葦浦教育長。

○教育長（葦浦博行君） 今、危険箇所については、ハード・ソフト両面からやるべきだということが1点あったと思います。これにつきましては、今、先ほど答弁いたしましたように、5月初旬に文科省のほうから危険箇所等のチェックの要請が来ておりまして、現在、小・中学校で警察の指導を受けながら、安全点検を今実施をしているという状況です。今回の点検の結果で、危険箇所が出てきて特定がされる、場所が特定されるというふうに思いますので、道路等の管理者との関係もございますので、その協力をいただきながら、ハード面については進めていきたいというふうに思っております。

それから、ソフト面につきましては、今学校では交通安全の教育というのを実際やっております。

すし、危険予測の学習も今取り組んでおります。どういふことをそのほかにやっているかといいますと、全校集会等々で校長が訓示したり、あるいは交通安全の担当の職員が指導をする、あるいは講和をするということで、今、安全教育を行っている。それから、部活の先生方もミーティングのときに、やはり用心して帰るよにということで、そういうことを今やっている状況でございます。

それから、地元の皆様と警察等の協力を得ながら、やはりそういう安全対策をやっていくべきだということでございますけれども、これにつきましては、実は青少年健全育成の中で、安全マップの作成の研修を取り上げてやっております。これまで第一小学校ではずっとやってきておりますけれども、今年度改めて、一小、二小、それから一中、二中、それを広げてPTAの方々、地域の方々も入っていただいて、一緒にそういう研修をやる。安全マップをつくっていこうという取り組みをしております。警察の方の御指導もいただきながら、取り組んでいきたいなというふうに思っております。

○議長（真野頼隆君） 次に、教育問題について答弁を求めます。

葦浦教育長。

（教育長 葦浦博行君登壇）

○教育長（葦浦博行君） 教育問題について、順次お答えいたします。

まず、特別支援高等部分教室について。

支援を必要とする小・中学校児童・生徒数についてお答えいたします。通常学級、特別支援学級を合わせまして、平成22年度は小学校106名、中学校42名、計148名となっております。平成23年度は小学校が112名、中学校51名、計163名となっております。

次に、中学校を卒業した児童・生徒の進路状況についてお答えいたします。平成22年度の卒業生は14名で、進路先は水俣高校3名、水俣工業高校2名、その他の公立高校1名、私立高校1名、芦北養護学校佐敷分教室3名、出水養護学校1名、松橋養護学校1名、火の国養護学校1名、熊本養護学校高等部1名です。平成23年度の卒業生は15名で、進路先は水俣高校が5名、水俣高校定時制が2名、芦北高校2名、芦北支援学校高等部が1名、佐敷分教室が3名、松橋支援学校が1名、熊本YMCA学園1名となっております。

次に、特別支援高等部分教室の必要性をどう考えているかとの御質問についてお答えいたします。

特別支援教育のニーズは非常に高く、本市におきましても支援を必要とする児童・生徒数は増加傾向にあります。このような状況の中で、平成23年度芦北養護学校佐敷分教室が開設され、5名が入学いたしました。2年目の今年度、校名を芦北支援学校佐敷分教室と変更し、本市からは現在6名が通っております。課題といたしまして、設備等の充実、通学の不便性が指摘されてお

り、水俣市近傍への分教室の設置は望ましいと思っております。

次に、放課後等デイサービスによる放課後送迎はできないのかとの御質問にお答えいたします。

放課後等デイサービスとは、授業終了後から帰宅まで児童を預かり、自立した日常訓練を営むために必要な訓練などを行うサービスであり、もちろん学校から事業所、事業所から自宅までの送迎もできるものとなっています。現在、芦北支援学校に子どもの送迎をされている保護者の方から相談があり、芦北町の事業所の放課後等デイサービスを6月中旬から利用できるように手続を進めているところであります。

しかし、実施している事業所も人員配置等の課題があり、まだすべての対象者に対応できるという状況ではありません。また、本市にはこのサービスを実施している事業所がありませんので、今後は市内の事業所への事業実施の検討を依頼していく予定でございます。

次に、図書館について順次お答えいたします。

まず初めに、図書情報システムは導入できたのかとの御質問にお答えいたします。

本市立図書館は、平成15年度に図書情報システムを新規導入しておりましたが、経年によるシステム機器の故障のため図書館利用者のサービス低下を招いておりました。このため、平成23年度において、新たな図書情報システムを再構築し、これに合わせて、長年の懸案事項でありましたインターネット検索ができる端末機も設置をいたしました。このことにより、図書館利用者は図書資料以外の情報も検索できるようになり、さらに、図書館が利用しやすくなったと思っております。

次に、雑誌スポンサー制度の導入についての御質問にお答えいたします。

このことにつきましては、平成22年9月議会において御質問いただいておりますが、その後、本制度を導入している県外の図書館などを参考に、本市での導入を検討してまいりましたが、依然として本市を取り巻く経済状況は非常に厳しく、今、市内の企業にお願いすることは、差し控えているところでございます。

次に、学童保育を図書館の1室での実施はできないか、考えられないかとの御質問にお答えいたします。

現在、市には7カ所で学童保育が実施をされておりますが、学童クラブの活動は、静かに本を読んだりするだけでなく、友達との遊びの場でもあります。図書館内は基本的に静かに過ごすことが要求されますし、スペースの問題もありますので、現在の図書館の1室での学童保育の実施は難しいのではないかと考えております。

次に、子ども司書認定制度についての御質問にお答えいたします。

このことについては、既に平成22年9月議会並びに平成23年9月議会において御質問いただいております。みなまた版子ども司書認定制度の実施については、現在取り組んでおります水俣環

境絵本大賞の関連事業を推進し、本市の読書環境の充実を図っていく中で、引き続き検討をしてまいりたいと思っております。

次に、学校図書館について、まず、学校図書館整備5カ年計画等が図書整備に反映しているかとの御質問にお答えいたします。

学校図書館図書整備5カ年計画は、学校図書館図書標準の達成を目指し、国が平成24年度から5カ年で総額約1,000億円の地方財政措置を行うものですが、本市への財政措置がどの程度になるのかなど、現時点ではその詳細は明らかになっておりません。

また、住民生活に光をそそぐ交付金は、これまで住民生活に光が十分に当ててこれなかった分野を対象に、平成22年度に交付されました。本市では市の地域づくり基金として積み立てられ、その一部は学校図書館の図書購入費に充てられているところです。

次に、図書司書の配置ができないかとの御質問にお答えいたします。

現在、水俣第一小学校、水俣第二小学校の2校については、PTAで学校図書館の図書司書補を1名ずつ雇用されておりますので、人件費の2分の1を補助金として交付しているところでございます。なお、図書司書の配置に関しましては、学校等の要望もありますので、来年度以降、中学校への図書司書の配置について検討してまいりたいと考えております。

○議長（真野頼隆君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 放課後等デイサービスの手続は今進められているということは、一步前進したなというふうに思います。保護者の方は、現在、子どもの送迎をされています。保護者が病気になったら、本人は学校に行きたくても行けない現状の不安があるそうです。送迎できないから、寄宿舎つきの養護学校の選択ではなく、親元から通える、送迎車に乗り学校に通うことも自立の第一歩なんですよと言われております。さらに、市内事業所へ事業実施ができるよう努力していただきたいと思いますが、いかがかお尋ねをいたします。

支援を必要とする児童・生徒は増加しております。中学校卒業後はほとんど高校、支援学校、分教室、養護学校等に進路を決めております。前に進みたいと思います。一人一人の状況は違います。子どもたちの未来のため、自立支援のために、水俣に特別支援高等部分教室の開設に取り組んでいく必要性を感じますが、いかがかお尋ねいたします。

図書館についてですが、雑誌スポンサー制度であります。埼玉県川越市ではNPO法人が仲介に入り、企業の選定や同制度のアピールをしております。新たな財源の確保と地元企業などのPR、市民サービスの向上にもつながります。商工会議所などにも協力を呼びかけ、実施に向けて取り組むべきと思いますが、いかがかお尋ねいたします。

学校図書館についてですが、学校図書館の図書購入費は全国平均は小学校は37万3,000円です。水俣市は23万1,000円です。約14万円少ない現状です。最高は50万円以上のところもあります。

中学校の全国平均は52万1,000円です。水俣市は32万7,000円、約20万円少ない状況であります。図書整備状況をどのように認識されているかお尋ねをいたします。

学校図書司書の配置に初めて国の予算措置があります。この機会を逃さず、日本一の読書のまちづくりに生かしていただきたいと思いますのですが、いかがかお尋ねをいたします。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

葦浦教育長。

○教育長（葦浦博行君） まず、特別支援の子どもたちの送迎についてでございます。先ほども答弁申し上げましたように、水俣市ではデイサービスの事業所が、実際、送迎の事業所がないということでございますけれども、どの事業所もすぐに実施するというわけにはいかないということをお聞きしておりますが、現在、担当課のほうで市の社会福祉事業団に対して御検討いただけないかということで、依頼をしているという状況でございます。

それから、水俣高校に分教室を設置していく要望する考えはないかということでございますけれども、芦北支援学校というのが佐敷分教室というのが去年できたばかりということで、まだ稼働したばかりのため、県においても芦北の支援学校を充実させたいというのが基本としてあるというふうに私聞いております。本来であれば、我々も水俣高校への分教室が望ましいと思っておりますけれども、当面様子を見ていきたいというふうに思っております。

それから、雑誌スポンサー制度の導入につきまして、以前から御質問をいただいております。これについては、実は停滞をしておりましたが、本当に経済状況がどうなのかという、それだけ体力があるのかということもございますけれども、ぜひ読書活動を進める意味からも、これについては、まだ、さらに検討していきたいというふうに思います。

それから、図書購入整備ですね。図書購入整備のことにつきましては、確かに水俣市は全国平均に比べまして図書費というのは少のうございます。しかしながら、平成20年度の学校図書館の図書整備費というのは、前年度よりも1.3倍ということで、徐々にではありますけれども、伸びてきているということでございます。ただ、図書標準を達成している学校というのは、袋小・中学校だけでございますので、我々といたしましては、日本一の読書のまちづくりを推進する意味からも、積極的に図書購入の要望をしていきたいなというふうに思っております。

それから、図書司書の配置でございますけれども、確かに今年度から学校図書館の担当職員に対する配置に対する地方財政措置というのが国のほうで実際行われております。我々もぜひ図書司書までは、もしいかないかもしれませんが、図書司書補、図書館にだれがいるということが非常に重要なというふうに考えておりますので、その辺の検討をして、来年以降、アプローチしてみたいなというふうに思っております。

○議長（真野頼隆君） 以上で牧下恭之議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終わり、今期定例会の一般質問を終結します。

この際、10分間休憩します。

午後2時31分 休憩

午後2時40分 開議

○議長（真野頼隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから提出議案の質疑に入ります。

日程第2 議第48号 専決処分の報告及び承認について

専第3号 平成23年度水俣市病院事業会計補正予算（第5号）

○議長（真野頼隆君） 日程第2、議第48号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 質疑なしと認めます。

日程第3 議第49号 専決処分の報告及び承認について

専第4号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（真野頼隆君） 日程第3、議第49号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 質疑なしと認めます。

日程第4 議第50号 専決処分の報告及び承認について

専第5号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（真野頼隆君） 日程第4、議第50号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 質疑なしと認めます。

日程第5 議第51号 専決処分の報告及び承認について

専第6号 平成23年度水俣市一般会計補正予算（第9号）

○議長（真野頼隆君） 日程第5、議第51号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真野頼隆君) 質疑なしと認めます。

日程第6 議第52号 専決処分の報告及び承認について

専第7号 平成23年度水俣市病院事業会計補正予算(第6号)

○議長(真野頼隆君) 日程第6、議第52号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真野頼隆君) 質疑なしと認めます。

日程第7 議第53号 専決処分の報告及び承認について

専第8号 平成24年度水俣市一般会計補正予算(第1号)

○議長(真野頼隆君) 日程第7、議第53号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真野頼隆君) 質疑なしと認めます。

日程第8 議第54号 水俣市印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長(真野頼隆君) 日程第8、議第54号水俣市印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真野頼隆君) 質疑なしと認めます。

日程第9 議第55号 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(真野頼隆君) 日程第9、議第55号水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（真野頼隆君） 質疑なしと認めます。

日程第10 議第56号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（真野頼隆君） 日程第10、議第56号水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 質疑なしと認めます。

日程第11 議第57号 水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（真野頼隆君） 日程第11、議第57号水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 質疑なしと認めます。

日程第12 議第58号 平成24年度水俣市一般会計補正予算（第2号）

○議長（真野頼隆君） 日程第12、議第58号平成24年度水俣市一般会計補正予算第2号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 質疑なしと認めます。

日程第13 議第59号 平成24年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（真野頼隆君） 日程第13、議第59号平成24年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 質疑なしと認めます。

日程第14 議第60号 平成24年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（真野頼隆君） 日程第14、議第60号平成24年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第

1 号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真野頼隆君) 質疑なしと認めます。

日程第15 議第61号 平成24年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第1号)

○議長(真野頼隆君) 日程第15、議第61号平成24年度水俣市介護保険特別会計補正予算第1号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真野頼隆君) 質疑なしと認めます。

日程第16 議第62号 平成24年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

○議長(真野頼隆君) 日程第16、議第62号平成24年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真野頼隆君) 質疑なしと認めます。

日程第17 議第63号 平成24年度水俣市水道事業会計補正予算(第1号)

○議長(真野頼隆君) 日程第17、議第63号平成24年度水俣市水道事業会計補正予算第1号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真野頼隆君) 質疑なしと認めます。

日程第18 議第65号 水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等の変更について

○議長(真野頼隆君) 日程第18、議第65号水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等の変更についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真野頼隆君) 質疑なしと認めます。

日程第19 議第66号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

○議長（真野頼隆君） 日程第19、議第66号熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 質疑なしと認めます。

日程第20 議第67号 工事請負契約の締結について

○議長（真野頼隆君） 日程第20、議第67号工事請負契約の締結についてを議題とします。

議第67号

工事請負契約の締結について

水俣市宮白浜団地4号棟建設建築主体工事について、次のように請負契約を締結することとする。

平成24年6月14日提出

水俣市長 宮本勝彬

- | | |
|-------------|--|
| 1 工 事 名 | 水俣市宮白浜団地4号棟建設建築主体工事 |
| 2 工 事 内 容 | 鉄筋コンクリート造4階建て19戸
延べ床面積1,614.32平方メートル |
| 3 工 事 場 所 | 水俣市白浜町地内 |
| 4 工 期 | 平成24年6月21日から平成25年3月11日まで |
| 5 契 約 金 額 | 240,345,000円 |
| 6 契約の相手方 | 水俣市浜松町56番の1
徳南・松本建設工事共同企業体
代表者 徳南建設株式会社
代表取締役 藤井 明光 |
| 7 契 約 の 方 法 | 指名競争入札 |

（提案理由）

水俣市宮白浜団地4号棟建設建築主体工事請負契約の締結について、水俣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案のように提案するものである。

○議長（真野頼隆君） 提案理由の説明を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 本定例市議会に追加提案いたしました議案につきまして、提案理由の御説明をさせていただきます。

議第67号工事請負契約の締結について申し上げます。

本案は、水俣市営白浜団地4号棟建設建築主体工事請負契約の締結について、水俣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案のように提案するものであります。

平成24年6月6日に指名競争入札を実施し、契約金額2億4,034万5,000円で徳南・松本建設工事共同企業体と工事請負の仮契約を締結いたしております。

以上、本定例市議会に追加提案いたしました議第67号について提案理由の御説明を申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御可決いただきますようよろしくお願いします。

○議長（真野頼隆君） 提案理由の説明は終わりました。

この際、提出議案調査のためしばらく休憩します。

午後2時45分 休憩

午後2時46分 開議

○議長（真野頼隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、先ほど市長から提案理由の説明がありました議案の質疑に入ります。

議第67号工事請負契約の締結について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議第48号から議第67号まで議案19件は、議席に配付の議事日程記載のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

○議長（真野頼隆君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、6月20日午前10時から開き、議案の採決を行います。

討論の通告は、19日正午までに通告願います。

本日はこれで散会します。

午後2時47分 散会

平成24年6月20日

平成24年6月第2回水俣市議会定例会会議録
(第5号)

表 決

平成24年6月第2回水俣市議会定例会会議録（第5号）

平成24年6月20日（水曜日）

午前10時0分 開議

午前11時21分 閉会

（出席議員） 16人

真 野 頼 隆 君	谷 口 明 弘 君	江 口 隆 一 君
田 口 憲 雄 君	高 岡 利 治 君	塩 崎 信 介 君
西 田 弘 志 君	中 村 幸 治 君	川 上 紗 智 子 君
福 田 齊 君	大 川 末 長 君	牧 下 恭 之 君
瀧 上 道 昭 君	谷 口 眞 次 君	緒 方 誠 也 君
野 中 重 男 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（伊 藤 亮 三 君）	次 長（田 畑 純 一 君）
総 務 係 長（岡 本 広 志 君）	議 事 係 長（深 水 初 代 君）
書 記（赤 司 和 弘 君）	

（説明のため出席した者） 13人

市 長（宮 本 勝 彬 君）	副 市 長（田 上 和 俊 君）
総務企画部長（本 山 祐 二 君）	福祉環境部長（中 田 和 哉 君）
産業建設部長（厚 地 昭 仁 君）	総合医療センター事務部長（瀧 上 茂 樹 君）
総務企画部次長（宮 森 守 男 君）	福祉環境部次長（松 本 幹 雄 君）
産業建設部次長（遠 山 俊 寛 君）	水道局長（古 里 雄 三 君）
教 育 次 長（浦 下 治 君）	総務企画部総務課長（本 田 眞 一 君）
総務企画部企画課長（川 野 恵 治 君）	

○議事日程 第5号

平成24年6月20日 午前10時開議

第1 議第48号 専決処分の報告及び承認について

専第3号 平成23年度水俣市病院事業会計補正予算（第5号）

第2 議第49号 専決処分の報告及び承認について

専第4号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について

第3 議第50号 専決処分の報告及び承認について

専第5号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

第4 議第51号 専決処分の報告及び承認について

専第6号 平成23年度水俣市一般会計補正予算（第9号）

第5 議第52号 専決処分の報告及び承認について

専第7号 平成23年度水俣市病院事業会計補正予算（第6号）

第6 議第53号 専決処分の報告及び承認について

専第8号 平成24年度水俣市一般会計補正予算（第1号）

第7 議第54号 水俣市印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

第8 議第55号 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

第9 議第56号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

第10 議第57号 水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

第11 議第58号 平成24年度水俣市一般会計補正予算（第2号）

第12 議第59号 平成24年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

第13 議第60号 平成24年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

第14 議第61号 平成24年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）

第15 議第62号 平成24年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

第16 議第63号 平成24年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）

第17 議第65号 水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等の変更について

第18 議第66号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

第19 議第67号 工事請負契約の締結について

第20 陳第7号 消費税引き上げに反対する意見書提出を求める陳情について

第21 陳第8号 学校図書館の蔵書整備・充実に関する陳情について

第22 陳第9号 熊本県へ子ども医療費完全無料化を就学前まで拡充することを求める意見書提出に関する陳情について

- 第23 請第1号 建設に働く仲間と地域経済を救うルールづくりの請願について（平成23年6月）
- 第24 陳第11号 所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出を求める陳情について（平成23年11月）
- 第25 陳第1号 水俣病特別措置法に基づく未救済患者の申請期限に関する意見書提出を求める陳情について
- 第26 陳第4号 水俣病特別措置法に基づく未認定患者の申請促進を求める陳情について
- 第27 陳第6号 消費税増税に反対する意見書提出を求める陳情について
- 第28 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

総務産業委員会

- 1 陳第14号 防災対策など住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機能の充実を求める意見書提出に関する陳情について（平成23年11月）
- 1 一般行財政並びに商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について
- 1 御所浦港から水俣港間の旅客船運航再開に関する諸問題の調査について

厚生文教委員会

- 1 陳第2号 公的年金の改悪に反対する意見書提出を求める陳情について
- 1 陳第5号 350万人のウィルス性肝炎患者の救済について国への意見書提出を求める陳情について（平成23年8月）
- 1 陳第8号 改正介護保険制度の充実に関することを求める意見書の提出に関する陳情について（平成23年10月）
- 1 陳第9号 国民健康保険財政への国庫負担割合をふやすことを求める意見書提出に関する陳情について（平成23年10月）
- 1 陳第10号 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書提出に関する陳情について（平成23年10月）
- 1 陳第12号 最低保障年金制度の創設を求める意見書提出に関する陳情について（平成23年10月）
- 1 陳第13号 国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書提出に関する陳情について（平成23年10月）
- 1 環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について
- 1 議会の情報公開に関する調査について

第29 議第68号 人権擁護委員候補者の推薦について

第30 議第69号 固定資産評価員の選任について

第31 意見第3号 乳幼児医療費助成拡充を求める意見書について

第32 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開議

○議長（真野頼隆君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（真野頼隆君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、委員会審査報告書、閉会中継続審査・調査申出書の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日、市長から、人事案件2件、地方自治法第180条第2項の規定による専決処分 of 報告1件の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日、厚生文教常任委員会で発議の意見書案1件の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第5号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 議第48号 専決処分の報告及び承認について

専第3号 平成23年度水俣市病院事業会計補正予算（第5号）

日程第2 議第49号 専決処分の報告及び承認について

専第4号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3 議第50号 専決処分の報告及び承認について

専第5号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議第51号 専決処分の報告及び承認について

専第6号 平成23年度水俣市一般会計補正予算（第9号）

日程第5 議第52号 専決処分の報告及び承認について

専第7号 平成23年度水俣市病院事業会計補正予算（第6号）

- 日程第 6 議第53号 専決処分の報告及び承認について
専第 8 号 平成24年度水俣市一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 7 議第54号 水俣市印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議第55号 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議第56号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議第57号 水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議第58号 平成24年度水俣市一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第12 議第59号 平成24年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第13 議第60号 平成24年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第14 議第61号 平成24年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第15 議第62号 平成24年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第16 議第63号 平成24年度水俣市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第17 議第65号 水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等の変更について
- 日程第18 議第66号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
- 日程第19 議第67号 工事請負契約の締結について
- 日程第20 陳第 7 号 消費税引き上げに反対する意見書提出を求める陳情について
- 日程第21 陳第 8 号 学校図書館の蔵書整備・充実に関する陳情について
- 日程第22 陳第 9 号 熊本県へ子ども医療費完全無料化を就学前まで拡充することを求める意見書提出に関する陳情について
- 日程第23 請第 1 号 建設に働く仲間と地域経済を救うルールづくりの請願について
- 日程第24 陳第11号 所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出を求める陳情について
- 日程第25 陳第 1 号 水俣病特別措置法に基づく未救済患者の申請期限に関する意見書提出を求める陳情について
- 日程第26 陳第 4 号 水俣病特別措置法に基づく未認定患者の申請促進を求める陳情について
- 日程第27 陳第 6 号 消費税増税に反対する意見書提出を求める陳情について
- 議長（真野頼隆君） 日程第 1、議第48号専決処分の報告及び承認についてから、日程第27、陳第 6 号消費税増税に反対する意見書提出を求める陳情についてまで、27件を一括して議題とします。

順次委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業委員長高岡利治議員。

(総務産業委員長 高岡利治君登壇)

○総務産業委員長（高岡利治君） ただいま議題となりました案件のうち、総務産業委員会に付託されました案件について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、専決処分されました議第49号水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が平成24年3月31日に公布されたことに伴い、市税賦課に急施を要したため専決処分を行ったものである。

改正の主な内容は、固定資産税において、住宅用地の負担調整措置に係る据置特例を段階的に廃止、宅地の下落修正措置を継続、また市民税において、東日本大震災で被災した家屋等に係る居住用財産の譲渡の特例の適用期間を延長すること等であるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、固定資産税の負担調整措置の特例廃止に伴う増収見込みについてただしたのに対し、試算では平成26年度において総額で約340万円の増収が見込まれるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、専決処分されました議第50号水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が平成24年3月31日に公布されたことに伴い、国民健康保険税賦課に急施を要したため専決処分を行ったものである。

改正の内容は、東日本大震災で被災した家屋等に係る居住用財産の譲渡の特例の適用期間を延長すること等であるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、専決処分されました議第51号平成23年度水俣市一般会計補正予算第9号中付託分について申し上げます。

本案は、年度末における地方債発行額の確定に伴う限度額の変更及び公共施設整備基金への積み立て等のため、予算措置に急施を要したため専決処分を行ったものである。

補正の主な内容は、事業費の確定に伴い歳出予算の調整を行ったほか、第2款総務費に公共施設整備基金積立金を計上している。

財源としては、第12款分担金及び負担金、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第16款財産収入、第18款繰入金及び第21款市債をもって調整している。

なお、地方債の補正としては、過疎対策事業債ほか6件の限度額変更をしているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、土地売却収入の内訳についてただしたのに対し、大きいもので旧袋中学校跡地約

7,600平方メートル、旧石坂川小学校跡地の一部約4,900平方メートル等があるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、議第55号水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、人・農地プラン検討会の設置に伴い、同検討会委員の報酬額を規定する必要があるため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、この検討会の設置の背景及び委員の構成等についてただしたのに対し、平成24年度から国が進める農地集積協力金や青年就農給付金等の就農支援策を受けるために策定が義務付けられているプランを審査するために市町村に設置するもので、委員は10人程度で、JA、農業委員、農業生産法人の代表者等を予定しているとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第56号水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、牧ノ内団地建替事業による既存住宅の一部除却に伴い、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第58号平成24年度水俣市一般会計補正予算第2号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容は、職員の人事異動に伴う人件費の調整のほか、第5款農林水産業費に全国豊かな海づくり大会推進事業、第6款商工費に消費者行政対策事業、第7款土木費にコミュニティ助成事業、第10款災害復旧費に過年発生補助災害復旧事業などを計上している。

財源としては、第12款分担金及び負担金、第15款県支出金、第18款繰入金及び第20款諸収入をもって調整している。

また、地方債の補正として過疎対策事業の限度額の変更を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、全国豊かな海づくり大会の今年度の取り組み状況についてただしたのに対し、まず水俣市として実行委員会組織を立ち上げたい。その構成は市、市議会、農業協同組合、森林組合、商工会議所、学校関係などをお願いし、いろいろな意見を聞きながら進めてまいりたいとの答弁がありました。

また、コミュニティ助成事業でのテント等購入の詳細についてただしたのに対し、簡易型組み立てテント10張、机60基の購入を予定しているとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員から全国豊かな海づくり大会にあたっては、専門の部署、独立した部屋等執行体制の充実が望まれるとの意見がありました。

また、現在、百間地区等で花壇の整備等がされているが、全国豊かな海づくり大会に向けて、こうした事業は来年度も継続して実施してほしいという要望がありました。

次に、議第62号平成24年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ898万8,000円を減額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ13億5,504万9,000円とするものである。

補正の内容は、職員の人事異動に伴う人件費の調整を行うものであり、財源としては、第4款繰入金をもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第63号平成24年度水俣市水道事業会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、平成24年度水俣市水道事業会計予算第3条に定める収益的収入の額を2,500万円増額して、補正後の収益的収入の額を4億8,730万3,000円とし、収益的支出の額を2,566万4,000円増額して、補正後の収益的支出の額を3億7,191万2,000円とするものである。

補正の内容は、職員の人事異動に伴う人件費の調整を行うものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第65号水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等の変更について申し上げます。

本案は、住民基本台帳法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、本案のように変更しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第67号工事請負契約の締結について申し上げます。

本案は、水俣市営白浜団地4号棟建設建築主体工事請負契約の締結について、水俣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものである。

本年6月6日に指名競争入札を実施し、契約金額2億4,034万5,000円で落札者と工事請負の仮契約を締結しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、入札参加者数と落札率についてただしたのに対し、2社による建設工事共同企業体が4組、計8社が参加、落札率は99.5%であるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、陳第7号消費税引き上げに反対する意見書提出を求める陳情について及び、平成24年3月に提出され、継続審査となっておりました陳第6号消費税増税に反対する意見書提出を求める陳情について申し上げます。

これらの陳情については、関連があるため一括して審査を行いましたが、今国会において議論されている中、推移を見守るべきであり、現時点で提出すべきでなく賛成しかねるという意見と、消費税増税は地元商店、中小事業者に大打撃となる。時期についても国政で議論されている今こそ、地方の声を上げていく必要があり採択すべきであるという意見がありましたので、採決を行い、賛成少数で不採択と決定しました。

次に、平成23年6月に提出され継続審査となっておりました請第1号建設に働く仲間と地域経済を救うルールづくりの請願について申し上げます。

本請願については、建設労働者の適正な賃金を確保し、優秀な人材を確保し質の高い工事のためにも、後継者育成のためにも必要であり採択すべきであるという意見と、公契約条例により事業所の利益が圧迫されれば、労働者の働く場所自体が危うくなりかねず賛成しかねるとの意見がありましたので、採決を行い、賛成少数で不採択と決定しました。

最後に、平成24年3月に提出され継続審査となっておりました陳第11号所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出に関する陳情について申し上げます。

本陳情については、現在白色申告をされている方も帳簿を記載し、税務署に届ければ青色申告の控除を受けることができるので、賛成しかねるという意見と、同じ家族雇用の給与の控除に対して青色と白色という区別をつけるべきでなく採択すべきであるという意見がありましたので、採決を行い、賛成少数で不採択と決定しました。

以上で総務産業委員会の審査報告を終わります。

○議長（真野頼隆君） 次に、厚生文教委員長塩崎信介議員。

（厚生文教委員長 塩崎信介君登壇）

○厚生文教委員長（塩崎信介君） ただいま議題となりました案件のうち、厚生文教委員会に付託されました案件について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、専決処分されました議第48号平成23年度水俣市病院事業会計補正予算第5号について申し上げます。

本案は、病院事業会計における普通退職者の増加等に伴い、退職給与金の予算措置に急施を要したため、専決処分を行ったものである。

今回の補正は、収益的支出の額を1,821万9,000円増額し、補正後の収益的支出の額を65億3,083万6,000円とするもので、退職給与金の予算措置不足額を増額するものであるとの説明を受け、

質疑を行いました。

質疑の中で、医師の退職状況についてただしたのに対し、毎年、研修明けの若い医師が十数名異動するが、病院全体の医師数は減っていないとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、専決処分されました議第51号平成23年度水俣市一般会計補正予算第9号中付託分について申し上げます。

本案は、年度末における地方債発行額の確定に伴う限度額の変更等に伴い、予算措置に急施を要したため、専決処分を行ったものである。

補正の内容は、事業費の確定に伴い歳出予算の調整を行った。財源としては、第15款県支出金、第21款市債等をもって調整している。

また、地方債の補正としては、過疎対策事業債の限度額を変更しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、専決処分されました議第52号平成23年度水俣市病院事業会計補正予算第6号について申し上げます。

本案は、病院事業会計における退職給与引当金の予算措置に急施を要したため、専決処分を行ったものである。

なお、退職給与引当金については、地方公営企業法施行令及び同施行規則の一部改正により平成26年度から退職給与引当金として義務化されることが決定したことや、平成23年度末で累積欠損金の解消が見込まれることから、今回予算措置を行うものである。

今回の補正は、収益的収入の額を2億4,797万7,000円増額し、補正後の収益的収入の額を67億8,518万7,000円とし、収益的支出の額を3,115万9,000円増額し、補正後の収益的支出の額を65億6,199万5,000円とするものである。

補正の内容は、入院単価の増により入院収益を増額、外来患者数の増により外来収益を増額し、天草芦北圏域がん診療機能強化事業補助金及び救急勤務医支援事業補助金等が交付決定されたことにより、県補助金を増額している。

また、退職給与引当金の引き当てを実施するため退職給与金を増額し、入札や価格交渉等の結果発生した予算執行残にあわせ修繕費及び委託料を減額するものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

なお、委員から、累積欠損金を解消し、退職引当金ができるようになったことは隔世の感があるとの発言がありました。

次に、専決処分されました議第53号平成24年度水俣市一般会計補正予算第1号について申し上げます。

本案は、4月21日の強風により破損した総合体育館の屋根の改修のため、予算措置に急施を要したため、専決処分を行ったものである。

今回の補正は歳入歳出それぞれ717万7,000円を増額し、補正後の予算総額を141億1,953万5,000円とするものである。

補正の内容は、第9款教育費に総合体育館屋根改修工事を計上し、財源としては、第18款繰入金で調整しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、工事の実施にあたり施設利用者への配慮はなされているのかとただしたのに対し、施設の利用団体とも調整を行っているほか、児童プールの夏休みの利用ができるよう、なるべく今月末には工事を終えたいとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、議第54号水俣市印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

住民基本台帳法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、外国人住民が住民基本台帳法の適用対象に加えられたとのことだが、本市における外国人の数はどのくらいかとただしたのに対し、68人であるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第57号水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

水俣市体育施設のエコパーク野球場、ひばりヶ丘運動場、石坂川簡易夜間照明施設を廃止することに伴い、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、エコパーク野球場の件は先日の一般質問で議論があったが、ひばりヶ丘運動場の利用者への対応はどのような状況かとただしたのに対し、旧水俣三中運動場の利用等を紹介しているとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第58号平成24年度水俣市一般会計補正予算第2号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容は、人事異動等に伴う人件費の調整のほか、第3款民生費に自立支援給付費、第4款衛生費に環境モデル都市円卓会議事業、第9款教育費に太陽光発電設備設置事業等を計上している。

財源としては、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第20款諸収入、第21款市債等で調整している。

このほか、債務負担行為補正としてパソコンリース料を追加しているほか、地方債の補正として、過疎対策事業債の限度額の変更を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、母子生活支援事業の増額に関し、本市におけるDV被害の状況についてただしたのに対し、相談件数が増加傾向にあるとの答弁がありました。

また、久木野小と緑東中の太陽光発電設備設置工事の竣工時期についてただしたのに対し、来年2月頃の計画であるとの答弁がありました。

また、災害時支え合いマップの作成手法についてただしたのに対し、モデル地区を定め、地域の方々と作成する予定であるとの答弁がありました。

なお、委員から、モデル地区の選定について、地区によって防災に対する意識に差があり、十分に検討されたいとの意見がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第59号平成24年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,930万5,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ45億9,688万円とするものである。

補正の内容としては、人事異動等に伴い第1款総務費において人件費を減額し、納付金等の決定に伴い第3款後期高齢者支援金を増額し、第4款前期高齢者納付金及び第6款介護納付金を減額している。財源としては第6款前期高齢者交付金を増額し、第9款繰入金を減額しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第60号平成24年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ116万6,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ3億9,220万2,000円とするものである。

補正の内容としては、人事異動等に伴い第1款総務費において人件費を減額し、財源としては第3款繰入金を減額しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第61号平成24年度水俣市介護保険特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ415万9,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ31億6,258万3,000円とするものである。

補正の内容としては、人事異動等に伴い第1款総務費において人件費を調整し、財源としては第7款繰入金を減額しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第66号熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について申し上げます。

熊本県後期高齢者医療広域連合規約を変更しようとする場合は、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を経る必要があるため、本案のように制定しようとするもので、熊本市の政令指定都市移行に伴い、広域連合の住所を改めて定めるものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、陳第8号学校図書館の蔵書整備・充実に関する陳情について申し上げます。

本陳情については、陳情の趣旨を妥当と認め、全員異議なく採択すべきものと決定しました。

次に、陳第9号熊本県へこども医療費完全無料化を就学前まで拡充することを求める意見書提出に関する陳情について申し上げます。

本陳情については、陳情の趣旨を妥当と認め、全員異議なく採択すべきものと決定しました。なお、本陳情の採択に伴い、別途意見書が提出されておりますことを申し添えます。

次に、陳第1号水俣病特別措置法に基づく未救済患者の申請期限に関する意見書提出を求める陳情について申し上げます。

本陳情については、水俣病特別措置法に基づく救済について、本年7月末の申請期限に向け、これまで関係機関等も十分尽力されている。8月以降は状況に応じて対策を考えていく必要もあるが、本陳情には賛成しがたいとの意見や、法律に期限は明記されていない。今後、水俣病認定制度以外の救済策がなければ、申請期限を設けることは救済されない人を残すことになると思われるため、本陳情に賛成であるとの意見があり、採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定しました。

最後に、陳第4号水俣病特別措置法に基づく未認定患者の申請促進を求める陳情について申し上げます。

本陳情については、本年7月末の申請期限に向け、これまで関係機関等も十分尽力されていることから賛成しがたいとの意見や、国や県から申請状況に関する統計資料が公開されない中で、陳情の趣旨は妥当であり本陳情に賛成であるとの意見があり、採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定しました。

以上で厚生文教委員会の審査報告を終わります。

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報

告します。

平成24年 6 月15日

総務産業常任委員長 高 岡 利 治

水俣市議会議長 真 野 頼 隆 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第49号	専決処分の報告及び承認について 専第 4 号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について	承 認	全 員 賛 成
議第50号	専決処分の報告及び承認について 専第 5 号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	承 認	全 員 賛 成
議第51号	専決処分の報告及び承認について 専第 6 号 平成23年度水俣市一般会計補正予算（第 9 号）付託分	承 認	全 員 賛 成
議第55号	水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について	原 案 可 決	全 員 賛 成
議第56号	水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	原 案 可 決	全 員 賛 成
議第58号	平成24年度水俣市一般会計補正予算（第 2 号）付託分	原 案 可 決	全 員 賛 成
議第62号	平成24年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）	原 案 可 決	全 員 賛 成
議第63号	平成24年度水俣市水道事業会計補正予算（第 1 号）	原 案 可 決	全 員 賛 成
議第65号	水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等の変更について	原 案 可 決	全 員 賛 成
議第67号	工事請負契約の締結について	原 案 可 決	全 員 賛 成
陳第 7 号	消費税引き上げに反対する意見書提出を求める陳情について	不 採 択	賛 成 少 数
請第 1 号	建設に働く仲間と地域経済を救うルールづくりの請願について	不 採 択	賛 成 少 数
陳第11号	所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出を求める陳情について	不 採 択	賛 成 少 数
陳第 6 号	消費税増税に反対する意見書提出を求める陳情について	不 採 択	賛 成 少 数

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会議規則第103条の規定により報告します。

平成24年 6 月15日

厚生文教常任委員長 塩 崎 信 介

水俣市議会議長 真 野 頼 隆 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第48号	専決処分の報告及び承認について 専第 3 号 平成23年度水俣市病院事業会計補正予算（第 5 号）	承 認	全 員 賛 成
議第51号	専決処分の報告及び承認について 専第 6 号 平成23年度水俣市一般会計補正予算（第 9 号）付託分	承 認	全 員 賛 成
議第52号	専決処分の報告及び承認について 専第 7 号 平成23年度水俣市病院事業会計補正予算（第 6 号）	承 認	全 員 賛 成
議第53号	専決処分の報告及び承認について 専第 8 号 平成24年度水俣市一般会計補正予算（第 1 号）	承 認	全 員 賛 成
議第54号	水俣市印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	原 案 可 決	全 員 賛 成
議第57号	水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について	原 案 可 決	全 員 賛 成
議第58号	平成24年度水俣市一般会計補正予算（第 2 号）付託分	原 案 可 決	全 員 賛 成

議第59号	平成24年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決	全員賛成
議第60号	平成24年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	原案可決	全員賛成
議第61号	平成24年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）	原案可決	全員賛成
議第66号	熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について	原案可決	全員賛成
陳第8号	学校図書館の蔵書整備・充実に関する陳情について	採 択	全員賛成
陳第9号	熊本県へ子ども医療費完全無料化を就学前まで拡充することを求める意見書提出に関する陳情について	採 択	全員賛成
陳第1号	水俣病特別措置法に基づく未救済患者の申請期限に関する意見書提出を求める陳情について	不 採 択	賛成少数
陳第4号	水俣病特別措置法に基づく未認定患者の申請促進を求める陳情について	不 採 択	賛成少数

○議長（真野頼隆君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長の審査報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 質疑なしと認め、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

牧下恭之議員、西田弘志議員及び川上紗智子議員から陳第7号について、田口憲雄議員、川上紗智子議員から請第1号について、福田斉議員、川上紗智子議員から陳第11号について、大川末長議員、野中重男議員から陳第1号について、中村幸治議員、大川末長議員及び野中重男議員から陳第4号について、牧下恭之議員、西田弘志議員及び川上紗智子議員から陳第6号について、それぞれ討論の通告があります。

これから順次発言を許します。

初めに、牧下恭之議員。

○牧下恭之君 陳第6号消費税増税に反対する意見書提出を求める陳情について、陳第7号消費税引き上げに反対する意見書提出を求める陳情について、反対の立場から討論いたします。

消費税増税には誰しも反対だと思います。

しかし、年金・医療・介護・子育て支援は、人が生活する上での重要課題です。毎年1兆円ぐらいつつ社会保障費が増えていますが、それをそのまま子どもたちにツケを回すことでいいのか。多くの国民の方は、高齢社会の社会保障を維持するためには、確かな財源が必要であることは承知されていると思います。

社会保障と税の一体改革は、社会保障をどう充実させていくか、持続可能な制度にしていくためにはどうするか、その財源をどう賄っていくかについて議論に入っています。

行政改革では、公務員の給料の削減、国会議員の歳費削減も実現しました。そういう改革を一

歩一歩進めてきた経緯があります。

その中で、低年金者対策では、定率加算の考え方を参考に福祉的な給付として保険料の納付月数に応じた加算制度を設けることになりました。消費税引き上げまでに法案を成立させます。このほか、パートなど短時間労働者に対する厚生年金適用も拡充されます。今の年金制度では、原則として25年間保険料を支払わなければ年金の受給資格を得られません。無年金者を減らすために、受給資格期間が10年に短縮されます。また、遺族基礎年金の父子家庭への支給拡大や産休期間中の社会保険料免除も実現します。共済年金には職域加算と呼ばれる上乘せ部分があるほか、厚生年金よりも保険料率が低いなどの優遇措置が以前から問題視されていました。サラリーマンが加入する厚生年金と、公務員らの共済年金を一元化することが決まりました。

子育てにおいては、幼稚園と保育所が一体化した政府案の総合こども園創設は、複雑な制度のため撤回され、現行の認定こども園の拡充で対応することになりました。認定こども園は、全国911カ所に広がり、保護者らから高い評価を受ける一方で、財政支援が不十分な点や文部科学省と厚生労働省の両方が関わることから、二重行政の弊害が指摘されていました。このため認定こども園を、単一の施設として認可・指導監督を一本化するほか、財政支援も拡充します。また、幼稚園教諭免許と保育士資格の一本化や処遇改善などについても検討し、取り組みされます。

また、その中で、福祉ビジョンの前進や、防災・減災を軸に景気対策を盛り込んでいる点及び社会保障改革が決まらない限り、消費増税ができない仕組みにした点などは評価できます。

消費増税の低所得者対策も具体的になりました。年金改革・子育て支援策も拡充されます。

社会保障置き去りの消費増税には反対であります。3党合意の社会保障改革の推進は国民の皆様のためになると思います。よって、この陳情には反対します。

○議長（真野頼隆君） 次に、西田弘志議員。

○西田弘志君 私は、陳第6号消費税増税に反対する意見書提出を求める陳情について及び、陳第7号消費税引き上げに反対する意見書提出を求める陳情について、賛成の立場で討論いたします。

そもそも、今国会で議論されております社会保障と税の一体改革法案は、1,000兆円を超えた国の借金、また毎年40兆円の国債を発行しているいびつな予算編成などに対する財政の健全化の目的と、高齢化社会が進み、若い人が支えきれない破綻寸前の年金や、ふえ続ける医療費などの社会保障の機能強化のために、消費税率の引き上げが必要ではないかというものでありました。

今後、東北の復興費、福島原発の処理費用、ふえ続ける社会保障費など財源不足は目に見えています。逆に10%の消費税で賄えるのか疑問が残るぐらいでございます。

私は、消費税を上げることには、現状の財政を見ると、仕方ない事だというふうにも考えます。

しかし、他のことを先送りにして、消費増税だけをするということについては絶対に反対でございます。

増税は国民の負担となります。しかし、増税するなら、国民に痛みを強いるのなら、国会議員の痛み、定数削減も行うべきではないでしょうか。当初の80削減、どこにいったのでしょうか。公務員の人件費カット、年金改革、最低保障年金問題など、消費税を上げる前にやることはあると思います。上げる前じゃなくても、一緒にやる、またそういったものについて道筋をつけるのが、社会保障と税の一体改革の本筋だというふうに思っております。

しかしこのままなら、消費増税のみで他のことは全部先送り、今後どうなるか、さっぱりわかっておりません。このまま増税だと中小企業・零細商店の倒産は、明らかにふえることだというふうに思います。

税金の中で滞納が一番多いのが、消費税であります。消費税を価格に転嫁できない中小企業・零細商店など経営が厳しくなるのは目に見えております。消費増税するなら、こういった中小企業・零細企業また低所得者への対応策などもきちっと議論して、その後増税していただきたいというふうに思っております。

このような状態で、民主・自民・公明の三党合意で増税するのは、非常に残念でありますし、憤りを感じます。早ければ明日可決という話もございます。

中央で勝手に進んでいく議論に対し、地方から今回の消費増税の進め方は納得がいかないと思見書を上げることは、地方の議会として真つ当な事ではないでしょうか。

疲弊した地方の声として、皆さんで声を上げていただきたいというふうにお伝えをいたしまして、私の賛成討論といたします。

○議長（真野頼隆君） 次に、川上紗智子議員。

○川上紗智子君 私は、陳第7号消費税引き上げに反対する意見書提出を求める陳情について及び、同じ趣旨で陳情されております第6号について、一緒に賛成の立場から討論したいと思います。

そもそも消費税は年間の所得が200万円以下の人であっても、所得が1億円超える人であっても、同じ税率で税を納めなければならないものです。これほど不公平な税制はありません。ましてやこの間、中小・零細企業にとっては、この消費税がたいへんな重荷になり、廃業・倒産をしたりしているところが少なくありません。また滞納も多いと聞いています。一方で、輸出大企業などにとっては、消費税は上がれば上がるほど、もうけがふえるという不公平なものになっています。

地元の商店の皆さん方から、商売されてる皆さん方から、今でも身銭を切って消費税を納めている。10%になったら、もうとても無理だ。増税には、大增税は何とかやめてほしい。こういう声が多く寄せられています。

ただでさえ国民の所得も消費も落ち込んでいるときに、消費税の大增税をかぶせたら、日本経済の6割を占める個人消費、日本の雇用の7割を支える中小企業に大打撃を与えることは間違い

ありません。この間の私たちの経験だと思います。そして日本経済をどん底にしてしまう。こういう消費税増税を認めるわけにはいかないと思います。

社会保障の財源が必要だ、借金があるなどと言って、この消費税増税を進めようとしていますが、財源をつくるのであれば無駄遣いをやめたり、また増税をするのであれば所得に応じて税金を取るべきです。1億円を超える所得の人たちに、また輸出大企業には手厚い減税政策をずっと行ってきた。こういうものをやめれば財源は出てまいります。

現在、国会では国民の多くの反対の声を聞こうとせず、修正協議という名のもとに民主党・自民党・公明党が密室で談合して、国会で審議をきちんとしないで、この問題を決めようとしています。こういうときだからこそ、反対の声を上げていくことが必要だと思います。よってこの陳情は、採択すべきだと考えます。

次に、請第1号建設に働く仲間と地域経済を救うルールづくりの請願について、賛成の立場から討論いたします。

この請願にあります公契約条例は、自治体が発注する公共工事や業務請負契約において、労働者の最低賃金を定めようというものだ、簡単に言えばそういうものだと思います。

今、公共工事などが元請で受けられ、そして下請・孫請と仕事が回されるその間に報酬が切り下げられ、末端で働く人たちは低賃金を余儀なくされている。これでは暮らしていけない。何とかしてほしいというその悲痛なる願いのこもった請願だと私は受けとめています。

水俣市が発注する請負契約において、その契約に伴う業務に従事をする人たちの適正な賃金や労働条件を確保すること、そのことによって労働者の生活が安定し、公共工事・公共サービスの質の向上が望めるものだと考えます。よって、この請願については採択をすべきだと考えます。

最後に、陳第11号所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出を求める陳情について、賛成の立場で討論いたします。

日本の経済を根底で支えているのは、中小業者です。その中小業者の経営は、大半がその事業主と家族の労働によって成り立っています。特にこの大不況の中、中小の事業者や商店では人を雇う余裕などなく、事業主の妻や子どもの働きによって、なんとかこの苦境を乗り切ろうと懸命の努力がされています。この家族従業員が果たす社会的役割は大きいものだと考えます。ところが、その権利を踏みにじり、経済的な損失を与えてきたのが、所得税法第56条だと思います。

所得税法第56条は、事業主の家族、妻や子ども、親族などが従業員として働いている場合は、どんなに長時間働いたとしても、その給料は税法上の必要経費に含まれません。どんなに働いても人間の正当な給与として、税法上、否定をしています。人間が働いたら、その労働にふさわしい給与を受け取るのは当然のことではないでしょうか。

本来、所得税法は、個人単位の課税を原則にしています。ところが、自営業者には家族単位で

課税し、明治時代からの封建的な家制度をいまだに残しています。これは所得税法の原則から逸脱するばかりか、配偶者や家族の人格も否定するものです。世界の流れを見ても家族従事者は従業員と同じで、働き分は正当に評価され、給与として必要経費を認められています。青色申告、白色申告ということで、区別をするのはおかしいと思います。

ましてや、日本でも1984年、昭和59年から、青色申告者以外の白色申告者でも、年間所得が300万円を超える場合は、記帳と記録の保存義務が課されているのです。

先ほども申しましたように、外国では家族従業員も他の従業員と同じように認めています。時代遅れの所得税法第56条は不合理であり、一日も早く廃止すべきだと考え、この陳情を採択することに賛成をいたします。

以上で討論終わります。

○議長（真野頼隆君） 次に、田口憲雄議員。

○田口憲雄君 私は、請第1号建設に働く仲間と地域経済を救うルールづくりの請願について、反対の立場で討論いたします。

現在、日本経済は、ギリシャ危機を初め、EU関係及び海外の不安要因の中、円高株安と国家債務の膨張で、資本主義国家日本の根底を揺さぶるような経済状況になっております。

自治体が発注する公共工事が地方経済、日本経済を支えてきましたが、国は公共事業を極端に抑えております。

バブル崩壊後、水俣市においてもあおりを受け、過去10年間に中堅建設企業約8社が倒産しています。

請願者が訴えられているとおり、市の工事等を地元業者へ優先的に発注し、地元の建設労働者、職員の皆さんの雇用と就労を確保することは重要なことです。水俣市でも、平成21年3月に水俣市中小企業振興基本条例を議員提案により制定し、市内の中小企業の振興に努めています。

しかし、公契約条例により労働者の賃金が確保される一方で、先ほど申し上げましたように、事業所自体の存続も厳しい状況にある中、事業所自体が倒産してしまったら、個人の収入もなくなることになるのではないのでしょうか。

事業所を守ることが個人を守るという経済理論を無視するような請願には、私は賛成することができません。

以上をもって、反対討論を終わります。

○議長（真野頼隆君） 次に、福田斉議員。

○福田斉君 私は、陳第11号所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出を求める陳情について、反対の立場で討論いたします。

この陳情は、所得税法第56条の青色申告を廃止し、青色申告所以外の申告書である白色申告に

青色申告の租税特別措置を適用せよとの内容でございます。

しかし、このことについては法改正が行われまして、2013年度以降は白色申告でも課税所得が300万円以上の場合、帳簿づけの義務が生じる事となったため、白色申告のメリットが受けにくくなった現在、果たして青色申告の廃止に意味があるのでしょうか。

青色申告を行えば、親族への労賃を経費に算入できるため、私は廃止の必要性はないと考えます。

統計上では50%以上の方が現在、青色申告を行っておられます。以前は帳簿をつけることが難しいとか面倒といった認識がありましたけれども、現在は安価で便利なソフトが数多く販売されているため、誰でも簡単に記帳ができ、決してハードルの高いものとは言えません。そういったことから、現在定着した制度を変える必要があるのか、はなはだ疑問でございます。

なお、白色申告のようなあいまいな申告制度は、世界でも類を見ないものでございます。ちなみに、平成17年7月5日の最高裁判決では、所得税法第56条は合憲と示されたことを申し添えておきます。

以上のような理由で、本陳情に対して反対でございます。

○議長（真野頼隆君） 次に、大川末長議員。

○大川末長君 私は、陳第1号水俣病特別措置法に基づく未救済患者の申請期限に関する意見書提出を求める陳情についてと、陳第4号水俣病特別措置法に基づく未認定患者の申請促進を求める陳情について、関連でございますので一括して反対の立場で討論をいたします。

水俣病特別措置法に基づく未認定患者救済では、申請期限の7月末に向けて、国・県・市とこれまで制度の周知へ向けた活動を精力的に行ってこられました。その他諸団体におかれましてもチラシなどを配布され、周知活動をなされておられます。また、JNC水俣製造所におかれては、この2月、従業員や取引先、OBなどにも独自の周知が図られました。

特に本市においては、宮本市長はこの3月議会の一般質問での関連質問に対し、地区懇談会などを通して1人も残らないように手を挙げていただくようにしたいということで、これを実践されてこられました。今回の5万人を越える申請状況から、周知活動はほぼ行き渡っているものと思われます。

期限終了後の対応としましても、患者認定に伴う保障の継続や救済対象外とされた人が一定の要件下で受診できる無料の健康診査などを上げており、決してこれで全てが終わりとはされていないこと。そして環境大臣が地元の意見を踏まえ、熟慮して決められた期限であり、これ以上申請期限を延長する必要があるということで、反対討論とします。以上。

○議長（真野頼隆君） 次に、野中重男議員。

○野中重男君 日本共産党の野中重男です。

私は、陳第1号水俣病特別措置法に基づく未救済患者の申請期限に関する意見書提出を求める陳情について及び、陳第4号水俣病特別措置法に基づく未認定患者の申請促進を求める陳情について、賛成討論を行います。

まず、陳第1号についてです。

この陳情は、特措法に申請期限を設けず、地域や生年月日による制限を設けず、全ての水俣病の被害者を救うべきであるという中身のものです。今回の特措法について、陳情者が指摘することが改善されず強行されれば、抜本的解決にはならないと私は思います。

過去にも同じような過ちがありました。1995年のときの政治解決です。期限については、今申し上げたとおりであります。95年の過ちを繰り返してはならない。

それから、特措法そのものの中身について、地域や生年月日による縛りをかけてるわけですが、これについてもこのままの状態では必ず将来に禍根を残すことになる。紛争はおさまらないと私は思います。

これらを抜本的に解決するためにも、陳情書の中身に書いてありますようなことを改善していく。その意味でもこの陳情書は的を得たものであると私は思います。よって賛成であります。

次に、陳第4号についてです。

この陳情にある水俣市独自の対策については、今討論にもありましたけれども、市長が地区懇談会で申請を呼びかける、あるいは水俣病にみられる症状を紹介する市報を発行する、医療機関への働きかけ及びチッソ・JNCなどについても申請促進に寄与するというのも働きかけられましたし、そういうふうになっております。これらについては前進だとして判断したいと思えます。

しかし、委員長報告にもありましたように、国や熊本県は水俣市民があるいは不知火海沿岸の市町村の住民がどれだけ申請しているのか、これらの数字については公表しておりません。

また、私は一般質問でも取り上げさせていただきましたけれども、転出者の状況についてもわかりません。市内及び沿岸地域におられる方、あるいは熊本県内、鹿児島県内におられる方については、情報が届いていると思いますけれども、県外におられる方は圧倒的な情報不足の中で知らなかったという方が出てくるのではないのでしょうか。こういうところを抜本的に解決するには引き続き努力が必要なんだと、国・県において努力が必要なんだというふうに思います。よって、この陳情は有効だと判断します。よって、この陳情は採択されるべきだというふうに思います。以上、討論終わります。

○議長（真野頼隆君） 次に、中村幸治議員。

○中村幸治君 陳第4号水俣病特別措置法に基づく未認定患者の申請促進を求める陳情について、反対の立場で討論いたします。

この陳情は、水俣病未認定患者の申請を促進するように求められています。それぞれの立場で呼びかけ、働きかけには、いろいろな方法があると思います。また、それぞれいろいろな考え方があるのも事実です。

国・熊本県・水俣市あるいはチッソが申請促進の努力をしていないのであるならば、訴えていくのは当然かもしれません。しかし、国は医療機関への働きかけ、熊本県はマスコミを通じての働きかけ、水俣市３月議会の一般質問で、JNC水俣製造所で従業員・取引先に申請の呼びかけを行われた会場に、市長自ら同席をされ、周知をお願いしたと答弁されています。

昨日の熊日新聞に県議会一般質問の記事が掲載されていました。水俣病特措法救済期限、環境省に撤回求めずという大きな見出しでした。その中で知事は周知に全力を尽くすことを強調したとありました。最初にも述べましたが、申請促進の方法はいろいろあると思います。私は、未認定患者の申請促進に対する取り組みは、それぞれの方法で行われていると判断をしています。よって、この陳情に反対いたします。以上です。

○議長（真野頼隆君） 以上で通告による討論は終わりました。

これから採決します。

議第48号専決処分の報告及び承認についてから、議第53号専決処分の報告及び承認についてまで、6件を一括して採決します。

本6件に対する委員長の報告はいずれも承認であります。

本6件は、いずれも委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 異議なしと認めます。

したがって本6件は、いずれも委員長報告のとおり承認しました。

○議長（真野頼隆君） 次に、議第54号水俣市印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてから、議第67号工事請負契約の締結についてまで、13件を一括して採決します。

本13件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

本13件は、いずれも委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 異議なしと認めます。

したがって本13件は、いずれも委員長報告のとおり可決しました。

○議長（真野頼隆君） 次に、陳第7号消費税引き上げに反対する意見書提出を求める陳情につい

てを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、起立により採決します。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

したがって陳情本件についてお諮りします。

本件は、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(真野頼隆君) 起立少数であります。

したがって本件は、不採択とすることに決定しました。

○議長(真野頼隆君) 次に、陳第8号学校図書館の蔵書整備・充実に関する陳情についてから、陳第9号熊本県へ子ども医療費完全無料化を就学前まで拡充することを求める意見書提出に関する陳情についてまで、2件を一括して採決します。

本2件に対する委員長の報告は採択であります。

本2件は、いずれも委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真野頼隆君) 異議なしと認めます。

したがって本2件は、委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

○議長(真野頼隆君) 次に、請第1号建設に働く仲間と地域経済を救うルールづくりの請願についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、起立により採決します。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

したがって請願本件についてお諮りします。

本件は、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(真野頼隆君) 起立少数であります。

したがって本件は、不採択とすることに決定しました。

○議長(真野頼隆君) 次に、陳第11号所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出を求める陳情についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、起立により採決します。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

したがって陳情本件についてお諮りします。

本件は、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（真野頼隆君） 起立少数であります。

したがって本件は、不採択とすることに決定しました。

○議長（真野頼隆君） 次に、陳第1号水俣病特別措置法に基づく未救済患者の申請期限に関する意見書提出を求める陳情についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、起立により採決します。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

したがって陳情本件についてお諮りします。

本件は、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（真野頼隆君） 起立少数であります。

したがって本件は、不採択とすることに決定しました。

○議長（真野頼隆君） 次に、陳第4号水俣病特別措置法に基づく未認定患者の申請促進を求める陳情についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、起立により採決します。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

したがって陳情本件についてお諮りします。

本件は、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（真野頼隆君） 起立少数であります。

したがって本件は、不採択とすることに決定しました。

○議長（真野頼隆君） 次に、陳第6号消費税増税に反対する意見書提出を求める陳情についてを

採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、起立により採決します。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

したがって陳情本件についてお諮りします。

本件は、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（真野頼隆君） 起立少数であります。

したがって本件は、不採択とすることに決定しました。

日程第28 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

総務産業委員会

- 1 陳第14号 防災対策など住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機能の充実を求める意見書提出に関する陳情について
- 1 一般行財政並びに商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について
- 1 御所浦港から水俣港間の旅客船運航再開に関する諸問題の調査について

厚生文教委員会

- 1 陳第2号 公的年金の改悪に反対する意見書提出を求める陳情について
- 1 陳第5号 350万人のウィルス性肝炎患者の救済について国への意見書提出を求める陳情について
- 1 陳第8号 改正介護保険制度の充実に関することを求める意見書の提出に関する陳情について
- 1 陳第9号 国民健康保険財政への国庫負担割合をふやすことを求める意見書提出について
- 1 陳第10号 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書提出に関する陳情について
- 1 陳第12号 最低保障年金制度の創設を求める意見書提出に関する陳情について
- 1 陳第13号 国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書提出に関する陳情について
- 1 環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

1 議会運営等に関する諸問題の調査について

1 議会の情報公開に関する調査について

○議長（真野頼隆君） 日程第28、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、目下委員会において審査中の事件並びに所管事務の調査について、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。

各常任委員会及び議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 異議なしと認めます。

したがってそのように決定しました。

閉 会 中 継 続 審 査 ・ 調 査 申 出 書

本委員会は審査・調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査・調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第104条の規定により申し出ます。

平成24年6月15日

総務産業常任委員長 高岡利治

水俣市議会議長 真野頼隆 様

記

事件の番号	件 名	理 由
陳第14号	防災対策など住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機能の充実を求める意見書提出に関する陳情について	慎重審査を要するため
	一般行財政並びに商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため
	御所浦港から水俣港間の旅客船運航再開に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

閉 会 中 継 続 審 査 ・ 調 査 申 出 書

本委員会は調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査・調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第104条の規定により申し出ます。

平成24年6月15日

厚生文教常任委員長 塩崎信介

水俣市議会議長 真野頼隆 様

記

事件の番号	件 名	理 由
陳第2号	公的年金の改悪に反対する意見書提出を求める陳情について	慎重審査を要するため
陳第5号	350万人のウィルス性肝炎患者の救済について国への意見書提出を求める陳情について	慎重審査を要するため
陳第8号	改正介護保険制度の充実に関することを求める意見書の提出に関する陳情について	慎重審査を要するため

陳第9号	国民健康保険財政への国庫負担割合をふやすことを求める意見書提出に関する陳情について	慎重審査を要するため
陳第10号	大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書提出に関する陳情について	慎重審査を要するため
陳第12号	最低保障年金制度の創設を求める意見書提出に関する陳情について	慎重審査を要するため
陳第13号	国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書提出に関する陳情について	慎重審査を要するため
	環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

閉 会 中 継 続 調 査 申 出 書

本委員会は調査中の事件について、次のとおり閉会中もお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第104条の規定により申し出ます。

平成24年6月14日

議会運営委員長 大 川 末 長

水俣市議会議長 真 野 頼 隆 様

記

事件の番号	件 名	理 由
	議会運営等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため
	議会の情報公開に関する調査について	実情を調査する必要があるため

日程第29 議第68号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第30 議第69号 固定資産評価員の選任について

日程第31 意見第3号 乳幼児医療費助成拡充を求める意見書について

○議長（真野頼隆君） 日程第29、議第68号人権擁護委員候補者の推薦について、日程第30、議第69号固定資産評価員の選任について、日程第31、意見第3号乳幼児医療費助成拡充を求める意見書について、以上3件を一括して議題とします。

議第68号

人権擁護委員候補者の推薦について

本市の人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律139号）第6条第3項の規定に基づき、市議会の意見を求める。

平成24年6月20日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

住 所 水俣市袋789番地

氏 名 村上 文世

生年月日 昭和26年7月18日

（提案理由）

人権擁護委員の候補者として、本案のように推薦しようとするものである。

議第69号

固定資産評価員の選任について

本市の固定資産評価員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第404条第2項の規定に基づき、市議会の同意を求める。

平成24年6月20日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

住 所 水俣市洗切町7番15号

氏 名 鬼塚 吉文

生年月日 昭和33年1月24日

（提案理由）

職員の人事異動に伴い、新たに固定資産評価員として、本案のように選任しようとするものである。

意見第3号

乳幼児医療費助成拡充を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり水俣市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成24年6月20日

提出者

厚生文教常任委員会

委員長 塩 崎 信 介

水俣市議会議長 真 野 頼 隆 様

（別紙）

乳幼児医療費助成拡充を求める意見書

熊本県の乳幼児医療費無料化は1歳未満を対象に1973年にスタートしました。当初は実施市町村に費用の3分の2を県が助成する形でスタートし、その後補助率は2分の1となり、2000年から対象年齢を多子世帯以外は0歳から4歳未満まで広げましたが、その後現在まで改善されていません。

全国的には、平成21年の資料では37都道府県が就学前までの医療費助成（通院）を実施しており、熊本県の4歳未満は下から2番目となっています。

県は、熊本県子ども輝き条例において、「子どもたちは地域の宝であり、郷土の自然、文化、歴史を継承し、次代の熊本、国、そして世界を担う私たちすべての未来です。」と位置づけています。

子育て支援は、社会が担うべき大きな柱です。

2010年国民生活基礎調査（概況）では相対貧困率・子どもの貧困率ともに過去最悪の水準となっています。

子ども手当の見直し、年少扶養控除廃止、児童扶養手当の減額などで、子育て世代の家計はますます圧迫されることは必至です。

現在の県内の子ども医療費への助成は市町村の負担が大きくなっており、県からの助成拡充が急務です。

よって県におかれては、乳幼児医療費助成事業の対象年齢を就学前まで拡充することを実現されるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成24年6月20日

水 俣 市 議 会

○議長（真野頼隆君） 順次提案理由の説明を求めます。

まず、議第68号及び議第69号について、宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 本定例市議会に追加提案いたしました議案について、順次提案理由の御説明をさせていただきます。

まず、議第68号人権擁護委員候補者の推薦について申し上げます。

このたび、村上文世委員の任期が本年9月30日をもって満了となりますが、引き続き同氏を推薦いたしたく御提案申し上げる次第であります。

同氏につきましては、人格識見や中立公正さともにすぐれた方で、人権相談や人権啓発などに熱意を持って積極的に取り組まれており、人権擁護委員としてまことに適任であると存じます。

次に、議第69号固定資産評価員の選任について申し上げます。

本案は、本年4月1日に実施いたしました市職員の人事異動に伴い、固定資産評価員である税務課長が交代いたしましたので、新税務課長の鬼塚古文君を選任しようとするものであります。

以上、本定例市議会に追加提案いたしました議第68号及び議第69号について、提案理由の御説明を申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御同意いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（真野頼隆君） 次に、意見第3号について、提出者代表、厚生文教委員長塩崎信介議員。

（厚生文教委員長 塩崎信介議員登壇）

○厚生文教委員長（塩崎信介君） 意見第3号乳幼児医療費拡充を求める意見書について、これから案文を読み上げます。提案理由の説明にかえさせていただきます。

熊本県の乳幼児医療費無料化は1歳未満を対象に1973年にスタートしました。当初は実施市町村に費用の3分の2を県が助成する形でスタートし、その後補助率は2分の1となり、2000年から対象年齢を多子世帯以外は0歳から4歳未満まで広げましたが、その後現在まで改善されていません。

全国的には、平成21年の資料では37都道府県が就学前までの医療費助成（通院）を実施しており、熊本県の4歳未満は下から2番目となっています。

県は、熊本県子ども輝き条例において、「子どもたちは地域の宝であり、郷土の自然、文化、歴史を継承し、次代の熊本、国、そして世界を担う私たちすべての未来です。」と位置づけています。

子育て支援は、社会が担うべき大きな柱です。

2010年国民生活基礎調査（概況）では相対貧困率・子どもの貧困率ともに過去最悪の水準となっています。

子ども手当の見直し、年少扶養控除廃止、児童扶養手当の減額などで、子育て世代の家計はますます圧迫されることは必至です。

現在の県内の子ども医療費への助成は市町村の負担が大きくなっており、県からの助成拡充が急務です。

よって県におかれては、乳幼児医療費助成事業の対象年齢を就学前まで拡充することを実現されるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成24年6月20日

水 俣 市 議 会

全議員の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（真野頼隆君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから質疑に入ります。

ただいま、市長並びに厚生文教委員長から提案理由の説明がありました本3件について質疑はありませんか。

（「議長」「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 福田斉議員。

○福田斉君 議第68号について、ちょっとお尋ねしたいと思います。3点ほどございます。

改めて人権擁護委員の業務内容、簡単によろしいですけれども、それを1点伺いたいと思います。

そして、市長提案の村上氏の再任に向けての推薦提案であったと思いますけれども、差し支えない程度に御立場といたしますか、同氏のプロフィールについてちょっとお尋ねしたいと思います。

それと3点目が、急遽、本最終日に提案というふうになったわけですがございますけれども、こういった人事案件につきましては、過去の事例もございます。仮に否決となった場合は、御本人の名誉に関わることでございます。こういった最終日に諮られたという経緯について、3点。以上でございます。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

本山総務企画部長。

○総務企画部長（本山祐二君） 福田議員の御質問についてお答えいたします。

まず、業務内容ということでございますけれども、現在、人権擁護委員につきましては6名ほどいらっしゃいます。これは国の、法務大臣の委嘱を受けまして、主に水俣市内におきまして

は、年に2回、人権週間というのがございますけれども、6月と12月に市役所のほうで人権相談等を行ってもらってます。それと所属が八代の法務局になりますので、八代のほうで年に3・4回ほどそういう相談業務を行っているということです。当然いろいろな研修等にも行っていただいているところでございます。

それから、プロフィールにつきましてでございますけれども、村上委員につきましては、このほかにも保護司、それから民生委員、主任児童委員、このようなことも兼務していただいております。非常に福祉関係の業務に邁進していただいているということでございます。

それから、最終日になぜ提案になったかということでございますけれども、この人権擁護委員と固定資産評価員につきまして、今までの事例に従いましてさせていただきましたけれども、事前にできれば今後は検討させていただきたいと思っております。以上です。

○議長（真野頼隆君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま質疑を終わりました本3件は、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 異議なしと認めます。

したがって本3件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

本3件について討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第68号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

本件は、異議ないと決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、異議ない旨決定しました。

○議長（真野頼隆君） 次に、議第69号固定資産評価員の選任についてを採決します。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、これに同意することに決定しました。

○議長（真野頼隆君） 次に、意見第3号乳幼児医療費助成拡充を求める意見書についてを採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決しました。

日程第32 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

○議長（真野頼隆君） 日程第32、選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

まず、選挙管理委員会委員の選挙から行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によることとし、議長において指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 異議なしと認めます。

したがって選挙の方法は、指名推選によることとし、議長において指名することに決定しました。

選挙管理委員会委員に吉村明賢君、大石健一君、佐伯宗雄君、松田喜正君、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長において指名しました4人の方を選挙管理委員会委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 異議なしと認めます。

したがってただいま指名しました4人の方が選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によることとし、議長において指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（真野頼隆君） 異議なしと認めます。

したがって選挙の方法は、指名推選によることとし、議長において指名することに決定しました。

補充員に井上信二君、平田智士君、松山勝征君、市来敏明君、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長において指名しました4人の方を補充員と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（真野頼隆君） 異議なしと認めます。

したがってただいま指名しました4の方が補充員に当選されました。

次に、補充の順序についてお諮りします。

補充の順序は、ただいま議長が指名した順序にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（真野頼隆君） 異議なしと認めます。

したがって補充の順序は、ただいま議長が指名した順序に決定しました。

ただいまの選挙によって選挙管理委員会委員及び補充員の当選人が決定しましたが、当選の告知については議長において措置しますので御了承願います。

○議長（真野頼隆君） 以上で本日の日程は全部終わり、今期定例会の全日程を終了しました。

これで平成24年第2回水俣市議会定例会を閉会します。

午前11時21分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

水俣市議会 議長 真 野 頼 隆

署名議員 中 村 幸 治

署名議員 福 田 齊

平成24年 6 月第 2 回水俣市議会定例会（6 月 1 日～6 月20日）

〔議 案〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
議第48号	専決処分の報告及び承認について 専第3号 平成23年度水俣市病院事業 会計補正予算（第5号）	6 月 1 日	厚生文教	6 月20日 承 認	
議第49号	専決処分の報告及び承認について 専第4号 水俣市税条例の一部を改正 する条例の制定について	6 月 1 日	総務産業	6 月20日 承 認	
議第50号	専決処分の報告及び承認について 専第5号 水俣市国民健康保険税条例 の一部を改正する条例の制 定について	6 月 1 日	総務産業	6 月20日 承 認	
議第51号	専決処分の報告及び承認について 専第6号 平成23年度水俣市一般会計 補正予算（第9号）	6 月 1 日	各 委	6 月20日 承 認	
議第52号	専決処分の報告及び承認について 専第7号 平成23年度水俣市病院事業 会計補正予算（第6号）	6 月 1 日	厚生文教	6 月20日 承 認	
議第53号	専決処分の報告及び承認について 専第8号 平成24年度水俣市一般会計 補正予算（第1号）	6 月 1 日	厚生文教	6 月20日 承 認	
議第54号	水俣市印鑑の登録及び証明に関する条例 等の一部を改正する条例の制定について	6 月 1 日	厚生文教	6 月20日 原案可決	
議第55号	水俣市特別職の職員で非常勤のものの報 酬及び費用弁償条例の一部を改正する条 例の制定について	6 月 1 日	総務産業	6 月20日 原案可決	
議第56号	水俣市営住宅条例の一部を改正する条例 の制定について	6 月 1 日	総務産業	6 月20日 原案可決	
議第57号	水俣市体育施設条例の一部を改正する条 例の制定について	6 月 1 日	厚生文教	6 月20日 原案可決	
議第58号	平成24年度水俣市一般会計補正予算（第 2号）	6 月 1 日	各 委	6 月20日 原案可決	
議第59号	平成24年度水俣市国民健康保険事業特別 会計補正予算（第1号）	6 月 1 日	厚生文教	6 月20日 原案可決	
議第60号	平成24年度水俣市後期高齢者医療特別会 計補正予算（第1号）	6 月 1 日	厚生文教	6 月20日 原案可決	
議第61号	平成24年度水俣市介護保険特別会計補正 予算（第1号）	6 月 1 日	厚生文教	6 月20日 原案可決	

議第62号	平成24年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	6月1日	総務産業	6月20日 原案可決	
議第63号	平成24年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）	6月1日	総務産業	6月20日 原案可決	
議第64号	指定管理者の指定について	6月1日	—	6月12日 撤回承認	
議第65号	水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等の変更について	6月1日	総務産業	6月20日 原案可決	
議第66号	熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について	6月1日	厚生文教	6月20日 原案可決	
議第67号	工事請負契約の締結について	6月1日	総務産業	6月20日 原案可決	
議第68号	人権擁護委員候補者の推薦について（村上文世君）	6月20日	省 略	6月20日 異議なし	
議第69号	固定資産評価員の選任について（鬼塚吉文君）	6月20日	省 略	6月20日 同 意	

〔意見書〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
意見第3号	乳幼児医療費助成拡充を求める意見書について	6月20日	省 略	6月20日 原案可決	委員会 提 案

〔選 挙〕

件 名	選挙月日	当 選 人	備 考
選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について	6月20日	(委 員) 吉村明賢・佐伯宗雄・松田喜正・大石健一 (補充員) 井上信二・平田智士・松山勝征・市来敏明	指名推選

〔報 告〕

番 号	件 名	報告月日
報告第2号	繰越明許費の報告について	6月1日
報告第3号	繰越明許費の報告について	6月1日
報告第4号	予算の繰越しの報告について	6月1日
報告第5号	株式会社みなまたの経営状況報告について	6月1日

報告第6号	水俣市土地開発公社の経営状況報告について	6月1日
報告第7号	財団法人水俣市振興公社の経営状況報告について	6月1日
報告第8号	みなまた環境テクノセンターの経営状況報告について	6月14日
報告第9号	専決処分の報告について	6月14日
報告第10号	専決処分の報告について	6月20日

〔継続調査〕

件名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
一般行財政並びに商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	6月20日	総務産業	6月20日 継続調査	
御所浦港から水俣港間の旅客船運航再開に関する諸問題の調査について				
環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について	6月20日	厚生文教	6月20日 継続調査	
議会運営等に関する諸問題の調査について	6月20日	議会運営	6月20日 継続調査	
議会の情報公開に関する調査について				

〔陳 情〕

受理番号	件名	代表者の住所及び氏名	付託委員会	提案月日	結 末
陳第7号	消費税引き上げに反対する意見書提出を求める陳情について	葦北郡津奈木町 岩城2123-40 坂口 正人	総務産業	6月12日	6月20日 不採択
陳第8号	学校図書館の蔵書整備・充実に関する陳情について	水俣市大園町 1-3-1 宮崎 容一	厚生文教	6月12日	6月20日 採 択
陳第9号	熊本県へ子ども医療費完全無料化を就学前まで拡充することを求める意見書提出に関する陳情について	水俣市深川 825-21 高岡 朱美	厚生文教	6月14日	6月20日 採 択

〔前回から継続審査となっている請願・陳情〕

受理番号	件名	代表者の住所及び氏名	付託委員会	提案月日	結 末
請第1号	建設に働く仲間と地域経済を救うルールづくりの請願について	葦北郡津奈木町 岩城2123-40 坂口 正人	総務産業	平成23年 6月10日	6月20日 不採択

陳第5号	350万人のウィルス性肝炎患者の救済について国への意見書提出を求める陳情について	熊本市龍田陣内 2-25-43-104 斉藤 紀枝	厚生文教	平成23年 8月26日	6月20日 継続審査
陳第7号	熊本県へ子ども医療費完全無料化を中学3年生まで拡充することを求める意見書提出に関する陳情について	水俣市汐見町 2丁目3-3 野中 真理	厚生文教	平成23年 9月8日	6月1日 撤回承認
陳第8号	改正介護保険制度の充実に関することを求める意見書の提出に関する陳情について	水俣市桜井町 2-2-12 神崎 光明	厚生文教	平成23年 11月25日	6月20日 継続審査
陳第9号	国民健康保険財政への国庫負担割合をふやすことを求める意見書提出に関する陳情について	水俣市桜井町 2-2-12 神崎 光明	厚生文教	平成23年 11月25日	6月20日 継続審査
陳第10号	大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書提出に関する陳情について	熊本市神水 1-20-15-102 田中 直光	厚生文教	平成23年 11月25日	6月20日 継続審査
陳第11号	所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出を求める陳情について	水俣市栄町 1-1-25 掃本 博昭	総務産業	平成23年 11月25日	6月20日 不採択
陳第12号	最低保障年金制度の創設を求める意見書提出に関する陳情について	水俣市洗切町 18-17 国宗 直	厚生文教	平成23年 11月25日	6月20日 継続審査
陳第13号	国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書提出に関する陳情について	水俣市汐見町 2-3-3 野中 真理	厚生文教	平成23年 11月25日	6月20日 継続審査
陳第14号	防災対策など住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機能の充実を求める意見書提出に関する陳情について	八代市萩原町 1-708-2 田形 隆一	総務産業	平成23年 12月8日	6月20日 継続審査
陳第1号	水俣病特別措置法に基づく未救済患者の申請期限に関する意見書提出を求める陳情について	水俣市江添 1072-11 坂本 龍虹	厚生文教	2月24日	6月20日 不採択
陳第2号	公的年金の改悪に反対する意見書提出を求める陳情について	熊本市神水 1丁目30-7 國宗 直	厚生文教	2月24日	6月20日 継続審査
陳第4号	水俣病特別措置法に基づく未認定患者の申請促進を求める陳情について	水俣市江添 1072-11 坂本 龍虹	厚生文教	2月24日	6月20日 不採択
陳第6号	消費税増税に反対する意見書提出を求める陳情について	水俣市汐見町 2丁目3-3 野中 真理	総務産業	3月8日	6月20日 不採択